

泉佐野市地域防災計画 (案)

平成 24 年 2 月 版

目次

■ 第1編 総則・災害予防対策編 ■	1
第1部 総則	2
第1節 本計画の目的	3
第2節 地域の概要	5
第3節 災害の想定	10
第4節 防災に関する基本方針	18
第5節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱	23
第6節 住民、事業所の基本的責務	30
第7節 計画の修正及び周知徹底	31
第2部 災害予防対策	32
第1章 災害に強いまちづくり	33
第1節 都市の防災機能の強化	34
第2節 建築物の安全強化	38
第3節 大阪府地震防災アクションプランの推進	40
第4節 東南海・南海地震による津波被害防止対策の推進	41
第5節 水害予防対策の推進	42
第6節 土砂災害予防対策の推進	45
第7節 危険物等災害予防対策の推進	50
第8節 原子力災害予防対策の推進	52
第2章 災害応急対策・復旧対策への備え	57
第1節 総合的防災体制の整備	58
第2節 情報収集伝達体制の整備	64
第3節 火災予防対策の推進	66
第4節 消火、救出・救助、救急体制の整備	69
第5節 災害時医療体制の整備	72
第6節 緊急輸送体制の整備	75
第7節 避難収容体制の整備	78
第8節 緊急物資確保体制の整備	82
第9節 ライフライン確保体制の整備	84
第10節 交通確保体制の整備	88
第11節 防災営農計画	88
第12節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備	89
第3章 地域防災力の向上	90
第1節 防災意識の高揚	91
第2節 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画	93

目次

第3節	自主防災体制の整備	95
第4節	ボランティアの活動環境の整備	98
第5節	災害時要援護者への配慮	99
第6節	帰宅困難者支援体制の整備	100
■ 第2編 地震災害応急対策・復旧対策編 ■		101
第1部	地震災害応急対策	102
第1章	初動期の活動	103
第1節	組織動員	104
第2節	津波対策	111
第3節	災害情報の収集伝達	117
第4節	災害広報	123
第5節	広域応援等の要請・受入れ	125
第6節	自衛隊の災害派遣	129
第7節	消火活動	131
第8節	救助・救急活動	134
第9節	医療活動	135
第10節	避難誘導	139
第11節	二次災害の防止	145
第12節	緊急輸送活動	147
第13節	交通規制・管制	149
第14節	ライフラインの緊急対応	152
第15節	交通の安全確保	153
第2章	応急復旧期の活動	154
第1節	災害救助法の適用	155
第2節	避難所の開設・運営	157
第3節	緊急物資の供給	160
第4節	保健衛生活動	164
第5節	福祉活動	166
第6節	社会秩序の維持	168
第7節	ライフライン・放送の確保	169
第8節	交通の機能確保	171
第9節	農林関係応急対策	172
第10節	住宅の応急確保	173
第11節	応急教育等	174
第12節	廃棄物の処理	177
第13節	遺体の処理及び埋葬	179
第14節	自発的支援の受入れ	181
第2部	災害復旧・復興対策	183
第1章	生活の安定	184

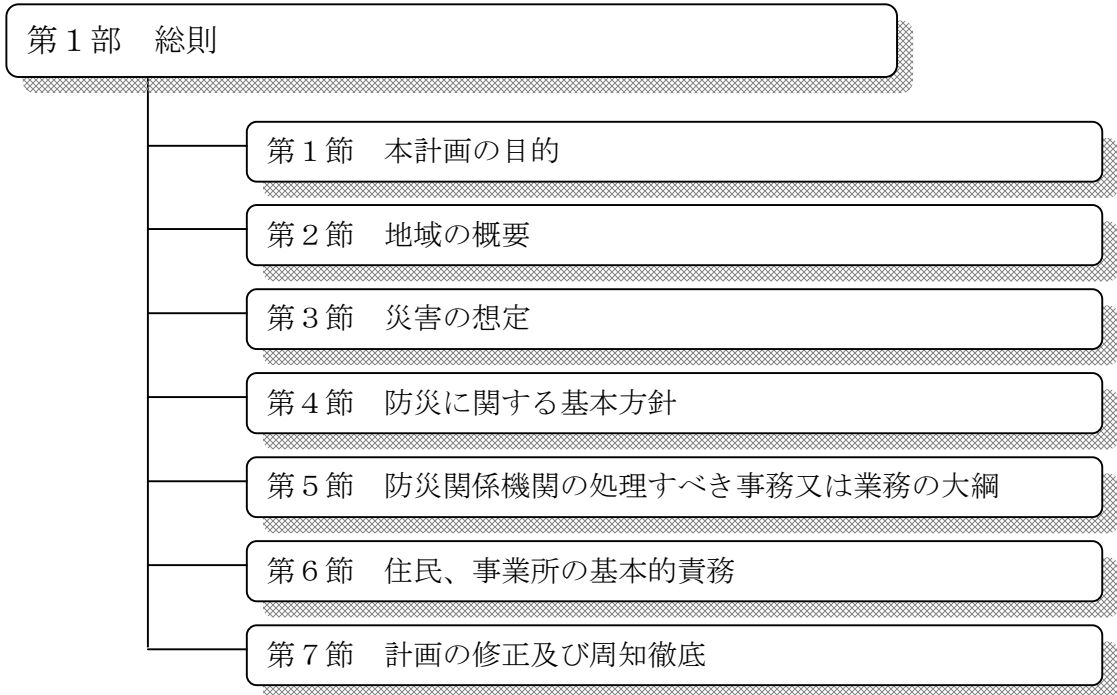
第1節	公共施設等の復旧計画	185
第2節	災害復旧事業に伴う財政援助及び助成	187
第3節	民生の安定	188
第4節	経済の安定	189
第2章	復興の基本方針	193
第3部	東海地震の警戒宣言に伴う対応	195
第1節	総則	196
第2節	東海地震注意情報発表時の措置	197
第3節	警戒宣言が発せられた時の対応措置	198
第4節	市民、事業所に対する広報	201
■	第3編 風水害応急対策・復旧対策編	202
■		
第1部	風水害応急対策	203
第1章	災害警戒期の活動	204
第1節	気象予警報等の伝達	205
第2節	組織動員	212
第3節	警戒活動	218
第4節	避難誘導	224
第2章	災害発生後の活動	232
第1節	災害情報の収集伝達	233
第2節	災害広報	237
第3節	広域応援等の要請・受入れ	239
第4節	自衛隊の災害派遣	243
第5節	救助・救急活動	245
第6節	医療活動	246
第7節	緊急輸送活動	250
第8節	交通規制・管制	252
第9節	公共土木施設等・建築物応急対策	255
第10節	ライフライン・放送の確保	257
第11節	交通の確保	260
第12節	農林関係応急対策	262
第13節	災害救助法の適用	263
第14節	避難所の開設・運営	265
第15節	緊急物資の供給	268
第16節	保健衛生活動	269
第17節	福祉活動	271
第18節	社会秩序の維持	273
第19節	住宅の応急確保	274
第20節	応急教育等	275
第21節	廃棄物の処理	278

目次

第22節 遺体の処理及び埋葬.....	280
第23節 自発的支援の受入れ.....	282
第2部 その他災害応急対策.....	284
第1節 林野火災等応急対策.....	285
第2節 危険物等災害応急対策.....	287
第3節 航空機災害応急対策.....	288
第4節 海上災害応急対策.....	292
第5節 その他災害応急対策.....	295
第3部 災害復旧・復興対策.....	296
第1章 生活の安定.....	297
第1節 公共施設等の復旧計画.....	298
第2節 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成.....	300
第3節 民生の安定.....	301
第4節 経済の安定.....	302
第2章 復興の基本方針.....	306
■ 第4編 原子力災害応急対策・復旧対策編 ■	308
第1部 原子力災害応急対策.....	309
第1節 基本方針.....	310
第2節 組織動員.....	311
第3節 災害情報の収集伝達.....	316
第4節 初動体制の確立.....	319
第5節 災害広報.....	320
第6節 原子力災害合同対策協議会の組織.....	323
第7節 広域応援等の要請・受入れ.....	324
第8節 自衛隊の災害派遣.....	326
第9節 防災業務関係者の安全確保.....	329
第10節 屋内退避・避難誘導.....	330
第11節 避難所の開設・運営.....	333
第12節 飲料水、飲食物の接種制限等.....	335
第13節 交通規制・緊急輸送活動.....	337
第14節 消火、救出・救助、救急活動.....	339
第15節 医療救護活動.....	340
第16節 社会秩序の維持.....	341
第17節 核燃料物質等の事業所外運搬中の事故に対する迅速かつ円滑な応急対策.....	342
第2部 原子力災害復旧対策.....	343
第1節 原子力災害復旧対策の推進.....	344

■ 第1編 総則・災害予防対策編 ■

第1部 総則



第1節 本計画の目的

泉佐野市地域防災計画は、災害対策基本法第42条の規定及び東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号）第6条（推進計画）の規定に基づき、泉佐野市防災会議が定める計画であって、本市の地域並びに市民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、本市の地域に係る災害予防、災害応急対策及び災害復旧等に関し、市及び関係機関が処理すべき事務又は業務の大綱を定め、もって防災活動の総合的かつ効果的な実施を図ることを目的とする。

ここで、本計画の対象となる区域は、泉佐野市全域とする。

ただし、石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号）に定める特別防災区域に指定されている関西国際空港地区に係る防災については、同法第31条の規定に基づく大阪府石油コンビナート等防災計画によるが、同計画と十分調整し、連携を図るものとする。

なお、本計画は、第1編 総則・災害予防対策編、第2編 地震災害応急対策・復旧対策編、第3編 風水害等応急対策・復旧対策編、第4編 原子力災害応急対策・復旧対策編及び第5編 資料編から構成されている。

各編で対応する内容は、次のとおりとする。

表 泉佐野市地域防災計画の構成

第1編 総則・災害予防 対策編	計画の目的を明らかにし、市及び防災関係各機関等の責務と災害に対して処理すべき事務又は業務の大綱を定める。また、災害の未然防止対策、市民への啓発活動及び災害発生直後の応急対策・復旧対策を迅速かつ的確に実施するための事前の備えについて明記し、平常時にとるべき防災活動全般についての総合的な計画を定める。
第2編 地震災害応急対策 ・復旧対策編	大規模な地震災害に対応するため、災害を想定しての防ぎよ措置、災害の拡大防止措置及び被災者に対する応急救助の措置について基本的な計画を定める。また、被災者の生活再建のための各種施策及び復興の基本方針について定める。さらに、東海地震の警戒宣言に伴う対応について定める。
第3編 風水害等応急対策 ・復旧対策編	風水害、土砂災害及び大規模地震災害以外の災害に対応するため、災害が発生し、又は発生するおそれのある場合の防ぎよ措置、災害の拡大防止措置及び被災者に対する応急救助の措置について基本的な計画を定める。また、被災者の生活再建のための各種施策及び復興の基本方針について定める。
第4編 原子力災害応急 対策・復旧対策編	原子力災害に対応するため、災害が発生し、又は発生するおそれのある場合の防ぎよ措置、被害の拡大防止措置及び被災者に対する医療救護措置等について基本的な計画を定める。また、被災地域の社会秩序維持との生活再建のための各種施策について定める。
第5編 資料編	各対策の実施に必要な資料・法令・様式等を収録する。

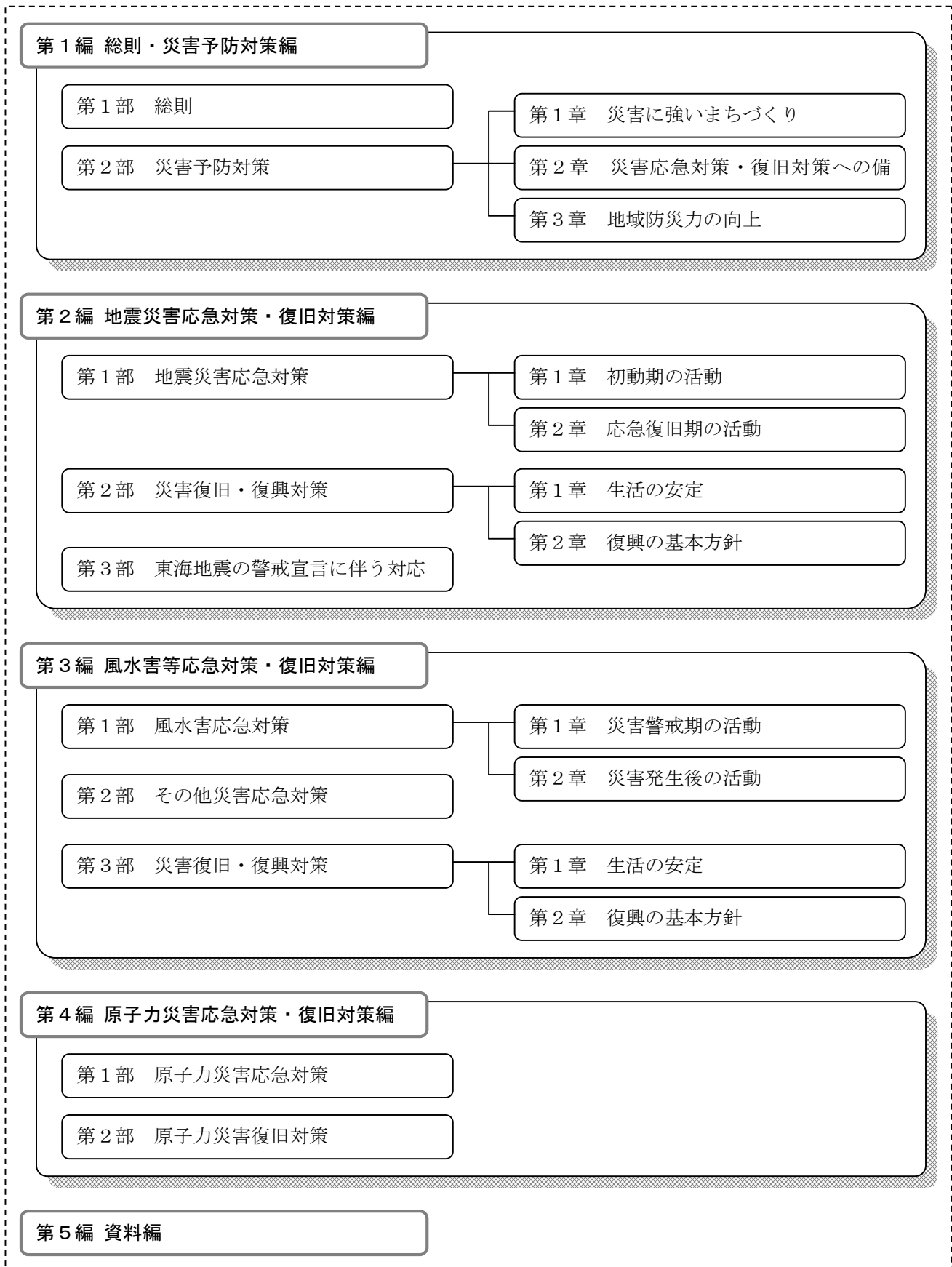


図 泉佐野市地域防災計画の構成

第2節 地域の概要

1. 自然的条件

(1) 位置

本市は、大阪府の南部に位置し、北西は大阪湾に面し、南東は和泉山脈の分水界を境界として直接和歌山県に、また北東は貝塚市、熊取町に、南西は田尻町、泉南市に接する。市役所の位置は、東経 135 度 19 分 48 秒、北緯 34 度 24 分 13 秒であり、市域は南北に細長く、面積は 55.03km² である。

(2) 地勢

本市の地形は、北西から、埋立地・低地（海岸平野、河川沿いの谷底平野）、台地（泉南台地）、丘陵地（泉南丘陵）、山地（和泉山地）の4つの地帯に区分され、臨海部は住宅と工業の混合地域、台地部は住宅と商業の混合地域、丘陵部は森林地域として利用されている。

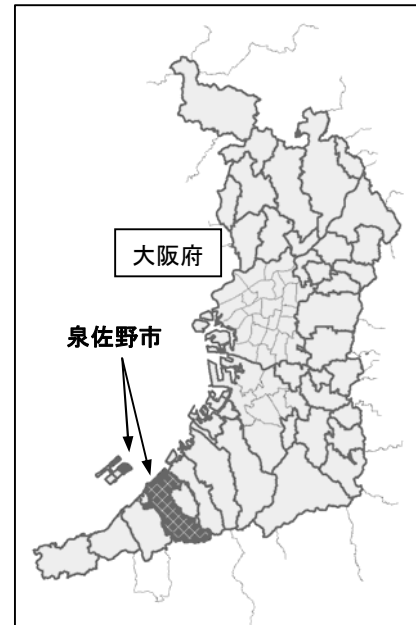


図 泉佐野市の位置

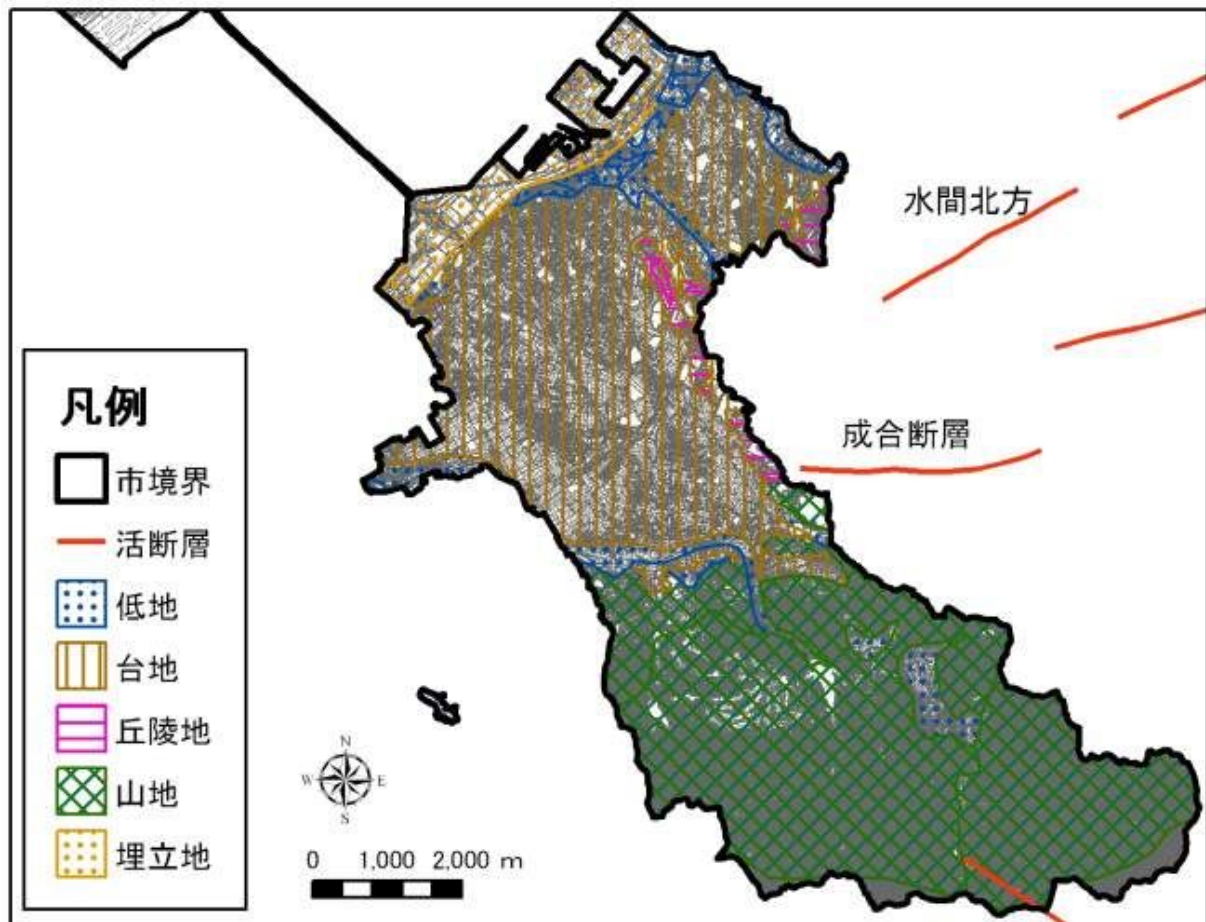


図 地形区分の概要

(3) 気象

瀬戸内式気候区に属し、穏やかな気候で、年平均気温は16℃前後、年平均風速は2.2m/s前後、雨量は年平均1,280mm程度である。(大阪管区气象台 熊取観測所 平成13年から平成22年調べ) 降雨は6月下旬を中心とする梅雨期、台風期を含む秋雨期に集中する。

2. 社会的条件

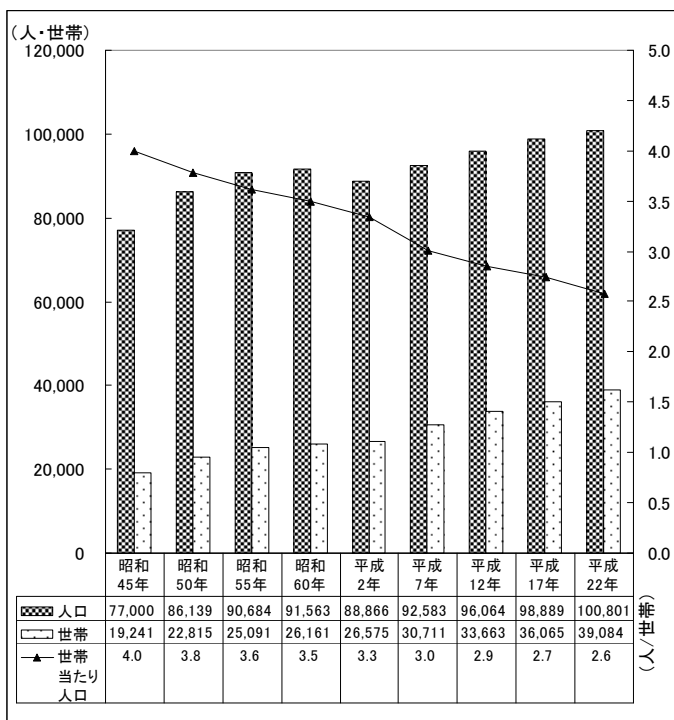
(1) 人口

本市の人口は、昭和61年まで増加してきたが、地価の高騰等の影響を受け減少に転じた。しかし、関西国際空港開港の影響などを受けて平成4年以降は再び増加に転じ、平成22年10月1日現在(国勢調査)では、100,801人、39,084世帯となっている。

一世帯当たり人員は、平成2年は3.34人であったが、単身者世帯などの増加により、平成22年には2.6人へと減少している。

また、高齢化も顕著となり、平成2年の高齢化率(総人口に対する65歳以上人口の割合)は11.0%であったが、平成22年には21.7%に上昇している。

〔人口・世帯数の変化〕



〔高齢化率の変化〕

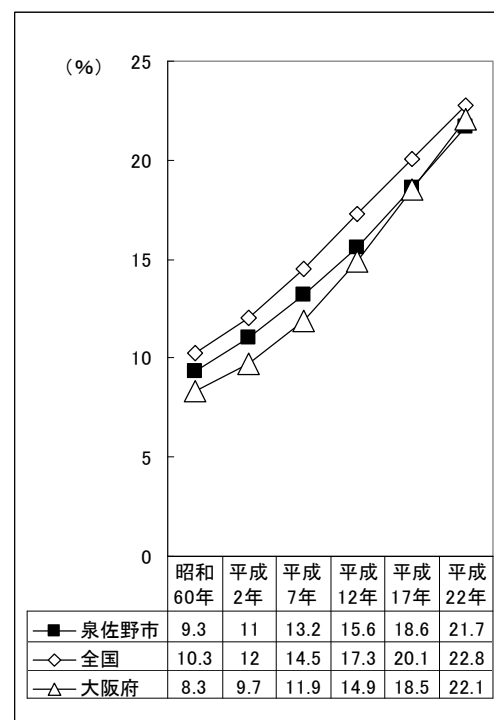


図 泉佐野市の人口の変化

(2) 土地利用

本市の土地利用は、海岸線から南海泉佐野駅周辺までの埋立地・低地に分布する市街化地区（臨海地域）、台地から丘陵地にかけて分布する宅地・農業地区、南部の山地に分布する山林地区に大別される。

〔市街化地区（臨海地域）〕

この地域は、南海本線より海側の地域で、埋立て造成された空港島をはじめりんくうタウンと食品コンビナート・漁港周辺、住宅が密集する旧市街地、商業・業務、住宅などの用途が混在する南海泉佐野駅周辺で構成される。

〔宅地・農業地区〕

この地域は、南海本線から阪和自動車道までの台地と丘陵からなる地域で、古くから農業的な土地利用が図られ、地場産業の興隆を経て、近年では、宅地造成が進行しつつある地域となっている。まとまりのある優良農地がある一方、住宅と工場の混在する市街地をも分布しており、計画的な住宅団地、小規模な開発によるスプロール化が見られる。

〔山林地区〕

この地域は、阪和自動車道から府県境に至る山間地で、水源涵養や環境の保全、景観の形成等の役割を担う森林地帯と河川沿いに形成された集落からなり、相当部分は国定公園に指定され、自然豊かな地域となっている。

3. 災害の特性

次表に本市の地形、地質、災害履歴、土地利用等からみた災害の特性を整理した。

表 泉佐野市の災害特性

項目	低地	台地	丘陵地	山地
地形	市域の約1割を占める低地では、旧海岸沿いに海岸平野が分布し、佐野川、見出川沿いに谷底平野が分布している。近年の工業用地や漁港等としての埋立地に加えて、りんくうタウン建設のため大規模な埋立てが行われ、昔の海岸線は見られなくなった。	市域の約4割を占める泉南台地は阪和道以北に位置し、標高は10m～50mと南東方面に次第に高くなっている。台地の平坦面は中位あるいは低地の段丘面に相当する。	泉南丘陵は市域の北東部、熊取町との境界沿いに細くのびている。市域に占める割合はわずかである。標高は100m以下で林地等に利用されていたが最近では宅地開発が行われている。	市域の約4割を占める和泉山地は南部に位置し、標高は700m～400mで東から西に行くほど低下する。犬鳴川や樫井川支流沿いでは浸食が進み主谷は北東方向から南東―北西方向に走っている。山地斜面の傾斜度は20度以上が大部分で緩斜面は極めて少ない。
地質	低地の地層は沖積層の砂及び泥であり、厚さは3～5mと推定される。河川沿いには砂質堆積物が多く、一部礫質堆積物も分布する。礫質堆積物の厚さは1～2mで主に中～小円礫からなる。	中低位における礫質堆積物は直径数cm～十cmの円礫～垂鉛礫からなり、山地近くでは直径数十cmの巨礫を交える。厚さは5m程度で表面は褐色であるが全体として風化は受けていない。	丘陵地の地質は大阪層群であり、泥及び砂質堆積物、砂及び泥質堆積物、礫及び泥質堆積物からなる。	和泉山地北部の地質は花崗岩類と流紋岩類である。花崗岩類は風化しやすく、流紋岩類は風化に強く露岩が多い。 和泉山地南部の地質は和泉層群であり、礫岩、砂岩礫岩層、砂岩泥岩互層、泥岩からなる固結堆積物である。これらは泥岩を除き新鮮で強固な岩質である。
災害履歴	低地は昭和30年代まで堤防の決壊や高潮による外水はん濫が多かったが、現在は河川改修や防波堤が整備され、外水はん濫の危険性は少なくなった。最近では小規模の内水はん濫が多くなっている。	泉南台地は広く分布し、境界は不明瞭であるが複数の台地面が階段状に分布している。低い台地面や凹地では、周囲の高い台地面からの水の流れ込み等が排水しきれないため、浸水被害が発生している。	泉南丘陵では大規模な災害の記録はなく、災害に対して比較的安安全全であるといえる。しかし、昭和30年代後半からの人工改変のため、旧谷地形の盛土部分は平成元年の豪雨時に浸水した。これは盛土部分が圧密沈下を起こし相対的な凹地となったからと考えられる。	和泉山地では、山地を流れる樫井川沿いの台地に浸水の記録が確認されるものの、大きな災害の記録は確認できない。しかし、山麓堆積地形である沖積錘が見られ、豪雨時の出水により再移動し土石流が発生する危険がある。
土地利用の変遷	旧海岸沿いの低地はかつての砂礫地であり、松林がこれに沿って分布していたが、現在、盛土されて住宅や商工業地として利用されている。 また、臨海部には埋立てにより、食品コンビナートやりんくうタウンが形成された。	台地は大部分が農地であり、かんがい用ため池も多く見られたが、昭和30年代からの都市化により農地は宅地や工業用地に転用され、ため池も埋め立てられたものがある。	丘陵地の大部分は樹林地であったが、泉ヶ丘では宅地に転用され、日根野では学校など公共施設建設のための人工改変が著しい。	近年になって山間部には北部に阪和自動車道が開通し、関西空港自動車道への泉佐野JCTや上之郷ICも造られ、ゴルフ場も造成されるなど大規模な人工改変がなされた。

項目	低地	台地	丘陵地	山地
自然的素因からみた災害特性	水害	<p>都市化により地表がアスファルト等に被われ豪雨時の流水が地下に浸水しにくい状況にある。このため、表流水が低い部分に集中しやすく浸水の危険性がある。</p> <p>また、遊水池として機能していた農地の宅地化により、昔は浸水被害が生じなかった雨量でも浸水被害を生じる可能性が大きくなったといえる。</p> <p>南東側の丘陵地からの出水により浸水被害を生じるおそれがある。</p>	<p>都市化により地表がアスファルト等に被われ豪雨時の流水が地下に浸透しにくい状況にある。このため、表流水が低い部分に集中しやすく浸水の危険性がある。</p> <p>盛土部（旧谷部）は、盛土材の圧密沈下により周囲に比べて低くなっていることがあり、豪雨時に雨水が集中することが考えられる。</p>	—
	土砂災害	—	—	<p>山地は、急傾斜地（30°以上）が多く崩壊の危険性が高い。山地を構成する基盤岩のひとつである和泉層群は砂岩、頁岩の互層により層状岩盤であり、流れ盤斜面での層面すべりが発生しやすい。また基盤岩の花崗岩類は風化が進み、斜面崩壊の危険性が高い。</p> <p>これからの崩積土が河川を閉塞すると上流側は水位上昇による浸水、下流側は土石流の危険性がある。</p>

第3節 災害の想定

本計画の作成にあたって、本市における地勢、地質、気象等の自然的条件に加え、人口、産業の集中度、都市開発の進捗状況等の社会的条件及び災害履歴を勘案して災害を想定し、これを前提とする。

1. 想定する主な災害

本計画において想定する主な災害は、次のとおりである。

(1) 地震による災害（地震災害）

- ア. 地震による家屋、都市施設（電力、ガス、通信、上水道・下水道、交通施設等）の損壊及び人的被害
- イ. 地震に伴う火災
- ウ. 地震に伴う土砂災害
- エ. 地震に伴う津波
- オ. 地震に伴う社会的混乱

(2) 台風・集中豪雨等異常降雨による災害（風水害）

- ア. 河川のはん濫、浸水、ため池の決壊等
- イ. 高潮による海岸地域の浸水等
- ウ. 強風による家屋の倒壊、板類の飛散等
- エ. 低湿地域などの排水不足による浸水等
- オ. 宅地造成地及び急傾斜地崩壊危険区域におけるがけ崩れ、土石流等

(3) その他の災害

- ア 山地における大規模山林火災（林野火災等）
- イ 危険物の爆発等による災害（危険物等災害）
- ウ 航空機の墜落、遭難事故（航空機災害）
- エ 海上事故（海上災害）
 - (ア) 大型タンカー事故等による油災害
 - (イ) 多数の者の遭難を伴う船舶の遭難事故
- オ その他
 - (ア) 大規模車両災害
 - (イ) 旅客列車の転覆事故
 - (ウ) 都市区域等家屋密集地域、高層建築物における大規模火災等

(4) 原子力災害

2. 地震による被害想定

府は、府域及びその周辺地域に分布する活断層のうち、府域に大きな影響を及ぼすと考えられる活断層による直下型地震と海溝型地震による被害を想定した。

以下の被害想定結果は、「平成19年3月 大阪府自然災害総合防災対策検討（地震被害想定）報告書 大阪府」のうち、本市に関わる被害想定結果を整理したものである。

(1) 想定地震

表 想定地震一覧

直下型地震	①上町断層帯地震 ②生駒断層帯地震 ③有馬高槻断層帯地震 ④中央構造線断層帯地震
海溝型地震	⑤東南海・南海地震（南海トラフ）

(2) 想定地震発生時の条件

- ・季節、時間：冬の夕刻、平日午後6時頃
- ・気象条件、風速：晴れ、確率1%風速（1年のうち3日程度はありうる風速）

(3) 大阪府の被害想定に基づく本市における想定結果

表 本市における地震被害想定結果

想定地震	上町断層帯地震 A 上町断層帯地震 B	生駒断層帯 地震	有馬高槻断層帯 地震	中央構造線 断層帯地震	東南海・南海 地震	
地震の規模	マグニチュード (M) 7.5~7.8 計測震度 A) 4 ~6弱 B) 5弱~6強	マグニチュード (M) 7.3~7.7 計測震度 4~5強	マグニチュード (M) 7.3~7.7 計測震度 4~5弱	マグニチュード (M) 7.7~8.1 計測震度 5強~7	マグニチュード (M) 7.9~8.6 計測震度 4~6弱	
建物全半壊 棟数	全 壊 A) 235 棟 B) 3,140 棟 半 壊 A) 561 棟 B) 3,658 棟	全 壊 0 棟 半 壊 0 棟	全 壊 0 棟 半 壊 0 棟	全 壊 6,535 棟 半 壊 6,423 棟	全 壊 737 棟 半 壊 1,464 棟	
炎上出火 件数	A) 0 (0) 件 B) 2 (3) 件	0 (0) 件	0 (0) 件	6 (7) 件	0 (0) 件	
死傷者数	死 者 A) 0 人 B) 34 人 負 傷 者 A) 147 人 B) 967 人	死 者 0 人 負 傷 者 0 人	死 者 0 人 負 傷 者 0 人	死 者 92 人 負 傷 者 1,272 人	死 者 3 人 負 傷 者 417 人	
罹災者数	A) 2,493 人 B) 20,830 人	1 人	0 人	40,942 人	5,025 人	
避難所 生活者	A) 723 人 B) 6,041 人	1 人	0 人	11,874 人	1,458 人	
ライフライン	停電	A) 1,010 軒 B) 11,864 軒	0 軒	0 軒	31,765 軒	5,133 軒
	ガス供給停止	A) 0 戸 B) 24,000 戸	0 戸	0 戸	24,000 戸	0 戸
	断水	A) 11.2% B) 53.4%	0%	0%	58.5%	14.5%
	電話不通	A) 1,150 回線 B) 2,070 回線	115 回線	0 回線	15,525 回線	11 回線

第1部 総則
第3節 災害の想定

※上記想定結果は、「平成19年3月 大阪府自然災害総合防災対策検討（地震被害想定）報告書」による。なお、各地震における被害想定結果は、対象断層において異なる破壊モデル等を用いた複数のシナリオでの想定を行った結果のうち、影響の大きい結果が採用されている。

※上町断層帯地震については、北部に破壊開始点を設定するシナリオ（A）と南部に破壊開始点を設定するシナリオ（B）の結果が大きく異なることから、2つのシナリオを採用している。

※炎上出火件数は1日間の合計値。（ ）内は3日間の合計値

<資料>

- ・資料編：5-1 近畿地方及びその周辺的主要な活断層分布図
- ・資料編：5-2 泉佐野市災害履歴
- ・資料編：12-1 地震被害想定概要

3. 東南海・南海地震防災対策推進地域

(1) 東南海・南海地震防災対策推進地域

東南海・南海地震による災害から国民の生命、身体及び財産を保護するため、平成14年7月に東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（以下「法」という。）が制定され、法第3条の規定に基づき、平成23年4月1日現在で、1都2府18県414市町村が東南海・南海地震防災対策推進地域（以下「推進地域」という。）として指定されている。府では、本市をはじめ30市7町1村（平成23年4月1日時点の行政区画）が推進地域に指定されている。

なお、推進地域の指定基準（平成18年6月一部基準の見直し）は、次のとおりであるが、本市は震度に関する基準と津波に関する基準に該当する。

(ア) 震度に関する基準

震度6弱以上となる地域を基準とする。

(イ) 津波に関する基準

海岸での津波の高さ、陸上での津波の浸水深、海岸堤防の整備状況を考慮し、次の条件を満たす地域とする。

- ・「大津波」（3m以上）若しくは満潮時に陸上の浸水深が2m（漂流物が多いと見込まれる地域^{*}については1.2m）以上の津波が予想される地域のうち、これらの水位よりも高い海岸堤防がない地域

※「漂流物が多いと見込まれる地域」は、特定重要港湾及び重要港湾、人口集中（DID）地区とする。

(ウ) 推進地域の指定単位について

防災対策の基礎単位でもある市町村単位とする。

なお、市町村の一部地域について、著しい被害が生ずるおそれがある場合については、指定の単位は市町村単位とするが、対策については、各市町村の中で予想される被害に合わせた対応とすることも必要である。

(2) 東日本大震災を踏まえた津波避難対策の基本的な考え方

平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震においては、これまでの知見等により想定される規模をはるかに超えた巨大な地震・津波が発生し壊滅的な被害を生じた。

府では、この結果を受け、南海トラフにおいてもこれまでの想定を超える巨大地震・津波が発生するものと想定し、府域における津波災害について、当面、最大で津波高が従来計画の想定との2倍になると仮定して、「避難」を中心とするソフト対策を講じていくこととしている。

※上記方針は、平成23年7月6日現在のものであり、適時更新されていくものです

〈資料〉

- ・資料編：12-1 地震被害想定概要
- ・資料編：付図12(1) 津波の浸水区域図

4. 原子力災害想定

(1) 原子力事業所

本市域に影響を及ぼすおそれのある原子力災害対策特別措置法(以下「原災法」という。)第2条第4号でいう原子力事業所(以下「原子力事業所」という。)は、下表のとおりである。

表 原子力事業所一覧

原子力事業所	所在地	原災法上の位置付け
京都大学原子炉実験所	熊取町朝代西2丁目 1010番地	原災法第2条第3号ロ及びへ (原子炉の設置承認及び核燃料物質の 使用承認を受けた者)
原子燃料工業株式会社 熊取事業所	熊取町朝代西1丁目 950番地	原災法第2条第3号イ(加工事業の許 可を受けた者)

(2) 原子力防災対策を重点的に充実すべき地域の範囲

原子力防災対策を重点的に充実すべき地域の範囲 (EmergencyPlanningZone(以下「EPZ」という。))については、原子力安全委員会の「原子力施設等の防災対策について」(平成22年8月改定、以下「防災指針」という。)を十分に尊重し、京都大学原子炉実験所及び原子燃料工業株式会社熊取事業所からそれぞれおおむね半径500mの地域とする。

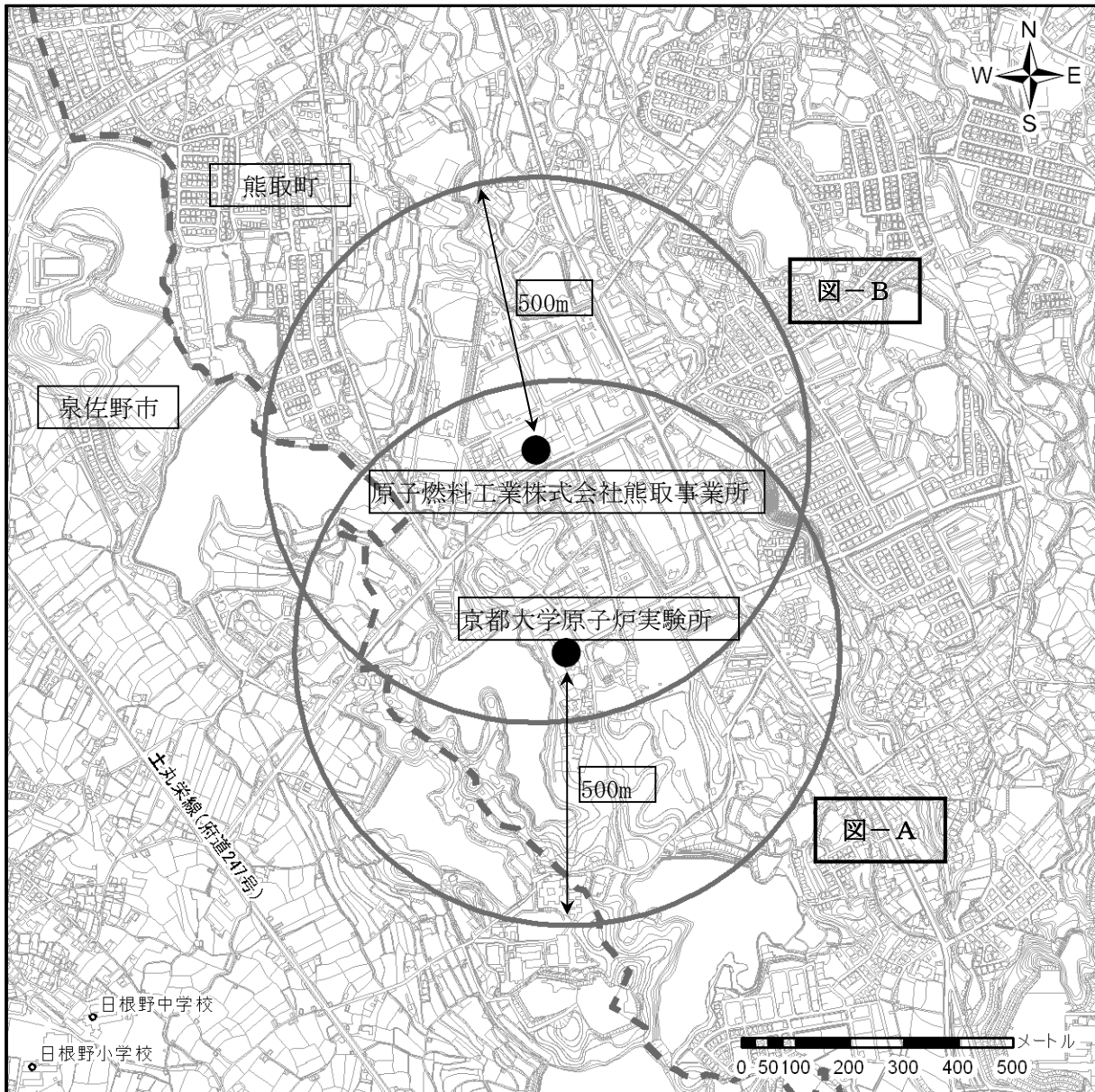


図 原子力防災対策を重点的に充実すべき地域の範囲

【図-A】 京都大学原子炉実験所のE P Z

【図-B】 原子燃料工業株式会社熊取事業所のE P Z

(3) 原子力災害(事故) の範囲

原子力災害とは、原子力事業者の原子炉の運転等（原子炉の運転、核燃料物質の加工、核燃料物質の使用、これらに付随して行われる運搬）により、放射性物質及び放射線が異常な水準で事業所外（事業所外運搬の場合は輸送容器外）へ放出された事態（原子力緊急事態）により、市民の生命、身体又は財産に生ずる被害をいう。

また、原子力事業所以外の事業所等において、放射線等が異常な水準で事業所外へ放出された事態により、市民の生命、身体又は財産に生ずる被害（放射線災害）を含む。

(4) 計画の基礎とすべき災害(事故) の想定

本市域に影響を及ぼすおそれのある原子力事業所は、そこで取扱われる放射性物質の種類、量、使用方法はそれぞれ異なる。また、これらの施設の安全審査において想定されている事故も異なる。そのため、本計画策定の基礎となる災害(事故)は、これらの点を考慮し、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和32年法律第166号)」(以下「原子炉等規制法」という。)による国の安全審査において採用されている最大規模の事故(以下「仮想事故等」という。)を基本とし、各事業所で想定される仮想事故等による放射性物質及び放射線の放出形態とその対策の概要を防災指針に沿って整理する。

ア. 京都大学原子炉実験所

原子炉施設である京都大学研究用原子炉（KUR）において、周辺環境に異常に放出され広域に影響を与える可能性の高い放射性物質としては、気体状のクリプトン、キセノンの希ガス及び揮発性の高い放射性物質であるヨウ素を主に考慮すれば十分であり、これらが排気筒から環境へ放出されることによる影響を想定しておく必要がある。

また、原子炉建屋内に閉じ込めた放射性物質が放出するガンマ線が原子炉建屋の壁を透過して周辺環境に与える影響についても想定しておく必要がある。

なお、これらに付随して放射性物質がエアロゾル(気体中に浮遊する微粒子)として放出される可能性もあるが、その場合にも上記の放射性物質に対する対策を充実しておけば、所要の対応ができるものと考えられる。

これらの放出された放射性物質は、プルーム（気体状あるいは粒子状の物質を含んだ空気の一団）となって風下方向に移動するが、移動距離が長くなるにしたがって、拡散により濃度は低くなることが想定される。

また、京都大学原子炉実験所における臨界事故を想定するとすれば、核燃料物質などの使用施設や保管施設での可能性を検証することになる。しかし、これらの施設は全て形状制限管理されているので、臨界事故は想定しがたい。そのため、上述の事故への防災対策を講ずる。

イ. 原子燃料工業株式会社熊取事業所

(ア) 火災、爆発等による核燃料物質の放出

核燃料加工施設である原子燃料工業株式会社熊取事業所において想定される事故としては、火災、爆発、漏えい等によって施設からウラン等がエアロゾルとして放出される場合などが考えられる。これらの放出された放射性物質は、プルームとなって放出、拡散されるが、爆発等により、フィルターを通さずに放出され、量的には多いとみられる粗い粒子状のものは、気体状の物質に比べ早く沈降すると考えられる。また、フィルターを通して放出される場合には、気体状の物質とほぼ同様に振る舞うと考えられる。

(イ) 臨界事故

原子燃料工業株式会社熊取事業所の製造過程は、取扱い易い固体の二酸化ウラン粉末から、小指先大の円柱状のペレットに加工し、最終製品として燃料集合体を製造するという機械的加工を行っており、原料に用いるウランは低濃縮ウラン（5%以下）である。臨界事故があった株式会社ジェー・シー・オー東海事業所が再転換加工という化学処理によって気体状のウランから液体状、さらに固体状のウランに転換を行っていることや20%程度の濃縮ウランを用いて加工することとはまったく異なるものであり、臨界事故は想定しがたい。

仮に臨界事故が発生した場合、核分裂反応によって生じた核分裂生成物の放出に加え、反応によって中性子線及びガンマ線が発生し、周囲に放出される。この場合、施設の遮へいが十分な箇所で発生した場合は放射線の影響は無視できるが、遮へいが十分でない場合は、施設から直接放出される中性子線及びガンマ線に対する防護が重要となる。

施設から直接放出される放射線は、施設内外の遮へい条件によるが、施設からの距離のほぼ2乗に反比例して減衰するため、その影響は近距離に限定される。

核分裂反応によって生じた核分裂生成物の放出は、希ガス及びヨウ素を考慮すればよいが、その潜在的な総量は原子炉施設に比べて極めて少ない。

(5) その他放射性同位元素取扱事業所

本市域の周辺地域には、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（以下「障防法」という。）第18条に規定する放射性同位元素取扱事業所があるが、これらはいずれも核燃料物質でないため、臨界のおそれがない施設である。

そのため、臨界事故や事業所外に影響を及ぼすような事故は基本的に考えられないが、防災対策の観点からは、原子力事業所に対する原子力防災対策に準ずる対策を講じておけば、十分に対応できる。

原子力事業所以外の事業所等での放射性同位元素等を原因とする事故（放射線災害）予防対策、応急対策及び事後対策は、他の法令等によるべき旨のない範囲で、放射性同位元素取扱事業者（障防法第17条に規定する放射性同位元素の使用者、販売業者、賃貸業者及び廃棄事業者をいう。）等は、本計画に準じて必要な対策（施設の防災対策、防災業務関係者に対する教育、防災訓練等）を講ずるよう努める。

第4節 防災に関する基本方針

平成7年1月17日未明に発生した阪神・淡路大震災は、6,400人以上の尊い命を奪い、また、平成23年3月11日に発生した東日本大震災では、死者・行方不明者は約2万人にのぼった。このような大災害は、我々の住んでいる社会が自然災害に対して脆弱であることを改めて認識させた。地域防災計画の策定にあたっては、過去の災害を教訓に、都市化、高齢化、情報化、国際化等社会構造の変化を踏まえた防災に関する基本方針（防災ビジョン）が必要である。

防災行政は、市、関係機関及び市民が一体となって防災体制の確立を図るとともに、災害に強い都市構造を形成することにより、災害から市民の尊い生命と貴重な財産を守ることが目的である。

以下、本市における、「防災に関する基本方針（防災ビジョン）」を示す。

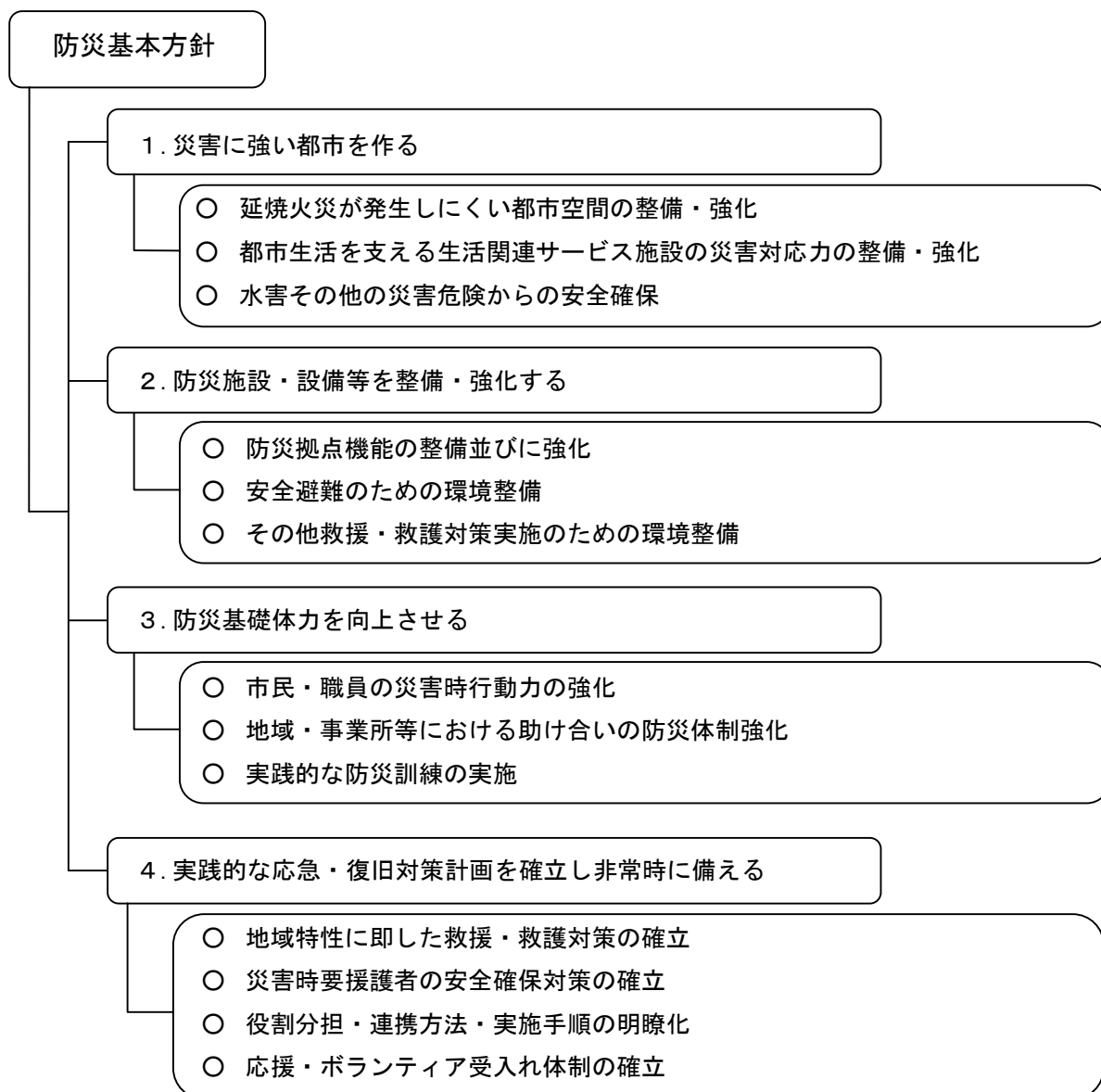


図 [防災に関する基本方針（防災ビジョン）]

1. 行政の責務と市民の心がまえ

災害等から住民の生命を守るためには、日頃から災害に備え、自助・共助・公助の考え方を基本として、それぞれの役割に応じた防災活動を実施することが重要である。

市と府、防災関係各機関等は、緊密な連携のもとに、人命の安全を第一に防災施設・設備の整備を促進すること（公助）が必要なことはもちろんであるが、大規模災害時には、公的機関による十分な災害応急対応が望めなくなることも想定する必要がある。よって、被害に遭わないための自らの日頃の備え（自助）や隣近所の助け合い（共助）が、重要であるとの観点から、防災体制の充実と市民の防災意識の高揚を図る。

よって、市民、事業所は、「自分の生命は自分で守る（自助）」との認識に立って、家庭、地域、職場における各種の災害を念頭において、近隣と協力してその災害実態に応じた防災対策を自ら講じなければならない（共助）。特に大規模な災害においては、現場での初期活動がきわめて重要であり、日常における防災対策を心がける。

2. 防災施策の大綱

防災施策の大綱は、以下のとおりである。

(1) 災害に強い都市をつくる

ア. 延焼火災が発生しにくい都市空間の整備・強化

延焼火災の発生を防止することができれば、地震により発生するおそれのある一・二次災害のかなりの部分は軽減できることが阪神・淡路大震災でも明らかである。

建物の延焼による火災の発生は、まちの建築物を燃えにくく耐震性にすぐれたものとすることができれば、かなり高い確率で防止できる。さらに火災が発生しても、道路や河川等の延焼遮断機能を強化し各地の防災ブロック化が実現できれば、火災はブロック内にとどまり、他のブロックへの拡大を防止することができる。

イ. 都市生活を支える生活関連サービス施設の災害対応力の整備・強化

都市化の進展により生活の便利さが増大した反面、災害に対する潜在的な脆弱性もまた増大している。これまでの災害による被害状況を見ても、電気供給の停止は、それ自体による様々なサービス機能の低下をまねくだけでなく、上水道をはじめとするその他の生活関連施設のサービス機能をも同時に停止させてしまう。上水道の供給停止は、市民の生命の維持を脅かす。また、災害発生直後に電話がふくそう状態になることは通例となっており、電話の不通は、防災機関相互の連絡を著しく制約し迅速・適切な応急対策活動の実施を困難にするのみならず、それにより維持されてきた都市におけるコミュニケーション活動の停滞をまねく。いわゆる都市型災害の発生を最小限にとどめるため、都市の生活を維持するための生活関連サービス施設の災害対応力が整備・強化される必要がある。

ウ. 水害その他の災害危険からの安全確保

都市には、火災や建物の倒壊以外にも様々な災害危険要因がある。ブロック塀や自販機の倒壊、窓ガラスや看板等の落下による被害は、これまでの災害事例の中で大きな位置を占めている。がけ崩れ災害や液状化による危険性を解消しておくことが出来れば、地震時の一・二次災害はさらに最小限度にとどめることができる。

また、河川施設等の安全性を強化し、雨水流出抑制のためのさまざまな施策を総合的に

第1部 総則

第4節 防災に関する基本方針

組み合わせた治水対策を推進し、水害に対して強い都市づくりを進める必要がある。

エ. 原子力防災対策の推進

原子力事業者等との連携を図り、安全監視の徹底、周辺住民の安全確保等に関する協定書の遵守、連絡体制の強化、資機材の計画的整備など安全対策に努める。

(2) 防災施設・設備等を整備・強化する

ア. 防災拠点機能の整備並びに強化

災害時には、市庁舎に災害対策本部を速やかに設置し、関係機関と密な連携を保ちながら、救援・救護活動や応急復旧活動を行う体制を確立する必要がある（「集中防御」体制）。そのためには、なにより市庁舎や関係機関の施設が大きな損傷を被り対策本部としての機能をマヒさせることがないよう、十分な地震災害対策を講ずる必要がある。また、市域の自然的、社会的地域防災特性をふまえたとき、発生直後の混乱の中で迅速に対応するためには、各自・各地域が独力で事態に対処（「分散防御」）し得る体制があわせて整備される必要がある。「分散防御」と「集中防御」の両面にわたりバランスのとれた体制となるよう、あらかじめ防災拠点となるにふさわしい施設・設備等を整備しておかなければならない。

イ. 安全避難のための環境整備

広域的な延焼火災や津波による非常災害が発生しても、緊急に難をさげ生命の安全を確保することが出来るよう、避難路が整備され、適切な範囲内に避難場所が整備される必要がある。また、非常時において、混乱を最小限にとどめながら適切に避難するための誘導体制の整備や資機材・救助ボート等の備蓄を行うとともに、避難行動力の不十分な障害者等が適切に避難できるような介助体制があわせて確立される必要がある。

ウ. その他救援・救護対策実施のための環境整備

広域的かつ、同時多発的災害が発生し、対策実施能力を大きく上回る被害状況の中では、優先すべき順位を明確にした活動計画が確立される必要がある。

迅速で適切な救援・救護対策を実施するためには、第一に災害対策要因や資機材の輸送が適切に行われる必要がある。第二により多くの人命の救助、重傷病者の優先救護を第一原則とした「救援・救助体制」、「災害時医療体制」等の整備が必要となる。第三に平常時において、様々な介護介助サービスを受けている高齢者・障害者・乳幼児・病弱者等に対する緊急時におけるサービスの停止若しくは低下を最小限にとどめるために必要な「災害時要援護者の安全環境整備」が必要となる。

(3) 防災基礎体力を向上させる

ア. 市民・職員の災害時行動力の強化

不測の事態に際しても、自らの安全を確保し、しかも被害を最小限度にとどめるためには、市、関係機関、事業所、団体及び市民が臨機応変に対処できるだけの防災意識を備え、災害時行動力の強化を図る必要がある。

イ. 地域・事業所等における助け合いの防災体制強化

非常時の、パニック化した集団の中では、自らの冷静さを保つことは難しい。また、災害時に負傷すれば、周囲の人々の援助を必要とする。

いつ、いかなる事態が発生するか、また、誰が援助を必要とする立場に置かれるかを事前に把握しておくことは困難である。しかし、災害が発生した場合、地域や事業所において、「助け合い」は、いわば、万一のための「保護」であり、「共済」であるとともに、ひとびとが「他人」を思い遣ることで冷静さを取り戻し、パニックの発生を未然に防止する「仕掛け」ともなることが期待される。

ウ．実践的な防災訓練の実施

不測の事態に際しても、一時の混乱からいち早く立ち直り、被害を最小限度にとどめるため、市、関係機関、事業所、団体及び市民が臨機応変に対処できるだけの「実践的な防災訓練」が実施される必要がある。また、防災訓練は、様々な事態を想定して立てられたはずの応急対策計画やその他のマニュアルが実際に役立つものかどうか、試される場ともなる。計画の不足を発見しさらに実際的な計画となるよう導くためにも、実践的な防災訓練は実施される必要がある。

(4) 実践的な応急・復旧対策計画を確立し非常時に備える

ア．地域特性に即した救援・救護対策の確立

災害による被害は市内の全域において、一様に生ずるわけではない。不特定多数の人が集まる大規模店舗周辺では、パニックや火災の発生が懸念される。高層住宅では、電気の停止により様々な設備がマヒし、予想もつかないような救援・救護対策が要請されるかも知れない。また、隣接する市町村との境界部地域においては、市の対策拠点よりもむしろ隣接する市町村の施設の方が距離的にも対策実施能力的にもより適切に対処できる場合もある。

イ．災害時要援護者の安全確保対策の確立

災害発生時の混乱した状況の中で、高齢者や障害者、日本語を理解しない外国人といった、家族や周囲の人々の介助支援が必要な人々の安否確認は忘れがちである。また、1995年阪神・淡路大震災時の各避難所においても、高齢者や障害者が遅れて到着したために暖かい室内に場所を確保できず、通路や入り口付近にしか場所が得られないという事例が少なからず見られた。平常時においては、福祉分野に携わるボランティア組織や行政機関が相当の体制を確立しているにもかかわらず、非常時には必ずしも適切な安全確保対策が講じられなかった。これは、従来災害救助活動の中心的役割を福祉部門が担当する慣行があり、しかも地域防災計画上「災害時要援護者の安全確保対策」に関するとりきめがないことによる。災害時要援護者に対する必要な配慮や対策が実施されるべく担当部を明確化し、あわせて避難所において安否の確認や災害時要援護者優先のために必要なルールをとりきめておく。避難所には必ず市の担当職員を配置し、ルールの適用を担保する。ここで、災害時要援護者とは、災害が発生した場合、情報把握、避難、生活の確保などを、迅速かつ的確に行いにくい立場に置かれることの多い高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊婦等をいう。

また、府や国を通じて広域的な受入れ体制の確立を要請し被災地外への疎開避難を行う。さらに様々な介護介助サービスの、緊急時における停止若しくは低下を最小限にとどめるために必要な「災害時要援護者の安全確保対策」を行う。以上を骨格とする総合的な安全確保対策が確立される必要がある。

ウ. 役割分担・連携方法・実施手順の明確化

突発的な災害時には、ある程度の混乱は避けられない。あらかじめ「任務」の分担を漏れなく、かつ重複することなく明確に行っておき、各人・各部署が与えられた任務を果たすことが即ち全体としての最小限の組織的活動が保証される形にしておく必要がある。

そして、相互の連携方法を取り決め、一時の混乱期から本格的な組織活動期へ、迅速に移行することが要請される。

また、大規模で同時多発的な災害時には、それぞれの部署に人員が不足なく参集することはまず期待できない。そのため任務に習熟していない人でも、与えられた任務分担を最小限度の混乱にとどめながらこなせるよう、事態の推移に即した対策項目及び実施手順の具体化（「マニュアル」化）を図っておく必要がある。

エ. 応援・ボランティア受入れ体制の確立

1995年阪神・淡路大震災は従来への対策に様々な反省点や教訓を残した。国・府への応援要請や自衛隊の派遣要請のあり方もその一つである。突発的で大規模な災害時には情報がほとんど入らず「要請実施」上の要件をほとんど満たすことができない。そのため要請がかなり遅れることとなった。

また、日本の風土や日本人の心性にはなじみにくいと従来理解されていた「ボランティア」受入れに関するとりきめはほとんど皆無であったため、多くの善意が適切に活用されない場面が少なからずみられた。

国・府への応援要請や自衛隊の派遣要請を行う際のルール化にあたっては、震度6弱以上の地震発生時については、死傷者や建物全壊の「数」ではなく、被害の「大」「中」「小」程度によることとし、迅速な要請の実施を第一とする。特に、災害に際して人命・財産保護の応急対策の実施が市単独では困難であり、自衛隊の部隊組織による活動が必要又は効果的であると認める場合、自衛隊法第83条の規定に基づき、早急に府知事が防衛大臣に自衛隊の派遣を要請するよう求めることが必要である。

また、ボランティアの受入れ・調整に関する本部機能については、可能な限りボランティアセンターなど民間関連組織が主体となり行うよう位置づける。それに対して、市は必要なバックアップ機能を担当するなどの補助的な役割に徹する。以上のような点を骨格とする応援・ボランティア受入れ体制を確立する必要がある。

第5節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

泉佐野市地域防災計画は、泉佐野市の処理すべき事務を中心として、泉佐野市の区域内の指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共的団体、その他防災上重要な施設の管理者の処理すべき事務又は業務の大綱を、次のとおり定める。

1. 泉佐野市

(1) 市長公室

- ・ 防災対策の総合調整
- ・ 防災会議に係る事務
- ・ 災害対策本部等防災対策組織の整備
- ・ 防災に係る教育、訓練
- ・ 防災関係機関との調整
- ・ 自主防災組織の統制および活動支援
- ・ 被害情報の収集・伝達
- ・ 災害時の配備指令及び本部指令の伝達
- ・ 災害情報の収集並びに報告
- ・ 庁内各部との連絡調整
- ・ 災害救助法に関すること
- ・ 災害無線通信
- ・ 自衛隊の派遣要請
- ・ 津波対策
- ・ 所管施設の災害予防、応急対策及び復旧計画
- ・ 所管施設に係る避難所の開設及び管理運営
- ・ 災害予算の編成
- ・ 市の災害復旧資金計画
- ・ 災害応急対策実施状況の取りまとめ
- ・ 広報公聴活動
- ・ 災害状況の記録
- ・ 報道関係機関との連絡
- ・ 義援金品、見舞金品の受付、保管並びに受払記録

(2) 生活産業部

- ・ 農林水産関係の被害調査とその復旧計画
- ・ ため池等の災害予防、警戒と応急修理
- ・ 土地改良区その他関係機関との連絡調整
- ・ 土砂災害の調査とその復旧計画
- ・ 商工業者の被害調査とその復旧計画
- ・ 府及び関係機関の救護物資調査
- ・ 防疫資材及び薬品の確保

第1部 総則

第5節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

- ・所管施設の災害予防、応急対策、復旧計画
- ・予防衛生
- ・遺体の収容・埋葬
- ・浸水地帯の防疫
- ・し尿塵芥処理
- ・仮設トイレの設置及び管理
- ・災害による大気、河川、土壌その他の汚染対策
- ・災害等対策資金の貸付、融資（府の制度）

(3) 総務部

- ・市有財産の被害調査の総括
- ・庁舎（出張所を含む）の警備管理
- ・車両の確保
- ・家屋、土地、設備等の被害調査、確認及び報告
- ・罹災者（傷病者、死亡者を含む）の調査
- ・食料の配給計画等
- ・職員の動員及び調整
- ・ボランティアの活動環境の整備
- ・災害時の用地対策

(4) 健康福祉部

- ・罹災世帯の生活保護
- ・災害弔慰金等の支給及び災害援護資金の貸付
- ・罹災証明の発行
- ・生活必需品等諸物資の調達及び配分
- ・所管施設の災害予防、応急対策、復旧計画
- ・避難所の開設及び収容
- ・避難所の管理と収容者に対する食料及び物資の支給貸与
- ・医療機関及び保健所との連絡
- ・予防衛生
- ・医療救護班との連絡調整

(5) こども部

- ・所管施設の災害予防、応急対策、復旧計画

(6) 都市整備部

- ・建築物の耐震化
- ・建築物の応急修理
- ・所管施設の災害予防、応急対策、復旧計画
- ・応急仮設住宅
- ・災害復興計画
- ・道路、公園等所管施設の災害予防、応急対策、復旧計画
- ・道路等の障害物の除去
- ・緊急交通路

(7) 上下水道局

- ・下水道関連施設の災害予防、応急対策、復旧計画
- ・河川、水路の被害調査
- ・水道施設の災害予防、災害時の給水体制の整備
- ・応急給水資材器具の調達保管
- ・被害調査及び応急対策実施状況の取りまとめ
- ・断水等の広報活動
- ・大阪府水道震災対策中央本部との連絡調整
- ・水道の広域応援の要請
- ・飲料水の確保と供給
- ・上水道の供給に必要な施設、設備等の破損修理
- ・水源地の防災管理

(8) 教育委員会

- ・防災教育の実施
- ・災害時の応急教育及び給食
- ・被災園児・児童及び生徒の就学援助・救護
- ・文化財応急対策
- ・災害時の児童、生徒の避難誘導計画並びに臨時休業、授業短縮等の措置
- ・災害時の協力団体との連絡調整
- ・災害時物資集積場所の開設・運営の協力
- ・所管施設の災害予防、応急対策及び復旧計画
- ・所管施設に係る避難所の開設及び管理運営

(9) 消防本部

- ・防火・防災意識の普及
- ・消防力の強化
- ・消防職員・消防団員の教育・訓練
- ・必要資機材の調達
- ・被害状況の調査、集計及び報告
- ・水防活動
- ・資機材の点検整備と保管
- ・被災建物の火災等防ぎよ活動
- ・被災者の救出、救助活動
- ・防火対象物、危険物施設等の災害予防、応急対策
- ・危険物の貯蔵取扱い
- ・災害対策本部との情報連絡
- ・警察その他関係機関との連絡
- ・災害に関する広報活動

2. 大阪府

(1) 大阪府政策企画部危機管理室

災害予防対策及び災害応急対策等に係る市及び関係機関との連絡調整

(2) 大阪府岸和田土木事務所

府直轄公共土木施設の災害対策、水防活動並びに水防予警報等の伝達

(3) 大阪府阪南港湾事務所

府直轄港湾施設の災害予防、港湾管理、災害応急対策及び復旧対策

(4) 大阪府漁港管理事務所

漁港施設の管理、災害予防、災害応急対策及び復旧対策

(5) 大阪府泉佐野保健所

災害時における保健衛生の指示及び防疫活動

(6) 泉州救命救急センター

災害時における医療救護活動

(7) 大阪府泉州農と緑の総合事務所

ため池、水路等の災害予防並びに災害時における危険箇所、応急復旧等に関する連絡及び指示

3. 泉佐野警察署

(1) 災害情報の収集伝達及び被害実態の把握

(2) 被災者の救出救護及び避難指示

(3) 交通規制・管制

(4) 広域応援等の要請・受入れ

(5) 遺体の検視（見分）等の措置

(6) 犯罪の予防・取締り・その他治安の維持

(7) 災害資機材の整備

4. 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、法令及び各行政機関の定める防災業務計画に基づき、それぞれの防災に関する所掌事務を実施し、泉佐野市、府その他の関係機関の実施する事務又は業務について指導応援又は協力するものとし、その大綱は次のとおりとする。

(1) 近畿農政局大阪農政事務所

・ 応急食糧（米穀）及び乾パンの備蓄

・ 災害時における主要食糧の需給調整

(2) 大阪管区气象台

・ 観測施設等の整備

・ 防災知識の普及・啓発

・ 災害に係る気象・地象・水象等に関する情報、予報及び警報の発表及び伝達

(3) 大阪国道事務所南大阪維持出張所

管理道路の整備と防災管理、災害時における道路交通規制及び道路交通の確保並びに被災道路の復旧

(4) 大阪航空局関西空港事務所

災害時における航空機運航の安全確保、並びに遭難航空機の捜索及び救助活動

(5) 岸和田海上保安署

海難救助、海上警備、災害時における海上の安全確保及び航路水路の保全、並びに船舶による救助物資及び避難者の緊急海上輸送の応援

(6) 岸和田労働基準監督署

工場、事業場等の災害防止のための指導監督

(7) 泉佐野公共職業安定所

災害時における労働力確保対策

(8) 近畿地方整備局

- ・港湾施設の整備と防災管理
- ・海上の流出油に対する防除措置

5. 自衛隊（陸上自衛隊第三師団）

- ・府・市町村その他の防災関係機関が実施する災害応急対策の支援、協力
- ・緊急時環境放射線モニタリングの支援

6. 指定公共機関及び指定地方公共機関等

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性、公益性に鑑み、法令及び当該機関の防災業務計画並びに府地域防災計画の定めるところに従い、それぞれの業務に関し災害対策を実施し、泉佐野市、府その他の関係機関の実施する防災に関する事務又は業務に協力するものとし、その大綱は次のとおりとする。

(1) 郵便事業株式会社及び郵便局株式会社（泉佐野郵便局）

被災地における郵便ハガキの無償交付、為替貯金及び簡易保険、郵便年金、小包郵便物の非常取扱い

(2) 西日本旅客鉄道株式会社

鉄道施設の防災管理、災害時の施設の応急復旧、応援物資、救助物資などの緊急輸送対策、鉄道通信の利用等

(3) 西日本電信電話株式会社（大阪支店）

電信、電話施設の防災管理、災害時の施設の応急復旧、非常通信の調整確保

(4) 関西電力株式会社岸和田営業所

電力施設の防災管理、災害時の施設の応急復旧、電力供給の確保

(5) 関西国際空港株式会社

空港島周辺の航空機災害の予防及び応急対策、空港施設の応急点検体制の整備、災害時における輸送確保への協力、並びに航空機輸送の安全確保と空港施設の機能確保

(6) 西日本高速道路株式会社

管理道路の整備と防災管理、災害時における交通規制及び輸送確保、並びに被災道路の復旧

(7) 阪神高速道路株式会社

管理道路の整備と防災管理、災害時における交通規制及び輸送確保、並びに被災道路の復旧

(8) 大阪ガス株式会社導管事業部南部導管部

ガス施設の防災管理、災害時の施設の応急復旧及びガス供給の確保

第1部 総則

第5節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

(9) 南海電気鉄道株式会社、南海ウイングバス南部株式会社

鉄道及びバス施設の防災管理、災害時の施設の応急復旧、緊急輸送対策

(10) 日本赤十字社大阪府支部

災害医療体制の整備、災害時における医薬品・血液製剤の供給及び医療助産等救護活動、義援金の募集・配分、避難所奉仕、ボランティアの受入れ・活動の調整、並びに救助物資の備蓄

(11) 日本放送協会及び各民間放送株式会社

災害時における緊急放送・広報、気象予警報等の放送周知、並びに義援金品の募集・配分等の協力

(12) 各土地改良区

ため池、水門、水路の防災管理

(13) 地方独立行政法人 りんくう総合医療センター

災害時の医療体制の整備

7. 公共的団体、その他重要な施設の管理者

(1) 泉佐野泉南医師会

災害時における緊急医療対策

(2) 大阪泉州農業協同組合

防災営農対策の推進に対する協力、防災施設等の維持管理

(3) 泉佐野市林業振興協議会

山林火災予防対策

(4) 泉佐野漁業協同組合、北中通漁業協同組合

災害時における気象予警報等の伝達とその対策

(5) 泉佐野市町会連合会

気象予警報等及び広報事項の伝達、並びに食糧及び生活必需品その他の物資の配給等に対する協力

(6) 原子力事業者（京都大学原子炉実験所・原子燃料工業株式会社熊取事業所）

- ・原子力事業所及びその周辺等の安全性の確保
- ・原子力防災組織の設置及び原子力防災要員の配置
- ・特定事象（原災法第10条第1項前段の規定により通報を行うべき事象）及び原子力緊急事態時の情報収集、連絡体制の整備
- ・放射線測定設備及び原子力防災資機材の整備・維持
- ・緊急事態応急対策拠点施設（以下「オフサイトセンター」という）への資料の提出
- ・防災教育及び防災訓練の実施
- ・原子力防災知識の普及、啓発
- ・環境放射線監視への協力
- ・災害情報の収集伝達及び通報連絡
- ・原子力緊急事態応急対策（原子力災害合同対策協議会への参加を含む）の実施
- ・緊急時環境放射線モニタリングへの協力
- ・緊急時医療活動への協力
- ・他の原子力事業者への協力

- ・その他、本市が府と連携して実施する原子力防災対策への積極的な協力

(7) 住友電工ファインポリマー株式会社

- ・電子線加速器の防災管理
- ・放射線災害対策の実施

(8) ポニー工業株式会社熊取工場

- ・放射性同位元素の使用施設の防災管理
- ・放射線災害対策の実施

(9) その他公共的活動を営むもの

市が行う防災活動について公共的業務に応じたの協力

第6節 住民、事業所の基本的責務

「自らの安全は自ら守る」のが防災の基本であり、住民はその自覚を持ち、平常時より、災害に対する備えを心がけるとともに、災害時には自らの安全を守るよう行動し、初期消火、近隣の負傷者・災害時要援護者への援助、避難所の自主的運営のほか、防火関係機関が行う防災活動との連携・協力を努めるものとする。

事業所は、災害時に果たす役割（従業員や利用者の安全確保、経済活動の維持、地域への貢献）を十分に認識し、災害時行動マニュアルの作成、防災体制の整備、防災訓練等を実施するなど防災活動の維持に努めるとともに、自らの事業所の安全確保に万全の措置を講ずるよう努めるものとする。

第7節 計画の修正及び周知徹底

1. 計画の修正

本計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、社会情勢の変化等に応じて常に実情に沿ったものとするため、毎年検討を加え、かつ、計画の実施状況を点検し、必要があるときは泉佐野市防災会議に諮り修正するものとする。

なお、原子力災害に係る箇所の修正に際しては、防災指針を十分尊重するものとする。

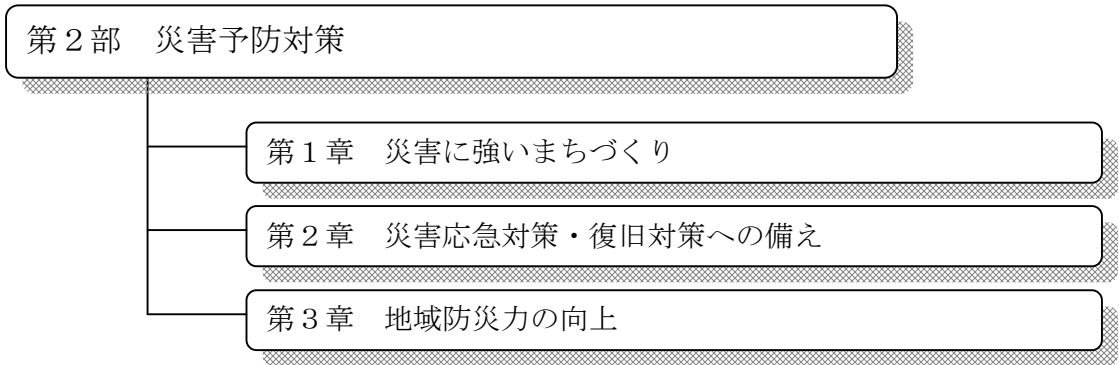
また、修正にあたっては、原則として次の手順で行うものとする。

- (1) 泉佐野市防災会議は、関係機関の意見等を聞き、防災計画修正案を作成する。
- (2) 泉佐野市防災会議を開催し、防災計画を審議、決定する。
- (3) 泉佐野市防災会議は、作成した防災計画修正案について、災害対策基本法第42条第3項（平成23年8月改正）の規定により、速やかに府知事に報告するとともに、その要旨を公表する。なお、公表の手段は、市広報紙・ホームページに掲載する等により周知するものとする。

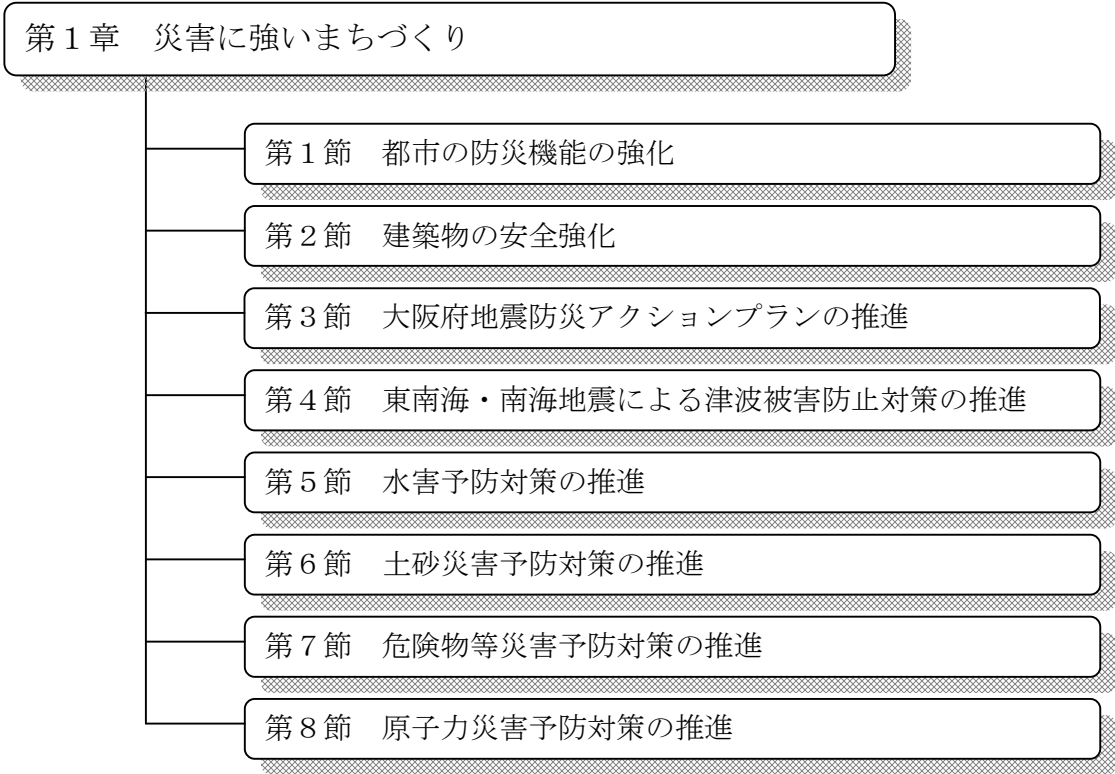
2. 計画の周知徹底

計画の円滑な実施を図るため、市の全職員はもとより、関係行政機関、関係公共機関その他防災に関し重要な施設の管理者に対し、計画の内容を周知徹底するとともに、計画のうち特に必要と認めるものについては、市民に対しても周知徹底するものとする。

第2部 災害予防対策



第1章 災害に強いまちづくり



第1節 都市の防災機能の強化

市及び関係機関は、建築物の不燃化、防災空間の確保と整備及び都市整備事業等により、都市環境の整備並びに防災対策の整備を図り、都市の防災化に努めるものとする。

都市の防災機能の強化にあたっては、周辺山系山麓部、河川、幹線道路等のオープンスペースを活用しながら、連続的な防災空間の活用を図るとともに、住民の主体的な防災活動や安全確保に必要な都市基盤施設の整備に努めるものとし、その際、「大阪府災害に強い都市づくりガイドライン」を活用するものとする。

地震発生時の市街地大火による被害の抑制に関しては、市街地の不燃化促進、延焼遮断帯の整備広域避難地の確保など、広域的な都市防災施策に関する都市計画上の方針を示した「大阪府防災都市づくり広域計画」に基づき、都市防災対策を促進する。

また、市は、「災害危険度判定調査」の実施及び住民公表に努めるとともに、「防災都市づくり計画」の策定に努め、都市防災構造化対策を推進するものとする。

1. 防災空間の整備

災害時において、避難者の安全確保を図るため、市街地の中に公園等のオープンスペースを確保することは、「災害に強いまちづくり」の基本的な課題である。オープンスペースとしては、公園緑地、農地、耐火建築物群で囲まれた空き地がある。また、これらのオープンスペースは、延焼遮断帯として機能するほか、救護活動、物資集積場所としての利用、がれき集積場所、ヘリコプター緊急離着陸場、応急仮設住宅の建設場所として利用することができ、きわめて多様な役割を果たす。

市は、避難地・避難路の確保、火災の延焼防止、災害応急活動の円滑な実施を図るため、公園緑地、道路、河川、ため池、水路などの都市基盤施設の効果的整備に努める。また、市は、農地などの貴重なオープンスペースや学校、比較的敷地規模の大きな公営住宅などの公共施設の有効活用を図り、防災空間を確保する。

(1) 都市公園等の整備

「防災公園計画・設計ガイドライン」（建設省都市局公園緑地課、建設省土木研究所環境部監修）、「大阪府防災公園整備指針」（大阪府都市整備部発行）及び「大阪府防災公園施設整備マニュアル」（大阪府都市整備部公園課）を参考に、避難場所、延焼遮断空間としての機能を有する都市公園等の体系的な整備に努める。

ア. 広域避難地となる都市公園の整備

広域的な避難の用に供するおおむね面積 10ha 以上の都市公園（面積 10ha 未満の都市公園で、避難可能な空き地を有する公共施設その他の施設の用に供する土地と一体となっておおむね面積 10ha 以上となるものを含む。）を整備する。

現在、末広公園（8.9ha）を広域避難地として指定している。

イ. 一時避難地となる都市公園の整備

近隣の住民が避難するおおむね面積 1ha 以上の都市公園を整備する。

ウ. その他防災に資する身近な都市公園の整備

緊急避難の場所となる街区公園等を整備する。

エ. 整備目標

都市公園の整備目標については、次に掲げる都市公園等整備長期目標（泉佐野市緑の基本計画 平成21年3月）を満たすよう公園・緑地の整備を図る。

(ア) 住区構成に対して整備すべき住区基幹公園（地区公園等）1.3㎡/人以上

(イ) 都市全体として整備すべき都市基幹公園（総合公園等）0.9㎡/人以上

(2) 農地・林地の保全

市街地及びその周辺の農地・林地は、良好な環境の確保はもとより、防災上から見ても火災の延焼防止、緊急時の避難場所、発災時の被災者への生鮮食料品の供給など、重要な役割を担っているため、その防災機能の保全に努める。また、これらの開発にあたっては、乱開発を抑制し、区画整理事業等によって道路・公園等の都市基盤施設を計画的に配置し、防災機能の保全に努める。

(3) 道路・緑道の整備

ア. 幹線道路をはじめとする新規道路の整備、既設道路の幅員の拡幅等を行い、多重ネットワークの形成に努める。

イ. 広域避難地等に通ずる避難路となる幅員16m以上の道路又は幅員10m以上の緑道の整備に努める。

ウ. 避難路、延焼遮断空間としての機能を強化するため、既存道路の緑化や無電柱化、不法占有物件の除去や沿道建築物の不燃化に努める。

エ. 市街地緑化の推進機能を有する緑地や並木など、市街地における緑化、緑の保全に努める。

2. 老朽木造住宅密集市街地の整備推進

旧市街地の老朽木造住宅等が密集している地区については、すでに形成されているコミュニティを活かしつつ、防災性、住環境、歴史的環境等の向上を図るため、総合的かつ計画的な整備を検討し、災害に強く住みやすいまちづくりをめざす。

3. 土木構造物の耐震対策の推進

市及び関係機関が管理する構造物について、次の方針で耐震対策に努める。

(1) 基本的考え方

ア. 施設構造物は、一般的な地震動に対しては機能に重大な支障が生じず、また高レベルの地震動に対しても人命に重大な影響を与えないことを基本的な目標とし、「防災アセスメント」等の結果から得られる市域の地域的特性や地盤特性や施設構造物の重要度に即した耐震対策に努める。

※ 防災アセスメントとは、災害誘因(地震、台風、豪雨等)、災害素因(急傾斜地、軟弱地盤、危険物施設の集中地域等)、災害履歴、土地利用の変遷などを考慮して総合的かつ定量的に地域の災害危険性を把握・評価することである。

イ. 防災性の向上にあたっては、個々の施設構造物の耐震性の強化のほか、代替性や多重性を持たせるなど都市防災システム全体系としての機能確保に努める。

ウ. 既存構造物の耐震補強にあたっては、地震防災上重要な施設から耐震対策に努める。

エ. 埋立地等の軟弱地盤に設置された構造物については、液状化対策にも十分配慮する。

(2) 道路施設

道路施設の管理者は、耐震点検に基づき道路橋・高架道路等の耐震対策に努める。

特に緊急交通路の管理者は、耐震診断に基づき補強計画を策定し、補強対策の推進を図る。

(3) 河川施設、ため池施設

河川堤防及び河川構造物の施設管理者は、耐震点検に基づき耐震対策等の推進を図る。老朽ため池について、管理者は耐震対策の推進を図る。

(4) 土砂災害防止施設

急傾斜地崩壊防止施設、砂防えん堤及び地すべり防止施設などについては、耐震対策の推進を図る。

(5) 港湾、漁港、海岸保全施設

市は、府が行う港湾、漁港及び海岸堤防の岸壁等の耐震対策の推進に協力する。

4. ライフライン災害予防対策

地震、風水害をはじめとする各種災害による被害を防止するため、平常時から施設設備の強化と保全に努めものとする。

(1) 上水道

災害による断水、減水を防止するため、水道施設設備の強化と保全に努める。

ア. 水道施設については、「水道施設設計指針」「水道施設耐震工法指針」（日本水道協会）等に基づき、各種災害に耐えうる十分な強度の確保に努める。

イ. 重要度の高い施設設備の耐震化を促進する。特に、重要管路には、耐震性の高い管材料及び伸縮可撓性能継手等を使用し、耐震管路網の整備に努める。

ウ. 管路の多重化（連絡管等の整備）及び水源の複数化等による補完機能強化に努める。

エ. 常時監視、並びに巡回点検を実施し、各施設の維持保全に努める。

オ. 施設の老朽度に応じ、更新、予備施設の整備等の計画的な推進に努める。

(2) 下水道

災害による下水道施設の機能の低下、停止を防止するため、下水道施設設備の強化と保全に努める。

ア. 施設設備の新設・増設にあたっては、各種災害に耐えうる十分な強度の確保に努める。

イ. 補強・再整備にあたっては、緊急度等（危険度、安全度、重要度）の高いものから進める。

ウ. 管渠、ポンプ場、処理場のネットワーク化、重要施設の複数系列化、施設の弾力的運用による処理機能の確保に努める。

エ. 下水道施設への流入・流出量、水質や水防情報について、把握に努める。

(3) 共同溝・電線共同溝の整備

ライフラインの安全性、信頼性を確保する都市防災及び災害に強いまちづくりの観点等から、道路管理者はライフライン事業者と協議のうえ、共同溝・電線共同溝の整備について検討する。

ア. 収納するライフラインの種類により、以下の区分とする。

(ア) 共同溝は、2以上のライフライン事業者の物件を収容する。

(イ) 電線共同溝(C・C・BOX)は、2以上の電力、電気通信事業者及びその他電線管理者の

電線を収容する。

イ．特に、共同溝については、府域内及び近隣府県とのネットワークの形成に努める観点から、既存共同溝間の連続化を図る。

<資料>

- ・資料編：8－1 一時避難地及び広域避難地
- ・資料編：付図8(1) 避難地及び避難路位置図

第2節 建築物の安全強化

市及び関係機関は、所管施設について、地震及び大火災による建築物被害の防止並びに軽減を図るため、点検整備を強化し、耐震、耐火性を保つよう配慮する。特に、公立学校、消防署等の公共建築物について耐震・不燃化に努める。

また、民間の建築物等についても、その重要度に応じて防災対策の重要性の周知徹底を図り、耐震、耐火構造の普及に努めるものとする。

1. 建築物の耐震・耐火対策の促進

昭和56年に新耐震基準(建築基準法)が施行される以前に建てられた建築物を重点に、耐震診断及び必要な耐震改修、改築の促進に努める。また、建築物の新築に際しても防災上の重要度等に応じた耐震・耐火対策に努める。

なお、建築物の耐震改修の促進に関しては、「泉佐野市既存建築物耐震改修促進計画」に基づき、計画的な実施に努める。

(1) 公共建築物

- ア. 公共建築物について、防災上の重要度に応じた分類を行い、順次耐震診断を実施する。その診断結果に基づき、重要性や緊急性を考慮し、耐震改修の計画的な実施に努める。特に、耐震性に問題のみられる小・中学校の校舎・体育館について、順次改築又は補強を行う。
- イ. 市立の幼稚園、小学校、中学校における耐震診断結果の公表及び耐震改修の計画的な実施
- ウ. 市営住宅について、計画的な建替事業の推進に努めるとともに、オープンスペース等の一体的整備に努める。
- エ. 公共建築物の建築にあたっては、防災上の重要度に応じた耐震・耐火対策を実施する。
- オ. 特に耐震・耐火対策を実施しない建築物についても、防災の重要度に応じた次のような対策を図る。
 - (ア) 既設木造建築物の不燃堅牢化を図る。
 - (イ) 建築延面積、収容人員等を勘案して、消火用貯水槽等を設置する。
 - (ウ) 災害時における商業電源使用不能に備え、自家発電設備を設ける。
 - (エ) 自動火災報知設備、消火栓、避難器具などの警報整備、消火整備、避難整備の整備を図る。

(2) 民間建築物

- ア. 特定建築物(一定規模以上の病院、ショッピングセンター、ホテル等不特定多数の人が利用する建築物)等の所有者に対しては、耐震診断や必要な改修の指導・助言、指示等に努める。
- イ. ブロック塀・自動販売機等の転倒防止や看板等の落下防止など、安全な住まい方等を含め、耐震に関する知識の普及啓発に努める。

2. 建築物の安全性に関する指導等

建築物の安全性を確保し、住民の生命を保護するため、建築物の敷地、構造及び設備等について、建築基準法等に基づく指導、助言に努めるとともに、大阪府福祉のまちづくり条例等に基づき、不特定多数の人が利用する建築物等の福祉的整備を促進する。

- (1) 「災害危険区域」(府建築基準法施行条例第3条)の指定による、建築物の構造の構造制限等
- (2) 定期報告制度(建築基準法第12条による特殊建築物等の調査・検査報告)及び高層建築物等の防災計画書作成指導の推進
- (3) 都市施設の福祉的整備に関する協議・指導
- (4) 液状化対策の啓発

3. 文化財

市民にとってかけがえのない遺産である文化財を災害から保護するため、防災意識の高揚、防災施設の整備等を図る。(資料編：2-12)

- (1) 市民に対する文化財防災意識の普及と啓発
- (2) 所有者等に対する防災意識の徹底
- (3) 予防体制の確立
 - ア. 初期消火と自衛組織の確立
 - イ. 関係機関との連帯
 - ウ. 地域住民との連携
- (4) 消防用設備の整備、保存施設等の充実
 - ア. 消防用設備等の設置促進
 - イ. 建造物、美術工芸品保存施設の耐震構造化の促進

第3節 大阪府地震防災アクションプランの推進

大規模地震は、想定される被害が甚大かつ深刻であるため、国、府、市町村、関係機関、事業者、住民等が、様々な対策によって、被害軽減を図ることが肝要である。このため、府では平成18年度に府が行った大規模地震の被害想定調査をもとに、地震防災対策特別措置法に基づく地震防災対策の実施に関する目標として、被害（人的被害・経済被害）を10年間（平成20～29年度）で半減させることなどを目標とする「大阪府地震防災アクションプラン」（平成21年1月策定）を定め、これに基づき、府の地震防災対策を推進している。

よって、市では、大阪府地震防災アクションプランに従い、府との連携の下、より一層の地震防災対策を推進するものとする。

1. 大阪府地震防災アクションプランの概要

(1) 目標

ア. 減災目標

今後10年間（平成20～29年度）で府内における地震被害（人的被害・経済被害）を半減させる。

イ. 生活支援目標

- ・ 平常時から、食糧や生活必需物資の確保に努めるとともに、発災時には関係機関と協力し、緊急物資を確実に被災者へ届ける。
- ・ 被災者の状況に応じてきめ細かな支援を実施し、避難生活における安全な環境を確保する。
- ・ 被災者の生活基盤や経済活動の早期回復を支援するとともに、発災後早期に総合的な復興計画を策定し、防災に配慮した安全・安心の新しいまちづくりを進める。

(2) 市における取組

府と連携し、以下の施策を推進する。

〔大阪府地震防災アクションプラン 10の施策の柱〕

- (1) 災害応急体制の強化 ～府の体制整備と広域連携の強化～
- (2) 地震に強い都市基盤の整備
- (3) 住宅・建築物の耐震化
- (4) 災害時医療体制の充実
- (5) 地域防災力の向上
- (6) 津波対策の推進 ～津波の死者「ゼロ」を目指して～
- (7) 食糧・物資等の確保・供給
- (8) 避難生活者に対する支援
- (9) 企業防災の支援と帰宅困難者対策
- (10) 生活再建の支援と早期の復旧・復興

第4節 東南海・南海地震による津波被害防止対策の推進

1. 水防関係機関

府、本市をはじめとした水防関係機関は、水門及び防潮扉等の閉鎖を迅速・確実に行うための体制、手順及び平常時の管理方法について津波対策マニュアルを定め、活用するものとする。

2. 河川、海岸、港湾及び漁港の管理者

河川、海岸、港湾及び漁港の管理者は、東南海・南海地震など津波を伴う地震が発生した場合に備えて、次の事項について別に定めるものとする。

- (1) 防潮堤、堤防、水門及び防潮扉等の点検方針、計画
- (2) 防潮堤、堤防、水門等の自動化、遠隔監視操作化及び補強等が必要な施設整備等の方針・計画

また、内水排除施設等について、施設の管理上必要な操作を行うための非常用発電装置の整備、点検その他所要の被災防止措置を講じておくものとする。

第5節 水害予防対策の推進

市及び関係機関は、大雨・台風・高潮時のみならず、地震時における津波や河川・ため池の破堤等による洪水等の災害を未然に防止し、これによる被害を軽減する。

1. 河川の現状と改修計画

本市の河川は、佐野川、見出川、檜井川等の府管理河川、市管理河川、公共下水道、その他灌漑用水路からなっている。

府管理河川（資料編：3-1）については、100年に一度の降雨（80mm/時間程度）に対応できるよう計画を進めているが、当面は、おおむね10年に一度の降雨（50mm/時間程度）に対応できるよう改修を促進している。

市管理河川（資料編：3-2）については、（80mm/時間）に対応できる自然護岸である。

なお、河川の改修事業は徐々に進みつつあるが、宅地開発等による降雨時の河川の出水量の増加又は流域内資産の増加により、洪水による被害が増大するおそれがあるため、今後も灌漑排水事業の推進、河積の拡大、流路の整正、堤防の修築を行って洪水による被害を防止する。

2. 内水はん濫防止対策

近年の都市化の進展により、本市においても水田の宅地化とそれに伴う農業用灌漑用水路廃止及び道路、細街路等の舗装が進み、大雨時には雨水が都市河川に集中するため、内水はん濫による水害の発生するおそれが大きくなっている。このため、内水はん濫による水害を防止することを目的として、側溝、水路及び公共下水道（雨水）の整備に努める。

(1) 側溝、水路

側溝、水路の整備を進め、雨水の排水を良くし、浸水を未然に防止する。また、清掃を行い、排水に万全を期する。

(2) 公共下水道（雨水）

日常の排水は勿論、豪雨時における浸水を防止するためにも、また大阪湾の水質汚濁防止の面から、府は南大阪湾岸流域下水道事業を実施中であり、本市も昭和61年度から公共下水道事業に着手している。（資料編：3-3）

(3) ため池改修補強対策

ため池は本市域に84箇所（内52箇所は要水防ため池）（資料編：3-4）あって、各土地改良区がその維持管理に当たっており、市は平常時よりこれらの施設の適切な管理指導を行っている。また、ため池管理者が異常な状態を発見した場合は、速やかに関係機関に連絡をとるものとする。地震における堤防決壊による被害を予防するために、市は現地調査のうえ改修計画を検討し、決壊時の被害が甚大で特に緊急を要するもの、老朽しているものについて順次改修を進めていく。

3. 高潮、津波災害予防計画

異常潮位、台風等による高潮災害及び地震に伴う津波災害を防止し、人命、財産をこれらの災害から守るため、防潮堤の整備、水門・樋門等の操作、情報連絡体制の確立について次のとおり

実施する。

(1) 防潮堤の整備

本市の海岸線（資料編：3－5）、付図3(2)については、府において、伊勢湾台風級の超大型台風にも耐え得るよう海岸線について防潮堤を完成した。また、りんくうタウン造成事業により、防潮堤前面を埋立てた。

(2) 水門・樋門等の点検、操作

市内海岸線の河口などには水門・樋門等が設置されており（資料編：3－6、付図3(2)）、異常潮位、高潮、津波等から臨海地域住民の生命、財産を守るため、これら水門・樋門等の開閉操作を行う。

災害発生予想時における開閉操作が円滑に行われるよう、府は常時管理員を置き毎月3回の点検操作の実施とその結果報告を義務づけており、異常があれば府に連絡して修理する。特に、台風シーズンに備え、6月～9月の毎月1回、府、市で総合的な点検、整備を実施する。

(3) 情報連絡体制の確立

災害発生予想時における水門・樋門等の操作は、府、市、消防本部の3者が相互に連絡を取り行う。

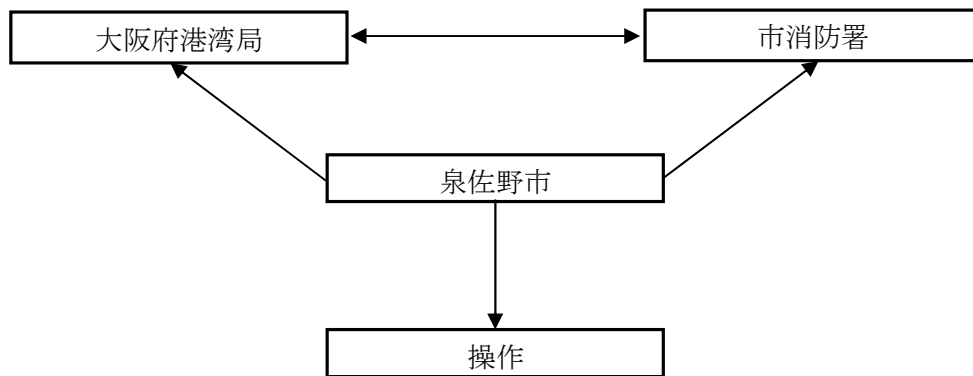


図 災害発生予想時における水門・樋門等の操作に関する連絡体制

4. 水害防止対策の推進

洪水に対する事前の備えと洪水時の迅速かつ的確な情報伝達・避難により、水災の軽減を図るため、避難判断水位の設定及び到達情報の発表、水防警報の発表、水位情報の公表、浸水想定区域の指定・公表、避難体制の整備を行う。

(1) 避難判断水位の設定及び到達情報の発表

府は、洪水により相当な損害を生ずるおそれのあるとして水位情報周知河川に指定した見出川、佐野川、樫井川において、避難判断水位への到達情報の発表を行う。

(2) 水防警報の発表

府は、洪水により相当な損害を生ずるおそれのあるとして水防警報河川に指定した見出川、佐野川、樫井川において、洪水のおそれがあると認めるときは、水防警報の発表を行う。

(3) 水位情報の公表

府は、水位観測所を設置した見出川、佐野川、樫井川においては、その水位の状況の公表を行う。

(4) 浸水想定区域の指定・公表

府は、水位情報周知河川がはん濫した場合に浸水が予想される区域を浸水想定区域に指定し、その区域及び浸水した場合に想定される水深を公表する。

市は浸水想定区域の公表を受けて、作成した河川のハザードマップを市民に周知するとともに、浸水が予測される地域住民等に対し、情報伝達の経路、避難施設や避難方法等についての出前講座や啓発を行い、水害予防対策を推進する。また避難誘導體制の整備を図るとともに、災害時要援護者の避難が円滑に行えるよう配慮し、集団避難が行えるよう町会・自治会（自主防災組織を含む）等の協力が得られる体制づくりを推進する。

(5) 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保

ア. 市は泉佐野市地域防災計画において、浸水想定区域を指定した見出川、佐野川、樫井川及び、今後指定する区域について、当該浸水区域ごとに次に掲げる事項について定めるものとする。

(ア) 避難判断水位への到達情報の伝達方法

(イ) 避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項

(ウ) 浸水想定区域内に、地下道又は主として災害時要援護者が利用する施設があり、利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められる場合はこれらの施設の名称及び所在地

イ. 市は、アの(ウ)に規定する施設については、その利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう避難判断水位への到達情報の伝達方法を定めるものとする。

ウ. 浸水想定区域の指定及び変更があった場合、市は、アの各号に掲げる事項を住民に周知させるため、必要があると認められる場合はこれらの事項を記載した印刷物の配布その他必要な措置を講じなければならない。

〈資料〉

- ・資料編：参考4. 泉佐野市災害対策本部条例

第6節 土砂災害予防対策の推進

市及び関係機関は、がけ崩れ、地すべり、土石流等による災害の発生が予想される危険箇所について、実態を調査把握し、予防措置の指導、崩壊防止工事の実施及び情報連絡体制の確立などの各種の予防対策を定め、当該区域住民の安全を確保するものとする。

1. 危険区域の把握と防災体制の整備

(1) 急傾斜地崩壊対策

ア. 急傾斜地崩壊危険区域の把握

「急傾斜地崩壊危険箇所等点検要領 平成11年11月」に基づく調査により、急傾斜地の高さが5m以上、傾斜度が30°以上で、崩壊により危害の生じるおそれのある人家が5戸以上あるもの、又は5戸未満であっても公共的施設に危害が生じるおそれのある土地の区域を急傾斜地崩壊危険箇所（Ⅰ）といい、市内に17箇所ある。同じく1～5戸未満の区域を急傾斜地崩壊危険箇所（Ⅱ）といい、市内に3箇所ある。人家がない場合でも一定の要件を満たし、住宅等が新規に立地する可能性があると考えられる区域を急傾斜地崩壊危険箇所（Ⅲ）といい、市内に5箇所ある。（資料編：3-8）

このうち、「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」（昭和44年法律第57号）の第3条に基づき、急傾斜地崩壊危険区域の指定をうけた地区は、現在市内に2箇所ある。（資料編：付図3(3)、付図3(4)、付図3(5)）

イ. 危険区域の防災パトロール及び点検の実施

市は、関係機関の協力を得て梅雨前及び台風期の前に定期的に危険区域の防災パトロールを実施するとともに、集中豪雨が予想されるときは、随時に防災パトロールを実施し当該危険区域の総点検を行い、亀裂の有無、湧水、地表水の有無、立木等の傾倒及び危険雨量等についての的確に把握しておくものとする。

ウ. 情報連絡及び避難

(ア) 情報の収集及び伝達

市は、気象予報等の情報の収集に努めるとともに、危険区域の状況を的確に把握するために情報伝達が円滑に実施できるよう伝達組織の整備に努める。

(イ) 伝達情報の内容

- ・危険区域及びその周辺の降雨量
- ・斜面の地表水、湧水、亀裂状況
- ・斜面及び斜面上下段の竹木等の傾倒状況
- ・人家等建物の損壊状況
- ・住民及び滞留者数
- ・その他必要な情報

(ウ) 警戒体制の基準雨量

a. 第1次警戒体制

予測雨量で、土砂災害発生基準を超過時

b. 第2次警戒体制

土砂災害警戒情報を発表時

(エ) 避難指示、避難勧告、一時避難情報、避難準備情報

市は、急傾斜地の崩壊が発生し又は発生するおそれがある場合、速やかに当該危険箇所の住民に対して避難のための避難勧告等（避難指示、避難勧告、一時避難情報、避難準備情報）を行う。避難勧告等を行った場合、市は警察官、消防団、町会・自治会の責任者等の協力を得て、広報車、サイレン等により危険箇所の住民に避難を周知させ、その徹底を図り避難者の誘導にあたる。

エ. 府、市及び関係機関は、災害情報の収集及び伝達、避難、救助等の活動が迅速かつ的確に遂行されるよう警戒避難体制の整備に努める。

(2) 地すべり対策

ア. 地すべり危険箇所

地すべり危険箇所とは、過去に地すべりが発生した、又は地形、地質等により地すべりのおそれがあるとされた箇所である。

本市にある地すべり防止区域は1箇所、地すべり危険箇所は3箇所である。（資料編：3-10、付図3(5)）

イ. 防災体制の整備

地すべり対策については日常的な観測が必要なため、市、府、地域住民等との協力を密にし、特に地形の変化、地下水の変動、降雨等に注意し、災害予防措置として観測、パトロールの実施体制を整えるとともに情報連絡体制の確立を図るものとする。

(3) 土石流対策

ア. 土石流危険渓流の把握

「土石流危険渓流及び土石流危険区域調査要領（案）平成11年4月」に基づく調査により、土石流の発生の危険性があり、5戸以上の人家に被害が生じるおそれがある渓流又は、5戸未満でも公共的施設に危害が生じるおそれのある渓流「土石流危険渓流（Ⅰ）」は本市において9渓流ある。同じく人家戸数が1～5戸未満の渓流「土石流危険渓流（Ⅱ）」は4渓流ある。人家がない場合でも一定の要件を満たし、住宅等が新規に立地する可能性があると考えられる渓流「土石流危険渓流（Ⅲ）」は9渓流ある。（資料編：3-9、付図3(5)）

イ. 防災体制の整備

土石流対策については、府、市等各関係機関は日常的に観測、調査等を行い、危険性があるかを的確に把握し、その資料を整理しておくとともに、特に危険区域については広範囲にわたるため、地域住民の協力が必要であり今後自主防災組織の育成に努め、又、危険渓流については表示板を設置するとともに、特に降雨には注意し土砂災害警戒情報が発令された場合等は付近の住民に周知するものとする。

ウ. 府、市及び関係機関は、災害情報の収集及び伝達、避難、救助等の活動が迅速かつ的確に遂行されるよう警戒避難体制の整備に努める。

(4) 土砂災害警戒区域等における防災対策

土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域（以下、土砂災害警戒区域等という）は、土砂災害により被害のおそれのある地域において、府が実施する地形、地質、降水及び土地利用状況等に関する基礎調査結果を基に、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第6条・8条」により指定される区域である。

土砂災害警戒区域等においては、土砂災害から住民を守るため、土砂災害のおそれのある区域等についての危険の周知、警戒避難体制の整備、住宅等の新規立地の抑制等のソフト対策を推進する。市及び関係機関は、災害情報の収集及び伝達、避難救助等の活動が円滑かつ迅速に遂行されるよう警戒避難体制の整備に努める。また、警戒区域において円滑な警戒避難が行なわれるために必要な事項を住民に周知させるため、土砂災害に関する情報の収集・伝達、避難及び救助等、警戒避難体制に関する事項を記載した印刷物の配布等、必要な措置を講ずる。

警戒区域内に主として災害時要援護者が利用する施設がある場合には、円滑な警戒避難が行われるよう土砂災害に関する情報、予報及び警報の伝達方法を定める。

（資料編：3－8，付図3(7)）

(5) 山地災害対策

ア．山地災害危険地区の定義

山地災害危険地区とは、林野庁長官通達に基づく山腹の崩壊、崩壊土砂の流出及び地すべりによる被害が現に発生する危険のある森林で、その危害が人家又は公共施設に直接及ぶおそれのある地区である。

本市にある山地災害危険地区は、以下のとおりである（資料編：3－11，付図3(6)）

- ・山腹崩壊危険地区 14 箇所
- ・崩壊土砂流出危険地区 6 箇所

イ．防災対策

森林法に基づき、森林の維持造成を通じて、山地災害の未然防止を図る。

また、集中豪雨等により発生する山地災害の実態を踏まえ、きめ細かな防災措置を講ずるため、関係機関との連携を保ちながら点検、整備を強化するほか、警戒避難体制を確立するなど、総合的な山地災害対策の推進に努める。

2. 情報連絡体制の確立

豪雨等によるがけ崩れ、地すべり、土石流等の災害を未然に防止し、地域住民の早期安全避難を図るため、消防、警察署及び地域住民の協力を得て、当該区域における災害発生の危険があると考えられるときは、次の措置を講ずる。

- (1) 市及び消防本部は、警察署の協力を得て巡回パトロールの強化や防災パトロールを実施する。
- (2) 巡回パトロール、防災パトロールにおいて、地すべり、山崩れ、がけ崩れ等の異常を認めたときは、直ちに市長に報告する。
- (3) 市長は、異常の報告を受けたときは、職員を現場に派遣し適切な措置を講ずるとともに、状況により岸和田土木事務所、泉佐野警察署等関係機関に通報する。
- (4) 市は、府と協力してNPO 法人大阪府砂防ボランティア協会との連携により砂防ボランティア（斜面判定士等）を活用し、土砂災害危険箇所の点検巡視を行う。

3. 予防措置の指導

災害発生の危険が予想される区域内の土地所有者、管理者又は占有者に対し、府及び市は、維持管理の徹底と保安措置の実施について行政指導を行うものとする。

法律上の行政指導措置は、次のとおりである。

表 土砂災害発生危険箇所における行政指導措置

法律名	制限行為
地すべり等防止法 (昭和33年法律第30号)	地下水を誘致し、停滞、増加させる行為 地下水排水施設の機能を阻害する行為、その他地下水の排除を阻害する行為 地表水を放流し、停滞させ、浸透を助長する行為 のり切、切土 地すべり防止施設以外の施設又は工作物の新築又は改良 地すべりを助長、誘発する行為
砂防法 (明治30年法律第29号)	治水上砂防のための一定の行為
急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律 (昭和44年法律第57号)	水の放流、停滞又は浸透を助長する行為 急傾斜地崩壊防止施設以外の施設又は工作物の設置又は改造 のり切、切土、掘削又は盛土 立木竹の伐採 木竹の滑下又は地引による搬出 土石の採取又は集積 急傾斜地の崩壊を助長、誘発するおそれのある行為
土砂災害警戒区域等における土砂防止対策の推進に関する法律 (平成12年法律57号)	特定開発行為に対する許可制 建築物の構造の規制 建築物の移転等の勧告及び支援措置 宅地建物取引における措置

4. 宅地造成地等の災害防止

丘陵地、山麓地における宅地開発に伴い、がけ崩れや土砂の流失による災害が発生しているため、宅地造成等規制法に基づき府との連携を図りながら、必要な行政指導を行い災害発生の未然防止を図る。

5. 治山対策

災害予防のため、毎年府泉州農と緑の総合事務所とともに調査を行い、既に府において樫井川上流部10数ヶ所の治山工事を実施した。今後林業振興協議会との連絡を密にして、たとえ小災害が予想される場合でも必ず通報するよう指導を行う。

6. 崩壊防止工事の実施

災害発生のおそれがある区域において宅地開発等が行われる場合は、崩壊防止のための各種工事を施工するように行政指導を行う。また、一定の条件を具備し各関係法の危険区域として指定された場合には、国、府が事業主体となり、崩壊防止事業及びがけ地近接危険住宅移転事業等を実施する。

本市大木急傾斜地崩壊危険区域については、昭和 62 年度に府が事業主体となって対策工事を完了しており、また、岡本急傾斜地崩壊危険区域についても、昭和 57 年度に対策工事を完了している。また、当該危険区域住民に対しがけ地近接危険住宅移転事業制度等の周知に努め、移転の促進を図る。

上之郷地区については、昭和 33～55 年度の間に府による表面排水工事を完了した。以後水位観測、移動測量等の地すべり調査を続けてきたが、地下水排除の必要があるため昭和 44 年度から集水井戸、排水ボーリング等の地下水排水工事に着手し、災害の防止を期している。

第7節 危険物等災害予防対策の推進

1. 危険物災害予防対策

市は、消防法をはじめ関係法令の周知徹底・規制を行うとともに、危険物施設における自主保安体制の確立、保安意識の高揚を図る。

(1) 規制

- ア. 立入検査及び保安検査により、法令上の技術基準の遵守を徹底させる。
- イ. 危険物施設内の危険物の取扱いについては、危険物取扱者が行い、それ以外の物の場合には、資格をもった者の立会いを徹底させる。
- ウ. 関係機関と連携して、危険物運搬車両の一斉取締りを実施する。

(2) 指導

- ア. 予防規程の策定を指導する。
- イ. 危険物施設の維持管理等を適正に行うよう指導する。
- ウ. 危険物施設の定期点検の適正な実施を指導する。

(3) 自主保安体制の確立

- ア. 大規模な危険物施設事業所に対し、自衛消防隊の組織化を推進し、自主的な防災体制の確立について指導する。
- イ. 危険物施設事業所等に対して、保安教育、消火訓練等の実施方法について指導する。

(4) 啓発

危険物取扱者等に対し、保安管理の向上を図るため、研修会、講習会を実施するとともに、危険物安全月間を中心に、関係者に各種啓発事業を推進する。

2. 高圧ガス災害予防対策

市は、府が行う規制、指導等に協力する。

(1) 規制

- ア. 立入検査及び保安検査により、法令上の技術基準の遵守を徹底させる。
- イ. 関係機関と連携して、高圧ガス積載車両等の一斉取締りを実施する。

(2) 指導

- ア. 危害予防規程の策定を指導する。
- イ. 高圧ガス関係事業所における保安教育、施設の維持管理等を適正に行うよう指導する。
- ウ. 販売事業所等に対し、保安の確保を図るため、巡回保安指導を実施する。

(3) 自主保安体制の確立

自主的な防災組織である「高圧ガス地域防災協議会」や高圧ガス関係団体の実施する自主保安活動が、より一層充実するよう指導する。

(4) 啓発

各種の研修会、講習会を実施するほか、高圧ガス保安活動促進週間において、高圧ガス大会の開催、防災訓練の実施等、関係者の保安意識の高揚を図る。

3. 火薬類災害予防対策

市は、府が行う規制、指導等に協力する。

(1) 規制

立入検査及び保安検査により、法令上の技術基準の遵守を徹底させる。

(2) 指導

ア. 危害予防規程の策定を指導する。

イ. 火薬類取扱事業所等における保安教育や自主検査の実施を指導する。

(3) 自主保安体制の確立

ア. 「大阪府火薬類保安協会」が、火薬類取扱従事者に対して実施する保安講習の方法を指導する。

イ. 事故発生時の緊急出動連絡体制として、「大阪府火薬類保安協会」に設置された防災対策委員制度を育成・指導する。

(4) 啓発

火薬類危害予防週間において、ポスターの配布等、関係者の保安意識の高揚を図る。

4. 毒物劇物災害予防対策

市は、府が行う規制、指導等に協力する。

(1) 規制

ア. 立入検査により、法令上の技術基準の遵守が徹底されるよう指導する。

イ. 危害防止規程の策定を指導する。

(2) 指導

ア. 立入検査を実施し毒物劇物の貯蔵量に対する設備にするように指導する。

イ. 学校、研究所等の実験、検査用毒物劇物については、落下等のおそれのない場所に保管するとともに、漏洩による危険を防止するように指導する。

ウ. 営業者等に対し毒物劇物の飛散等により住民の生命及び保健衛生上に危害を生じるおそれがあるときには、保健所、警察署又は消防機関への届け出及び危害防止のための応急措置を講ずるよう、関係機関と連携して指導する。

(3) 危害防止体制の整備

営業者等に対して、危害防止体制の整備を指導する。

(4) 啓発

毒物劇物に関する知識の普及など関係者の危害防止意識の高揚を図る。

第8節 原子力災害予防対策の推進

防災関係機関及び原子力事業者等は、原子力災害を防止するため、防災指針を十分に尊重し、次の措置を講ずるものとする。

1. 原子力事業所等に係る災害予防対策

防災関係機関及び原子力事業者等は、連携して原子力事業所等に係る災害予防対策を推進する。

(1) 原子力事業者の責務

ア. 安全確保の責務

- (ア) 原子力事業者は、自己の原子力施設の使用、運転、管理等にあたって、関係諸法令を遵守し、安全管理に万全の措置を講ずる。
- (イ) 原子力事業者は、自己の原子力事業所周辺の安全を確保する責務を有することを確認し、自己の原子力事業所に起因する周辺環境放射線監視及び放射線防護など原子力事業所周辺等の安全確保に万全の措置を講ずる。
- (ウ) 事業所内の応急措置の実施に必要な救急救助用資機材及び消防用設備等の整備を図るなど、救出救助及び消火体制の充実に努める。

イ. 原子力事業者防災業務計画の作成等

- (ア) 原子力事業者は、原災法第7条の規定により、当該原子力事業所における原子力災害予防対策、緊急事態応急対策及び復旧対策その他の原子力災害の発生及び拡大の防止、並びに原子力災害の復旧を図るために必要な業務に関し、原子力事業者防災計画を原子力事業所ごとに作成する。原子力事業者は、当該計画を作成又は修正しようとする場合は、作成又は修正しようとする日の60日前までに府及び熊取町に協議する。府は相当の期間を定めて、関係周辺市町である本市の意見を聞く。
- (イ) 原子力事業者は、原災法第8条第4項、第9条第5項及び第6項、第11条第3項及び第4項に基づき、各種事由について関係機関に届出る。府は、届出があった場合、当該届出に係る書類の写しを本市に速やかに送付する。

(届出書類)

- ・原子力防災要員現況届出書
- ・原子力防災管理者（副原子力防災管理者）選任・解任届出書
- ・放射線測定設備現況届出書
- ・原子力防災資機材現況届出書

ウ. 施設の防災対策

- (ア) 施設の耐震・不燃化対策を推進し、安全を確保する。
- (イ) 放射線による被ばく予防対策を推進する。
- (ウ) 自己の原子力事業所の環境放射線の測定を行い、常に放射線レベルを把握するとともに、その結果を公表する。
- (エ) 原子力防災組織及び原子力防災要員の充実改善を図る。

エ. 放射線測定整備及び原子力防災資機材の整備

原子力事業者は、自己の原子力事業所内に放射線測定設備を整備する。

また、放射線障害防護用器具、非常用通信機器、放射線計測器等の原子力防災資機材を整備する。

オ. 救急救助用資機材の整備

原子力事業者は、応急措置の実施に必要な救急救助用資機材の整備を図るなど、救出救助体制の整備に努める。

(2) 立入検査と報告の徴収

市は、原子炉施設及び住民の安全確保に関する協定書第7条及び原子力関係施設及びその周辺住民の安全確保並びに公害防止に関する協定書第8条の規定に基づき、立入検査を実施し、原子力事業者が行う、原子力災害の予防（再発防止を含む）のための措置が適切に行われているか確認する。

(3) 原子力防災専門官との連携

市は、地域防災計画（原子力災害対策）の作成、原子力事業所の防災体制に関する情報の収集及び連絡、地域ごとの防災訓練の実施、緊急事態応急対策拠点施設（以下「オフサイトセンター」という）の活用、市民に対する原子力防災に関する情報伝達、災害時の連絡体制、防護対策などの緊急時の対応等について、平常時より原子力防災専門官と密接な連携を図る。

2. 情報の収集・連絡・分析体制等の整備

(1) 情報の収集・連絡体制の整備

市は、国、府、原子力事業者及びその他防災関係機関と連携して、周辺住民等の危険回避の情報を含め、原子力防災に関する情報を迅速・的確に、かつわかりやすく提供できるよう、情報伝達体制等を整備する。

(2) 情報分析整理

ア. 人材の育成・確保及び専門家の活用体制

市は、収集した情報を的確に分析整理するための人材の育成・確保に努めるとともに、必要に応じ専門家の意見を活用できるよう必要な体制の整備に努める。

イ. 原子力防災関連情報の収集・蓄積に努める。

市は、平常時より原子力防災関連情報の収集・蓄積に努める。

また、それらの情報について関係機関の利用の促進が円滑に実施されるよう国及び府とともに情報のデータベース化、オンライン化、ネットワーク化についてその推進に努める。

3. 原子力防災に対する知識の普及と啓発

(1) 市民等に対する知識の普及と啓発

市は、府、原子力事業者及び国などと協力して、住民に対し原子力防災に関する知識の普及と啓発のために、次に掲げる事項について普及・啓発活動を実施する。

また、教育機関においても、防災に関する教育の充実に努めるものとする。

なお、防災知識の普及と啓発に際しては、災害時要援護者に十分配慮する。

ア. 放射性物質及び放射線の特性に関すること

イ. 原子力施設の概要に関すること

ウ. 原子力災害とその特性に関すること

エ. 放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること

- オ. 緊急時に市や府をはじめとした防災関係機関及び原子力事業者が講ずる対策の内容に関するすること
- カ. 避難所に関すること
- キ. 緊急時にとるべき行動及び避難所での行動等に関すること

(2) 防災業務関係者に対する教育、研修

市は、府をはじめとする他の防災関係機関及び原子力事業者と連携して、次に掲げる事項について防災業務関係者に対する教育、研修を必要に応じて実施する。

- ア. 原子力防災体制及び組織に関すること
- イ. 原子力施設の概要に関すること
- ウ. 原子力災害とその特性に関すること
- エ. 放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること
- オ. モニタリング実施方法及び機器に関すること
- カ. 原子力防災対策上の諸設備に関すること
- キ. 緊急時に市が府等と連携して講ずる対策の内容に関すること
- ク. 緊急時に住民等がとるべき行動及び留意事項に関すること
- ケ. 放射線緊急被ばく医療（応急手当を含む）に関すること
- コ. その他緊急時対応に関すること

4. 環境放射線モニタリング体制等の整備

市は、府、国及び原子力事業者と連携して、平常時及び緊急時における原子力事業所周辺の放射性物質及び放射線に関する状況を把握するため、環境放射線モニタリング体制を整備する。

また、緊急時におけるモニタリングを実施するために、可搬型計測用機器等の環境放射線モニタリング設備・機器等を整備する。

5. 緊急被ばく医療体制等の整備

原子力災害に係る専門的な医療知識、資機材が必要なため、緊急被ばく医療体制及び、市が実施する住民の健康不安対策等への協力体制の整備を図る。

- (1) 市は、大阪府と連携して、国から整備すべき資機材に関する情報提供を受け、日本赤十字社大阪府支部、原子力事業者及び(社)泉佐野泉南医師会などと協力して、緊急時における迅速かつ的確な医療体制を確保するため、放射線測定資機材、除染資機材、応急救護用医薬品その他医療資機材の整備に努める。
- (2) 初期被ばく医療を行う泉州救命救急センターは、ふき取り等の簡易な除染や救急措置を行う。
- (3) 二次被ばく医療を行う独立行政法人国立病院機構大阪医療センターは、シャワー等による全身の除染、汚染創傷の治療を行うとともに、汚染状況及び被ばく線量の測定を行う。
- (4) 三次被ばく医療を行う場合は、広島大学医学部附属病院に搬送する。
- (5) 市、原子力事業者及び緊急被ばく医療機関は、国や原子力防災関係機関が実施する研修等に職（所）員を積極的に参加させるなど人材育成に努める。

6. 防災業務関係者の安全確保のための資機材等の整備

(1) 放射線防護資機材の整備

市は、国及び府と協力し、応急対策を行う防災業務関係者の安全確保のための資機材をあらかじめ整備する。

(2) 情報交換の実施

市は、府と連携して、応急対策を行う防災業務関係者の安全確保のため、平常時より、放射線防護資機材について、国及び原子力事業者と相互に密接な情報交換を行う。

7. 防災対策資料の整備

市は、府と協力して、応急対策の的確な実施に資するため、以下のような資料を適切に整備し、定期的に更新するとともに、オフサイトセンター等に備え付ける。

また、市は、社会環境に関する資料等を原子力災害対策本部設置予定施設に適切に備え付ける。

(整備を行うべき資料の例)

(1) 原子力施設（事業所）に関する資料

- ア. 原子力事業者防災業務計画
- イ. 原子力事業所の施設配置図

(2) 社会環境に関する資料

- ア. 周辺地図
- イ. 周辺地域の人口、世帯数（原子力事業所との距離別、方位別、災害時要援護者の概要に関する資料）
- ウ. 周辺一般道路、高速道路、鉄道、ヘリポート及び空港等交通手段に関する資料（道路の幅員、路面状況、交通状況、各種時刻表、滑走路の長さ等の情報を含む）
- エ. 避難所及び屋内退避に適するコンクリート建物に関する資料及びあらかじめ定める避難計画（位置、収容能力、移動手段等の情報を含む）
- オ. 周辺地域の特定施設（幼稚園、学校、診療所、病院、老人福祉施設、身体障害者援護施設等）に関する資料（原子力事業所との距離、方位等についての情報を含む）
- カ. 緊急時被ばく医療施設に関する資料（1次医療施設、2次医療施設それぞれに関する、位置、収容能力、対応能力、搬送ルート及び手段等）
- キ. オフサイトセンターへの飲料水、食料及び機器保守サービスの調達方法

(3) 放射性物質及び放射線の影響予測に関する資料

- ア. 周辺地域の気象資料（過去5年間の周辺測点における風向、風速及び大気安定度の季節別及び日変化の情報等）
- イ. 線量推定計算に関する資料
- ウ. 平常時環境放射線モニタリング資料（過去数年間の統計値）
- エ. 周辺地域の水源地、飲料水供給施設状況等に関する資料
- オ. 農産物の生産及び出荷状況

(4) 原子力防災資機材等に関する資料

- ア. 原子力防災資機材の備蓄・配備状況
- イ. 避難用車両の緊急時における運用体制
- ウ. 医療活動用資機材の備蓄・配備状況

8. 災害復旧への備え

市は、府及び原子力事業者とともに、災害復旧に資するため、国と連携して放射性物質の除染に関する資料の収集・整備等を図る。

9. 放射性同位元素等に係る災害予防対策

原子力事業所以外の事業所等での核燃料物質や放射性同位元素等を原因とする事故（放射線災害）の予防対策、応急対策及び事後対策は、他の法令等によるべき旨のない範囲で、核燃料物質の使用施設の設置者及び放射性同位元素取扱事業者等が、本計画に準じて必要な対策（施設の防災対策、防災業務関係者に対する教育、防災訓練等）を講ずるよう努める。

第2章 災害応急対策・復旧対策への備え

第2章 災害応急対策・復旧対策への備え

第1節 総合的防災体制の整備

第2節 情報収集伝達体制の整備

第3節 火災予防対策の推進

第4節 消火・救出・救助、救急体制の整備

第5節 災害時医療体制の整備

第6節 緊急輸送体制の整備

第7節 避難収容体制の整備

第8節 緊急物資確保体制の整備

第9節 ライフライン確保体制の整備

第10節 交通確保体制の整備

第11節 防災営農計画

第12節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備

第1節 総合的防災体制の整備

市及び関係機関は、平常時から、自らの組織動員体制及び装備・資機材の整備を図るとともに、防災活動を実施するための拠点整備や、防災訓練の実施などを通じ、相互に連携しながら総合的な防災体制の確立に努めるものとする。

1. 中枢組織体制の整備

市は、災害時の迅速かつ的確な応急対策を行うために、平常時から防災に係る中枢体制の整備・充実を図るとともに、災害時の応急対策活動を迅速かつ的確に実施できるよう職員の配備体制・勤務時間外における参集体制の整備を図る。

(1) 部長会議における防災対策の推進

市の部長会議において総合的かつ計画的な防災対策の推進を図るものとする。

構成員
市長、副市長、教育長、各部長、(理事)

(2) 警戒体制

警戒体制は、地震や気象に関する各種警報等が発令された場合等、災害予防及び災害応急対策への備えが必要になった場合において設置する。警戒体制の構成は、地震災害（津波情報）及び風水害（雨量情報・河川水位情報・台風の接近情報・高潮情報）の規模や緊急度に応じた対策を実施するために必要な警戒レベル（警戒レベル1～4）の体制とする。

ア. 地震災害警戒体制（警戒体制：警戒レベル3～4）

地震が発生し、大阪府沿岸に津波注意報が発令、その他副市長が必要と認めたときにおいて、災害予防及び災害応急対策を実施するために設置する。

地震災害警戒体制の長には、副市長をあてる。

イ. 風水害警戒体制（警戒体制：警戒レベル1～4）

市域に各種気象警報が発令された場合、河川水位がはん濫注意水位に達した場合、府域に台風が接近した場合、府域に高潮注意報が発令された場合等において、災害予防及び災害応急対策を実施するために設置する。

風水害警戒体制の長には、警戒レベルに応じて、副市長、市民協働担当理事をあてる。

(3) 原子力災害警戒体制

原子力災害となるおそれがある大規模な事象発生の情報を受けたとき、その他副市長が必要と認めたときにおいて、災害予防及び災害応急対策を実施するために設置する。

原子力災害警戒体制の長には、副市長をあてる。

(4) 災害対策本部

大規模な災害の発生が予想され、その対策を要すると認められたとき、震度4以上の地震を観測したとき、災害救助法の適用を要する災害が発生したとき、その他市長が必要と認めたときにおいて、災害予防及び災害応急対策を実施するために設置する。

	構成員
本部長	市長
副本部長	副市長、教育長
本部員	各部長、理事

(5) 原子力災害対策本部

原子力事業所から特定事象（原災法第10条第1項前段の規定により通報を行うべき事象）（以下「特定事象」という。）の発生を受信したとき、府モニタリング設備でのガンマ線の放射線量が1地点で10分以上 $5\mu\text{Sv/h}$ 以上又は2地点以上で同時に $5\mu\text{Sv/h}$ 以上となったとき（ただし、当該数値が落雷の時に検出された場合を除く）、内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言（原災法第15条）（以下「原子力緊急事態宣言」という）を発出したとき、府又は国から原子力災害対策本部を設置する旨の指示（指導又は助言）があったとき、その他市長が必要と認めた場合において、災害予防及び災害応急対策を実施するために設置する。

(6) 原子力災害現地対策本部

原子力災害対策本部を設置し、かつ、国が原子力災害現地警戒本部を設置したとき又は国及び府が原子力災害現地対策本部を設置したとき、その他市長が必要と認めた場合において、国、府をはじめとする他の防災関係機関及び原子力事業者と連携して、現地において災害応急対策及び災害復旧対策を実施するために、熊取オフサイトセンター内に設置する。

また、原子力事業者から特定事象発生の通報後、関係省庁が現地での連絡調整のため、熊取オフサイトセンターでの現地事故対策連絡会議を開催する場合は、原子力災害現地対策本部に先立ち、市民協働課長及び消防本部警備課長が当該会議に参画する。

2. 防災中枢機能等の確保、充実

発災時に速やかに体制をとれるように、防災中枢機能等の確保、充実を図る。

(1) 防災中枢施設の整備

災害対策本部・原子力災害対策本部等の防災中枢施設を整備するよう努める。また、代替施設の選定などのバックアップ対策、自家発電設備等の整備などに努める。

(2) 災害対策本部用備蓄

災害対策本部・原子力災害対策本部用として、飲料水・食糧等を備蓄する。

3. 防災拠点の整備

大規模災害時において適切な災害応急活動が実施できるよう、活動拠点及び備蓄拠点を計画的に整備する。

(1) 地域防災拠点の整備

市域における応援部隊の受入れ及び活動拠点として、広域防災拠点及び後方支援活動拠点と連携した地域防災拠点の整備に努める。

応援部隊受入れ、活動拠点	末広公園
備蓄拠点	市役所、末広公園
物資輸送拠点	市民総合体育館

4. 装備資機材等の備蓄

二次災害の防止及び応急復旧に迅速に対応するため、必要な人材、装備・資機材等の確保、整備に努める。

(1) 資機材等の備蓄及び技術者等の把握

装備・資機材等の充実に努めるとともに、関係団体との連携により資機材・技術者等の確保体制の整備に努める。

(2) 資機材等の点検

備蓄、保有する装備・資機材は、随時点検並びに補充交換を行い、保全に万全を期する。

(3) データの保全

地籍、権利関係書類並びに測量図、構造図等の復旧に必要な各種データの整備、保管に努める。また、データ及びコンピューターシステムのバックアップ体制の整備に努める。

5. 防災訓練の実施

地域防災計画や防災業務計画等の習熟、連携体制の強化、住民の防災意識の向上及び災害時の防災体制の万全を図ることを目的として、組織動員、避難、通信等の総合的訓練、水防、航空機、危険物、林野火災等の災害別対策訓練などの防災訓練を実施する。実施にあたっては、各種災害に関する被害想定を明らかにし、必要に応じ交通規制を行うなど、実践的な内容とするとともに、事後評価を行い、必要に応じて防災組織体制等の改善を図る。

(1) 総合訓練（市、関係機関）

本計画で定める被害想定を基本として関係機関との合同により、下記の各種訓練を総合して行う。

また、近隣市町村も含めた広域的な防災訓練の実施に努める。

(2) 個別訓練

ア. 組織動員訓練（市、関係機関）

休日、夜間など勤務時間外において、大地震が発生した場合、これに対処するために必要な職員を早期に召集し、活動体制を確立するための訓練を実施する。

イ. 非常通信連絡訓練（市、関係機関）

震災時において、有線通信が不通となり、又は利用することが著しく困難な場合に、無線通信系及び他の手段による通信連絡の円滑な遂行を図るため、通信手続き、無線機の操作及び通信等非常通信に関する訓練を実施する。

ウ. 消防訓練（消防機関、関係機関）

火災の防ぎよと避難者の安全確保等の被害を軽減するための消防訓練を実施する

エ. 災害救護訓練（市、警察、消防機関）

多数の要救助者及び被災者が発生した場合における人命救助、救出、医療救護及び被災者に対する給水、給食等市民の生命及び身体を災害から保護するための訓練を実施する。

オ. 避難訓練（市、警察、消防機関）

避難の指示、勧告及び避難誘導等地域住民を安全に広域避難地へ避難させるための訓練を実施する。また、災害時要援護者の積極的参加を得て、孤立者、負傷者、高齢者及び障害者等の避難誘導や介助方法等について重点的に実施する。

カ. 施設復旧訓練（市、関係機関）

地震により土木施設、水道施設、ガス施設、電気施設及び通信施設等の生活関連施設並びに危険物施設等に被害が生じたことを想定し、これを迅速に復旧する訓練を実施する。

キ. 水防訓練（市、関係機関）

水防活動の円滑な遂行を図るため、水位・雨量観測、動員、資機材の輸送、水防工法、水門等の操作、気象予警報等の伝達等について訓練する。

ク. 自主訓練の指導（市、関係機関）

町会・自治会（自主防災組織を含む）等の住民組織の震災時における行動力の向上を図るため、特に初期消火訓練及び避難訓練等の実施について指導を行い、訓練に際しては指導者を派遣する。

ケ. 原子力防災訓練

国、府及び原子力事業者と連携して、原子力災害時における緊急時通報、緊急時モニタリング、スクリーニング等の訓練を実施する。

また、平常時から、市民に対する広報・防災知識の普及等に熊取オフサイトセンターを活用する。

(3) 防災関係機関等の訓練の実施

市は、府をはじめとする他の防災関係機関及び原子力事業者等と連携し、組織動員、避難、通信、消火・救助・救急、医療、ライフライン対応、緊急輸送、緊急地震速報対応、消防、災害警備、水防、林野火災対策、危険物災害対策、原子力災害応急対策、航空機災害対策等の訓練を単独又は共同で実施する。

(4) 東南海・南海地震を想定した防災訓練の実施

市をはじめ防災関係機関は、東南海・南海地震を想定した津波からの避難のための災害応急対策を中心とした防災訓練を年1回以上の実施に努める。

〔内容〕

- ア. 津波警報等の情報収集・伝達訓練
- イ. 参集訓練及び本部運営訓練
- ウ. 水門等の操作訓練

6. 人材の育成

各々の防災体制の強化と併せて災害対応力の向上を図るため、職員への防災教育を充実するとともに、第一線で活動する消防職員及び消防団員の専門教育を強化する。

(1) 職員に対する防災教育

災害時における適正な判断力を養い、各機関における防災活動の円滑な実施を期すため、職員に対し防災教育を実施する。

ア. 教育の方法

- (ア) 講習会、研修会等の実施
- (イ) 見学、現地調査等の実施

第2章 災害応急対策・復旧対策への備え
第1節 総合的防災体制の整備

(ウ) 防災活動マニュアル等の配付

イ. 教育の内容

(ア) 地域防災計画及びこれに伴う各機関の防災体制と各自の任務分担

(イ) 非常参集の方法

(ウ) 気象、水象、地象その他災害発生原因についての知識及び災害の種別ごとの特性

(エ) 過去の主な被害事例

(オ) 防災知識と技術（環境放射線モニタリングの実施方法、放射線関連機器及び緊急時医療などに関することを含む）

(カ) 防災関係法令の適用

(キ) その他必要な事項

7. 防災に関する調査研究の推進

災害の未然防止と被害の軽減を図り、かつ総合的、計画的な防災対策を推進するため、災害要因、被害想定及び防災体制等について、調査研究を継続的に実施する。

8. 広域防災体制の整備

平常時から、大規模災害も視野に入れ、広域的な視点に立った防災体制の整備を図る。

(1) 緊急消防援助隊の受入れ体制の整備

国内で発生した地震等の大規模災害時における消防活動をより効果的に実施するため、府が策定した「緊急消防援助隊受援計画」に基づき、「緊急消防援助隊」との連携、受入れ体制の整備を図る。（資料編：2-13）

9. 自衛隊の災害派遣に対する連絡体制の整備

大規模災害時に自衛隊との連携を円滑に行うため、平常時から連絡体制の強化や派遣の要請手続きの明確化など、自衛隊との連携体制を整備する。

10. 緊急時における組織の運営体制の整備

上町断層帯地震、中央構造線断層帯地震及び東南海・南海地震等の大規模地震が発生した場合、府内全域に被害が及び、市の施設（建物・ライフライン等）や職員等も甚大な被害を受けることが懸念される。

そのような状況においても、住民生活に直結する業務等については、できる限り継続的に実施することが必要であり、また、やむを得ず中断を余儀なくされた場合においても速やかに復旧することが求められる。

このため、市においては、自らのBCP（業務継続計画）の作成・運用に努めるなど、大規模地震時における業務継続の体制整備を図る。

(1) 泉佐野市BCP（業務継続計画）の作成・運用

市は、以下の方針に基づき業務継続を図ることとし、泉佐野市BCPを作成・運用する。

ア. 大規模地震での被害を最小限にとどめるため、泉佐野市地域防災計画に定められた災害応急対策業務に万全を尽くす。

イ. 市役所の機能が一部停止することによる市民生活や経済活動等への支障を最小限にとど

めるため、中断が許されない通常業務の継続・早期再開に努める。

- ウ. 災害応急対策業務及び中断が許されない通常業務の継続を図るため、早期参集等により必要な要員を確保するとともに、執務室や電力、通信等にかかる業務資源の確保に努める。

※業務継続計画（BCP）

業務継続計画（BCP）とは、ヒト、モノ、情報及びライフライン等利用できる資源に制約がある状況下において、非常時優先業務を特定するとともに、非常時優先業務の業務継続に必要な資源の確保・配分や、そのための手続きの簡素化、指揮命令系統の明確化等について必要な措置を講じ、高いレベルでの業務継続を行うために作成する計画。

第2節 情報収集伝達体制の整備

市及び関係機関は、災害発生時に、被害情報を迅速に収集するとともに、相互の情報連絡が円滑に行えるよう、平常時から、情報収集伝達体制の確立に努めるものとする。

1. 災害情報収集伝達システムの基盤整備

無線通信網の多重化対策、施設設備の耐震化対策及び停電対策を実施するとともに、相互に連携して防災情報システムの構築を図る。

(1) 無線通信施設の整備

災害時の応急活動にかかる情報通信の重要性に鑑み、通信施設の整備及び運用体制の強化を図る。

- ア. 市防災行政無線の整備充実
- イ. 消防無線の整備充実

(2) 整備項目

- ア. 移動系携帯型、車載型無線機及び固定系無線機の増強
- イ. 防災相互通信用無線の整備増強
- ウ. 有線通信設備(災害時優先扱い電話等)の整備
- エ. 地域防災無線システムの構築
- オ. 無停電電源装置や自家発電機の整備

2. 情報収集伝達体制の強化

被害情報の収集体制の整備、伝達窓口の明確化及び多様な伝達手段の確保を図るとともに、職員の情報分析力の向上を図るなど、情報収集伝達体制の強化に努める。

なお、勤務時間外に地震が発生した場合、当直者は必要に応じて市民協働担当理事(危機管理担当参事)に地震関連情報を連絡するとともに、地震災害警戒体制関係職員等が登庁するまでの間、市民協働担当理事(危機管理担当参事)の指示に従い消防本部、泉佐野警察署等の関係機関の協力を得て、情報の収集にあたる。

また、「おおさか防災ネット」による防災情報メール配信機能等を積極的に活用し、気象・地震・津波情報等の伝達体制の強化を図る。

3. 災害広報体制の整備

災害に関する情報及び被災者に対する生活情報を常に伝達できるよう、その体制及び施設、設備の整備を図るものとする。

(1) 広報体制の整備

- ア. 広報責任者の選任
- イ. 災害発生後の時間経過に応じ、提供すべき情報の項目整理
- ウ. 広報文案の事前準備
 - (ア) 地震の規模・津波・余震・気象・海象・水位・放射線量等の状況
 - (イ) 住民の不安感の払拭、適切な対応のための呼びかけ

- (ウ) 出火防止、初期消火の呼びかけ
 - (エ) 災害時要援護者への支援の呼びかけ
 - (オ) 災害応急活動の窓口及び実施状況
- エ. 災害時要援護者にも配慮した、多様できめ細やかな広報手段の確保
- オ. 「おおさか防災ネット」による防災情報メール配信機能（おおさか防災情報メール）等の活用
- カ. 携帯電話事業者が提供する緊急時メール速報サービス等の活用
- なお、避難勧告等（避難指示、避難勧告、一時避難情報、避難準備情報（要援護者避難情報））の伝達に関しては「泉佐野市 避難勧告等の判断・伝達マニュアル(案)」に従うものとし、災害時要援護者等避難行動に時間を要する者が避難場所等への安全な避難行動を開始できるよう配慮する。

(2) 広聴体制の整備

住民等から寄せられる被害状況や応急対策状況等に関する問合せ、要望、意見等に対して適切に対応できるよう、広聴体制の整備を図る。

(3) 原子力災害広報に係る国及び大阪府との連携

市は、原子力災害に係る広報について、国及び府と連携し、情報提供に努める。

第3節 火災予防対策の推進

市及び関係機関は、市街地、林野における火災の発生を防止するとともに、延焼の拡大を防止するため、火災予防対策の推進に努めるものとする。

1. 建築物等の火災予防

一般建築物、高層建築物における出火防止及び初期消火の徹底を図る。

(1) 一般建築物

ア. 火災予防査察の強化

市は、工場や公衆の出入りする場所などについて、消防法に基づく予防査察を実施し、火災発生危険箇所の点検、消防用設備等の耐震性の強化について改善指導する。

イ. 防火管理制度の推進

市は、学校、病院、工場など多数の者が出入りし、勤務し、又は居住する建物の所有者、管理者、占有者（以下「所有者等」という。）に対し、消防法第8条の規定による防火管理者を活用し、防火管理上必要な業務を適切に実施するよう指導する。

(ア) 消防計画の作成

(イ) 計画に基づく消火、通報、避難訓練の実施

(ウ) 消防用設備等の設置、点検整備、維持管理

(エ) 火気の使用取扱いに関する監督及び収容人員の管理

(オ) 避難又は防火上必要な業務の遂行

ウ. 防火対象物定期点検報告制度の推進

市は、対象施設の関係者の防火に対する認識を高め、点検基準適合への取り組みを推進する。

エ. 市民、事業所に対する指導

市民、事業所に対し、消火器の使用方法、地震発生時の火気器具・電気器具の取扱いの指導及び安全装置付きストーブ等の普及の徹底を図るとともに、広報活動や防火図面の募集などによる火災予防運動を通じ、防火意識の啓発を行う。

(2) 高層建築物

建築基準法及び消防法等に基づき、高層建築物の施設・設備等に関し、定期報告制度の活用等により、所有者等に対し火災の未然防止について指導する。

ア. 対象施設

(ア) 高さが31mを超える建築物

イ. 所有者等に対する指導の強化

(ア) 消防用設備、防火施設、非常用通信設備等の点検・整備の指導

(イ) 教育訓練の実施

(ウ) 屋上緊急離発着場等の整備

非常用エレベーターの設置を要する高層建築物及び医療機関等をはじめとする高度医療施設を対象として、消火・救助活動及び負傷者の搬送にヘリコプターを有効に活用するため、屋上緊急離発着場及び緊急救助用スペースを設置するよう指導する。

(エ) 防災計画書（高層建築物等の防災措置に関する要綱）の作成

また、府、市をはじめ関係機関は、消防法改正（平成19年6月）に伴い、学校、病院、工場、事業場、興行場、ショッピングセンター等の建物で多数の者が出入りするものであり、かつ、大規模なものについては、火災予防だけでなく地震等による被害軽減の観点から、自衛消防組織を設置するとともに、防災管理者を定め、地震被害等に対応した消防計画を作成するなど、所有者等に対し、地震等による火災その他の災害に係る被害軽減のための措置を講ずるよう指導する。

2. 林野火災予防

(1) 本市の山林状況

本市の森林地帯は市域の約40%（約2,000ha）を占め、樹層は針葉樹林がその86%、その他広葉樹林等であり、また、葛城山系に属する部分では、急峻な山地を形成している。

(2) 防火帯の構築

必要に応じ、防火帯を構築し、火災の延焼を防止する。

(3) 林道の構築及び整備

林道は防災上特に重要と考えられるので、現有林道についての維持補修に努める。

(4) 山林火災予防看板、山林位置表示杭等の設置

山林火災予防看板を掲出するとともに、山林火災等の発生時における災害位置確認のため消防本部と林業振興協議会は協力して、林道に表示杭の設置を計画する。

(5) 消防資機材の整備

市は、府と協力し、消防力強化のため、防ぎよ資機材の整備と備蓄を推進する。

ア. 消火作業機器等の整備

空中消火用資機材、林野火災工作車、可搬式ポンプ・送水装置等作業用機器、

イ. 消火薬剤等の備蓄

第一燐酸アンモニウム（MAP）、第二燐酸アンモニウム（DAP）、展着剤等

(6) 林内作業、入山等に対する規制

林野火災に対する予防施策、消防活動がきわめて困難であり、また、林野火災の原因が焚火、煙草等入山者の不注意、あるいは火入れ等林内作業によるものなどが主因となっていることから、次のとおり林内作業、入山等に対する規制を強化する。

ア. 火入れ等林内作業に対する規制

(ア) 火入れをしようとする者は、事前に市長の許可を受け、防火の設備をし、隣接する立木の所有者等に通知するとともに、消防署へ火災とまぎらわしい煙又は火災を発するおそれのある行為の届出書を提出しなければならない。

(イ) 市長は、火入れしようとする者に対し、延焼防止、火入れの中止及び飛火警戒の人員配置等について明確に指示する。

イ. 入山者に対する規制

登山、遊山、狩猟等入山者のタバコ等の不始末による火災を防止するため、次のような措置をとることにより防火の万全を期する。

(ア) 火気取扱い注意の掲示

第2章 災害応急対策・復旧対策への備え
第3節 火災予防対策の推進

- (イ) キャンプ地等の指定炊飯場所の設置
- (ウ) 登山口等に登山上の注意とあわせて防火の注意事項の掲示
- (エ) みだりに火を使用する者に対する警告、取締りの実施

3. 火災予防啓発

(1) 各種予防行事による防火意識の高揚

火災の発生を未然に防止するため、火災多発期における適切な火気取扱方法をはじめ施設の安全管理について、点検指導を主体に春、秋の火災予防運動、車両火災予防運動、文化財防火デーなどの各予防行事を実施する。また危険物取扱者などに対する講習会、説明会、研究会の開催その他の方法により、防火思想の啓蒙、防火知識の普及徹底並びに自衛消防力の強化充実を図る。

(2) 火災警報について

気象的に出火危険率が高くなりまた延焼力の増大するおそれがあるときは、火災警報を発令（解除）し、次により周知を図る。

ア. サイレンによるもの

イ. 有線電話、放送施設、広報車によるもの

※通信施設の試験を行い機能の保持に努めるとともに、故障時には緊急措置を講ずる。

※火災警報発令と同時に所要人員を迅速に招集して警備態勢の強化を図る。

必要により、消防団員を招集して警戒に当たらせる。

<資料>

・資料編：2 消防関係

第4節 消火、救出・救助、救急体制の整備

市は、大規模火災などの災害の発生に備えて、消防力の充実、応援体制の整備、関係機関との連携を図り、消火・救助・救急体制の一層の充実に努めるものとする。

1. 消防計画の策定

消防機関が消防活動を行ううえでの基本指針となる消防計画を地域の実態に即して具体的かつ効率的に策定するものとする。

なお、消防計画に定めるべき大綱及び主な内容は次のとおりである。

(1) 消防計画の大綱

- ア. 消防力の整備に関すること。
- イ. 防災のための調査に関すること。
- ウ. 防災教育訓練に関すること。
- エ. 災害の予防、警戒及び防ぎよに関すること。
- オ. 災害時の避難、救助及び救急に関すること。
- カ. その他災害対策に関すること。

(2) 消防計画の内容

- ア. 組織計画(組織機構、災害時の消防隊等の班及び隊の編成)
- イ. 消防力等の整備計画(消防力等の現況、施設及び資機材の整備点検)
- ウ. 調査計画(消防地水利調査、災害危険区域等調査)
- エ. 教育訓練(教育、訓練)
- オ. 災害予防計画(火災予防指導、火災予防査察、風水害等の予防指導、広報活動)
- カ. 警報発令伝達計画(火災警報、その他警報の伝達及び周知)
- キ. 情報計画(情報収集、情報報告及び連絡、情報広報、情報記録)
- ク. 火災警備計画(消防職団員の召集、出動、警戒、通信、火災防ぎよ)
- ケ. 風水害等計画(職員の召集、出動、警戒、通信、事前処置)
- コ. 避難計画(勧告及び指示の基準、伝達、避難所への誘導方法、避難所の警戒)
- サ. 救助救急計画(非常召集、出動、医療機関との協力体制)
- シ. 応援協力計画(協定機関、応援の方法、資料の交換)

2. 消防力の充実

(1) 消防施設等の充実

「消防力の整備方針」(平成17年6月)に基づき消防署所を配置し、消防車両などの消防施設や映像情報を活用した情報収集体制、通信機能の強化を図るための消防設備など、総合的消防力の充実に努める。また、消防庁舎の耐震化に努める。

(2) 消防水利の確保

「消防水利の基準」(昭和39年12月10日消防庁告示第7号)に基づき、消火栓を配置する。また、海水、河川、ため池、農業用水路などの水利やプールの活用、飲料水兼用型耐震性防火水槽や耐震性防火水槽の整備など、地域の実情に応じて、消防水利の多様化を図る。

さらに、遠距離大量送水システムの整備など消防水利を有効に活用するための消防施設・設備の充実に努める。

(3) 活動体制の整備

迅速かつ的確な消防活動実施のための初動体制、情報収集体制、通信運用体制、火災防ぎょ活動体制、救助・救急体制、広報体制、後方支援体制などの整備に努める。

(4) 消防団の活性化

地域に密着した消防団の活動能力の向上を図るため、組織の活性化に努める。

ア. 体制整備

若手リーダーの育成、青年層・女性の消防団活動への積極的な参加の促進、事業所の従業員に対する入団促進などにより、組織強化に努める。

イ. 消防施設、装備の強化

消防団車庫の耐震化、消防車両・小型動力ポンプなどの防災資機材の充実強化を図る。

ウ. 消防団員の教育訓練

消防団員の知識及び技能の向上を図るため、教育訓練計画を策定し教育訓練を実施する。

- (ア) 基礎訓練（規律訓練、車両訓練、操法訓練等予め定められた操作要領に基づく訓練）
- (イ) 応用訓練（火災等を想定し、消火活動、救助活動、救急活動について概括的な活動要領を示し行う訓練）
- (ウ) 図上訓練（各種災害の防ぎょ及び救助、救急活動の方法等を図上で行う訓練）
- (エ) その他訓練（訓練指揮者等がその目的に応じて行う訓練）

3. 消防施設の拡充強化

消防施設強化促進法に基づき、消防組織法、消防力の基準及び消防水利の基準に適合するように次の事項について配慮し、実情に応じて消防力の拡充強化を図る。

- (1) 本市の市街地については、人口密度、気象条件及び建ぺい率に応じて必要な消防ポンプ自動車を設置する。
- (2) 消防ポンプ自動車運用上の要員、その他警防上必要とする人員の確保を図る。
- (3) 各地域における建築物の容積率に応じ、所要水量を有する消防水利を設置し、維持管理に努める。
- (4) 通信指令措置及び消防専用超短波無線電話、その他通信施設の増強を図る。

4. 消防施設整備状況

消防力の拡充強化のため次のように施設の整備を図り、別途年次計画を作成し、火災発生時の即応体制を確立する。

- (1) 消防ポンプ自動車及び救助用車両並びに可搬式動力ポンプなどの消防機械
- (2) 消防活動上必要な資機材
- (3) 消火栓、貯水槽、河川、工業用水、プール、井戸、池水、農業用水パイプライン
- (4) 超短波無線電話措置などの通信施設

5. 消防組織の連携強化

大火災、多数の人命損害事故等に対し消防機能を円滑に活用するために、消防組織法の規定に基づいて消防相互応援協定を締結し、関係市町村と連携して消防力の強化を図る。

6. 広域化及び消防・救急無線のデジタル化

消防の体制の整備及び確立に向け、府が定めた「大阪府消防広域化推進計画」を踏まえ、市の広域消防運営計画を作成し、消防の広域化に努める。

<資料>

- ・資料編：2 消防関係

第5節 災害時医療体制の整備

市は、災害時に迅速かつ適切な医療救護活動が行えるよう、医療関係機関と連携しながら、災害時医療体制を整備するものとする。

1. 災害医療の基本的考え方

医療救護活動は、災害のため医療機関等が混乱し、被災地の住民が医療の途を失った場合、医療等を提供し被災者の保護を図るための活動である。

(1) 現地医療活動（被災地での医療活動）

患者がまず最初に受ける応急手当あるいは1次医療を、医療救護班等が「救護所」において実施する。

ア. 応急救護所での現場救急活動

災害発生直後の短期間、災害現場付近に設置する応急救護所において、主に搬送前の応急措置やトリアージを行う。

イ. 医療救護所での臨時診療活動

災害発生直後から必要と認められる期間、避難所等に併設する医療救護所において、主に軽傷者の医療や被災者等の健康管理等を行う。

(2) 後方医療活動（被災を免れた医療機関での医療活動）

救護所では対応できない患者の2次医療から3次医療を、災害医療機関を中心に被災を免れた（被災地内と被災地外を含め）全ての医療機関で実施する。

2. 医療情報の収集伝達体制の整備

市は、府、医療関係機関と連携し、災害時における医療情報の収集伝達体制を構築する。

(1) 広域災害・救急医療情報システムの整備

府は、災害時の医療情報が迅速かつ的確に把握し、発信できるよう、市及び医療関係機関などに、大阪府広域災害・救急医療情報システムを拡充する。

(2) 連絡体制の整備

ア. 市、府及び医療関係機関は、災害時の連絡・調整窓口や情報内容、情報収集提供方策・役割分担等を定める。

イ. 市及び府は、情報収集伝達手段が麻痺した場合にも保健医療に関する情報が収集できるよう、医療情報連絡員（関係機関との窓口職員）を指名する。

(3) その他

ア. 市は、医療機関及び医療救護班との情報連絡手段を確保する。

イ. 医療機関は、災害時優先電話回線を確保する。

3. 現地医療体制の整備

救護所において応急処置などを行う現地医療体制を整備する。

(1) 医療救護班の種類と構成

災害の種類や時間経過に伴い変化する疾病傷病に対応できるよう、診療科目・職種別に医療救護班を構成する。

ア. 緊急医療班

災害発生直後に災害拠点病院が派遣する救急医療従事者で医療救護班を構成し、被害状況を早期に把握するとともに、救護所等で現場救急活動を行う。

イ. 診療科別医療班

外科系及び内科系（必要に応じて小児科・精神科・歯科等）の診療科目別の医療従事者で構成する医療班を構成し、救護所等で主に臨時診療活動を行う。

(2) 医療救護班の編成基準

医療救護班の編成数、構成、参集場所、派遣方法等について、あらかじめ計画する。

(3) 医療救護班の受入れ及び派遣・配置調整

医療救護班の受入れ及び救護所への配置調整を行う体制・窓口を整備する。

(4) 救護所の設置

市は、救護所の設置場所・基準、運営方法等を定めておく。

4. 後方医療体制の整備

市は、地域における災害医療の拠点を確保し、多数の患者の収容力を確保するため後方医療体制について、府及び医療関係機関と調整し、その整備に協力するものとする。

(1) 災害医療機関の整備

ア. 災害拠点病院（基幹災害医療センター、地域災害医療センター）及び特定診療災害医療センター

府が後方医療体制を充実するため、機能別・地域別に指定している。

イ. 市災害医療センター

市の医療救護活動の拠点として、りんくう総合医療センターを市災害医療センターとして整備し、負傷者の適切な医療を可能にするため、次の措置を請ずる。

(ア) 市域の医師、看護師、助産師、放射線技師等、医療関係資格者のうち、休職中若しくは他の機関の業務に従事している者については、情報等による調査に努め、緊急な場合の応援要請員として、これらの者を逐次登録しておく。

(イ) 負傷者が極めて多数の場合、外部支援の医療関係者に救護活動を依頼することが必要となるため、泉佐野泉南医師会及び関係機関とあらかじめ調整を図る。

(ウ) 大規模災害時には、電気、ガス、水道等のライフラインが寸断され、手術・検査・飲料用の水や診察機器等を作動するための電気並びに既入院患者をはじめとする病院関係者への食事等を確保するためのガス等の供給が途絶えることを想定し、これに備える。

ウ. 災害医療協力病院

災害拠点病院、りんくう総合医療センター等と協力し、患者の受入れを行う救急告示病院等を災害医療協力病院として整備する。

(2) 病院防災マニュアルの作成

医療機関は、防災体制や災害時の応急対策などを盛り込んだ病院防災マニュアルを作成し、非常時の診療体制を確立する。

5. 医薬品等の確保供給体制の整備

市は、府、日本赤十字社大阪府支部及び医療関係機関と協力し、医薬品、医療用資機材及び輸血用血液の確保及び供給体制を整備する。

(1) 医薬品及び医療用資機材の確保体制の整備

市及び府は、備蓄すべき医薬品等の品目、数量を定めるとともに、医療関係機関と協力し、医薬品及び医療用資機材の確保体制を整備する。

(ア) りんくう総合医療センター他での備蓄

(イ) 卸業者及び製造業者による流通備蓄

(ウ) 大阪府薬剤師会医薬品備蓄センター（会営薬局）による備蓄

(2) 輸血用血液の確保体制の整備

日本赤十字社大阪府支部は、輸血用血液の確保体制を整備する。

6. 患者等搬送体制の確立

(1) 患者搬送

市及び府は、特定の医療機関へ患者が集中しないよう、大阪府救急医療情報システムの受入れ可能病床情報等に基づく適切な搬送体制を確立する。

(2) 医薬品等物資の搬送

医薬品等の受入れ及び救護所等への配送供給体制を確立する。

7. 個別疾病対策

市及び府は、専門医療が必要となる人工透析、難病、循環器疾患、消化器疾患、血液疾患、小児医療、周産期医療、感染症、アレルギー疾患、精神疾患、歯科疾患等について、特定診療災害医療センター、各専門医会等関係団体と協力して、医療関係のネットワーク化、必要医薬品等の確保・供給体制及び在宅医療患者への情報提供方法などを整備する。

8. 関係機関医療協力体制の確立

(1) 地域医療連携の推進

市及び府は、地域保健医療協議会を活用し、災害時の医療救護方策の検討や訓練の実施など、地域の実情に応じた災害時医療体制を構築する。

9. 医療関係者に対する訓練等の実施

(1) 災害医療訓練の実施

各医療機関は、年1回以上の防災訓練の実施に努める。

市、府及び災害医療関係機関等は、地域の防災関係機関と共同災害医療訓練を実施する。

<資料>

- ・資料編：参考8. 地方独立行政法人 りんくう総合医療センター災害救助隊活用計画

第6節 緊急輸送体制の整備

市及び関係機関は、災害発生時に消火、救助、救急並びに緊急物資の供給を迅速、的確に実施するため、緊急輸送体制の整備に努めるものとする。

1. 陸上輸送体制の整備

(1) 緊急交通路の選定

府及び市は、府泉佐野警察及び道路管理者と協議し、災害時の応急活動を迅速かつ的確に実施するため、広域緊急交通道路及び地域緊急交通路を選定する。

(2) 地域緊急交通路

府が指定する広域緊急交通路と市の災害時用臨時ヘリポート、災害医療機関及び避難所などを連絡する道路を指定する。

表 緊急輸送路一覧

広域緊急交通路	
阪神高速道路	市内全線
阪和自動車道	市内全線
関西空港自動車道	市内全線
国道 26 号	市内全線
国道 170 号	市内全線
国道 481 号	大阪臨海線～大阪和泉・泉南線
大阪和泉・泉南線	市内全線
大阪臨海線	市内全線
枚方・富田林・泉佐野線	市内全線
地域緊急交通路	
国道 481 号	大阪和泉・泉南線～阪和自動車道
泉佐野岩出線	市境～下瓦屋
堺阪南線	下瓦屋～市境
和歌山貝塚線	市境～国道 481 号
日根野羽倉崎線	国道 481 号～泉佐野岩出線
土丸栄線	泉佐野打田線～泉佐野岩出線
泉佐野打田線	大木～泉佐野岩出線

※緊急交通路位置図（資料編：付図 7 (1)）

(3) 緊急交通路の整備

緊急交通路の管理者は、多重性、代替性を確保するよう、効率的な緊急交通路網の整備を図る。

(4) 震災時の応急点検体制等の整備

緊急交通路の管理者は、平常時からその安全性を十分に監視、点検するとともに、災害時の通行支障に関する情報の収集体制や応急点検体制を整備する。

(5) 緊急交通路の周知

市及び道路管理者等は、災害時に緊急交通路の機能を十分に発揮させるため、住民に対して緊急交通路の周知に努める。

2. 航空輸送体制の整備

市は、災害時の救助、救護活動、緊急物質等の輸送にヘリコプターの機動性を生かし、応急活動を円滑に実施するため、ヘリコプターが離発着できるヘリポートの選定、整備を行う。選定した災害時用臨時ヘリポートについては府に報告する。

(1) 災害時用臨時ヘリポートの選定

災害時用臨時ヘリポートの選定は、学校の運動場、公共のグラウンド、河川敷等から次の条件を満たす場所について行う。

- ア. 地盤は、堅固な平坦地のこと（コンクリート、芝生が最適）
- イ. 地面斜度が6度以内であること。
- ウ. 二方向以上からの離着陸が可能であること。
- エ. 離着陸時に支障となる障害物が周辺にないこと。
- オ. 車両等の進入路があること。
- カ. 離着陸のため必要最小限の地積が確保できること。

[必要最小限の地積]

- ・大型ヘリコプター：100m四方の地積
- ・中型ヘリコプター：50m四方の地積
- ・小型ヘリコプター：30m四方の地積

(2) 災害時用臨時ヘリポートの報告

市は、新たに災害時用臨時ヘリポートを選定した場合又は報告事項に変更を生じた場合は略図を添付のうえ、府に次の事項を報告する。

- ア. ヘリポート番号
- イ. 所在地及び名称
- ウ. 施設等の管理者及び電話番号
- エ. 発着場面積
- オ. 付近の障害物の状況
- カ. 離着陸可能な機数

(3) 災害時用臨時ヘリポートの管理

市は、選定したヘリポートの管理について、平常時から管理者と連絡を取り、現状の把握に努めるとともに、常に使用できるよう配慮する。

3. 水上輸送体制の整備

大量の物質、人員の輸送が可能な輸送手段として水上輸送を活用するため、港湾管理者、漁港管理者、河川管理者は、必要な施設の整備に努める。

4. 輸送手段の確保体制

市は、陸上輸送などの輸送手段を確保するための体制や震災時における運用の手段を整備する。

(1) 車両などの把握

市は、緊急時において確保できる車両などの配備や運用をあらかじめ計画し、緊急通行車両として使用する車両については、府公安委員会（泉佐野警察署）に事前届出の申請手続きを行い、事前届出済書の交付を受けておく。

(2) 調達体制の整備

市は、輸送能力を補完するため、泉南陸運組合等民間事業者との連携に努める。

5. 交通規制・管理体制の整備

道路管理者は、災害時における道路施設の破損・欠壊等交通が危険であり応急復旧を必要とする場合に、道路法による交通規制を実施するために必要な資機材を整備する。

<資料>

- ・資料編：3－7 現有公共岸壁
- ・資料編：7－1 公用車台数
- ・資料編：7－2 緊急通行車両事前届出書等
- ・資料編：付図7(1)緊急交通路位置図
- ・資料編：7－3 災害時用臨時ヘリポート一覧表
- ・資料編：付図7(3)災害時用臨時ヘリポート位置図

第7節 避難収容体制の整備

災害から住民を安全に避難させるため、避難地、避難路、避難所を選定し、住民に周知するなどの体制の整備に努めるものとする。また、災害時要援護者及び男女のニーズの違い等に配慮した避難収容環境整備の充実が図られるよう努める。

1. 避難地、避難所等の定義

(1) 避難地

ア. 一時避難地

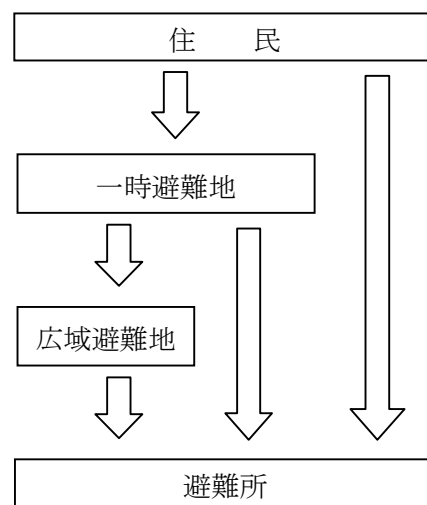
地震などの大きな災害の発生時において、災害から身を守るために一時的に避難する場所を一時避難地という。市では、公園やグラウンド等を一時避難地に位置付けており、住民が広域避難地、又は避難所へ移動する中継地点となる場所である。災害発生時には、集団行動で広域避難地、避難所へと避難することにより、避難行動時における安全確保、及び効率的な安否確認が可能となる。

イ. 広域避難地

広域避難地は、地震などの大きな災害の発生時に、大人数が避難するために市が指定した場所をいう。大地震などでは延焼火災が発生することが想定されることから、大火から身を守るために十分な必要な広さを有するオープンスペースを指定している。広域避難地では、市職員等により災害状況に応じた対応が行われる。

(2) 避難所

避難所は、災害時に居住する地域や住居等が安全に回復又は確保されるまでの間、応急的に生活するために市が指定した場所をいう。本市では学校、体育館、その他公共施設等、居住空間を確保可能な施設を指定している。避難所では、市職員等により災害状況に応じた対応が行われ、避難生活が一定の期間におよぶ災害時には、飲料水・食糧・生活必需品等が配備される。



2. 避難地、避難路の選定

市は、避難地及び避難路を選定する。

(1) 火災時の避難地及び避難路の選定（資料編：8-1、付図8(1)）

ア. 一時避難地

火災発生時に市民が一時的に避難できるおおむね1ha以上の場所を一時避難地として選定する。

イ. 広域避難地

火災の延焼拡大によって生じる輻射熱、熱気流から住民の安全を確保できる場所を広域避難地として選定する。

- (ア) 延焼火災に対し有効な遮断ができるおおむね10ha以上の空地
ただし、10ha未満の空地であっても、周辺地域に耐火建築物等が存在し、火災に対して有効な遮断が可能な場合は広域避難地として選定できる。
- (イ) 想定される避難者1人当たりおおむね1㎡以上の避難有効面積を確保できること。
〔「防災公園計画・設計ガイドライン」に基づいて整備される防災公園については、想定される避難者1人当たりおおむね2㎡以上の避難有効面積を確保できること〕
- (ウ) 土地利用の状況その他の事情を勘案して、地震災害時における避難上必要な機能を有すると認められるもの（ア）又は（イ）に該当するものを除く）

ウ. 避難路

広域避難地に通じる避難路を選定する。

- (ア) 原則として幅員が16m以上の道路（ただし、沿道に耐火建築物が多く存在し、避難者の安全が確保できると認められる場合には、幅員10m以上の道路）及び10m以上の緑道
- (イ) 落下物、倒壊物による危険など避難の障害のおそれが少ないこと。
- (ウ) 水利の確保が比較的容易なこと
なお、緊急交通路と重複する路線については、緊急輸送活動や避難誘導の運用に配慮する。

(2) その他の避難地及び避難路の選定

津波、浸水、土石流、地すべり及びがけ崩れに備え、それぞれの地域の実情及び災害特性に応じた安全な避難地、避難路を選定する。

ア. 避難地

避難者1人当たりおおむね1㎡以上を確保できる安全な空地

イ. 避難路

避難地又はこれに準ずる安全な場所に通じる幅員3m以上の安全な道路及び緑道

(3) 津波避難ビルの指定等

市は、津波が到達するおそれのある区域内において、地震発生から津波到達までの時間的猶予や、地形的条件等の理由により、津波からの避難が特に困難と想定される地域に対し、津波避難ビルの指定等、一時的に避難可能な場所の確保に努める。

※津波避難ビル

津波が到達するおそれのある区域内において、地域住民等が一時もしくは緊急避難・退避するための施設（人工構造物に限る）をいう。

3. 避難地、避難路の安全性の向上

市は、関係機関と協力し、一時避難地、広域避難地及び避難路を、災害時要援護者にも配慮して整備するとともに、消防水利の確保など総合的に安全性の向上を図る。

(1) 一時避難地

- ア. 避難地標識等による住民への周知
- イ. 周辺の緑化の促進
- ウ. 複数の進入口の整備

(2) 広域避難地

- ア. 避難地標識の設置
- イ. 非常電源付きの照明設備・放送施設の整備
- ウ. 周辺における耐震・耐火建築物の整備促進及び緑化の促進
- エ. 複数の進入口の整備

(3) 避難路

- ア. 沿道における耐震・耐火建築物の整備促進及び緑化の促進
- イ. 落下・倒壊物対策の推進
- ウ. 誘導標識、誘導灯の設置
- エ. 段差解消、誘導ブロックの設置等

4. 避難所の選定、整備

市は、家屋の滅失、損壊により避難を必要とする住民を臨時に収容することのできる避難所を選定、整備する。

また、災害時要援護者及び男女のニーズの違い等に配慮し、災害時要援護者が使用しやすい設備となっているか、男女別のトイレ・更衣室の用意が可能な施設であるか等の把握を行い、必要に応じて設備の充実を図る。

(1) 避難所の選定（資料編：8-2、付図8(2)）

避難所は、地域に応じた選定を行い、耐震化・不燃化の促進、避難の実施に必要な設備・機器の整備に努める。

さらに、大規模な地震災害等避難生活の長期化が予測される災害において、一般的な避難施設では生活に支障をきたす災害時要援護者等を専門に受入れる施設として福祉避難所を選定する。福祉避難所は、避難所への避難者のうち、健康・身体の状態等の必要に応じて移送する等、二次的な避難施設として位置付ける。

また、公共宿舍施設、民間施設などの把握及び管理者との協議により、大規模災害時に備えた避難収容施設の確保に努める。

(2) 避難所の運営管理体制の整備

市は、避難所の管理運営マニュアルをあらかじめ作成するなど、運営管理体制を整備する。

- ア. 避難所の管理者不在時の開設体制
- イ. 避難所を管理するための責任者の派遣
- ウ. 災害対策本部との連絡体制
- エ. 町会・自治会（自主防災組織を含む）、施設管理者との協力体制

5. 避難所の福祉的整備

市は、災害時に災害時要援護者が利用しやすいよう次の基準により施設の福祉的整備を図る。

- (1) 多人数の避難に供する施設の管理者は、大阪府福祉のまちづくり条例等に基づいた整備・改善に努める。
- (2) 多人数の避難に供する施設の管理者は、その施設内に福祉的使用のトイレを設置するよう努める。

- (3) 市は、施設管理者の協力を得て、避難所生活において支障なく移動できるルート（仮設スロープの準備等）を確保するなど、避難生活（飲料水・食料・物資の受取り、簡易トイレの使用等）に支障のないよう配慮する。
- (4) 市は、施設管理者の協力を得て、府とともに、日常生活用具等、備品の整備に努める。備品の整備が困難な場合は、緊急時に支障なく供することができるよう管理体制を整える。

6. 避難誘導體制の整備

(1) 市

- ア. 地域特性を考慮した避難誘導體制の整備に努めるとともに、災害時要援護者の誘導に配慮し、集団避難が行えるよう、町会・自治会（自主防災組織を含む）など地域住民組織と連携した体制づくりを図る。
- イ. 平常時から健康福祉部が中心となって、民生委員・児童委員を通じ、福祉サービスを利用している要援護高齢者、障害者等の所在等について、本人の意思及びプライバシーの保護に十分留意しつつ把握に努める。
- ウ. 国、府及び原子力事業所と連携して、放射性物質及び放射線の放出形態により、周辺住民の避難等が必要となる事態に備えて、屋内退避及び避難誘導計画等を作成する。

(2) 学校、病院等の施設管理者

学校、病院、社会福祉施設等、多数の人が利用する施設の管理者は、災害時に施設内の利用者等を安全に避難させるための誘導體制を整備する。

7. 応急危険度判定体制の整備

市及び府は、住民の安全確保を図るため、建築関係団体と協力し、地震により被災した建築物等の2次災害を防止するための危険度判定体制を整備する。

(1) 被災建築物応急危険度判定体制の整備及び普及啓発

市は、判定主体として、資機材の整備、被災建築物応急危険度判定士受入れ体制の整備など実施体制の整備に努めるとともに、府及び建築関係団体との連携のもとに、住民に対して、制度の趣旨について理解が得られるよう普及啓発に努める。

(2) 被災宅地危険度判定体制の整備

市は、府と連携、協力し、被災宅地危険度判定士の養成、登録を推進するとともに、判定士の受入れ体制の整備など、実施体制の整備を図る。

8. 応急仮設住宅等の事前準備

(1) 応急仮設住宅建設候補地の事前選定

市は、あらかじめ、都市公園、公共空地等の中から、応急仮設住宅の建設候補地を選定する。

9. 斜面判定制度の普及啓発

市は、府及びNPO法人大阪府砂防ボランティア協会と協力し、住民に対して斜面判定制度の趣旨について理解が得られるよう普及啓発に努める。

第8節 緊急物資確保体制の整備

市及び関係機関は、災害による家屋の損壊、滅失、浸水、流失等により、飲料水、食料、生活必需品の確保が困難な市民に対して、必要な物資を供給するため、その確保体制を整備するものとする。市民・事業所は、災害発生直後に必要な飲料水、食料、生活必需品の確保を自ら図っておく。

1. 給水体制の整備

市は、府と相互に協力して、発災後3日間は1日1人当たり3リットルの飲料水を供給し、それ以降は順次供給量を増加できるよう体制の整備に努める。

- (1) 給水拠点の整備(貯留施設の増強・整備、緊急遮断弁の設置、緊急給水装置の設置等)
- (2) 給水車等の配備、給水用資機材の備蓄、陸路・海路による調達及びその情報交換等の体制の整備
- (3) 缶詰水・パック水の備蓄、飲料水兼用耐震性貯水層等の整備
- (4) 応急給水マニュアルの整備
- (5) 相互応援体制の整備

迅速かつ的確な給水活動に必要な情報を収集し、総合調整、指示、支援を行うために、府及び市は、相互に協力して大阪府水道震災対策中央本部体制を整備する。

2. 食料・生活必需品の確保

市は、府と相互に協力して、食料・生活必需品の確保に努める。

また、市で行う備蓄については限度があることから、災害時に速やかに物資が調達できるよう、食糧、燃料等、物資の供給協力に関する協定を整備する等、不足分に対しても早急に確保できる体制を確保するよう努める。

(1) 重要物資の備蓄

災害発生直後、特に重要な物資について、大阪府地震被害想定に基づき算定された備蓄目標量の確保に努める。

ア. アルファ化米等

府及び市は、避難所生活者数の1食分をそれぞれ備蓄する。

イ. 高齢者用食

府及び市は、避難所生活者数(要援護高齢者等)の1食分をそれぞれ備蓄する。

ウ. 粉ミルク

府及び市は、避難所生活者数(乳児)の1日分以上をそれぞれ備蓄する。

エ. ほ乳瓶

市は、避難所生活者数(乳児)分を備蓄する。府は、予備分を備蓄する。

オ. 毛布

市は、避難所生活者数のうち子ども、高齢者分を、府は、その他をそれぞれ備蓄する。

カ. 生理用品

府及び市は、避難所生活者数(女性)の1日分をそれぞれ備蓄する。

キ. 簡易トイレ等

市は、避難所生活者数 100 人に 1 基（ボックス型）を備蓄、府は、組立て式を 500 人に 1 基備蓄、調達する仮設トイレを含めて 100 人に 1 基を確保する。

(2) その他の物資の確保

下記の物資の確保体制を整備する。

- ア. 精米、即席麺などの主食
- イ. 野菜、漬物、菓子類などの副食
- ウ. 被服(肌着等)
- エ. 炊事道具・食器類(鍋、炊飯用具等)
- オ. 光熱用品(簡易コンロ、乾電池、懐中電灯等)
- カ. 日用品(石けん、タオル、ちり紙、歯ブラシ、ラップ等)
- キ. 医薬品等(常備薬、救急セット)
- ク. 要援護高齢者・障害者等用介護機器、補装具、日常生活用具等(車いす、トイレ、視覚障害者用つえ、補聴器、点字器、おむつ(乳児・大人用)等)
- ケ. 棺桶、遺体袋など

(3) 備蓄・供給体制の整備

危険分散を図り、また速やかに物資等を輸送、提供するため、分散備蓄などの体制整備に努める。

- ア. できる限り避難所及びその周辺での備蓄倉庫の確保
- イ. 備蓄物資の点検及び更新
- ウ. 定期的な流通在庫量の調査の実施
- エ. 供給体制の整備
- オ. 市内業者との災害時における食糧等物資の供給協力に関する協定に基づく確保
- カ. 燃料販売業者との災害時における燃料(軽油・ガソリン等)の供給協力に関する協定に基づく確保

<資料>

- ・資料編：9 飲料水・食糧・生活必需品関係

第9節 ライフライン確保体制の整備

市及び関係機関は、災害が発生した場合に、迅速かつ的確な応急復旧を行うため、平常時から防災体制の整備に努めるものとする。

1. 上水道・工業用水道

災害時における被害の拡大防止、水道水・工業用水の安定供給及び迅速かつ的確な応急復旧を行うために、平常時から防災体制を整備する。

(1) 応急復旧体制の強化

- ア. 水道施設の被害状況等を迅速に把握し、復旧活動等及びその支援を的確行うための情報伝達設備(水道情報通信ネットワーク)の整備により、情報連絡体制を強化する。
- イ. 管路の多重化等によりバックアップ機能を強化する。
- ウ. 関係協力団体との協力体制を整備する。
- エ. 応急復旧活動マニュアル等を整備する。
- オ. 管路図等の管理体制を整備する。

(2) 災害対策用資機材の整備、点検

応急復旧用資機材等の備蓄及びその情報交換並びに調達体制の確保、整備を行う。

(3) 防災訓練の実施

情報収集連絡体制及び他機関との協力体制の充実強化、緊急対応の熟知、並びに防災意識の高揚を図るため、計画的に防災訓練を実施する。

(4) 相互応援体制の整備

上水道においては、震災時に迅速な復旧活動等に必要な情報を収集し、総合調整、指示、支援を行うために、府及び市は互いに協力して大阪府水道震災対策中央本部組織を整備する。

2. 下水道

災害時における被害の拡大防止、衛生的生活環境の維持及び迅速かつ的確な応急復旧を行うために、平常時から防災体制を整備する。

(1) 応急復旧体制の強化

被害状況の迅速な把握及び円滑な復旧を図るため、損傷の可能性が高い施設を把握するとともに施設管理図書を複数箇所に保存・整備する。

(2) 災害対策用資機材の整備点検

応急復旧用資機材の備蓄及び調達体制の確保を行う。

(3) 防災訓練の実施

情報収集連絡体制及び他機関との協力体制の充実強化、緊急対応・応急復旧の手順の熟知、並びに防災意識の高揚を図るため、計画的に防災訓練を実施する。

(4) 協力応援体制の整備

施設の点検、復旧要員の確保を図るため、府・市間の協力応援体制を整備する。

3. 電力（関西電力株式会社）

災害時における被害の拡大防止、電力の安定供給及び迅速かつ的確な応急復旧を行うために、防災体制を整備する。

(1) 応急復旧体制の強化

- ア. 被害状況を迅速かつ的確に把握する体制、システムの整備に努める。
- イ. 対策要員の動員体制を整備する。
- ウ. 重要施設への電力を確保するため、優先復旧についてあらかじめ計画を策定する。

(2) 災害対策用資機材の整備、点検

- ア. 災害復旧用資機材の確保体制を整備する。
- イ. 災害対策用設備（移動用変圧器等）を整備する。
- ウ. 災害対策車両（発電機車等）の配備増強を進める。
- エ. 資機材の点検に努め、緊急時の輸送体制を確保する。

(3) 防災訓練の実施

情報収集連絡体制及び他機関との協力体制の充実強化、緊急対応・応急復旧の手順の熟知、並びに防災意識の高揚を図るため、計画的に防災訓練を実施する。

(4) 協力応援体制の整備

- 単独復旧が困難な場合に備え、他の事業者からの協力を得る体制を整備する。
- ア. 復旧用資機材、要員について、電力会社相互の応援体制を整備する。
- イ. 災害時の一時的な供給力不足に対応するため、他電力会社との電力融通体制を確保する。

4. ガス（大阪ガス株式会社）

災害時における被害の拡大防止、ガスの安定供給及び迅速かつ的確な応急復旧を行うために、防災体制を整備する。

(1) 応急復旧体制の強化

- ア. 緊急措置判断支援システム（地震発生時に地震計、圧力計などの情報を迅速かつ的確に把握するシステム）の活用により被災地区の供給停止判断の迅速化を図る。
- イ. 緊急時ガス供給停止システムの強化を図る。
 - (ア) 感震自動ガス遮断方式及び遠隔ガス遮断方式によって導管網のブロック単位でガス供給を遮断するシステムの活用により、被災地区の供給停止の迅速化を図る。
 - (イ) 基準値以上の揺れを感知すると自動的に一般家庭及び業務用の都市ガス供給を停止するマイコンメーターの設置促進を図る。
- ウ. 被災を免れた地区への供給を確保し、被災地区の二次災害の防止と早期復旧を図るため、細分化された導管網ブロックの維持管理を行う。
- エ. 被害状況と復旧作業工程に応じて、従業員及び協力会社作業員を効率的に編成動員するため、職能別要員を把握し、連絡体制及び動員体制を整備する。
- オ. 重要施設への供給を早期に確保するため、復旧順序の決め方や臨時供給方法について、あらかじめ計画を策定する。
- カ. ガス管の漏洩箇所の特定制、管内異物の効率的除去等の復旧技術の開発、改良及び向上に努める。
- キ. 施設の現況が把握できる施設管理図書等の整備・分散保管を図る。

(2) 災害対策用資機材の整備、点検

- ア. 災害復旧用資機材及び代替燃料（圧縮天然ガス、カセットコンロ等）の確保体制を整備する。
- イ. 緊急時通信機器の整備充実に努める。
- ウ. 消火・防火設備の整備充実に努める。
- エ. 資機材の点検に努め、緊急時の輸送体制を整備する。

(3) 防災訓練の実施

情報収集連絡体制及び他機関との協力体制の充実強化、緊急対応・応急復旧の手順の熟知、並びに防災意識の高揚を図るため、計画的に防災訓練を実施する。

(4) 協力応援体制の整備

「地震・洪水等非常事態における救援措置要綱」（日本ガス協会）に基づき、単独復旧が困難な場合に備え、他の事業者との相互応援体制を整備する。

5. 電気通信（西日本電信電話株式会社、KDDI株式会社（関西総支社））

災害により電気通信設備又は回線に故障が発生した場合に、迅速かつ的確な応急復旧を行うため、防災体制を整備する。

(1) 応急復旧体制の強化

広範な地域において被害が発生した場合、被災設備等の迅速な復旧を図り、通信サービスの確保に万全を期するため、必要な組織において、グループ会社、工事会社等を含めた全国的規模による応援班の編成、応急復旧用資機材の確保と輸送体制、応援者等の前進基地の設営及び作業体制等について計画に基づき確立し、運用する。

(2) 災害対策用資機材の整備、点検

- ア. 災害発生時において通信を確保し又は災害を迅速に復旧するため、あらかじめ保管場所及び数量を指定して、災害対策用機器並びに車両等を配備する。
- イ. 災害応急対策及び災害復旧を実施するため、復旧用資材、器具、工具、消耗品等の確保に努める。
- ウ. 災害対策用機器、資材及び物資等の輸送を円滑に行うため、あらかじめ輸送ルート、確保すべき車両、船舶、ヘリコプター等の種類及び数量並びに社外に輸送を依頼する場合の連絡方法等の輸送計画を定めておくとともに、輸送力の確保に努める。
- エ. 災害対策用資機材等は、常にその数量を把握しておくとともに、必要な整備点検を行い非常事態に備える。
- オ. 非常事態に備え、飲料水、食料、医薬品、被服、生活用備品等の保有量を定め、その確保を図る。

(3) 防災訓練の実施

- ア. 防災を迅速かつ円滑に実施するため、次に掲げる内容の訓練を年1回以上実施する。
 - (ア) 災害予報及び警報の伝達
 - (イ) 非常招集
 - (ウ) 災害時における通信疎通確保
 - (エ) 各種災害対策機器の操作
 - (オ) 電気通信設備等の災害応急復旧

- (カ) 消防及び水防
- (キ) 避難及び救護
- イ. 中央防災会議、大阪府防災会議等が主催して行う総合的な防災訓練に参加し、これに協力する。

(4) 協力応援体制の整備

ア. 他の事業者との協調

電力、燃料、水道、輸送等の事業者と協調し、防災対策に努める。具体的には、商用電源の供給、自家発電用エンジンの燃料及び冷却水等の確保並びに緊急輸送等の協力体制を整備する。

イ. グループ会社との協調

グループ会社、工事会社等と協調し、防災対策に努めるとともに、要員、資機材、輸送等について相互応援体制を整備する。

(5) 発災時の優先回線の確保

災害時の応急対策等にかかる通信サービスの確保に万全を期するため、関係事業者と協調し、府、市及び防災関係事業者による回線利用を優先的に確保できるように努める。

6. 市民への広報

ライフラインに関わる事業者は、災害時の対応について広報活動を実施し、利用者の意識の向上を図る。

- (1) 市及び府は、飲料水等の備蓄の重要性、節水並びに水質汚濁防止や非常時の下水排水の制限等について広報する。
- (2) 関西電力株式会社並びに大阪ガス株式会社は、感電、漏電、ガスの漏洩、爆発、出火等の二次災害を防止するため、災害時における注意事項等について広報する。
- (3) 西日本電信電話株式会社等は、災害時の通信輻輳の緩和のため、緊急通話以外の電話の自粛並びに緊急通話する場合にかかりやすい公衆電話等について広報する。

第10節 交通確保体制の整備

道路、鉄軌道の管理者は、災害時における安全かつ円滑な交通の確保のため、平常時から体制の整備に努めるものとする。

1. 道路施設

道路管理者は、道路の障害物除去のための道路啓開用資機材を整備する。また、災害発生後直ちに道路施設の被害状況の把握及び安全点検を行うための人員の確保等の体制の整備に努める。

2. 鉄軌道施設

鉄軌道管理者は、乗客の避難、応急復旧のための資機材の整備及び災害発生後直ちに鉄軌道施設の被害状況及び安全点検を行うための人員の確保等の応急点検体制の整備に努める。

第11節 防災営農計画

市及び関係機関は、各種の災害から農畜産物の被害を未然に防止し、又は最小限に食い止めるため、技術の普及、指導体制の確立など必要な措置を講ずるものとする。

1. 防災営農指導体制の確立

市及び大阪泉州農業協同組合は、各種災害による農産物等の被害の減少を図り、防災営農を推進するため、防災営農指導体制の確立を図る。

2. 防災営農技術の普及

市は、営農指導に関し、広報及び研修会等を実施し、防災営農技術の普及を図る。

3. 家畜伝染病の予防

市は、家畜伝染病の発生予防及びまん延防止のため、大阪府家畜保健衛生所の協力を得て、注射、消毒等の指導を行う。

第12節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備

市は、府の策定した地震防災対策特別措置法に定める第4次地震防災緊急事業五箇年計画に基づき、事業の推進を図る。

1. 対象地区

市全体

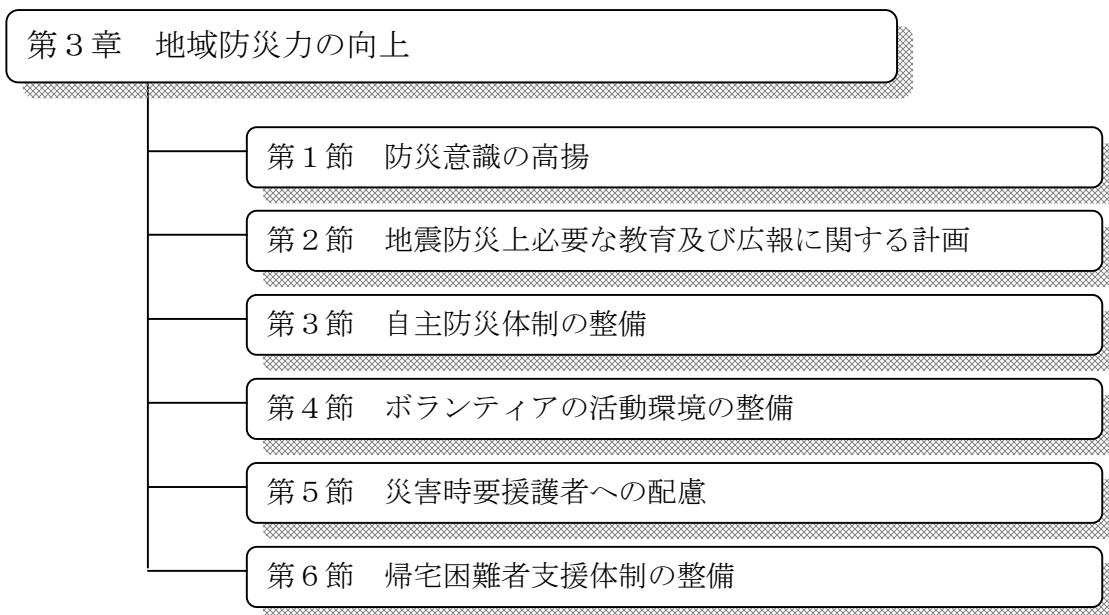
2. 計画期間

平成23年度を初年度とする5か年

3. 計画対象事業

- ア. 避難地
- イ. 避難路
- ウ. 消防用施設
- エ. 消防活動が困難である区域の解消に資する道路
- オ. 緊急輸送を確保するために必要な道路、交通管制施設、ヘリポート、港湾施設、又は漁港施設
- カ. 共同溝、電線共同溝等の電線、水管等の公益物件を収容するための施設
- キ. 公的医療機関その他政令で定める医療機関のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの
- ク. 社会福祉施設のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの
- ケ. 市立幼稚園、小学校、及び中学校のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの
- コ. キ～ケまでに掲げるもののほか、不特定かつ多数の者が利用する公的建造物のうち地震防災上補強を要するもの
- サ. 津波により生ずる被害の発生を防止し、又は軽減することにより円滑な避難を確保するため必要な海岸保全施設又は河川管理施設
- シ. 砂防設備、保安施設事業に係る保安施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設又は農業用排水施設であるため池で、家屋の密集している地域の地震防災上必要なもの
- ス. 地震災害時において災害応急対策の拠点として機能する地域防災拠点施設
- セ. 地震災害時において迅速かつ的確な被害状況の把握及び住民に対する災害情報の伝達を行うために必要な防災行政無線設備その他の施設又は設備
- ソ. 地震災害時における飲料水、電源等の確保等により被災者の安全を確保するために必要な貯水槽、水泳プール、その他の施設又は設備
- タ. 地震災害時において必要となる非常食用糧、救助用資機材等の物資の備蓄倉庫
- チ. 負傷者を一時的に収容及び保護するための救護設備等地震災害時における応急的な措置に必要な設備又は資機材
- ツ. 老朽住宅密集市街地に係る地震防災対策
- テ. ア～テに掲げるもののほか、地震防災上緊急に整備すべき施設等であって政令で定めるもの

第3章 地域防災力の向上



第1節 防災意識の高揚

市及び関係機関は、防災知識の普及啓発、防災訓練の実施などにより、市民の防災意識の高揚に努めるものとする。これらの実施にあたっては、災害時要援護者に配慮するとともに、平常時から地域において災害時要援護者を支援する体制が整備されるよう努める。

1. 防災知識の普及啓発

市は、市民が平常時より災害に対する備えを心がけ、災害時においては自発的な防災活動を行うよう防災知識の普及啓発を図る。

(1) 普及啓発の内容

ア. 災害等の知識

- (ア) 災害の態様や危険性
- (イ) 各関係機関の防災体制及び講ずる措置
- (ウ) 地域の危険場所
- (エ) 放射性物質及び放射線の特性に関すること
- (オ) 放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること

イ. 災害への備え

- (ア) 飲料水、食糧及び生活必需品の備蓄
- (イ) 非常持ち出し品の準備
- (ウ) 家具、什器類の固定、家屋・施設・塀・擁壁の安全対策
- (エ) 避難場所、家族との連絡方法等の確認
- (オ) 自主防災組織活動、救出訓練など防災活動への参加
- (カ) 住宅の耐震診断と状況に応じた耐震改修の必要性

ウ. 災害時の行動

- (ア) 身の安全の確保方法、初期消火、救出救護、心肺蘇生法、応急手当の方法
- (イ) 情報の入手方法
- (ウ) 緊急地震速報を見聞きした場合に具体的にとるべき行動
- (エ) 避難勧告等（避難指示、避難勧告、一時避難情報、避難準備情報）が発令された場合に具体的にとるべき行動
- (オ) 地震発生時における自動車運転者が注意すべき事項
- (カ) 災害時要援護者への支援
- (キ) 避難生活に関する知識
- (ク) 心肺蘇生法、応急手当の方法

(2) 普及啓発の方法

ア. パンフレット等による啓発

防災パンフレット、ビデオ等を作成、活用するとともに、広報紙(誌)及びテレビ、ラジオなどマスメディアを利用した普及啓発を実施する。また、外国語、点字版の作成やビデオへの字幕・手話通訳の挿入等、外国人や視覚障害者・聴覚障害者等が理解できるよう、多様できめ細かな啓発に努める。

第3章 地域防災力の向上
第1節 防災意識の高揚

イ. 活動等を通じた啓発

防災週間、防災とボランティアの週間をはじめ防災に関する諸行事にあわせた講演会等の開催、防災訓練の実施、地域社会活動等の促進・活用による普及啓発を実施する。

ウ. 防災学習センターの活用

市民が、防災意識を高め、また対応力を向上することができるよう、疑似体験施設等を備えた防災学習センター（りんくうセイフティ・ピア）を活用する。

2. 学校における防災教育

学校は、児童・生徒の安全を守るため、それぞれの発達段階に応じた防災教育を実施する。

(1) 教育の内容

ア. 身の安全の確保方法、避難地・避難路・避難所、避難方法、家族・学校との連絡方法

イ. 災害についての知識

ウ. ボランティアについての知識

(2) 教育の方法

ア. 防災週間等を利用した訓練の実施

イ. 教育用防災副読本、ビデオの活用

ウ. 特別活動を利用した教育の推進

エ. 防災教育啓発施設の利用

3. 東南海・南海地震防災対策に係る相談窓口の設置

市は、東南海・南海地震対策の実施上の相談を受ける窓口を設置する等、具体的に居住者等が地震対策を講ずる上で必要とする知識等を提供するための体制の整備についても留意するものとする。

第2節 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画

市は、防災関係機関、地域の町会・自治会（自主防災組織を含む）、事業所等の自衛消防組織等と協力して、地震防災上必要な教育及び広報を推進するものとする。

1. 市職員に対する教育

地震災害応急対策事業に従事する職員を中心に、地震が発生した場合における地震災害応急対策の円滑な実施を図るため、必要な防災教育を行うものとする。

防災教育の内容は少なくとも次の事項を含むものとする。

- (1) 東南海・南海地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- (2) 地震・津波に関する一般的な知識
- (3) 地震が発生した場合に具体的に取るべき行動に関する知識
- (4) 職員等が果たすべき役割
- (5) 地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- (6) 今後地震対策として取り組む必要のある課題
- (7) 家庭内での地震防災対策の内容

2. 住民等に対する教育

市は、関係機関と協力して、住民等に対する教育、啓発を実施するものとする。

防災教育、啓発は、地域の実態に応じて行うものとし、その内容は、少なくとも次の事項を含むものとする。

なお、その教育、啓発方法として、地域の実情に合わせた、より具体的な手法により、自助努力を促し地域防災力の向上を図ることに留意しながら、実践的な教育、啓発を行うものとする。

- (1) 東南海・南海地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- (2) 地震・津波に関する一般的な知識
- (3) 地震が発生した場合における出火防止、初期消火及び自動車運行の自粛等防災上とるべき行動に関する知識
- (4) 正確な情報入手の方法
- (5) 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容
- (6) 各地域における土砂災害危険箇所等に関する知識
- (7) 各地域における避難地及び避難路に関する知識
- (8) 避難生活に関する知識
- (9) 災害時要援護者への配慮や、男女のニーズの違いに着目した災害対応に関する知識
- (10) 平常時住民が実施しうる応急手当、生活必需品の備蓄、家具の固定、出火防止、ブロック塀の倒壊防止等の家庭内対策の内容
- (11) 住宅の耐震診断と必要な耐震改修の内容

3. 児童、生徒等に対する教育

小学校、中学校において、実践的な教育を行い、必要な知識の普及及び意識の啓発に努める。

4. 防災上重要な施設管理者に対する教育

府及び市は、防災上重要な施設の管理者に対する研修の実施に配慮することとする。防災上重要な施設の管理者は、府及び市が実施する研修に参加するよう努めることとする。

第3節 自主防災体制の整備

市及び関係機関は、地域の住民、事業所による自主的な防災活動が被害の拡大の防止に果たす役割をふまえ、地域における自主防災体制の整備に努めるものとする。

1. 自主防災組織の育成

平常時からコミュニティ活動を促進し、地域の連帯感の醸成に努めるとともに、住民組織の防災活動への取り組みについて啓発し、自主防災組織の結成及び育成に努める。

一方、災害時には男女双方からの視点に立ったニーズの把握が必要である。例えば避難所生活時には、男女別のトイレ・更衣室の設置、プライバシーの確保、妊婦・産婦への配慮等が必要である。これらに対応するため、自主防災組織の結成・育成においては、女性の参画の促進に努める。

(1) 活動内容

ア. 平常時の活動

- (ア) 防災に対する心構えの普及啓発(ミニコミ誌発行、講習会の開催など)
- (イ) 災害発生の未然防止(消火器などの防災用品の頒布あっせん、家具の安全診断・固定、建物や塀の耐震診断など)
- (ウ) 災害発生への備え(災害時要援護者の把握、避難地・避難路・避難所の把握、防災資機材や備蓄品の管理など)
- (エ) 災害発生時の活動の習得(情報伝達・避難・消火・救急処置・炊き出し訓練など)

イ. 災害時の活動

- (ア) 避難誘導(安否確認、集団避難、災害時要援護者への援助など)
- (イ) 救出救護(救助用資機材を使用した救出、負傷者の救護など)
- (ウ) 初期消火(消火器や可搬式ポンプによる消火など)
- (エ) 情報伝達(地域内の被害情報や避難状況の市町村への伝達、救援情報などの住民への周知など)
- (オ) 物資分配(物資の運搬、給食、分配)

(2) 育成方法

地域の実情に応じた自主防災組織の結成及び育成に係る下記の取組みを行う。

- ア. 自主防災組織の必要性の啓発
- イ. 地域住民組織に対する情報提供(研修会等の実施)
- ウ. 防災リーダーの育成(養成講習会等の開催)
- エ. 教育啓発施設等を活用した体験教育等の実施
- オ. 防災資機材の配付又は整備助成、倉庫の整備助成及び支援
- カ. 防災訓練の実施
- キ. 女性の自主防災組織への参画促進

(3) 各種組織の活用

幼年消防クラブ、少年消防クラブなどの組織に対する防災・防火に関する意識の啓発のほか、町会・自治会(自主防災組織を含む)等の公共的団体における自主的な防災活動の促進を図る。

2. 事業所による自主防災体制の整備

市は、事業所に対して、従業員・利用者の安全確保、地域への貢献といった観点から自主防災体制を整備するよう啓発する。また、事業所の事業継続計画（BCP）策定について啓発を行うとともに、必要な支援を行う。

(1) 啓発の内容

ア. 平常時の活動

- (ア) 防災に対する心構えの普及啓発（社内報、掲示板の活用など）
- (イ) 災害発生時の未然防止（社屋内外の安全化、非常用マニュアルの整備、防災用品の整備など）
- (ウ) 災害発生への備え（飲料水・食糧・その他物資、資機材の備蓄、非常持ち出し品の準備、非難方法等の確認など）
- (エ) 災害発生時の活動の習得（情報伝達・避難・消火・救急処置訓練など）
- (オ) 地域活動への貢献（防災訓練など地域活動への参加、町会・自治会（自主防災組織を含む）との協力）
- (カ) 事業継続計画（BCP）の策定

イ. 災害時の活動

- (ア) 避難誘導（安否確認、避難誘導、災害時要援護者への援助など）
- (イ) 救出救護（救助用資機材を使用した救出、負傷者の救護など）
- (ウ) 初期消火（消火器や屋外消火栓、可搬式ポンプによる消火など）
- (エ) 情報伝達（地域内での被害情報の市町村への伝達、救援情報などの周知など）
- (オ) 地域活動への貢献（地域活動・関係機関の行う応急対策活動への協力、施設の開放など）

(2) 啓発の方法

事業所による自主防災体制の整備について指導・助言する。

- ア. 広報紙（誌）などを活用した啓発
- イ. 自衛消防組織の育成（養成講習会等の開催）
- ウ. 教育啓発施設等を活用した体験教育等実施
- エ. 消防法に規定する予防査察の機会を活用した指導・助言

(3) 事業所の事業継続計画策定の推進

事業者は、被災による業務中断という事態に積極的に備えていくため、あらかじめ想定されるリスクが発生した場合に事業者が遂行する重要業務をどのように継続させるかについて、事前に計画を定めておく必要がある。

このため、事業者はそのマネジメントのための事業継続計画（BCP）を策定するよう努めるとともに、防災体制の整備、従業員の安否確認体制の整備、必要な物資・資機材の備蓄や防災用品の整備、防災訓練、事業所の耐震化、予想被害からの復旧計画の策定、計画の点検・見直し等を実施するなど、防災活動の推進に努める。

市は、こうした事業者の事業継続計画（BCP）の策定や防災活動を促進するため、経済団体や企業防災活動を支援する団体等とも協力し、広報・啓発や必要な情報提供等の支援に努めるとともに、研修会の実施や必要な助言を行う。また、事業者による従業員の防災意識の高揚を図る取組みを支援する。

3. 救助活動の支援

市、泉佐野警察及び関係機関は、地域住民による自主防災組織が自発的に行う人命救助活動を支援するため、必要に応じ救助・救急用資機材の整備に努める。

第4節 ボランティアの活動環境の整備

大規模な災害の発生時には、国内、国外から多くの支援申し入れが予想され、災害時のボランティアによる医療、巡回相談、炊き出し、物資搬送、建築物の危険度判定など幅広い分野での協力を必要とする。そのため、市及び関係機関は、活動分野の需要の把握や受入れ及び連携を図る体制整備を推進し、ボランティア環境の整備に努めるものとする。

1. 基本的な考え

ボランティアは、自主的・自発的に活動するものであるが、災害時には一定の情報がないと効果的な活動が期待できない。災害時のボランティア活動が有効かつ機能的に発揮されるためには、市（災害対策本部）の連携・支援が必要となることから、市との関係を明確にする必要がある。

- (1) 市は、ボランティアの自主性を尊重する
- (2) 市は、一般ボランティアの受入れや活動方針の決定、人員の決定については泉佐野市社会福祉協議会災害ボランティアセンターの自主性を尊重する
- (3) 市は、一般ボランティアについては泉佐野市社会福祉協議会が設置する災害ボランティアセンターと連携を図るとともに、その活動に対し支援と協力を行う

2. 平常時の連携

- (1) 災害時に迅速に、泉佐野市社会福祉協議会災害ボランティアセンターが機能し、自主的に活動できるようにするためには、平常時から泉佐野市社会福祉協議会と連携し、ボランティア活動のリーダーの育成を図るとともに、「泉佐野市草の根防災訓練」等を通じ、ボランティア活動が活発に行われるように市民意識の高揚を図る。
- (2) 災害時には、市とボランティアとが相互に協調しあえることが必要であり、次の機関又は組織等へ協力を依頼する。
 - ア. 市内の社会福祉施設、民間福祉団体、社会福祉協議会等のボランティア組織
 - イ. 住民組織
 - ウ. 他のボランティア組織（市外）
 - エ. 企業労働団体
 - オ. 学校
 - カ. 一般ボランティア
- (3) 災害時にボランティアとの情報連絡が円滑に行えるよう、事前登録の促進を図る。
- (4) ボランティア調整機関の中核を担えるコーディネーターの養成に努める。

3. ボランティア活動への支援

災害時に迅速にボランティア活動が機能するよう、泉佐野市社会福祉協議会災害ボランティアセンター等について、活動拠点、資材及び活動時の保障等の支援並びに情報提供や活動しやすい環境づくり等の条件整備に努める。

市は、災害時にボランティアの受入れ及び活動のための拠点を、あつせん若しくは提供できるように努める。

第5節 災害時要援護者への配慮

被害を受けやすく配慮を要する災害時要援護者等に関する防災対策は、市におけるまちづくりや福祉計画とも深く関連があることに留意し、総合的な取組みを行うものとする。

1. 被害を受けやすく配慮を要する人（災害時要援護者）の位置づけ

被害を受けやすく配慮を要する人（災害時要援護者）とは、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊婦等が含まれる。これらの人は、災害に際して必要な情報を得ることや、迅速かつ適切な行動、及び生活の確保等をとることが困難であり、災害の犠牲になりやすい。

高齢化の進展や外国人の増加等から、地域において被害を受けやすく配慮を要する人が増加していることを十分認識し、対策を行うものとする。

2. 災害時要援護者に関する防災対策

災害時要援護者を安全に避難誘導するためには、平常時からこれらの人々の把握に努めるとともに、避難生活における対応方法を定めておくものとする。

なお、市では災害に対する災害時要援護者への配慮について定めた「泉佐野市災害時要援護者避難支援計画（平成23年3月31日）」を作成しており、これに沿った支援を行う。

(1) 平常時の準備及び広報

- ア. 地域内の災害時要援護者の把握については、プライバシーの配慮に努める。
- イ. 災害時に備え、平常時より地域コミュニティを育成し、コミュニティ内での被害を受けやすく配慮を要する人への支援を図る体制を確立する。
- ウ. プライバシーには十分配慮しながら、災害時支援者リスト等の作成等情報把握に努める。また、把握した情報について、個人情報保護法令等との整合を確保しつつ、関係機関において共有するよう努める。
- エ. 町会・自治会（自主防災組織を含む）において、災害時要援護者のための支援体制を確立する。
- オ. 防災意識と避難情報などの提供を徹底する。なお、避難準備情報等の判断基準について事前に定め、災害時の具体的な伝達方法等について定めるよう努める。
- カ. 避難情報提供手段を確保し、災害時要援護者に対する次の防災用具等の整備に努める。
 - ・ 緊急通報装置、自動消火器、誘導標識、防災マップ、ファクシミリ網の整備
- キ. 避難訓練の際には、災害時要援護者の参加を呼びかける。
また、避難誘導訓練において、実際に障害者救出などの訓練を実施する。
- ク. 市内の福祉施設については、地震に備えて建物の耐震構造化の推進を図るとともに、災害の発生又は被害のおそれがある区域との位置関係を把握し、災害時に必要な情報（避難準備情報等）が確実に伝達されるよう対策を講ずる。
- ケ. 災害時に災害時要援護者の安否確認等を円滑に行うため、災害時安否確認制度等の活用について広く周知する。また、災害時要援護者、及び避難支援者へ迅速な情報伝達を図れるよう、おおさか防災情報メールへの登録を促すよう努める。
- コ. 福祉サービスの災害時における運用方針等に関し、府や国と密接に連絡をとるとともに、福祉サービスの継続に必要な体制を確立する。

第6節 帰宅困難者支援体制の整備

市の市街地では常住人口（夜間人口）に比べ、昼間時には通勤者等、周辺からの多数の流入人口が存在しており、大規模地震等により交通機能が停止した場合、速やかに帰宅できない帰宅困難者が多数発生することが予想される。

このため、市は、帰宅困難者に対する情報の提供や徒歩帰宅支援等について、府、及び民間企業や団体等と連携を図りながら、一層の対策推進に努める。

1. 徒歩帰宅者への支援

市は、大規模地震等により徒歩帰宅を余儀なくされる人に対し、民間事業者等との連携のもと、円滑な帰宅を支援するための対策の推進に努める。

なお、府では、給油取扱所（大阪府石油商業組合）、及び、コンビニエンスストア・外食事業者（関西広域機構と協定を締結し支援可能とされた店舗）と、次に示す協定を進めていることから、市は、府、及びこれら民間事業者等と連携し、帰宅困難者の支援に努める。

ア．一時休憩所として、水道水、トイレ等の提供

イ．地図等による道路等の情報、ラジオ等で知り得た通行可能な歩道に関する情報の提供

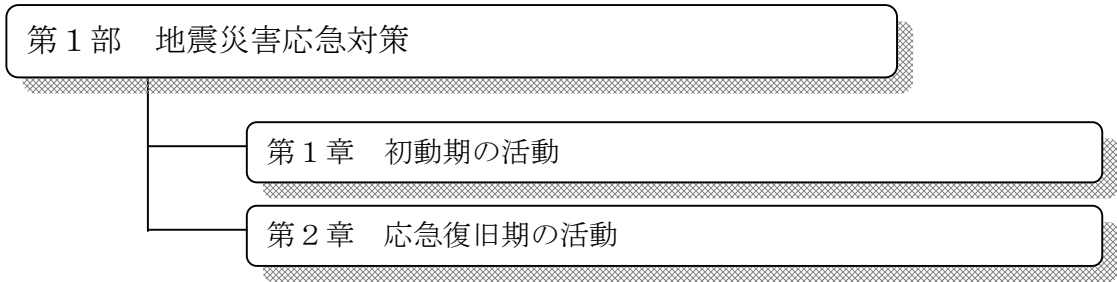
また、民間事業者等との連携のもと進めるこうした対策が十分に機能するためにも、徒歩帰宅を支援する環境整備など、ソフト・ハードにわたる取組みを国、府、近隣市町村等とも連携しながら進める。

2. 徒歩帰宅が困難な人への支援

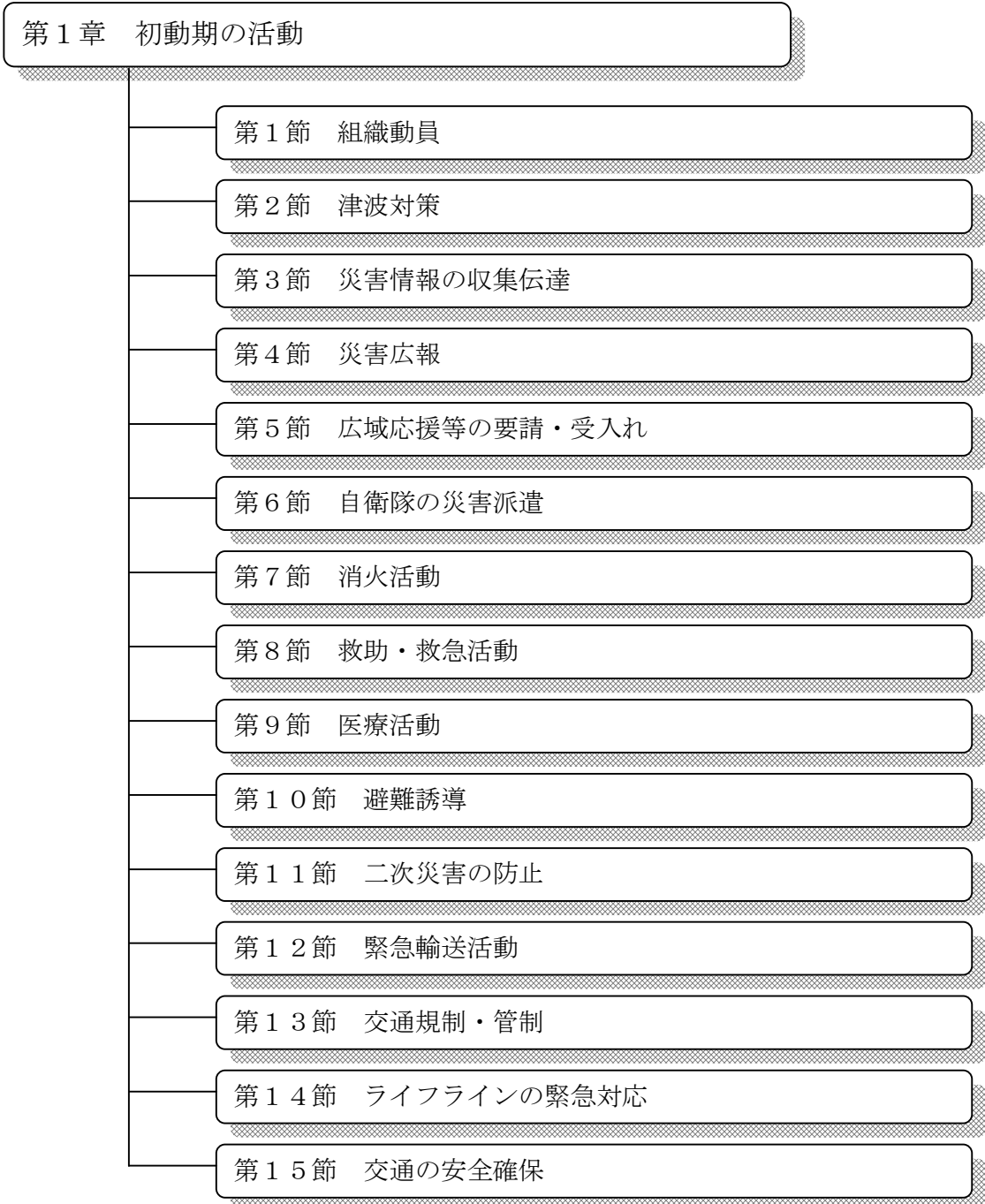
大規模地震等が発生した場合に、自宅までの距離が著しく長く、徒歩による帰宅が困難な人については、一時安全な勤務先等に留まり、交通機関の復旧等に応じて徐々に移動する必要があることから、こうした帰宅困難者の行動について啓発に努めるとともに、民間事業者等の協力を得ながら、必要な環境整備を進めるよう努める。

■ 第2編 地震災害応急対策・復旧対策編 ■

第1部 地震災害応急対策



第1章 初動期の活動



第1節 組織動員

市域に地震による災害が発生した場合、又は発生するおそれがある場合に、被害の拡大防止のために初動体制の確立を図るものである。

1. 災害時の配備体制の概要

市は市域内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、被害を最小限にとどめるための災害応急対策を迅速・適切に実施する必要がある。そのため、市長は、自らを本部長として、市に「泉佐野市災害対策本部」を設置して職員の動員配備を行い、活動体制を確立する。

市域に、震度4以上の地震が発生したとき、又は大阪府沿岸に津波警報が発令されたときには、市域に大規模な被害が生じるものと想定し、自動的に災害対策本部を設置するものとする。特に、休日、夜間等勤務時間外に震度4以上の地震の発生や津波警報の発令があるときは、参集指令を待つことなく、自動的に所属の勤務場所若しくはあらかじめ指定された場所に参集する。震度は、気象庁が発表する「大阪府南部」又は「泉佐野市」の震度による。

地震発生時における災害対策本部体制は、「災害対策A号配備：震度4、又は津波警報の発令」、「災害対策B号配備：震度5弱・5強、又は大津波警報の発令」、「災害対策C号配備：震度6弱以上」とし、災害の規模に応じた体制を配備する。

その他津波注意報の発表等があり、必要があると認めるときは、地震災害警戒体制（警戒レベル3）をとり、被害情報の把握、調査、市民の避難や応急処理など災害の発生に対処する体制をとる。

表 災害配備体制表

警戒体制	警戒レベル1	指揮者；市民協働担当理事 配備員；市民協働課危機管理担当参事
	警戒レベル2	指揮者；市民協働担当理事 配備員；市長公室長、総務部長、生活産業部長、都市整備部長、上下水道局長、市民協働課、政策推進課長、行財政管理課長、総務課長、農林水産課長、クリーンセンター所長、都市計画課長、建築住宅課長、道路公園課長、上下水道総務課長、下水道整備課長、警戒レベル1の指揮者及び配備員
	警戒レベル3	指揮者；副市長 配備員；人権推進担当理事、健康福祉部長、こども部長、学校教育部長、社会教育部長、警戒レベル2の指揮者及び配備者、各所属長が必要と認める人員
	警戒レベル4	指揮者；副市長 配備員；警戒レベル3の指揮者及び配備者、各所属長が必要と認める人員
災害対策本部体制	災害対策A号配備	《警戒レベル4配備に加えて》 指揮者；市長 配備員；管理職級職員全員＋各所属長が必要と認める最小限の人員
	災害対策B号配備	《災害対策A号配備に加えて》 指揮者；市長 配備員；管理職級職員全員＋各所属長が必要と認める人員
	災害対策C号配備	指揮者；市長 配備員；全職員

※ 大規模災害が勤務時間外に発生した場合には、交通機能の麻痺等により速やかな登庁が困難となる職員が発生する。従って「各所属長が必要と認める人員」は、各職員の登庁手段等を考慮し人選する必要がある。

表 災害配備体制動員の目安

災害配備体制		地震災害	
		地震による基準	津波による基準
警戒体制	警戒レベル1	—	—
	警戒レベル2	—	—
	警戒レベル3	—	大阪府沿岸に津波注意報が発令
	警戒レベル4	—	
災害対策本部体制	災害対策A号配備	市域に震度4の地震発生	大阪府沿岸に津波警報が発令
	災害対策B号配備	市域に震度5弱・5強の地震発生	大阪府沿岸に大津波警報が発令
	災害対策C号配備	市域に震度6弱以上の地震発生	
備考		上記以外においても、市長、又は副市長が必要と認めたときは、警戒体制、災害対策本部体制を配備する。 関係部局；市民協働課、上下水道総務課、下水道整備課、農林水産課、政策推進課、行財政管理課、消防本部	

2. 災害対策本部

市長は、市に災害が発生した場合、又は発生するおそれがある場合で、市長が必要と認めるときは、泉佐野市災害対策本部条例に基づき、泉佐野市災害対策本部を設置する。

(1) 災害対策本部の設置基準

- ア. 市域で震度4以上の地震を観測したとき（自動設置）
- イ. 大規模な災害の発生が予想され、その対策を要すると認められたとき
- ウ. 災害救助法の適用を要する災害が発生したとき
- エ. その他市長が必要と認めるとき

(2) 災害対策本部の設置場所

本部は市役所内に置く。ただし、災害の規模その他の状況により応急対策の推進を図るため、本部の移動が必要と認めるときは、本部長（市長）は他の適当な場所に移動し設置することができる。この場合、各関係機関に連絡する。

表 災害対策本部の設置場所

設置場所	用途
4階庁議室	本部室
3階大会議室	本部会議室

(3) 災害対策本部の代替機能の確保

市役所の被災等により市役所内に災害対策本部が設置できない場合は、次に示す施設等に災害対策本部を設置する。

表 災害対策本部代替施設

施設名	所在地
泉佐野市消防本部 泉佐野市りんくう消防署	泉佐野市りんくう往来北 1-20
末広備蓄倉庫	泉佐野市新安松 1丁目 1-23

(4) 災害対策本部の廃止基準

災害対策本部は、次の場合に廃止する。

- ア. 予想された災害の危険が解消したとき
- イ. 災害応急対策がおおむね完了したとき
- ウ. 本部長が適当と認めるとき

(5) 災害対策本部の設置及び廃止の通知

ア. 設置及び閉鎖の通知等

本部を設置又は廃止したとき、若しくは本部員（職員）の動員配備を指令し又は解除したときは、直ちにその旨を知事（府危機管理室）及び関係機関に通知するとともに公表する。

(6) 組織

本部の組織は、市災害対策本部条例の定めるところにより、次のとおりとする。

ア. 組織（資料編：1－1）

イ. 本部会議

本部会議は本部長、副本部長及び本部員をもって組織し、本部長が必要に応じて召集する。ただし、時宜に応じ、一部の本部員をもって会議を開くことができる。

本部会議は、次の事項について方針を決定しその実施を推進する。

(ア) 決定すべき事項

- a. 災害予防対策に関すること
- b. 配備体制の決定に関すること
- c. 災害救助法の適用申請に関すること
- d. 自衛隊派遣要請に関すること
- e. 災害応急対策に関すること
- f. その他災害に関する重要な事項

(イ) 決定事項の通知

本部会議の決定事項のうち、必要と認める事項を直ちに知事及び関係機関に通知するとともに、本部職員に周知を要するものについては庁内放送等により周知徹底を図る。

エ. 部及び班

本部に部、部に班を置く。その名称及び事務分掌については（資料編：1－2）のとおりとする。

オ. 本部連絡員

各班のうち1名を本部連絡員として本部に常駐させる。本部連絡員は、本部との連絡に当たるとともに各班相互の連絡調整を処理する。

表 災害対策本部の設置及び廃止の通知及び公表の方法

通知及び公表先	通知及び公表の方法	担当部班
庁内及び出先の各部班	防災行政無線、電話及び庁内放送	事務局本部班
関係機関等	防災行政無線、電話その他迅速な方法	〃
市民	広報車等	〃
報道機関	口頭及び文書	〃

(7) 府との連携

府が現地災害対策本部を設置した場合、密接な相互間の連絡を行うなど、この組織と連携を図って活動する。

(8) 本部長の代理

市長に事故があるとき又は欠けたときの本部長の代理は、副市長、教育長の順とする。

3. 地震災害警戒体制

災害対策本部を設置する前、又は災害対策本部を設置するに至らない場合で、副市長が必要と

第1章 初動期の活動
第1節 組織動員

認めるときは、地震災害警戒体制の配備を行い、災害情報の収集・伝達等災害時の警戒体制の確立を図る。特に、大阪府沿岸に津波注意報が発令された場合は、自動的に地震災害警戒体制の配備を行う。

(1) 地震災害警戒体制の配備基準

地震災害警戒体制は、次の場合に配備する。

- ア. 大阪府沿岸に津波注意報が発令されたとき。
- イ. その他副市長が必要と認めるとき。

(2) 解除基準

地震災害警戒体制は、次の場合に解除する。

- ア. 災害対策本部が設置されたとき。
- イ. 当該災害に対する応急対策等の措置が終了したとき。
- ウ. 災害の発生するおそれなくなったとき。
- エ. その他副市長が適当と認めるとき。

(3) 配備体制

地震災害警戒体制における配備体制は、警戒対応時組織編制表（資料編：1－4）を基に編成し、班構成及び事務分掌については（資料編1－5）のとおりとする。なお、災害の規模、態様等に応じて各班長は所属職員の数を増減する事ができ、他部局からの応援派遣を求めることもできるものとする。

(4) 勤務時間外の体制確立

勤務時間外に地震が発生した場合、配備基準に基づく地震災害警戒体制の確立は次のように行う。

- ア. 市民協働担当理事（不在の場合は危機管理担当参事）は、当直者、消防本部、泉佐野警察署等から情報を収集して地震による被害の程度を把握し、副市長等に連絡し協議する。
- イ. 市民協働担当理事（危機管理担当参事）は、副市長から配備指令が出されたときは、直ちに地震災害警戒体制関係職員に各部長を通じて伝達する。
- ウ. 当直者は地震が発生した場合、必要に応じて市民協働担当理事（危機管理担当参事）に地震関連情報を連絡するとともに、地震災害警戒体制関係職員等が登庁するまでの間、市民協働担当理事（危機管理担当参事）の指示に従い消防本部、泉佐野警察署等の関係機関の協力を得て、情報の収受にあたる。

(5) 地震災害警戒体制の組織及び運営

ア. 地震災害警戒体制の組織

あらかじめ指定された職員が本庁又は各配属職場へ参集し、情報収集、市民対応、緊急連絡等の体制をとる。

イ. 地震災害警戒体制の運営

- (ア) 地震災害警戒体制の長には、副市長をあてる。
- (イ) 地震災害警戒体制の会議は、収集した情報に基づき、災害応急対策上重要な事項について審議する必要があるときに、召集・開催し、所掌事務に関する災害対策を審議する。

(6) 地震災害警戒体制の処理事項

地震災害警戒体制では、次の事項について実施を推進する。

- ア. 災害情報の収集及び伝達
- イ. 災害危険箇所等の巡視及び警戒
- ウ. 被害情報の把握
- エ. 救助及び避難勧告の対策
- オ. 水防活動（護岸・堤防）
- カ. 関係機関との情報連絡及び調整
- キ. 防災資機材の点検
- ク. その他本部長が必要と認める事項

4. 動員計画

災害応急対策の実施についての動員要領は、次のとおりである。

(1) 災害時における職員の服務

- ア. 職員は、本計画の定めるところにより上司の指揮にしたがって防災活動に従事しなければならない。
- イ. 職員は勤務時間外において配備指令が出されたとき、市域に震度4以上の地震が発生したとき、大阪府沿岸に津波警報が発令されたとき、及び災害が発生し又は発生するおそれのあることを知った場合は、配備区分に従い速やかに所定の勤務場所に参集しなければならない。
ただし、次に掲げるものは参集を要しない。
 - (ア) 公務のため管外出張中の職員
 - (イ) 公傷病又は疾病により所属長の許可を受けて休暇中の職員
 - (ウ) その他の事情により特に所属長がやむを得ないと認めた職員

(2) 配備体制（資料編：1－3）

- ア. 地震災害警戒体制：警戒レベル3
地震が発生し、大阪府沿岸に津波注意報が発令された場合において、災害に対する警戒活動を実施する体制
- イ. 災害対策本部体制：災害対策A号配備
震度4の地震発生後、被害の規模及び二次災害の発生等について推測困難な場合、最小限の人員を配備し、情報連絡、物資資材の点検等、二次災害に対する準備と小規模災害の応急対策を実施する体制
- ウ. 災害対策本部体制：災害対策B号配備
震度5弱以上の地震発生後、地震による被害が発生し、又は二次災害が発生するおそれがある場合で、災害に対する防災活動を実施する体制
- エ. 災害対策本部体制：災害対策C号配備
震度6弱以上の地震発生後、大規模な被害が発生し、又は広範囲に二次災害が発生するおそれがある場合で、市の全力をあげて防災活動を実施する体制

(3) 動員方法

- ア. 配備計画
各部長が部内を調整のうえ、必要な災害活動班及び人員を編成し、防災活動の準備又は

第1章 初動期の活動
第1節 組織動員

実施のため、配備職員に徹底しておくものとする。

イ. 平常執務時の伝達

災害発生のおそれがあり、地震災害警戒本部又は災害対策本部が設置された時は、本部長の指示により防災行政無線等により配備体制を整え、本部長又は各班長は職員を指揮して、速やかに実動体制を確立するものとする。

ウ. 各班の動員計画

各班長は、配備指令に直ちに応じられるよう所属の職員について、あらかじめ地震災害警戒体制、災害対策本部体制の指令ごとの出動職員を把握しておき、各職員に徹底しておくものとする。

エ. 非常召集の方法

(ア) 担当部班長等による非常召集の方法は、電話、携帯電話又は「おおさか防災ネット」による防災情報メール配信によることとする。

(イ) 勤務時間外において、テレビ、ラジオ等のメディアで、市域の震度情報又は被害状況を受けた場合、その震度階級、被害状況に応じた体制をとる。

大阪管区気象台から発表される震度データは、地域として「大阪府南部」、市町村名として「泉佐野市」の震度による。

(ウ) 出張等で所定の勤務につけない場合や、災害で所定の勤務場所に行けない場合は、最寄りの出先機関や避難所に参集し、当該施設の責任者の指示にしたがって、災害応急対策活動に従事するとともに、所属の長若しくは所定勤務場所の責任者にその旨を連絡する。

オ. 動員状況の報告及び連絡

(ア) 職員は、参集途中においては可能な限り被害状況、その他の災害情報の把握に努め、参集後直ちに参集場所の責任者に報告する。

(イ) 市において防災活動を実施するため、職員を動員した場合はその状況を速やかに府に報告し、関係機関に連絡する。

(ウ) 各部長は、動員した職員の氏名、時刻等を本部長（市長）に報告する。

カ. 連絡責任者

(ア) 各部別に連絡責任者を置く。連絡責任者は、所属部長の指名する職員をもってあてる。

(イ) 連絡責任者は、所属部と災害対策本部との連絡にあたるものとする。

<資料>

資料編：参考4. 泉佐野市災害対策本部条例

第2節 津波対策

市は、大阪管区気象台から発せられる津波警報・注意報等を、あらかじめ定めた経路により、関係機関及び市民に迅速に伝達・周知するなど、被害の未然防止及び軽減のための措置を講ずるものとする。

1. 津波警報・注意報等の伝達

市及び関係機関は、大阪管区気象台から発表される津波警報・注意報等をあらかじめ定めた経路により迅速に伝達する。

(1) 大阪管区気象台が発表する津波警報・注意報等

ア. 種類

- (ア) 津波警報：担当する津波予報区において津波による重大な災害のおそれがあると予想されるとき発表する。
- (イ) 津波注意報：担当する津波予報区において津波による災害のおそれがあると予想されるとき発表する。
- (ウ) 津波予報：津波による災害のおそれがないと予想されるとき発表する。

イ. 発表基準・解説・発表される津波の高さ等

表 発表基準・解説・発表される津波の高さ

予報の種類		解説	発表される津波の高さ
津波警報	大津波	高いところで 3m程度以上の津波が予想されますので、厳重に警戒してください。	3m、4m、6m、8m、10m以上
	津波	高いところで 2m程度の津波が予想されますので、警戒してください。	1m、2m
津波注意報	津波注意	高いところで 0.5m程度の津波が予想されますので、注意してください。	0.5m

- (注) 1 大阪府の津波予報区名は「大阪府」である。
- 2 「津波の心配のない」とき、「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」ときは、その旨を伝える地震情報を発表する。
- 3 津波による災害のおそれがなくなると認められる場合、津波警報又は津波注意報の解除を行う。このうち、津波注意報は、津波の観測状況等により、津波がさらに高くなる可能性は小さいと判断した場合には、津波の高さが発表基準より小さくなる前に、海面変動が継続することや留意事項を付して解除を行う場合がある。
- 4 「津波の高さ」とは、津波によって高くなった時の潮位と、津波がなかったとした場合の潮位との差であって、津波によって潮位が上昇した高さをいう。

第1章 初動期の活動
 第2節 津波対策

ウ. 地震及び津波に関する情報

(ア) 津波情報の種類

表 津波情報の種類

津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さをメートル単位で発表
各地の満潮時刻・津波の到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻・津波の到達予想時刻を発表
津波観測に関する情報	実際に津波を観測した場合に、その時刻や高さを発表

(イ) 地震情報

表 地震情報

情報の種類	内容
震度速報	地震発生約2分後、震度3以上の全国約180に区分した地域名と地震の発生時刻を発表
震源に関する情報	地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)に「津波の心配なし」又は「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はなし」を付加して発表
震源・震度に関する情報	地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)、震度3以上の地域名と市町村名を発表。なお、震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表
各地の震度に関する情報	震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表
地震回数に関する情報	地震が多発した場合、震度1以上を観測した地震回数情報や顕著な地震の震源要素更新のお知らせなどを発表

(2) 津波警報・注意報等の関係機関への伝達経路

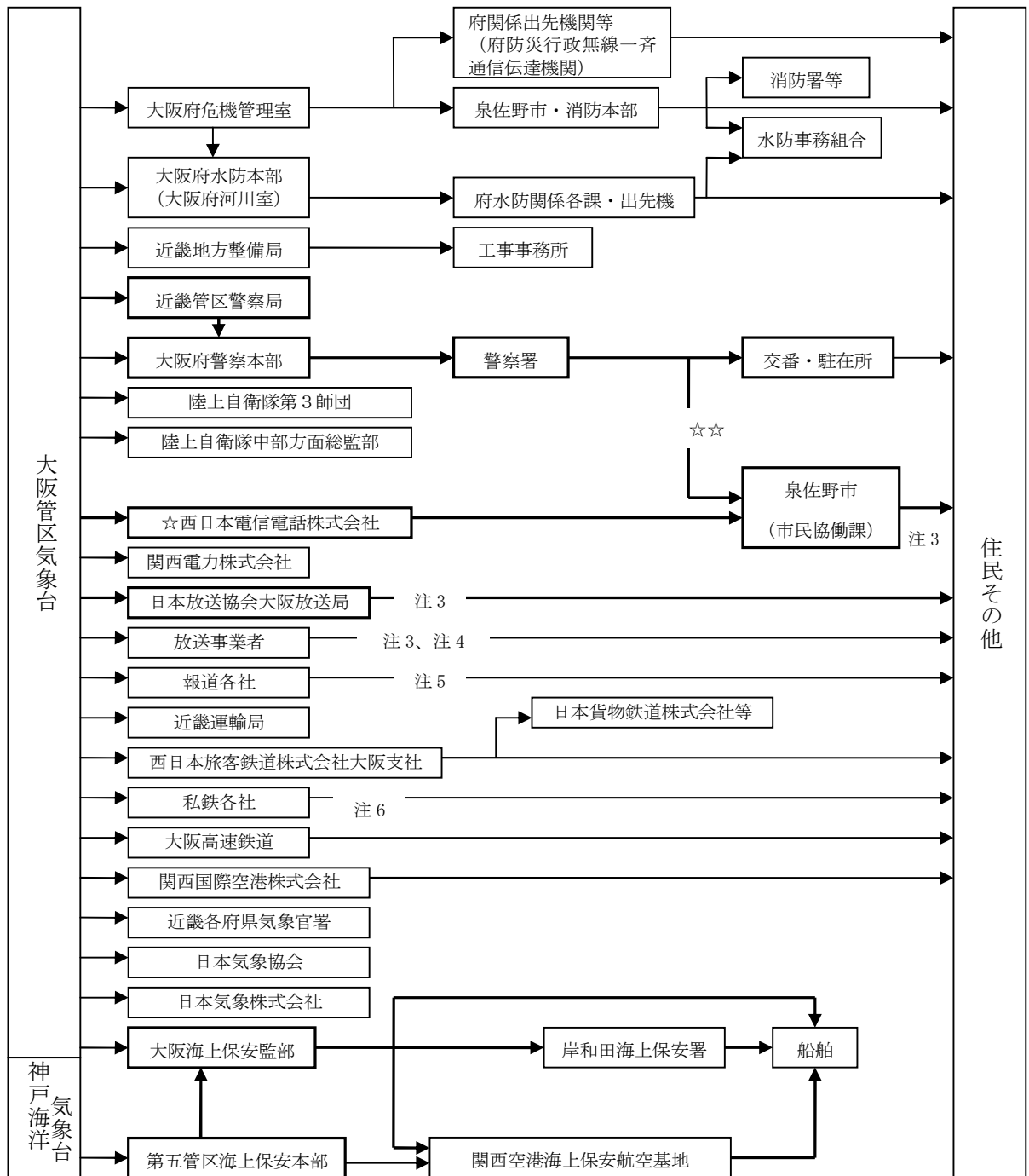


図 津波警報・注意報等の関係機関への伝達経路

- (注) 1 太線は、気象業務法に規定される伝達経路を示す。
 2 ☆印は、津波警報、同解除の場合のみ。☆☆印は、津波警報、津波注意報のみ
 3 津波警報受領時は、緊急警報信号を発信し、その内容を放送する。
 4 放送事業者とは、朝日放送株式会社、株式会社毎日放送、読売テレビ放送株式会社、関西テレビ放送株式会社、株式会社エフエム大阪、関西インターメディア株式会社の6社である。
 5 報道各社とは、朝日新聞大阪本社、日本経済新聞大阪本社、読売新聞大阪本社、産業経済新聞大阪本社、共同通信社、毎日新聞大阪本社の6社である。
 6 私鉄各社とは、近畿日本鉄道株式会社、阪急電鉄株式会社、阪神電気鉄道株式会社、南海電気鉄道株式会社、京阪電気鉄道株式会社、北大阪急行電鉄株式会社、株式会社大阪港トランスポートシステム、大阪府都市開発株式会社（泉北高速鉄道）、能勢電鉄株式会社、大阪高速鉄道株式会社の10社である。

2. 住民等への周知

市は、泉佐野警察及び第五管区海上保安本部（関西空港海上保安航空基地・岸和田海上保安署）と協力して、避難勧告・指示、避難誘導等の必要な措置を講ずる。

(1) 避難の勧告・指示、誘導

次の場合、浸水のおそれが想定される区域などについて、住民や釣り人等の観光客、船舶等に対して、速やかに的確な避難の勧告・指示を行い、高台などの安全な場所に誘導するものとする。

ア. 津波警報・注意報等が発表されたとき

イ. 府内で震度4以上の地震が観測され、若しくは弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じて避難の必要を認めるとき又は津波警報を覚知した場合

(2) 周知の方法

避難の勧告・指示及び避難誘導を行う場合は、市防災行政無線や広報車等の活用、町会・自治会（自主防災組織を含む）等住民組織との連携、「おおさか防災ネット」の活用など、あらゆる手段を使って、住民等へ周知するものとする。周知にあたっては、災害時要援護者に配慮する。

3. 消防機関等の活動

市及び消防機関は、津波からの円滑な避難の確保等のために、次の事項を重点として必要な措置を講ずるものとする。

- (1) 津波警報時の情報の的確な収集・伝達
- (2) 津波からの避難誘導
- (3) 土嚢等による応急浸水対策
- (4) 自主防災組織等の津波避難計画作成等に対する指導
- (5) 救助・救急等

4. 市の組織動員配備体制

市は、津波による災害が予想され、その対策を要すると認められるときは、地震災害警戒体制を配備するとともに、職員を動員配備する。

5. 水防活動

市は、津波の来襲が予想される場合には、迅速に水防活動を実施する。

(1) 水防管理団体等

ア. 召集体制を確立する。

イ. 水防区域の監視、警戒及び水防施設の管理者への連絡・通報を行う。

ウ. 重要箇所を中心に巡回し、異常を発見したときは、直ちに水防作業を開始するとともに、府水防本部の所轄現地指導班長に報告する。

エ. 水防に必要な資機材の点検整備を行う。

オ. 防潮扉等の遅滞のない操作及び防潮扉等の管理者に対する閉鎖の応援

(2) 防潮扉等の管理者、操作担当者等

ア. 津波警報・注意報等を入手したとき、又はラジオ、テレビ等により知ったときは、水位

の変動を監視し、的確に防潮扉等の開閉を行う。

イ. 水位の変動があったときは、水位の変動状況、措置状況等を速やかに関係機関に通報する。

6. ライフライン事業者の活動

ライフライン事業者は、地震発生時、「地震災害応急対策・復旧対策編第1部第1章第14節」に準じた緊急対応を行うとともに、津波からの円滑な避難を確保するため、次の対策を実施するものとする。

(1) 上下水道

市は、上水道、下水道施設の破損等による二次災害を軽減させるための措置を行うものとする。

(2) 関西電力株式会社

電気は、津波警報等の伝達や避難時の照明の確保等、円滑な避難を行うために必要なものであることから、系統の多重化など電力供給のための体制を確保する。また、火災等の二次災害防止に必要な利用者によるブレーカーの開放等の措置に関する広報を実施するなど、必要な措置を講ずる。

(3) 大阪ガス株式会社

利用者によるガス栓閉止等火災等の二次災害防止のために必要な措置に関する広報を実施するものとする。

(4) 西日本電信電話株式会社等

津波警報等の情報を確実に伝達するために必要な通信を確保するため、電源の確保、地震発生後の輻輳時の対策等必要な措置を講ずるものとする。

7. 交通対策

(1) 道路

市、府公安委員会、警察署長及び道路管理者は、津波の来襲により危険度が高いと予想される区間及び避難路として使用が予定されている区間について、必要に応じて交通規制を行うものとする。

(2) 海上及び航空

ア. 第五管区海上保安本部は、船舶交通の輻輳が予想される海域において、必要に応じて、船舶交通の整理・指導を行う。この場合緊急輸送を行う船舶が円滑に航行できるよう努めるものとする。

イ. 第五管区海上保安本部は、海難の発生その他の事情により、船舶交通の危険が生ずるおそれがあるときには、必要に応じて船舶交通を制限し又は禁止するものとする。

ウ. 第五管区海上保安本部は、水路の水深に異常を生じたと認められるときは、必要に応じて検測を行うとともに、応急標識を設置する等により水路の安全を確保するものとする。

エ. 第五管区海上保安本部は、海難船舶又は漂流物その他の物件により船舶交通の危険が生じ又は生ずるおそれのあるときには、速やかに航行警報等必要な応急措置を講ずるとともに、船舶所有者等に対し、これらの除去、その他船舶交通の危険を防止するための措

第1章 初動期の活動
第2節 津波対策

置を講ずべきことを命じ、又は勧告するものとする。

- オ. 第五管区海上保安本部、府、市は、津波による危険が予想される場合において、船舶の安全な海域への退避等が円滑に実施できるよう措置を講ずることとし、予想される津波の高さ、到達時間等を踏まえ、その具体的な内容を定めることとする。
- カ. 関西国際空港株式会社は、速やかに飛行場の閉鎖を行うとともに、施設の点検を行い、利用者に対し、津波の来襲のおそれがある旨を周知する。

〈資料〉

- ・資料編：1－6 津波警報発表時組織・連絡表

第3節 災害情報の収集伝達

地震に関する情報や災害に伴う被害状況の把握（調査及び報告）は、災害対策の基礎として必要不可欠であるため、調査要領に基づき関係機関と調整をとり、迅速かつ的確に実施する。

1. 情報収集伝達経路

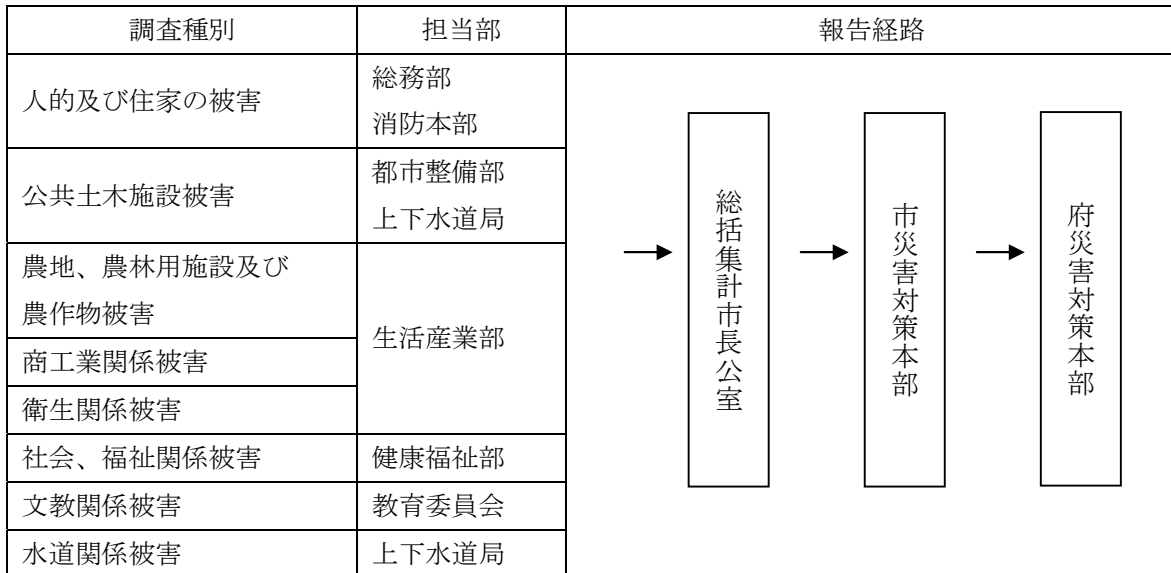


図 情報収集伝達経路

2. 地震に関する情報

気象庁は、震度 3 以上の地震が発生した場合、震源の位置、規模及び地域震度、市町村震度（震度観測点のある市町村の区域において観測された最大の震度）を発表する。また、震度 5 弱以上と予想されるが震度データを入手していない震度観測点のある市町村名も発表することとなっている。本市では、地域として「大阪府南部」、市町村名として「泉佐野市」の震度による。

3. 初動情報の把握

災害時の各関係機関の災害対策本部の初動情報を把握し、今後の本市の体制を確立するため、次の事項について調査する。

なお、参集した職員は、参集途上の被害状況を把握し、応急被災状況報告書等に必要事項を記入する等、被害状況を参集場所の責任者又は本部員に報告する。

- (1) 火災発生状況
- (2) 避難の必要の有無及びその状況
- (3) 主要な道路、橋りょう、信号機等の被災状況
- (4) 救急・救助活動の必要の有無及びその状況
- (5) 住家の被害その他の物的被害
- (6) 電気・ガス・電話・水道その他の機能被害
- (7) 庁舎周辺の被害状況

第1章 初動期の活動
第3節 災害情報の収集伝達

- (8) 消防機関への通報状況
- (9) 管内警察署からの情報（通報状況等）
- (10) 関係機関からの情報
- (11) 住民等からの情報
- (12) 各出先機関及び災害現地に派遣した職員からの情報
- (13) その他本部長が必要と認める特命事項

府をはじめ関係機関へは、防災行政無線等を活用し、初動情報を速やかに伝達する

4. 被害状況の把握

(1) 実施機関

災害情報の一元化を図るため、情報総括責任者として市長公室長を選任し、災害情報の収集、総括及び報告にあたらせる。

(2) 収集報告を行う事項

地震災害警戒体制及び災害対策本部の各班長は、被害の程度及び規模等の状況を災害の推移に応じて迅速かつ的確に調査結果をまとめ、本部長に報告しなければならない。被害の種類については、次のとおりである。

- ア. 被害の原因
- イ. 災害が発生した日時
- ウ. 災害が発生した区域・場所
- エ. 被害状況
- オ. 災害に対して既にとった措置
- カ. 災害に対して今後とろうとする措置
- キ. 災害対策に要した費用の概算額
- ク. その他必要な事項

被害の報告基準については、被害状況等報告基準（資料編：6－6）参照

(3) 詳細被害状況の把握

各部は、自己の部に属する被害状況を把握する。なお、自己の部に属さない被害であっても、緊急の報告を受けた場合は、速やかに各部を通じて市長公室（情報総括責任者）へ報告する。また、被害状況を専門的に把握するために必要と認められる場合は、部内で調整のうえ、他部の協力によって調査を行う。

(4) 調査報告の留意事項

- ア. 被害状況の迅速かつ的確な把握を期するため、関係機関と常に連絡を図る。
- イ. 本部への報告は、応急被災状況報告書又は別紙の様式（資料編：6－1、2、3）より実施するが、緊急を要する報告は無線、電話等で行う。
- ウ. 被害の様子については可能であれば、写真を添付する。
- エ. 被害の調査については、泉佐野警察と連絡をとる。

平成 年 月 日		
<h2>応急被災状況報告書</h2>		
報告者 所属：	役職：	氏名：
情報入手先：	情報入手時間：	日 時 分
通報者 氏名：	性別：男・女	年齢(推・実)： 才 関係
住所：	TEL	— —
報告地	報告要旨	
数値情報(確認・推定の別)	私見	
概要図		
建築物の全・半壊、道路・橋りょうの通行可否(車、オートバイ、徒歩)、死亡、行方不明、負傷・未救出等の被害の状況と、被害を受けていない場所の状況等を図示して下さい。		

5. 被害状況の伝達

事務局本部班は、収集した被害状況のうち、必要なものを整理して、次のとおり関係機関等に連絡する。また、情報の正確さを期すため関係機関等の情報を相互に交換する。

- (1) 報告を要する関係機関
- (2) 応急対策を実施する災害対策本部の各部
- (3) 報道機関
- (4) 住民

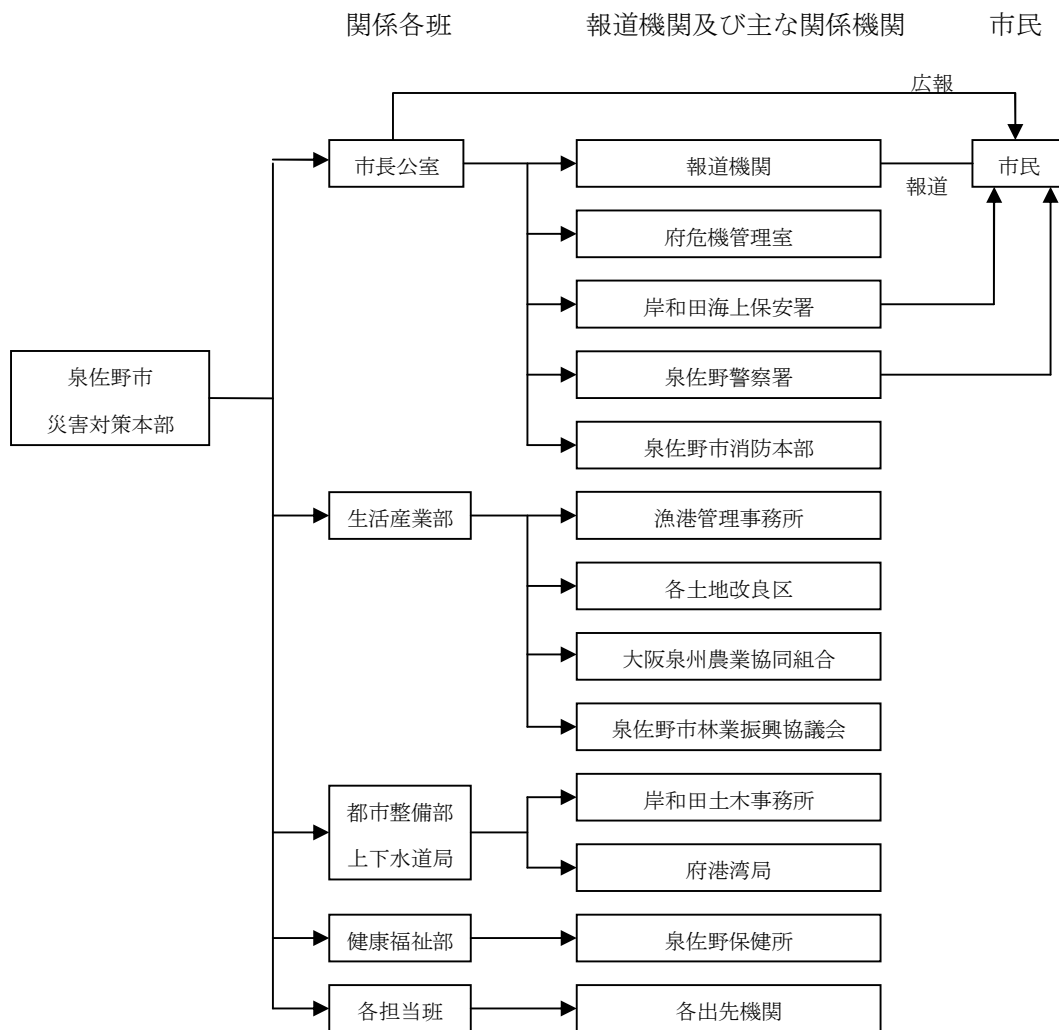


図 関係機関への情報伝達系統

6. 府への報告

調査収集し又は報告を受けた被害状況は、次の報告の基準及び要領により府に報告する。府に対する被害状況等の報告については、災害対策基本法第53条第1項並びに消防組織法第22条に基づく災害報告取扱要領（昭和45年4月10日付消防防第246号）及び火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日付消防災第267号）による。

(1) 被害状況等即報（資料編：6－1）

事務局本部班は、取りまとめた情報を途中経過として随時、府へ報告する。

ア．府に報告する内容

(ア) 人的被害

死者数、行方不明者数、負傷者（重傷者、軽傷者）数

(イ) 住家被害

全壊（全焼・流失）、半壊（半焼）、一部破損、床上・床下浸水の棟数、世帯数、人数

(ウ) 災害対策上必要と認められる事項の概要

避難、援護の必要性、災害拡大のおそれ等

(エ) 災害対策本部設置の報告

災害対策本部を設置した場合は、設置した旨の報告

イ．報告の方法

府防災情報システムに入力するが、故障等の原因により運用できなくなった場合は、電話・ファクシミリ等によって報告する。

報告の開始時点は次のとおりである。

(ア) 府域において震度4の地震が発生したとき

(イ) 津波警報が発表されたとき

(ウ) その他上記以外で、被害が発生した場合、又は火災事故等で特異なものが発生した場合で、府が入力を依頼したとき

(2) 被害状況報告（資料編：6－1）

地震発生直後の府への報告後、被害状況の詳細が判明した場合、又は被害状況に大きな変化があった場合は、速やかにその内容を報告する。報告方法は、被害状況等即報と同様である。

(3) 災害確定報告（資料編：6－1）

応急措置が完了した場合は、災害確定報告として被害状況報告様式の全項目について報告する。報告方法は被害状況等即報と同様である。

(4) 119番通報殺到状況の報告

市は、消防機関への通報が殺到した場合には、その状況等の情報を府及び消防庁に速やかに報告する。

(5) 国への報告

府への報告が通信の途絶等によりできない場合又は地震が発生し市域内で震度5強以上を記録したものについては、被害の有無を問わず直接国（消防庁）に報告する。

(6) 土砂災害発生時の報告（資料編：6－2、3、4）

土石流、地すべり、急傾斜地等の土砂災害が発生した場合は、被害状況報告を府危機管理室に対して行うとともに、岸和田土木事務所等に対し報告を行う。

7. 異常現象発見時の通報

堤防からの漏水や、地割れ、湧水の出現、井戸水位の急激な変動、津波の前兆である海面の異常な低下等、災害が発生するおそれがある異常現象を発見した者は遅滞なく、その旨を市長、施設管理者、警察官又は海上保安官に通報する。通報を受けた者は、その旨を速やかに市長に、また市長は府及び関係機関に通報するとともに、住民に対して周知徹底を図る。

8. 通信手段の確保

災害発生後、直ちに無線通信機能の点検を行うとともに、支障が生じた施設設備の復旧を行うこととする。また、携帯電話等の移動通信回線も活用し、緊急情報連絡用の通信手段の確保に努める。

(1) 関係機関の通信窓口

関係機関は、災害時における通信等の錯綜をさけるため、災害用電話を指定し、窓口の統一を図るものとする。(資料編：4-1)

(2) 電気通信設備の優先利用

関係機関は、応急対策の実施等について、緊急かつ特別の必要がある場合は、通信事業者等の協力により、電気通信設備の優先利用による非常通信を行う。

(3) 無線通信設備による通信連絡

無線通信設備を使用して通信の確保を図る。

ア. 防災無線通信

(ア) 大阪府防災行政無線通信系統図 (資料編：4-2)

(イ) 大阪地区非常通信経路計画市町村系 (資料編：4-3) (非常時のみ)

(ウ) 泉佐野市防災行政無線系統図 (資料編：4-4)

イ. 携帯電話、衛星通信等の移動通信回線も活用し、緊急情報連絡用の通信手段の確保に努める。

第4節 災害広報

1. 実施機関

事務局本部班は、事務局情報班との密接な連携協力のもとに広報内容の一元化を図り、市民に混乱が生じないように広報を行う。

2. 広報の内容

広報は、平常時の広報手段を活用するほか、避難所への広報誌の掲示など、各段階に応じて次のような方法により広報活動を実施する。

(1) 広報の内容

ア. 地震発生直後の広報

- (ア) 地震の概要（震度や規模）・余震の発生状況・気象の状況
- (イ) 出火防止、初期消火の呼びかけ
- (ウ) 災害時要援護者への支援の呼びかけなど

イ. その後の広報

- (ア) 二次災害の危険性
- (イ) 被災状況とその後の見通し
- (ウ) 被災者のために講じている施策
- (エ) ライフラインや交通施設等の復旧状況
- (オ) 医療機関などの生活関連情報
- (カ) 交通規制情報
- (キ) 義援物資等の取扱いなど

(2) 広報の方法

ア. 広報紙の内容変更・臨時発行等

イ. ヘリコプター・広報車やハンドマイクによる現場広報

ウ. 避難場所等への職員の派遣、広報紙、チラシの掲示・配布

エ. インターネット、CATVの活用

オ. 点字やファクシミリ等多様な手段の活用により、視覚障害者、聴覚障害者等に配慮したきめ細かな広報

カ. 町会・自治会（自主防災組織を含む）等の市民団体の協力

キ. 報道機関への情報提供

ク. 「おおさか防災ネット」の活用

カ. 携帯電話事業者が提供する緊急時メール速報サービス等の活用

(3) 災害時の広報体制

ア. 広報責任者による情報の一元化

イ. 広報資料の作成

ウ. 関係機関との連絡調整

(4) 全国瞬時警報システム（J-ALERT）による広報

全国瞬時警報システム（J-ALERT）は、津波警報や緊急地震速報等、対処に時間的余裕のない事態が発生した場合に、人工衛星を用いて国（消防庁）から瞬時に情報が送信され、市内の防災行政無線を自動起動することにより、住民に緊急情報を直接そして瞬時に伝達できるシステムである。泉佐野市では市内 17 局に整備されている防災行政無線から、次の内容について警報、放送が行われる。

- ア．緊急地震速報（震度 4～7）
- イ．大津波警報
- ウ．津波警報
- エ．震度速報（震度 4 以上）

3. 報道機関との連携

(1) 緊急放送の実施

次の放送機関への緊急放送の実施は、災害対策基本法第 57 条の規定により、市長及び知事から要請することができる。

日本放送協会、朝日放送株式会社、株式会社毎日放送、読売テレビ放送株式会社、関西テレビ放送株式会社、テレビ大阪株式会社、大阪放送株式会社、株式会社エフエム大阪

(2) 報道機関への情報提供

地震に関する情報及び被災者に対する生活情報、応急対策の実施状況等について、放送業者、通信社、新聞社等の報道機関に対し、定期的な情報提供を行う。

(3) 災害時要援護者に配慮した広報

- ア．災害時要援護者への情報提供

広報にあたっては、災害時要援護者に配慮した広報を行うよう努める。

- イ．外国人への情報提供

市は、ボランティア等を通じて情報提供を行うよう努める。

4. 広聴活動の実施

被災地住民の要望事項等を把握するとともに、住民からの各種問い合わせに速やかに対応できるよう、専門電話及び専用ファクシミリを備えた窓口を開設するなど、積極的に広聴活動を実施する。

第5節 広域応援等の要請・受入れ

災害に際して、本市のみでは対応が不十分となる場合には、市は、災害対策基本法に基づき、関係機関や団体に対して職員の派遣を要請し、応急対策又は災害復旧に万全を期す。

1. 応援の要請

市単独では十分に応急措置を実施できない場合に、迅速に関係機関に応援を要請する。

(1) 応援の要請できる要件

本市の地域に係る災害が発生した場合において、次の場合に応援の要請を行う。

- ア. 自己の持つ消防力等の現有活動勢力では、消防、水防、救助等効果的な応急措置の実施が困難な場合
- イ. 緊急を要するとき、地理的にみて近隣市町村に応援を求めた方がより効果的な応急措置の実施ができると認められる場合
- ウ. その他応急措置を実施するため必要があると認められる場合

(2) 応援にあたっての要請事項

- ア. 災害の状況及び応援を要請する理由
- イ. 応援を必要とする期間
- ウ. 応援を希望する物資・資機材等の品目及び数量
- エ. 応援を必要とする場所
- オ. 応援を必要とする活動内容
- カ. その他必要事項

(3) 知事に対する応援要請

災害対策基本法第68条に基づき、府知事に対して応援要請を行う。

この場合には、市から府危機管理室を通じて行う。

(4) 他の市町村に対する応援の要請

災害対策基本法第67条に基づき、他の市町村長に対して応援要請を行う。

(5) 緊急消防援助隊の応援の要請

市の消防力及び府内の消防応援だけでは、迅速な消火、救出・救助等を行うために十分な対応が取れないと判断される場合は、「緊急消防援助隊受援計画」に基づき、府知事に緊急消防援助隊の応援要請を依頼する。(資料編：2-13)

2. 職員の派遣要請

災害発生時の応急対策、復旧対策を実施するため、本市の職員のみでは対応できない場合は、府、他の市町村、指定地方行政機関等に対し、職員の長期的な派遣を要請する。

(1) 府、他の市町村又は指定行政機関に対する派遣の要請

災害対策基本法第29条又は地方自治法第252条の17の規定により、職員の派遣を要請する。

第1章 初動期の活動
 第5節 広域応援等の要請・受入れ

なお、その場合の手続は、次の事項を記載して文書で行う。

- ア. 派遣を要請する理由
- イ. 派遣を要請する職員の職種別人員数
- ウ. 派遣を必要とする期間
- エ. 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- オ. その他必要な事項

(2) 職員の派遣のあっせんの要請

市長は、災害対策基本法第30条に基づき、災害応急対策又は復旧のため必要があるときは、知事に対し、指定地方行政機関の職員の派遣について要請を求めることができる。

なお、その場合の手続きは、次の事項を記載した文書で行う。

- ア. 派遣のあっせんを求める理由
- イ. 派遣のあっせんを求める職員の職種別人員数
- ウ. 派遣を必要とする期間
- エ. 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- オ. その他必要な事項

(3) 経費の負担

派遣職員の待遇及び経費の負担については、災害対策基本法第32条、同施行令第17、18、19条に定めるところによる。

3. 労働者の確保

(1) 災害対策基本法その他の法律に基づく従事命令、協力命令

- ア. 従事命令、協力命令の種類と執行者

表 従事命令、協力命令の種類と執行者

災害応急対策作業	命令区分	根拠法規	執行者
災害応急対策事業 (災害応急対策全般)	従事命令	災害対策基本法第65条第1項	市長
		〃 第65条第2項	警察官 海上保安官
		〃 第65条第3項	派遣を命ぜられた 部隊等の自衛官
災害救助作業 (災害救助法に基づく救助)	従事命令	災害救助法第24条	知事
	協力命令	〃 第25条	
災害応急対策事業 (災害救助を除く応急処置)	従事命令	災害対策基本法第71条第1項	知事 委任を受けた市長
	協力命令	〃 第65条第2項	
災害応急対策事業 (災害応急対策全般)	従事命令	警察官職務執行法第4条	警察官
消防作業	従事命令	消防法第29条第5項	消防吏員 消防団員
水防作業	従事命令	水防法第24条	水防管理者 水防団員 消防機関の長

イ. 従事命令の対象者

図 従事命令の対象者

命令区分（作業対象）	対象者
災害対策基本法による市長、警察官、海上保安官、派遣を命ぜられた部隊等の自衛官の従事命令（災害応急対策全般）	当該市の区域の住民、又は当該応急措置を実施すべき現場にある者
警察官職務執行法による警察官の従事命令（災害応急対策全般）	その場に居合わせた者、その物件の管理者、その他関係者
従事命令（消防作業）	火災の現場付近にある者
従事命令（水防作業）	水防の現場にある者、又は区域内に居住する者

ウ. 公用令書の交付

従事命令又は協力命令を発するとき、又は発した命令を変更し、又は取り消すときは公用令書を交付するものとする。（資料編：11－2）

エ. 費用

市長が災害対策基本法第71条の規定に基づいて発した従事命令により災害応急対策に従事した人に対しては実費を弁償する。

オ. 損害補償

従事命令又は協力命令により災害応急対策に従事した人が、そのことにより死亡若しくは負傷、又は疾病にかかった場合には条例の定めるところによりその損害を補償する。

(2) 公共職業安定所の労働者供給

ア. 公共職業安定所に対しては、次の事項を明らかにして必要な労働者の供給あつせんを依頼する。

- (ア) 必要労働者数
- (イ) 作業の内容
- (ウ) 作業実施期間
- (エ) 賃金の額
- (オ) 労働時間
- (カ) 作業場所の所在
- (キ) 残業の有無
- (ク) 労働者の輸送方法
- (ケ) その他必要な事項

イ. 賃金の額

労働者に支払う賃金の額は、原則として市における同職種に支払われる額とし、その額は関係機関と協議して定める。

ウ. 労働者の輸送

災害応急対策実施機関は、労働者の毎日の作業就労に際し、労働者の住民と作業現場との距離、作業能率その他を考え、できるだけ車両等による労働者の輸送就労を考慮する。

4. 要員の対策従事

災害時における災害対策実施機関の職員、民間協力団体、雇上げた一般労働者並びに従事命令・協力命令による労働者・派遣職員は、次によりそれぞれ災害対策に従事する。

(1) 災害対策実施機関の職員

災害対策実施機関の職員は各機関で定める計画に従い、その対策に従事する。

(2) 民間協力団体

民間協力団体の活動内容は主として次のとおりであるが活動内容の選定にあたっては、民間協力団体等の意見を尊重して行う。

- ア. 炊出し、その他災害救助活動の協力
- イ. 清掃及び防疫
- ウ. 災害応急対策用物資、資機材の輸送及び配分
- エ. 応急復旧現場における危険を伴わない軽易な作業
- オ. 軽易な作業の補助
- カ. その他上記の作業に類した作業

(3) 一般労働者

- ア. 罹災者の安全な場所への避難
- イ. 医療及び助産における各種移送業務
- ウ. 罹災者の救出
- エ. 飲料水の供給
- オ. 救助物資の輸送
- カ. その他災害応急対策実施上の補助業務

(4) 労働者

従事命令又は協力命令を受けたその公用令書に記載された業務に従事する。

(5) 派遣職員

派遣要請を受けた職種に応じ指示された業務に従事する。

第6節 自衛隊の災害派遣

市は、災害に対し、住民の生命又は財産の保護のために、自衛隊の派遣要請の要求を行う場合は、次の手続き等により行うものとする。

1. 災害派遣要請基準

- (1) 人命救助のため応援を必要とするとき
- (2) 災害が発生し、又は発生が予想され、緊急の措置に応援を必要とするとき
- (3) 市域で大規模の災害が発生し、応急措置のための応援を必要とするとき
- (4) 救助物資の輸送のため応援を必要とするとき
- (5) 主要道路の応急復旧のため応援を必要とするとき
- (6) 応急措置のための医療、防疫、給水及び通信支援などの応援を必要とするとき

2. 派遣要請手続

- (1) 派遣要請の要求は、市長が知事に行うものとする。
- (2) 知事への要請の要求ができない場合は、市長は直接自衛隊に対し災害状況の「通知」をすることができる。自衛隊は、災害状況の通知を受け、その事態に照らし、特に緊急を要する場合は自主的判断に基づき部隊を派遣することができる。市長は、通知した旨を知事へ報告することとする。
- (3) 前項の場合における要求の判断は、泉佐野警察、消防本部等の関係機関と協議のうえ迅速に行うものとする。
- (4) 派遣要請の要求は、原則として文書によるものとし、次の事項を記載する。
ただし、文書をもってしては時期を失するおそれがある場合は、前記各記載事項を口頭又は電話等により要求し、事後速やかに文書を提出するものとする。
 - ア. 災害の状況及び派遣をを要請する事由
 - イ. 派遣を希望する期間
 - ウ. 派遣を希望する区域及び活動内容
 - エ. その他参考となるべき事項
- (5) 要請文書のあて先
要請文書のあて先は次のとおりとする。
大阪市中央区大手前2
大阪府危機管理室
電話代表 06(6941)0351 内線 4875, 4886
直通 06(6944)6021
- (6) 泉佐野市担当部隊陸上自衛隊第3師団〔第37普通科連隊（和泉市伯太町）〕
兵庫県伊丹市広畑1-1 TEL0727-81-0021 内線 333, 424（第3師団）
大阪府和泉市伯太町官有地 TEL0725-41-0090 内線 236（第37普通科連隊）
- (7) 防災行政無線
大阪府危機管理室 200-4875, 4886
陸上自衛隊第3師団 823-0
第37普通科連隊 825-0

3. 派遣部隊の受入体制

派遣要請を要求したときは、直ちにその旨を関係機関に連絡するとともに、その受入体制について自衛隊の救援活動が円滑に実施できるように次のことを行う。

(1) 派遣部隊の誘導

自衛隊の派遣要請を行ったときは、必要により泉佐野警察に対し派遣部隊の誘導について依頼する。

(2) 受入体制

ア. 市は、派遣部隊の指揮官と調整にあたる。

イ. 受入体制の確立

派遣部隊の集結場所等を確保する。

ウ. 作業計画及び資機材等の整備

自衛隊の部隊が行う作業が円滑、迅速に実施できるよう作業内容及び計画を策定するとともに、作業実施に必要な資機材を準備する。

エ. ヘリポートの設営等

災害に際し、ヘリコプターを使用する要請を行った場合については、ヘリポートについても準備する。

(3) 自衛隊の活動内容

自衛隊には、次の内容について災害の態様に応じた活動を要請する。

ア. 被害状況の把握

イ. 避難の援助

ウ. 避難者等の搜索救助

エ. 水防活動

オ. 消防活動

カ. 道路又は水路の啓開

キ. 応急医療、救護及び防疫

ク. 人員及び物資の緊急輸送

ケ. 炊飯及び給水

コ. 物資の無償貸付又は譲与

サ. 危険物の保安及び除去

シ. その他

4. 派遣部隊の撤収要請

市長は、作業の進捗状況を把握、派遣要請の目的を達成したとき、又は必要がなくなると判断したときは、派遣部隊その他の関係機関と協議のうえ、速やかに口頭又は電話により知事に対し撤収の要請を依頼する。なお、事後速やかに依頼文書を提出する。

<資料>

- ・資料編：11－1 自衛隊の災害派遣要請要求書等

第7節 消火活動

消防機関は、非常時に際し、消防の機能を最大限に発揮して災害から市民の生命、身体、財産を保護し、その被害を軽減することを目的として、次のとおり実施するものとする。

1. 消防本部

(1) 警備内容

消防警備は通常警備と非常警備に区分し、通常警備とは、平常時における通常火災警備をいう。

非常警備とは、大火災及び非常災害時等、通常警備で対処できない場合の警備をいう。

(2) 通常警備

ア. 火災を覚知したときは、火災の種別に応じ出動計画に基づき出動するものとする。

イ. 出動区分

(ア) 第1出動

火災の認知と同時に行う出動

(イ) 第2出動

火勢拡大を認知し、消防隊等の増強を必要とする場合に行う出動

(ウ) 第3出動

第2出動以降において、さらに消防隊等の増強を必要とする場合に行う出動

(エ) 特命出動

火災などの災害において特異な状況により、現場最高指揮者の命によって行う出動

(3) 非常警備

ア. 非常警備体制

消防長は、通常の警備体制では、対処できないと認める大火災、震災及び特殊災害などが発生し、又は発生のおそれがある場合は、非常配備を発令し、所要の体制をとるものとする。

(ア) 非常警備対策本部の設置

消防本部内、又は消防長が指定する場所に非常警備対策本部を設置し、消防長が非常警備対策本部長として、総括的指揮に当たり、各関係機関との連絡調整を密にする。

(イ) 非常召集

消防長は現に勤務している職員以外を対象として非常召集を発令し、非常警備体制に必要な職員を緊急に参集させ、災害に対処するために必要な体制を確保する。

(ウ) 参集場所

非常召集を受けた職員は、あらかじめ参集場所を指定された者を除き各所属場所に参加するものとする。ただし、交通機関の途絶及びその他の障害等により所属に参加することが困難な場合は、最寄りの参集可能な署所に参集する。

(4) 活動体制

ア. 大規模火災

木造建築物の面積及び建ぺい率、消防車両の走行状況、あるいは水利状況等が悪い地区においては、延焼の防止を主に防ぎよ体制をとる。また、消防隊の編成及び水利選定等効率的な運用を図るため警備計画等を樹立する。

イ. 危険物火災等

消防法上の定める危険物、火薬類、ガス類、毒劇薬及び放射性物質等の防ぎよにあたっては、その性質及び量等から冷却消火、化学消火、窒息消火及び除去消火等を講じ、周辺への延焼防止等にあたるるとともに、消防警戒区域等を設定し、関係者以外の立ち入り禁止及び周辺住民を避難させる等の処置をとる他、警備計画等の樹立を図り不測の事態に備える。

ウ. 断・減水時の消防計画

消防水利のうち水道消火栓が断・減水した場合は、周辺の消火栓及び自然水利等を併用して防ぎよにあたるものとするが、地震等により、広範囲にわたって断・減水した場合は、防火水槽・プール・河川・ため池等を活用するものとする。

(5) 情報の収集、伝達及び広報

市及び消防機関は、災害の状況等について情報を収集するとともに、次の事項について住民等に広報活動を行う。

ア. 被害状況

イ. 災害状況

ウ. 災害対策本部からの伝達事項

エ. その他必要と認める事項

(6) 応援の要請

ア. 消防本部は、大規模火災及び高層建築物等特殊火災並びに自然災害に対処するため府下各市町村と広域消防相互応援協定を締結しているほか、隣接各市町村と消防に関する相互応援協定を締結し、警備地勢の万全を図っている。

イ. 市は、単独では十分に消火・救助・救急活動が実施できない場合、負傷者を搬送するためヘリコプター等が必要な場合、又は資機材が必要な場合は、府、他の市町村などに応援要請する。その際、火災の状況、地理、水利の情報を応援市町村に対して提供する。

ウ. 要請する場合は、応援部隊の集結場所、所要の台数及び人員、誘導員等の派遣等の点について明示する。

(7) 人命救助活動

災害発生時の人命の救助は、他の諸活動に優先して実施する必要があるため、災害事象及び対象物の特殊性を考慮し、各隊の連携及び資機材等の活用等を事前に計画し適正な運用を図る。

2. 消防団

(1) 警備内容

ア. 通常警備

常時における通常の火災警備とする。

イ. 非常警備

大火災及び非常災害時における警備とする。

(2) 非常警備

消防団長は、火災の拡大又は非常災害の発生、その他により必要と認められた時は、非常警備体制を命じる。

(3) 出動計画

災害時には、市長及び消防長又は消防団長の特命により緊急出動するが、消防団が電話連絡その他により災害の発生を覚知したときは、直ちに出動するものとする。

3. 自主防災組織等

地域住民による自主防災組織及び事業所の自衛消防組織は、地域の被害状況を把握するとともに、自発的に初期消火、救助・救急活動を実施する。また、消防本部、警察署など関係機関との連携に努める。

<資料>

- ・資料編：2 消防関係

第8節 救助・救急活動

市及び関係機関は、災害のため生命、身体に危険が及んでいる人あるいは生死不明の状態にある者を救出し、又は捜索してその人を保護するため、救助・救急活動を行う。

1. 救助の対象

- (1) 地震時、倒壊家屋の下敷きになったような場合
- (2) 火災時に火中に取り残されたような場合
- (3) 流出家屋及び孤立した所に取り残されたような場合
- (4) がけ崩れ、山崩れ、土石流、地すべりのため土砂や家屋の下敷きとなった場合
- (5) 電車、自動車、航空機、船舶等による集団的事故が発生した場合
- (6) ガス、危険物、薬品の爆発、流出、漏洩等が発生した場合
- (7) その他これに類似する場合

2. 救助の方法

- (1) 消防本部及び消防団は、「第2編第7節消火活動」に準じた体制にて救助・救急活動を行う。救助に必要な車両・特殊資機材・救助用資機材等を準備又は調達し、迅速に救助（救出）活動を実施する。
- (2) 救助活動は、必要に応じ災害現場に現地本部を設置し、地域住民、自主防災組織、関係機関とも連携して行う。また、救助用資機材等を備蓄し、自主防災組織、ボランティア等に配布、貸与し、初動時における救助（救出）の円滑化を図る。

3. 救助・救急活動

- (1) 初動期における負傷者の搬送は、現場で判断し、適宜実施する。
- (2) 救助・救急活動は、救命措置を必要とする重症者を最優先とする。
- (3) 傷病者等に対する応急手当の実施及び傷病程度に応じた収容先、搬送先等を判断するために、現地に応急救護所を設置してこれを行う。
なお、負傷の程度や収容能力等により応急救護所では対応できない場合には、関係機関と連携して、医療機関への搬送を行う。

4. 相互応援

市単独では、十分に救助・救急活動が実施できない場合、負傷者を搬送するためヘリコプター等が必要な場合、又は資機材が必要な場合は、府、他市町村などに応援を要請する。

〈資料〉

- ・資料編：2 消防関係

第9節 医療活動

災害の規模が大きいほど、医療行為が遅滞することとなるが、医療面からいえば時間の経過とともに救命率が低下する。このため、市は、医療関係機関と密接な連携のもと、可能な限りこの時間短縮に努め、短時間における被災患者の収容治療、重傷者の後方病院への転送を実施する。この際、効率的な負傷者救護のためには、適切な優先順位（トリアージ）の決定を行う必要がある。

また、甚大な規模の災害にあつては、負傷者の病院への収容が遅滞することから、避難所などに救護所を設け、対応にあたる。さらに、既存の疾患の進行や災害神経症などの発生が考えられるため、可能な限りこうした事態への対応を行う。

1. 医療情報の収集活動

市は、災害拠点病院、泉佐野泉南医師会等の協力を得て、人的被害、医療機関の被災状況及び活動状況並びに被災地の医療ニーズについて把握し、速やかに府に報告する。医療情報の把握及び報告は、大阪府広域災害・救急医療情報システム及び府防災行政無線を用いる。

また、市は、住民にも可能な限り医療機関情報を提供する。

2. 医療救護活動

(1) 医療救護班の編成・派遣

市は、災害発生後、直ちに市災害医療センター（りんくう総合医療センター）に医療救護班の派遣を要請し医療救護活動を実施する。

班編成は、医師2名、看護師2名、事務職員等1名の計5名で1班を構成し、災害の規模等の状況に応じて増班する。

市及びりんくう総合医療センターでは十分な対応ができない程度の災害が発生した場合は、泉佐野泉南医師会、府及び日本赤十字社大阪府支部に医療救護班の派遣要請を行う。

次の医療機関は府の要請、又は自ら必要と認めたときは、医療救護班を派遣して医療救護活動を実施する。

(医療関係機関)

災害拠点病院、特定診療災害医療センター、りんくう総合医療センター、近畿地方医務局、日本赤十字社大阪府支部、大阪府医師会、大阪府歯科医師会、大阪府薬剤師会、歯科系大学府及び医療関係機関等は、避難所等、市の定める参集場所に派遣する。

なお、医療救護班は、原則として現地医療活動を行うために当座必要な資機材等を携行する。

(2) 医療救護班の搬送

ア. 医療関係機関

原則として、医療関係機関で所有する緊急車両等を活用し、移動する。

イ. 市及び府

医療関係機関が搬送手段を有しない場合は、市及び府が搬送手段を確保し、搬送を行う。

(3) 医療救護班の受入れ・調整

市は、医療救護班の受入れ窓口をりんくう総合医療センターに設置し、府（保健所）の支

援・協力のもと救護所への配置調整を行う。

(4) 医療救護班の業務

- ア. 患者に対する応急処置
- イ. 医療機関への搬送の要否及びトリアージ
- ウ. 搬送困難な患者及び軽症患者に対する医療
- エ. 助産救護
- オ. 被災住民等の健康管理
- カ. 死亡の確認
- キ. その他状況に応じた処置

(5) 救護所の設置・運営

市は、応急救護所を設置・運営するとともに、避難所その他適当な場所に医療救護所を設置し運営する。

医療機関の開設者から承諾が得られた場合、医療機関を医療救護所として指定する。

ア. 設置基準

- (ア) 市内医療機関が被災し、その機能が低下又は停止したために、市内医療機関だけでは対応しきれない場合
- (イ) 傷病者が多数で、市内医療機関だけでは対応できない場合
- (ウ) 被災地域と医療機関との位置関係又は傷病者数と搬送能力との関係から被災地域から医療機関への傷病者の搬送に時間がかかるため、被災地域での対応が必要な場合

イ. 設置場所

救護所の設置場所は、現場救急活動が必要な災害現場及びあらかじめ選定した予定場所の中から、衛生状態、安全性を確認のうえ、被害状況に応じて決定する。

第五管区海上保安本部は、可能な範囲で医師や看護師に対し、ヘリコプター搭載型巡視船等に設けられた医務室を提供するほか、宿泊等の便宜を図る。

- ・ 応急救護所設置場所：集中して負傷者が出る地域
- ・ 医療救護所設置場所：学校の医務室、避難所、市関係施設、その他医療機関

ウ. 運営方法

次の事項に留意のうえ、救護所を運営する。

- (ア) 交代要員の確保
- (イ) 携帯電話等通信手段の確保
- (ウ) 医療品、医療用資機材の補給
- (エ) 医療用水の確保
- (オ) 食糧、飲料水の確保
- (カ) その他医療救護活動に必要な事項

(6) 救護所における現地医療活動

ア. 応急救護所における現場救急活動

災害発生直後に災害拠点病院から派遣される救急医療班等が、応急救護所で応急処置やトリアージ等の現場救急活動を行う。

イ. 医療救護所における臨時診療活動

府、市、各医療関係機関等から派遣される主に診療科別医療班等が、医療救護所で軽症

患者の医療や被災住民等の健康管理等を行う。

この場合、発災当初から外科系及び内科系診療（必要に応じて小児科・精神科・歯科診療等）を考慮し、医療ニーズに応じた医療救護班で構成する医療チームで活動する。

3. 後方医療活動

救護所では対応できない患者や、病院等が被災したため継続して医療を受けることができない入院患者は、被災を免れた医療機関が重症度等に応じて受入れ治療を行う。

(1) 受入れ病院の選定と搬送

市は、救急医療情報システム等で提供される患者受け入れ情報に基づき、特定の病院へ患者が集中しないよう振り分け調整し、関係機関が患者を搬送する。

(2) 患者搬送手段の確保

ア. 陸上搬送

患者の陸上搬送は、原則として市が所有する救急車で実施する。

救急車が確保できない場合は、市及び府が搬送車両を確保する。

イ. ヘリコプター搬送

市は、災害状況に応じてヘリコプターが必要な場合、府に要請する。

(3) 災害医療機関の役割

ア. 災害拠点病院

(ア) 基幹災害医療センター

基幹災害医療センターは、下記の地域災害医療センターの活動に加え、患者の広域搬送にかかる地域災害医療センター間の調整を行う。

(イ) 地域災害医療センター

地域災害医療センターは、次の活動を行う。

- a. 24時間緊急対応により、多発外傷、挫滅症候群、広範囲熱傷等の災害時に多発する救急患者の受入れと高度医療の提供
- b. 患者及び医薬品等の広域搬送拠点としての活動及びこれに係る地域医療機関との調整
- c. 地域の医療機関への応急用医療資機材の貸出し等の支援

イ. 特定診療災害医療センター

特定診療災害医療センターは、循環器疾患、消化器疾患、アレルギー疾患、小児医療、精神疾患など専門診療を必要とする特定の疾病対策の拠点として主に次の活動を行う。

- (ア) 疾病患者の受入れと高度な専門医療の提供
- (イ) 疾病患者に対応する医療機関間の調整
- (ウ) 疾病患者に対応する医療機関等への支援
- (エ) 疾病に関する情報の収集及び提供

ウ. 市災害医療センター（りんくう総合医療センター）

りんくう総合医療センターは、次の活動を行う。

- (ア) 市の医療拠点としての患者の受入れ
- (イ) 市災害対策本部、泉佐野泉南医師会との連携
- (ウ) 災害拠点病院等と連携した患者受入れに係る地域の医療機関間の調整

エ. 災害医療協力病院

災害医療協力病院は、災害拠点病院及びりんくう総合医療センター等と協力し、率先して患者を受入れる。

4. 医薬品等の確保供給活動

市は、地域の医療機関の協力を得て、医療救護活動に必要な医薬品、医療用資機材の調達、供給活動を実施する。また、不足が生じた場合は、府に対して供給の要請を行う。

5. 被災者の精神的・心理的ケア

(1) 巡回相談の実施

被害精神障害者の継続的医療の確保と、避難所等での精神疾患の急発・急変の救急対応を行うため、避難所等で巡回相談を実施する。

(2) こころのケアセンターの設置

災害時に発生するPTSD（心的外傷後ストレス障害）等に対し、精神医学・臨終心理学等の専門家による心理的なカウンセリングを実施し、情緒の安定を図るなど長期的な被災者のこころのケア対策を行うセンターを設置する。

6. 人工透析患者等に対する対策

(1) 人工透析患者対策

人工透析については、災害時においても継続して行う必要があるほか、クラッシュシンドロームによる急性腎障害患者に対して行うことも必要であり、水・医薬品等の確保も重要であるので、透析医療機関の稼働状況等の情報収集、提供により受療の確保を図る。

(2) その他の対策

地域における妊婦、出産直後の新生児・産婦、在宅重症心身障害児者、医療依存度の高い療養者等に対し、必要な保健指導を行う。

<資料>

- ・資料編：6－5 災害救助法による救助の程度・方法及び期間早見表
- ・資料編：参考8. 地方独立行政法人 りんくう総合医療センター災害救助隊活用計画

第10節 避難誘導

災害から住民の安全を確保するため、市及び関係機関は相互に連携し、避難勧告・指示、誘導等必要な措置を講ずるものとする。

避難誘導の際は、「避難勧告等の判断・伝達マニュアル(案)」に従うとともに、「災害時要援護者避難支援計画」に沿った災害時要援護者に対する避難支援に努める。

1. 避難指示、避難勧告、一時避難情報、避難準備情報

住民の生命又は身体を災害から保護し、及び被害の拡大を防止するため特に必要があると認める場合は、避難勧告等を行う。

(1) 避難勧告等の種類

ア. 避難準備情報

災害により人的被害が発生するおそれがあり、避難行動の開始を準備する必要がある場合や、避難支援者（災害時要援護者等、避難行動に時間を要する者を支援する者）が支援行動のための準備を開始する必要がある場合に、情報を提供するもの。

イ. 一時避難情報

災害により人的被害が発生するおそれがあり、避難行動を開始する必要があるが、自宅内の高所や斜面から離れた場所、近隣の安全な場所等に一時的に移動することにより、人的被害を避けることが可能な場合に、情報を提供するもの。また、災害時要援護者等の避難のために、避難支援者が行動を開始する必要がある場合に、情報を提供するもの。

この場合、避難途中の被災を避けることができるのであれば、後述する立ち退き避難の行動を取ることがより望ましい。

ウ. 避難勧告（立ち退き避難）

災害により人的被害が発生するおそれがあり、被害拡大防止するため特に必要がある場合、対象地域の住民等に対して、安全な場所（指定避難場所等）への避難のための立ち退きを勧め又は促すもの。

この場合、避難途中の被災を避けるため、必要に応じて防災関係者による避難誘導を行うようにする。

エ. 避難指示

災害による被害の危険が目前に切迫している場合に、「避難勧告」より強い拘束力で以って、対象地域の住民等に対し、安全な場所（指定避難場所等）への避難のための立ち退きを促すもの。

この場合、避難途中の被災を避けるため、二次被害の危険性を考慮した上で、防災関係者による避難誘導を伴うようにする。

(2) 避難勧告等発令時の状況と市民に求める行動

	発令時の状況	市民に求める行動
避難準備情報	<ul style="list-style-type: none"> ・災害発生の可能性が予想される状況 	<ul style="list-style-type: none"> ・家族との連絡、非常持出品の用意等、避難準備を開始 ・避難支援者は、支援行動のための準備を開始
一時避難情報	<ul style="list-style-type: none"> ・避難行動を開始しなければならない段階であるが、予想される災害が、自宅内や近隣の、より安全な場所への一時避難で、住民の安全が確保される程度の場合 	<ul style="list-style-type: none"> ・自宅内の高所など、人的被害を避けることができる場所へ一時的に自主避難を開始 ・災害時要援護者等を必要最小限度の移動で安全な場所へ避難させるため、避難支援者は行動を開始
避難勧告	<ul style="list-style-type: none"> ・避難行動を開始しなければならない段階であり、予想される災害が、指定された避難所への立ち退き避難が必要となる程度の場合 	<ul style="list-style-type: none"> ・指定された避難所への避難行動を開始 ・災害時要援護者等を指定された避難所へ避難させるため、避難支援者は避難行動を開始
避難指示	<ul style="list-style-type: none"> ・前兆現象の発生や、現在の切迫した状況から、災害が発生する危険性が非常に高いと判断される状況 ・堤防の隣接地、斜面の直下等、地域の特性等から人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断される状況 ・人的被害が発生した状況 	<ul style="list-style-type: none"> ・避難勧告等の発令後、避難中の住民は、周囲の状況を確認しながら避難行動を速やかに完了 ・未だ避難していない対象住民は、避難行動に速やかに移るとともに、そのいとまがない場合は生命を守る最低限の行動を開始

※上表は、「避難勧告等の判断・伝達マニュアル(案)」に定めたもの。

(3)避難指示、避難勧告等の権限

種別	勧告又は指示を行う要件	勧告・指示を行う者	根拠法規
災害全般	市民の生命、身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要と認める場合は、避難のための立ち退きの勧告又は指示を行う。	市長	災害対策基本法 第60条
	市が事務の全部又は大部分の事務を行うことができなくなった時は、避難のための立ち退きの勧告及び指示に関する措置の全部又は一部を市長に代わって行う。	知事	
	(1)市長から要請があった場合 (2)市長が避難指示をできないと認められ、かつ指示が急を要する場合	警察官 海上保安官	災害対策基本法 第61条
	火災の拡大又はガスの拡散等が迅速で人命の危険が著しく切迫していると認める場合	消防長 又は 消防署長	消防法 第23条の2
	災害の状況により特に急を要する場合で、警察官がその現場にいない場合に限り、避難等の措置を講ずる。	自衛官 (災害派遣を命ぜられた部隊)	自衛隊法第94条
洪水	洪水によって著しい危険が切迫していると認められる場合は、必要と認める区域の市民に対して避難のための立ち退きを指示する。	知事、その命を受けた職員、水防管理者	水防法第29条
地すべり	地すべりによって著しい危険が切迫していると認められる場合は、必要と認められる区域の市民に対して避難のための立ち退きを指示する。	知事、その命を受けた職員	地すべり等防止法第25条

(4)避難準備情報の発令

伝達内容	ア. 勧告者 イ. 避難すべき理由 ウ. 避難先 エ. 避難経路 オ. 避難誘導員の指示連絡等
伝達方法	
避難準備情報 伝達文 (例文)	市民のみなさんにお知らせします。〇〇から避難準備情報が出されました。〇〇のため、〇〇地区は被害のおそれがあるので、直ちに避難の準備をして下さい。お年寄りの方等避難に時間がかかる方は、〇〇へ避難を開始してください。(避難先、危険な場所等注意事項を続ける。)

(5)一時避難情報

伝達内容	ア. 勧告者 イ. 避難すべき理由 ウ. 避難先 エ. 避難経路 オ. 避難誘導員の指示連絡等
伝達方法	避難準備情報と同じ
避難勧告 伝達文 (例文)	<p>市民のみなさんにお知らせします。〇〇から一時避難情報が出されました。〇〇のため、〇〇地区は被害のおそれがあるので、自宅内や近隣の高所など、安全を確保できる場所へ一時的に自主避難をして下さい。お年寄りの方等避難に時間がかかる方は、直ちに〇〇へ避難してください。なお、〇〇付近は（堤防の決壊、がけ崩れ、地すべり、建物の倒壊、等）により危険なため、近づかないように避難してください。(避難先、その他注意事項を続ける。)</p> <p>【危険な場所等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・〇〇地区の〇〇川堤防が決壊した ・〇〇地区では土砂災害の危険性が非常に高まった ・近隣（〇〇地区）で土砂の（がけ崩れ・地すべり）が確認された ・近隣（〇〇地区）で重大な土砂災害前兆現象（山鳴り、流木の流出、斜面の亀裂）が確認され <p>なお、（〇〇付近は冠水により通行ができない・山沿いや急傾斜地では土砂災害の危険がある）ので十分注意してください。</p>

(6)避難勧告の発令

伝達内容	ア. 勧告者 イ. 避難すべき理由 ウ. 避難先 エ. 避難経路 オ. 避難誘導員の指示連絡等
伝達方法	避難準備情報と同じ
避難勧告 伝達文 (例文)	市民のみなさんにお知らせします。〇〇から避難勧告が出されました。 〇〇のため、〇〇地区は被害のおそれがあるので、直ちに避難をして下さい。 なお、〇〇付近は（堤防の決壊、がけ崩れ、地すべり、建物の倒壊、等）により危険なため、近づかないように避難してください。 (避難先、その他注意事項を続ける。)

(7)避難指示の発令

伝達内容	避難準備情報と同じ
伝達方法	避難勧告と同じ伝達方法を繰り返すとともに、必要に応じ直接口頭により伝達する。
避難指示 伝達文 (例文)	市民のみなさんにお知らせします。〇〇から避難の指示が出されました。 〇〇のため、大変危険な状況です。〇〇地区は被害のおそれがあるので、直ちに避難をして下さい。 なお、〇〇付近は（堤防の決壊、がけ崩れ、地すべり、建物の倒壊、等）により危険なため、近づかないように避難してください。 (避難先、その他注意事項を続ける。)

2. 避難者の誘導

避難の誘導は、泉佐野警察、消防機関、町会・自治会（自主防災組織を含む）役員及び施設管理者等の協力を得て組織的な避難誘導を行うものとし、極力安全と統制を図り実施する。

- (1) 誘導にあたっては、定められた避難所への町会・自治会単位での集団避難を心掛け、災害時要援護者及び介助者を優先して行うものとする。
なお、これらの誘導にあたっては、迅速、的確に行うものとし、合わせて被災により保護者を失う等保護が必要となる児童の迅速な発見、保護に努める。
- (2) 避難路については、安全を十分確認し、特に危険な箇所は誘導員の配置、誘導ロープの設置を行い、また夜間においては、可能な限り投光器、照明器具を使用して避難中の事故防止に万全を期するものとする。
- (3) 避難にあたっては、携行品を必要最小限に制限し、早期に避難を完了させる。
- (4) 避難は、避難者が各個に行うことを原則とするが、避難者が自力で立ち退き不可能な場合は、車両、船艇により行う。
- (5) 在宅の災害時要援護者については、平常時から在宅福祉サービス等を利用している要援護者に加え、災害発生により、家族や近隣の援護を失って自宅に取り残されるなど新たに援助を必要とする者が発生する。よって、地域住民等の協力を得ながら、確実な避難を完了させるとともに、居宅に取り残された災害時要援護者の迅速な発見に努める。

3. 学校・社会福祉施設等における避難対策

学校、幼稚園、社会福祉施設及び病院等、集団退避を必要とする施設にあっては、平常時から市、消防本部及び警察署等の関係機関と協議のうえ、下記事項について避難計画を定め、避難訓練を実施するとともに、災害時に安全な避難ができるよう、関係機関と連絡を密にする。

- (1) 避難実施責任者
- (2) 避難の時期（事前避難の実施等）
- (3) 避難の順位
- (4) 避難誘導責任者・補助者
- (5) 避難誘導の要領・処置
- (6) 避難者の確認方法
- (7) 家族等への引き渡し方法
- (8) 登下校時の安全確保（緊急通学路の指定）
- (9) 通学路周辺の危険箇所の把握（ブロック塀等の危険性）

4. 警戒区域の設定

市長等は、災害が発生し、又は発生しようとしている場合において、人命又は身体を保護するために警戒区域を設定し、一般の立ち入りの制限、禁止又は退去を命じることができるが、これは次のとおりである。

また、警戒区域の設定については、警察署、消防本部等関係機関と連絡調整を図っておくものとし、実際に警戒区域を設定した場合に縄を張るなど、警戒区域の表示を行い、避難等に支障のないように処置するものとする。さらに、警察の協力を得て、可能な限り防犯・防火のためのパトロールを実施する。

表 警戒区域の設定権限

設定権者	種類	要件（内容）	根拠法規
市長	災害全般	住民の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるとき	災害対策基本法第63条
知事	災害全般	市が全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、市長が実施すべき応急対策の全部又は一部を代行する。	災害対策基本法第73条
警察官又は海上保安官	災害全般	同上的場合において、市長若しくはその委任を受けた市の吏員が現場にいないとき、又はこれらの者から要請があったとき	災害対策基本法第63条
派遣を命ぜられた部隊等の自衛官	災害全般	市長その他職権を行うことができる者がその場にいない場合に限り	災害対策基本法第63条
消防吏員又は消防団員	水災除く災害	火災等の現場において	消防法第36条において準用する第28条、第23条の2
水防団長 水防団員又は 消防機関に属する者	洪水高潮	水防上緊急の必要がある場所において	水防法第21条

なお、警察官は消防法第28条、第36条、水防法第21条の規定によっても、第一次的な設定権者が現場にいないか、又は要求があったときは、警戒区域を設定できる。

第11節 二次災害の防止

市及び関係機関は、余震又は土石流、地すべり、がけ崩れ及び建築物の倒壊などに備え、二次災害防止対策を講ずるとともに、二次災害への心構えについて住民の啓発に努めるものとする。

1. 公共土木施設等

(1) 対象

河川施設、砂防施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、海岸保全施設、港湾施設、漁港施設、ため池等農業用土木施設、橋りょう等道路施設等

(2) 被災施設・危険箇所の点検、応急措置

市、府及び施設管理者は、被害状況の早期把握に努め、被災施設や危険箇所に対する点検を速やかに行い、必要に応じ、応急措置を行う。

なお、土砂災害危険箇所について、市は、必要に応じ、府に斜面判定士の派遣を要請する。府は、市の派遣要請に基づき、NPO 法人大阪府砂防ボランティア協会に斜面判定士の派遣を要請する。NPO 法人大阪府砂防ボランティア協会は、府からの派遣要請に基づき、事前に登録された斜面判定士に対して、出動を要請する。

(3) 避難及び立入制限

市、府及び施設の管理者等は、著しい被害を生じるおそれのある場合は、速やかに関係機関や住民に連絡するとともに、必要に応じ、適切な避難対策、被災施設、危険箇所への立入制限を実施する。

2. 建築物等

(1) 公共建築物

公共建築物の管理者は、被害現況の早期把握、被害建物に対する耐震点検を速やかに行い、必要に応じ、応急措置を行うとともに、二次災害を防止するため、倒壊の危険性のある建物への立ち入り禁止措置や適切な避難対策を実施する。

(2) 民間建築物

市は、被害状況を府に報告するとともに、対象とする建築物、区域等を定めて、応急危険度判定を実施する。実施にあたって必要に応じ、府に被災建築物応急危険度判定士の派遣を要請する。

市は、応急危険度判定士の協力を得て、判定ステッカーの貼付等により建築物の所有者等にその応急危険度を周知し、二次災害の防止に努める。

(3) 宅地

ア. 被害状況を府に報告するとともに、危険度判定を実施する。

イ. 危険度判定士の協力を得て、判定ステッカーの貼付等により、宅地の所有者等に危険度を周知し、二次災害の防止に努める。

ウ. 危険な宅地の使用者に使用中止を勧める。

3. 危険物等

(1) 対象

危険物施設、高圧ガス施設、火薬類貯蔵所、毒物劇物施設

(2) 施設の点検、応急措置

危険物施設等の管理者は、爆発などの二次災害防止のため、施設の点検、応急措置を行う。
関係機関は、必要に応じて、立入検査を行う。

(3) 避難及び立入制限

危険物施設等の管理者は、爆発などによって大きな被害が発生するおそれのある場合は、速やかに関係機関や住民に連絡するとともに、適切な避難対策を実施する。

また、必要に応じて被災施設及びその周辺の危険区域への立入制限を実施する。

4. 放射性物質（原子炉施設、放射性同位元素に係る施設等）

(1) 施設の点検、応急措置

原子力事業者等は、放射性物質の飛散等を防止するため、施設の点検、応急措置、環境監視などを実施する。

(2) 避難及び立入制限

原子力事業者等は、施設の倒壊などによって放射性物質による被害が発生するおそれのある場合には、速やかに関係機関や住民に連絡するとともに、適切な避難対策を実施する。

また、必要に応じ、被災施設及びその周辺の危険区域への立入制限を実施する。

第12節 緊急輸送活動

市、府をはじめ関係機関は、消火・救助・救急、医療並びに緊急物資の供給を迅速かつ的確に実施するための緊急輸送活動に努めるものとする。

1. 緊急輸送の対象等

(1) 緊急輸送の対象

- ア. 傷病者
- イ. 医療、救助、通信等の応急措置に必要な要員、資機材等
- ウ. 飲料水、食料、生活必需品等
- エ. 救援物資等
- オ. 応急復旧に係る要員、資機材等

(2) 輸送順位

- ア. 住民の生命の安全を確保するために必要な輸送
- イ. 災害の拡大防止のために必要な輸送
- ウ. ア、イ以外の災害応急対策のために必要な輸送

2. 緊急輸送車両等の確保

輸送にあたっては、車両、鉄道、水上輸送、航空機等の手段が考えられる。

(1) 車両の確保

現在、市で保有する車両等は、(資料編：7-1)のとおりである。
また、市保有の車両で不足する場合は、市内の運送業者に協力を要請する。

(2) 市内で車両の確保が困難な場合は、次の事項を明示して府に調達あっせんを要請する。

- ア. 輸送区間及び借り上げ期間
- イ. 輸送人員又は輸送量
- ウ. 車両等の種類及び台数
- エ. 集結場所及び日時
- オ. その他必要な事項

(3) 鉄道による輸送

自動車による輸送が困難な場合には、鉄道各社に依頼して輸送を確保する。

(4) 水上輸送

地上の輸送が不可能な場合、船着場の利用可能状況や航路の通行可能状況を把握し、水上輸送を検討する。

(5) 航空機による輸送

地上の輸送が不可能な場合又は山間部への輸送が必要な場合は、ヘリコプター等の航空機の使用について、災害時用臨時ヘリポートを指定して、府に調達あっせんを要請する。

(6) 緊急交通路の確保

ア. 緊急交通路

府及び市は、震災時における緊急輸送活動を迅速かつ効果的に実施するための緊急交通路を定めている。(資料編：付図7(1))

イ. 啓開作業

道路施設の被害が甚大で、緊急交通路が途絶した場合、道路管理者は、関係機関の協力を得て、この道路における障害物の除去及び道路施設の応急補修等の啓開作業を優先的に行う。

3. 緊急輸送の実施

府公安委員会が災害対策基本法第76条第1項に基づく交通規制を実施した場合、知事又は公安委員会（警察署長）に対して、緊急輸送車両の確認申請をし、緊急輸送を実施する。

(1) 緊急通行車両の確認

ア. 対象車両

災害対策基本法第50条第1項に定める災害応急対策及び応急措置の輸送を行うための車両

イ. 事前届出済の車両

災害対策基本法に基づく交通規制が実施された場合、事前届出済証の交付を受けている車両については、直ちに公安委員会（警察署長）に緊急通行車両の確認を行う。

ウ. 地震災害発生後の届出

災害対策基本法に基づく交通規制が実施された場合、事前届出済証の交付を受けていない車両については、直ちに必要書類を知事又は公安委員会（警察署長）に持参し、緊急通行車両としての申請を行う。

(2) 緊急車両の標章及び確認証明書

緊急通行車両の確認を受けた場合は、知事又は公安委員会から証明書・標章（資料編：7-2）を交付されるので、標章は車両の前面の見やすい箇所に掲示し、証明書は当該車両に備え付けて輸送を実施する。

(3) 緊急物資の集積場所

災害時における緊急物資については、輸送の効率を上げるため、一時的に集積する。

(4) 非常用燃料の確保

緊急輸送に使用する車両の燃料は、あらかじめ依頼した業者から調達する。

4. 災害時用臨時ヘリポートの確保

(1) あらかじめ選定した災害時用臨時ヘリポートのほか、臨時にヘリポートが必要な場合には、災害時用臨時ヘリポートを選定する。（資料編：7-3）

(2) 受入れにあたっては次の事項に留意する。

ア. 風向風速を上空から確認判断できるように、ヘリポート近くに吹き流し又は旗をたてること。これが準備できない場合でも航空機の進入方向を示す対策（例：発煙筒）をとる。

イ. 着地点にはHを表示する。

ウ. 状況により消火設備、照明設備、補給設備等を整備する。

(3) 選定した災害時用臨時ヘリポートにおける障害物の有無等、利用可能状況を府へ報告する。

第13節 交通規制・管制

震災時において、府公安委員会、泉佐野警察、道路管理者及び岸和田海上保安署は、相互に協力して交通に関する情報を迅速かつ的確に把握し、交通の混乱を最小限にとどめ、被災者の安全な避難と緊急車両等の通行を確保するために、交通規制を実施する。

1. 交通規制の実施責任者

災害により、交通施設、道路等の危険な状況が予想され、又は発見したとき若しくは通報により認知したときは、次の区分により、区間を定めて道路の通行を禁止し、又は制限を行うが、道路管理者及び泉佐野警察署は、密接な連携のもとに適切な処置をとる。

表 交通規制の実施責任者

実施責任者	範囲	根拠法規
国土交通大臣 知事 市長	1. 道路の破損、欠損その他の事由によって、危険であると認められた場合 2. 道路に関する工事のため、やむを得ないと認める場合	道路法 第46条第1項
警察	公安委員会	災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があると認められるとき
	警察署長	道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図り、又は交通公害その他の道路の交通に起因する障害を防止するため
	警察官	道路における交通が著しく混雑するおそれがある場合、道路の損壊、火災の発生その他の事情により道路において交通の危険が生ずるおそれがある場合
		災害対策基本法 第76条第1項
		道路交通法 第4条第1項
		道路交通法 第5条第1項
		道路交通法 第6条第2項、 第4項

(1) 通行禁止区域における措置命令

通行禁止区域における緊急通行車両の通行の確保のため、警察官・自衛官及び消防吏員による措置等については、次のとおり実施する。

表 通行禁止区域における措置命令

実施責任者	範囲	根拠法規
警察官	1. 通行禁止区域等において緊急通行車両の通行を妨害する車両その他の物件の移動等の措置を命ずることができる。 2. 措置命令に従わないとき、又は、相手が現場にいないとき、やむを得ない限度において車両その他の物件を破損することができる。	災害対策基本法 第76条の3
自衛官 消防吏員	警察官が現場にいないとき、上記措置を自らの緊急通行車両のみについて行うことができる。	

(2) 府公安委員会、泉佐野警察による交通規制

ア. 地震発生後の交通規制

- (ア) 地震により通信が途絶した場合は、府県境において、他府県から府下への車両の進入を禁止し、事後被害の実態に応じ、規制区域の増減等必要な措置を講ずる。
- (イ) 交通規制点においては、パトカー等を重点的に配置するとともに、状況に応じてロープ、柵、看板を使用して規制の実効を期す。
- (ウ) 交通規制区域においては、走行中の車両を道路の左側に寄せて停止させ、緊急通行車両の交通路及び避難路を確保する。
- (エ) 主要幹線道路及び避難路等において、緊急通行車両の通行又は避難誘導の障害となる道路上の車両を、避難者の安全等を考慮のうえ、近くの公園、空地等に可能な限り収容するなどして、道路幅員の確保を図る。

イ. 交通安全の施設の機能確保

信号機、道路標識等の交通安全施設の損壊、その他異常の発見に努め、早期回復の措置を講ずるとともに、信号機に異常のある交差点では、必要により手信号等による交通整理を実施する。

ウ. 緊急輸送確保の交通規制

災害応急対策等に必要の人員、物資等の緊急輸送を確保するために必要があると認めるときは、関係機関と連絡してその緊急輸送確保に必要な路線、区間等を指定し、緊急通行車両（知事又は公安委員会で、緊急通行車両として確認した車両）以外の車両の通行を禁止し、又は制限する措置を講ずる。

(3) 道路管理者の交通規制

ア. 震災時において、道路施設の破損等により通行が危険と判断される場合、あるいは、被災道路の応急補修及び応急復旧等の措置を講ずる必要がある場合には、泉佐野警察と協議し、区間を定めて、道路の通行を禁止し、又は制限する。

イ. 道路法による交通規制を行ったときは、直ちに道路標識区画線及び道路標識に関する命令の定める様式により表示する。

ウ. 道路交通の規制の措置を講じた場合、表示板の掲示又は報道機関を通じ、交通関係業者、一般通行者等に対し広報するとともに、適当な迂回路を設定し、できる限り交通に支障のないように努める。

2. 相互連絡

府公安委員会（府警察）、道路管理者は、被災地の実態、道路及び交通の状況に関する情報を相互に交換するとともに、交通規制が必要な場合は、事前に道路交通の禁止又は制限の対象・区間及び理由を相互に通知する。

3. 迂回路の選定

道路交通の規制を各実施責任者が行った場合は、関係機関と連絡協議のうえ迂回路の設定を行い、交通の混乱を未然に防止する。

4. 交通規制の標識等

道路交通規制を行った場合は、各法令の定めに基づき、規制条件等を表示した標識を設置する。ただし、緊急を要する場合で、規定の標識を設置することが困難なときは、必要に応じ、警察官又は関係職員が現地において指導する等の措置を講ずる。

5. 広報

道路交通の規制等の措置を講じた場合は、表示板の掲示又は報道機関を通じ、交通関係者、一般通行者に対し、広報することにより一般交通にできる限り支障のないように努めるとともに、交通緩和や安全に協力を求める。

6. 道路交通の確保対策

- (1) 道路管理者は、道路パトロールを強化し、危険箇所、災害箇所の早期発見に努め、その現況を把握し、現地において徒歩パトロールを強化する。
- (2) 道路管理者は、危険箇所が発生した場合は、直ちに所轄警察に連絡のうえ、交通の規制を行うと同時にこれにかわる迂回路の指定等の措置をとり、道路交通の確保に努める。
- (3) 災害箇所については、道路管理者において早急に仮復旧等の応急措置を行う。
- (4) 資機材の調達
本市入札指名業者等から必要に応じ緊急に調達する。

7. 海上交通の制限

岸和田海上保安署は、海上交通の安全を確保するために必要な交通の制限等を行う。

- (1) 港内における船舶交通の安全を確保する必要があると認める場合は、船舶交通を制限し又は禁止する。
- (2) 海上交通の制限等を行う場合は、必要に応じ、応急標識の設置、巡視船艇の配置等の措置を講ずる。
- (3) 海上交通の制限等の措置を講じた場合は、直ちに航行警報、ラジオ、テレビ放送、巡視船艇等により周知する。

第14節 ライフラインの緊急対応

上水道・下水道、電気、ガス、電気通信に関わる事業者は、災害発生時における迅速な初動対応と二次災害防止対策を実施するものとする。

1. 被害状況の報告

ライフライン事業者は、地震が発生した場合には速やかに施設設備の被害状況を調査し、被害が生じた場合には、府に報告する。なお、生じた被害により本市域に影響を与える被害状況については、市にも報告する。

2. 各事業者における対応

- (1) 市及び府は、上水道・下水道施設において、二次災害が発生するおそれがある場合、又は被害の拡大が予想される場合は、直ちに施設の稼働の停止又は制限を行い、必要に応じて、消防機関、泉佐野警察及び付近住民に通報する。
上水道については、特に、医療施設等の緊急に水を必要とする重要施設についての給水を確保する。
- (2) 関西電力株式会社は、感電事故、漏電火災など二次災害が発生するおそれがある場合は、送電中止等の危険予防措置を講ずるとともに、市、府、消防機関、泉佐野警察への通報及び付近住民への広報を行う。
- (3) 大阪ガス株式会社及びガス供給業者等は、ガスの漏洩による二次災害が発生するおそれがある場合は、ブロックごとの供給停止等の危険予防措置を講ずるとともに、市、府及び関係機関への通報及び付近住民への広報を行う。
- (4) 西日本電信電話株式会社等は、災害に際し通信輻輳の緩和及び重要通信の疎通を確保するため、応急回線の作成、網措置、利用制限等の措置を講ずるとともに、非常、緊急通話又は非常、緊急電報を一般の通話又は電報に優先して取扱うこととする。

第15節 交通の安全確保

鉄軌道及び道路の管理者は、迅速な初動対応と利用者の安全確保のための対策を講ずるものとする。

1. 被害状況の報告

各施設管理者は、速やかに施設の被害状況を調査し、被害が生じた場合はその状況を市又は府に報告する。

2. 各施設の復旧

(1) 市の管理する道路

- ア. 被災状況、緊急性、復旧の難易度などを考慮し、緊急交通路を優先して応急復旧を行うとともに、順次その他の道路の応急復旧を行う。なお、橋りょうなど復旧に時間を要する箇所を含む道路は、代替道路の確保に努める。
- イ. 被害状況によっては、他の道路管理者からの応援を受ける。
- ウ. 通行状況、復旧状況、今後の見通しを関係機関に連絡するとともに、報道機関を通じ広報する。

(2) その他の交通施設

鉄軌道、国道、府道等の交通施設については、各管理者の計画によるが、市では被害状況によって、連絡、応援を行う。

3. 各施設管理者における対応

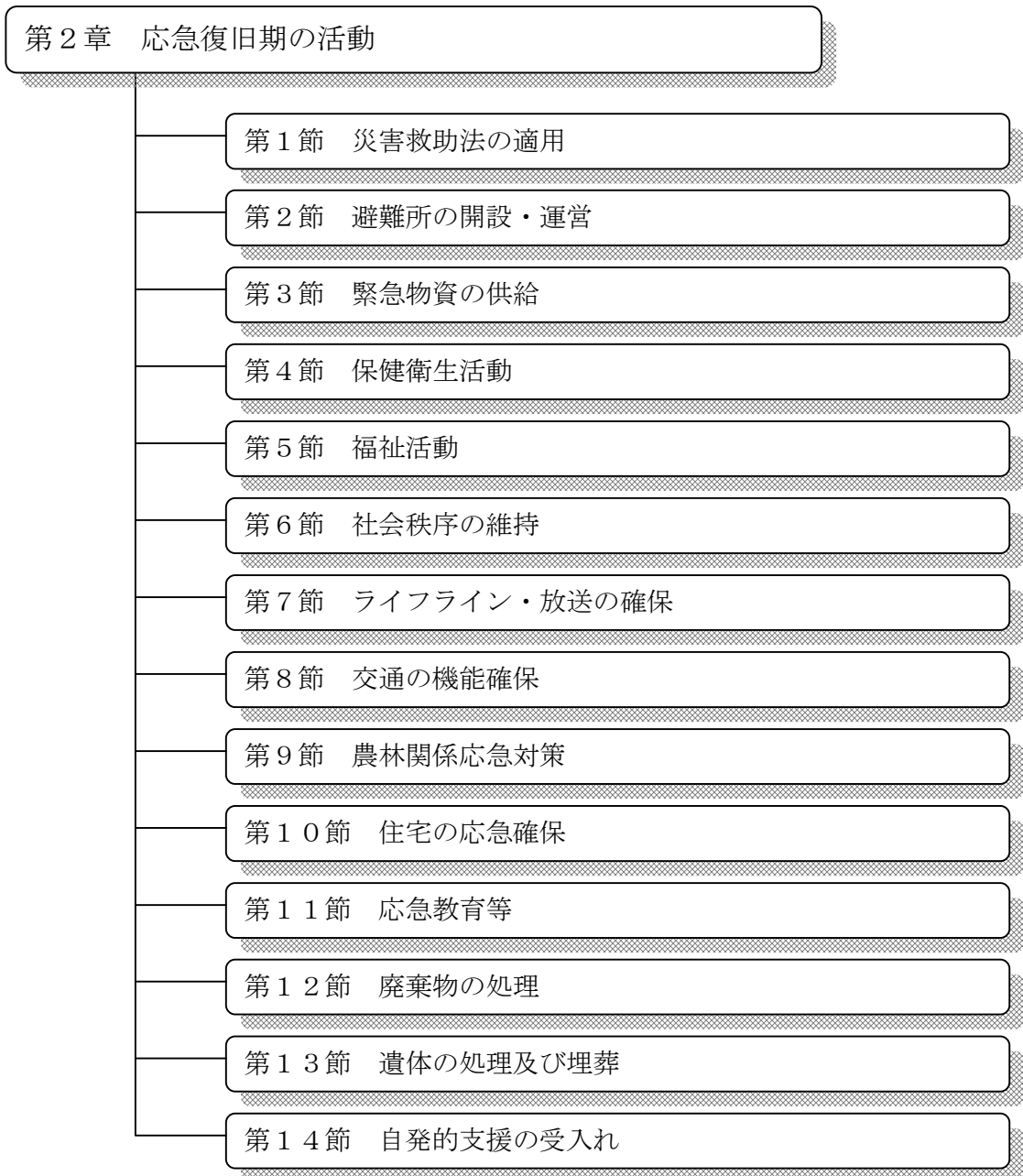
(1) 鉄軌道施設管理者

- ア. あらかじめ定めた基準により、列車の緊急停止、運転の見合わせ若しくは、速度制限を行う。
- イ. 負傷者には、応急救護の措置を講ずるとともに、必要に応じて、消防本部、警察署に通報し、出動の要請を行う。
- ウ. 乗客の混乱を防止するため、適切な車内放送及び駅構内放送を行うとともに、状況に応じて、安全な場所への避難誘導を行う。

(2) 道路施設管理者

- ア. あらかじめ定めた基準により、通行の禁止又は制限を実施する。
- イ. 負傷者には、応急救護の措置を講ずるとともに、必要に応じて、消防本部、警察署に通報し、出動の要請を行う。
- ウ. 交通の混乱を防止するため、通行車両の迂回路への誘導等適切な措置を講ずる。

第2章 応急復旧期の活動



第1節 災害救助法の適用

市が自ら実施する災害応急処置のうち、一定規模以上の災害に際しての救助活動については、災害救助法の適用を要請し、法によって実施するものとする。

1. 実施責任者

災害救助法の適用に基づく応急救助活動は、知事が実施する。ただし、知事による救助活動の実施を待ついとまがない場合、また、知事の職権の一部を委任された場合は、委任された救助事項について、市長は実施責任者となって応急救助活動を実施する。

なお、応急救助活動を迅速、的確に行うため、委任を受けている事項は(1)から(9)のとおりである。

- (1) 収容施設（応急仮設住宅を除く）供与
- (2) 炊き出し、その他による食品の給与及び飲料水の供給
- (3) 被服、寝具、その他生活必需品の給与又は貸与
- (4) 医療及び助産
- (5) 災害にかかった者の救出
- (6) 学用品の給与
- (7) 埋葬
- (8) 死体の捜索及び処理
- (9) 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

また、災害の態様に応じてその都度委任することがある事項は、(10)から(12)のとおりである。

- (10) 応急仮設住宅の供与
- (11) 生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与
- (12) 災害にかかった住宅の応急修理

2. 適用基準

災害救助法の適用基準は、当該市町村の区域及び当該市町村の区域を包括する都道府県の区域内の人口規模と住家に被害を受けた世帯の数及びその程度に応じて定められているが、本市においては以下の基準で適用を受ける。

- (1) 市域内の住家滅失世帯が 100 世帯以上に達するとき。
- (2) 府下の住家滅失世帯数が 2,500 世帯以上であって、市域内の住家滅失世帯数が 50 世帯以上に達するとき。
- (3) 府下の住家滅失世帯数が 12,000 世帯以上である場合であって市域内の住家滅失世帯数が多数であるとき。
- (4) 災害が隔絶した地域に発生したものである等、罹災者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合であって、多数の世帯の住家が滅失したとき。
- (5) 多数の者が生命若しくは身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合

3. 住家滅失世帯数の算定基準

- (1) 全壊（焼）流世家帯は1世帯とする。
- (2) 半壊又は半焼する等著しく損傷した世帯は、2世帯を持って1世帯とする。
- (3) 床上浸水、土砂のたい積等で一時的居住困難世帯は3世帯を持って1世帯とする。

4. 適用手続き

- (1) 市長は、本市における災害の程度が適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みがある場合は、直ちにその状況を知事に報告し、法の適用について協議するとともに、現に被災者が救助を要する状態にあるときは、法の適用を要請する。
- (2) 災害の事態が急迫して、知事による救助の実施を待つことができないときは、災害救助法による救助に着手し、その状況を直ちに知事に報告するとともに、その後の措置について知事の指揮を受けなければならない。

5. 救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準

災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準は、「災害救助法による救助の程度・方法及び期間早見表」（資料編：6－5）に示すとおりであるが、救助の期間については災害の規模、被害の程度など災害の状況により応急救助に必要な範囲内において厚生労働大臣の承認を得て延長することがある。

第2節 避難所の開設・運営

市は、災害による家屋の滅失、損壊により避難を必要とする住民を臨時に収容することのできる避難所を指定し、開設するものとする。

1. 避難所の開設

(1) 避難所の開設

- ア. 市長（警戒体制配備時は副市長）は、災害が発生し又は発生するおそれのある場合に、災害の種類、被害状況等を特に考慮し、適切な避難所を選定するとともに、避難所を開設するときは、速かに避難所の施設の管理者に連絡する。
- イ. 市長（警戒体制配備時は副市長）は、避難所を開設したときは、直ちに避難所の運営のための避難所責任者を職員又は施設の管理者の中から選任し、避難所の開設と被災者の収容にあたる。
ただし、緊急を要する場合で、職員の派遣が困難な場合は、町会・自治会（自主防災組織を含む）の役員を開設者としてすることができる。
- ウ. 避難所責任者は、避難所の開設に先立ち、施設の被害状況等を確認し、安全を確認したうえで避難所を開設する。
- エ. 避難所を開設したときは、直ちに次の事項を知事及び泉佐野警察署長に報告する。（閉鎖したときも同様に報告する。）
 - (ア) 開設の日時、場所
 - (イ) 箇所数及び収容人員
 - (ウ) 開設期間の見込み
 - (エ) 避難対象地区名（急傾斜地崩壊危険箇所又は土石流危険渓流名等災害危険区域名）
- オ. 避難所開設の期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、収容期間の延長の必要があるときは、期間を延長することがある。

(2) 避難所の収容対象者

- ア. 住居が全壊、全焼、流失、半壊、半焼、床上浸水等の被害を受け、日常起居する場所を失った人
- イ. 現に被害を受けた人
- ウ. 災害により、現に被害を受けるおそれがある人
- エ. 避難命令が出た場合、又は避難指示は発せられないが、緊急に避難することが必要である人
- オ. その他避難が必要と認められる人

2. 避難所の管理・運営

(1) 避難者の収容

- ア. 避難所責任者は、避難地域の被害者を収容するとともに、他地区より避難してきた被災者についても収容する。
- イ. 避難所責任者は、避難者の収容をしたときは、直ちに避難者名簿を作成する。

第2章 応急復旧期の活動
第2節 避難所の開設・運営

- ウ. 避難所責任者は、避難者の収容にあたり当該避難所が被害を受け、収容困難となったとき、又は収容力に余力がないときは、災害対策本部の指示を受け、他地区の避難所にこれを収容する。
- エ. 避難所の収容能力を超える避難者が生じた場合は、民間施設の管理者など関係機関への要請、屋外避難所の設置、府への要請等により必要な施設の確保を図る。

(2) 避難所の管理、運営

- ア. 避難所責任者は、施設の管理者、警察官等の協力を得て、避難所の管理をする。
- イ. 避難所責任者は、避難所開設日誌により収容状況を健康福祉部避難救護班長に報告する。
- ウ. 避難所責任者は、次の事項が発生したときは、防災行政無線等により直ちに健康福祉部避難救護班長に報告する。
 - (ア) 被災者の収容を開始したとき
 - (イ) 収容者全部が退出又は転出したとき
 - (ウ) 収容者が死亡したとき
 - (エ) 避難所に悪疫が発生したとき
 - (オ) その他報告を必要とする事項が発生したとき
- エ. 避難所責任者は、避難者のうち帰宅又は縁故先に復帰しうる者は、速やかに復帰させる。
- オ. 災害時要援護者については、十分に状況を把握し、介護者が不在の場合は他の避難者（健常者）等なるべく多くの住民との連絡を確保する。また、市は、必要に応じて、避難所責任者や社会福祉施設の管理者等と連携して、福祉避難所、社会福祉施設への入所（二次的避難）を図る。
- カ. 避難所の運営は、自主性を尊重し、ボランティア等の協力を得るものとする。
- キ. 女性への配慮等プライバシーの確保
避難所では、限られた空間で多くの人が集団生活することとなるため、被災者同士のプライバシーや、特に女性の安全・安心が守られるよう配慮を行うとともに、避難所内外での作業や家事等の負担が女性へ集中することがないように適正な分担を行い、被災者が公平に作業を行える環境づくりに努める。
 - (ア) 間仕切り（一人暮らしの女性、高齢者・障害者、乳幼児のいる家族等）の設置
 - (イ) 男女別・障害者用のトイレ、更衣（又は化粧）スペースの設置
 - (ウ) 女性用洗濯物の干し場の確保
 - (エ) 授乳スペース・育児スペースの確保
 - (オ) 女性や子供のための相談窓口
 - (カ) その他必要なもの

(3) 避難所の統合、閉鎖

- ア. 市長（警戒体制配備時は副市長）は、災害の状況により避難者が帰宅できる状態になったと認めるときは、避難所の閉鎖を決定し、避難所責任者に必要な指示を与える。
- イ. 避難所責任者は、市長の指示により避難者を帰宅させる他、必要な処置をとる。
- ウ. 避難者の帰宅、応急仮設住宅への入居等により、避難所生活者が減少した時は、地域単位等で避難所を統合する。
- エ. 市長（警戒体制配備時は副市長）は、避難者のうち住居が倒壊等により帰宅困難な者がある場合については避難所を縮小して存続させる等の処置をとるものとする。

〈資料〉

- ・資料編：8－2 避難所開設予定場所
- ・資料編：付図8(2) 避難所開設予定場所位置図

第3節 緊急物資の供給

市及び府は、家屋の滅失、損壊等により水、食料、生活必需品の確保が困難な住民に対して、迅速に必要な物資を供給するよう努めるものとする。

1. 給水活動

市は、府と協力して、災害のため給水施設の被害による飲料水の汚染又は枯渇等により、飲料水に適する水を得ることができなくなった者に対して次のとおり給水対策を行うものとする。

(1) 市の役割

市は、給水活動を円滑に実施するため、次の措置を講ずる。

- ア. 浄水場、配水場及びその周辺での拠点給水の実施
- イ. 貯水槽等からの給水、給水車・トラック等による運搬給水の実施
- ウ. 仮設給水栓・共用栓の設置、応急仮配管の敷設による応急給水の実施
- エ. 資機材の調達
- オ. 応急活動のために必要な情報の提供
- カ. 水道施設から供給する飲料水の水質検査及び消毒
- キ. 缶詰水・パック水等の配布

(2) 給水方法

- ア. 被災地において水源を確保することが困難なときは、被災地に近い浄水場、配水場等から給水タンク車等で搬送、給水するものとする。
- イ. ア.において、飲料水兼用耐震性防火水槽の利用が可能な場合は利用を図る。
- ウ. 飲料水が汚染したと認める場合は、水質検査を行い、浄水して供給する。
- エ. 給水は、まず、医療施設や避難所、救護所、社会福祉施設等を優先的に行う。

(3) 水道施設の被害、汚染防止及び応急復旧

災害による給水施設の損壊及び汚染に対処するため、災害が発生し、又は発生のおそれがあるときは、必要な技術要員の待機、資材の確保を図るとともに保全対策を次のとおり実施するものとする。

- ア. 緊急修理機材及び消毒剤を集結し、出動体制を整備する。
- イ. 施設を巡回し、事故発生の有無を確認する。
- ウ. 施設の損壊、漏水などの障害を応急復旧する。
- エ. 水道が汚染し、飲料水として消毒することが不適當なときは、直ちにその使用禁止、停止及び制限などの措置をとる。

(4) 給水対象等

災害救助法に定められた基準に準ずる。(資料編：6－5)

(5) 応援要請

激甚災害などにより、市のみでは飲料水の確保、給水活動が困難なときは、大阪府水道震災対策中央本部等に応援を要請する。

(6) 必要量

表 地震発生後の時間経過ごとの給水計画

	市民	市
(1)地震発生後 24時間程度まで	<ul style="list-style-type: none"> 原則として家庭に備蓄した飲料水で対応（1日1人当たり3リットルを目安に備蓄） 	<ul style="list-style-type: none"> 水道施設の被害状況、住民の避難状況等の把握 給水班の編成 給水場所の設置 給水に着手（病院など人命救助の観点から緊急性が高い施設への給水を優先） 府への応援依頼
(2)地震発生後 3日目程度まで	上記(1)に加え <ul style="list-style-type: none"> 応急給水により飲料水等を確保 家庭用井戸の活用（近隣家庭への協力） 	<ul style="list-style-type: none"> 各給水場所等において飲料水・生活用水の給水を実施（給水車等を使用） ろ水器による給水場所を設営し、給水を実施 給水状況・水道の復旧見込み等に関する広報
(3)地震発生後 4日目以降	上記(2)に加え <ul style="list-style-type: none"> 応急給水活動に協力 	上記(2)に加え <ul style="list-style-type: none"> 地域外の応援車両等を活用した飲料水等の運搬、給水

2. 食料・生活必需品の供給

市、府をはじめ関係機関は、迅速かつ円滑に、食料及び生活必需品を供給する。

(1) 市、府及び関係機関の役割

市は、発災時において、必要な物資を確保供給するため次の措置を講ずる。不足する場合は、府等に応援を要請する。他の市町村、大阪農政事務所、日本赤十字社大阪府支部に応援要請した場合は、府に報告する。

- ア. 避難所ごとの必要量算定
- イ. 災害用備蓄物資の供給
- ウ. 協定締結している物資の調達

市は、府に次の措置を講ずるよう、応援要請する。

- ア. 必要量、ニーズの情報収集
- イ. 災害用備蓄物資の供給
- ウ. 協定締結している物資の調達
- エ. 市町村間の応援措置について指示
- オ. 大阪農政事務所、日本赤十字社大阪府支部、大阪府LPガス協会に対し、それぞれ、食料、食塩、毛布・日用品、LPガスの供給を要請
- カ. 不足する場合は、広域応援協定に基づく要請
- キ. 応援物資等を、市の集積地まで輸送

第2章 応急復旧期の活動
第3節 緊急物資の供給

関係機関は、市及び府からの要請があった場合は、次の措置を講ずる。

ア. 大阪農政事務所

「災害救助法が発動された場合における災害救助用米穀の緊急引渡要領」の定めるところによる備蓄物資の供給

イ. 日本赤十字社大阪府支部

毛布、日用品の備蓄物資の供給

ウ. 近畿経済産業局

生活必需品等を取扱う業者・団体と調整

(2) 食糧の供給

市は、被災者及び災害応急従事者に対して、食糧の供給及び調達を円滑にするため、災害用食糧の緊急調達措置を確立し、一時的に被災者等の食生活を保護するものとする。

ア. 食糧の調達

市は、市で備蓄する食糧の他、あらかじめ市内業者と協議を行い、必要な食料の調達を図るものとするが、市単独で必要数量を調達できないときは、府に要請して府備蓄食料の放出を受ける。

イ. 災害時要援護者への配慮

食料の供給は、要援護高齢者・障害者等には必要に応じておかゆ等食べやすい食料の供給を行う。乳幼児には、粉ミルクの供給を行う。

ウ. 必要量

表 地震発生後の時間経過ごとの食料供給計画

	市民	市
(1) 地震発生後 24時間程度まで	・原則として各家庭の 備蓄食糧で対応	・被災状況・住民避難状況等の把握 ・備蓄食料の供出 ・食糧班の編成 ・大阪府に備蓄食料の払い出しを要請
(2) 地震発生後 3日目程度まで	上記(1)に加え ・市からの供給により 食料を確保	・食料供給場所の設置(避難所等) ・避難所等への食料輸送 ・避難所等での食料供給
(3) 地震発生後 4日目以降	上記(2)に加え ・可能な範囲で炊事調 理を実施	上記(2)に加え ・市外から輸送された食料を避難所等に輸 送・供給・炊き出しの実施

(3) 生活必需品の供給

市は、災害時において、被災者に対して寝具、被服その他生活必需品を円滑に供給するため、平常から卸売業者、大規模小売店等における生活必需品等の放出可能量の把握確認に努め、災害時において速やかに調達できるよう措置するとともに、自らも備蓄に努めるものとする。

ア. 調達方法

市は、市で備蓄している生活必需品の他あらかじめ市内の関係業者の協力を得て、協議

のうえ調達するものとし、必要量が確保できない場合は、知事に対し物資の調達あっせんを依頼するものとする。

イ. 供給

被災者に対する生活必需品等の供給については、被災世帯数、人員、家族構成等を確実に把握したうえで事務分担職員、民間協力団体及び市内業者の協力のもとに実施し、罹災者に対して不安の内容に迅速に処理するものとする。

(ア) 生活必需品等の範囲

- ・寝具（毛布、布団等）
- ・被服（肌着等）
- ・炊事道具（鍋、炊飯器、庖丁等）
- ・食器（茶わん、皿、はし等）
- ・保育用品（ほ乳びん等）
- ・光熱材料（マッチ、ローソク、液化石油ガス等）
- ・日用品（せっけん、タオル、ちり紙、歯ブラシ）
- ・衛生用品（紙おむつ、生理用品等）

ウ. 配給数量等の基準

物資配給の対象者、配給品目、配給のため支出できる経費の限度、期間等は災害救助法に定める基準によるものとする。

(4) 避難所等に対する救援物資の輸送

市は、市備蓄拠点に備蓄している救援物資、又は、市物資輸送拠点に配送された救援物資等を仕分し、各避難所等必要な場所へ配送し、被災者に配付する。

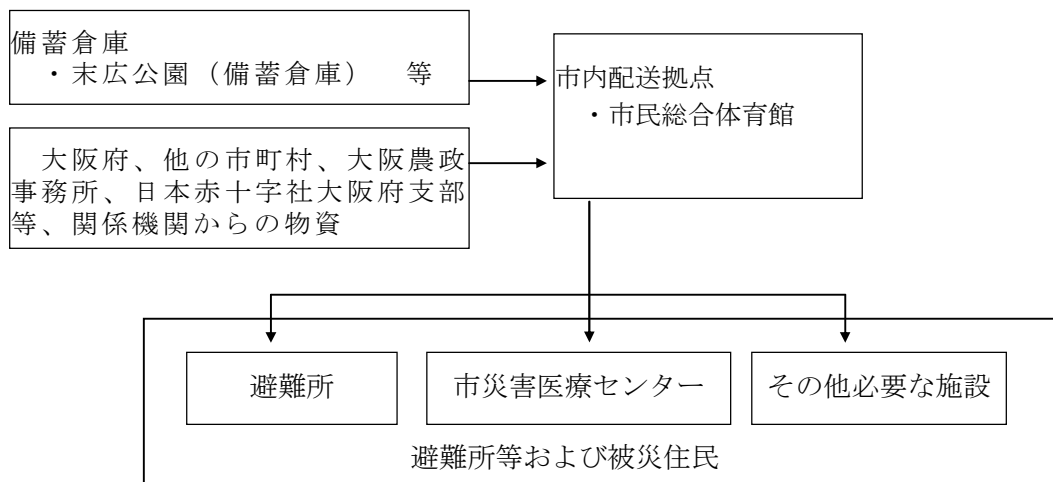


図 救援物資の輸送イメージ

〈資料〉

- ・資料編：9 飲料水・食糧・生活必需品関係
- ・資料編：付図7(2) 救援物資の輸送経路図

第4節 保健衛生活動

市は、府の指導のもと、被災地域における感染症、食中毒の予防及び被災者の心身両面での健康維持のため、常に良好な衛生状態を保つように努めるとともに、健康状態を十分把握し、必要な措置を講ずる。

1. 防疫活動

市は、府の指導のもと、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年10月2日法律第14号。以下「感染症法」という。）及び災害防疫実施要綱（昭和40年厚生省公衆衛生局長通知）に基づき、緊密な連携をとりながら、防疫活動を実施する。

(1) 市の役割

市は、府の指導、指示により、次の防疫活動を実施する。

- ア. 消毒措置の実施（感染症法第27条）
- イ. 鼠族、昆虫等の駆除（感染症法第28条）
- ウ. 避難所の防疫指導
- エ. 臨時予防接種（予防接種法第6条）
- オ. 衛生教育及び広報活動

(2) 活動方法

- ア. 浸水地域に対しては、町会・自治会（自主防災組織を含む）等の協力を得て、速やかに消毒を実施するものとする。
- イ. 感染症の発生源となる場所は、清掃と消毒を行い、特に避難所及びごみ・汚物の集積場所は消毒を厳重に行う。
- ウ. 感染症の発生のおそれがあるときは、府の指導による予防接種等必要な措置を行う。
- エ. 感染症を媒介するねずみ、蚊、はえの駆除については、特に徹底を図る。
- オ. 衛生教育及び広報活動を迅速に行う。

(3) 知事（泉佐野保健所長）に対する協力要請

防疫活動について、市の体制をもってしても充分でないと認められる場合は知事（泉佐野保健所長）に協力を要請するものとする。

2. 被災者の健康維持活動

市及び府は、相互に連携し、被災者の健康状態、栄養状態を十分に把握するとともに、助言、加療等、被災者の健康維持に必要な活動を実施する。

(1) 巡回相談等の実施

- ア. 被災者の健康管理や生活環境の整備を行うため、避難所、社会福祉施設及び応急仮設住宅などにおいて、保健師等による巡回相談、訪問指導、健康教育、健康診断等を実施する。
- イ. 被災者の栄養状況を把握し、早期に栄養状態を改善するため、栄養士会や在宅栄養士などの協力を得て、避難所や応急仮設住宅、給食施設等において、巡回栄養相談を実施する。

ウ．高度医療を要する在宅療養者を把握し、適切な指導を行う。

(2) 心の健康相談等の実施

- ア．災害による心的外傷後ストレス傷害（PTSD）、生活の激変による依存症等に対応するため、心の健康に関する相談窓口を設置する。
- イ．環境の激変による精神疾患患者の発生、通院患者の医療中断に対応するため、精神科救護所を設置する。

第5節 福祉活動

地震発生後の避難や救出の困難さ、避難所生活の困窮がある災害時要援護者への福祉活動を行う。ここでは、主に要援護高齢者・障害者等に関する支援・対応を定め、さらに、旅行者、外国人に関する支援・対応についても定める。

1. 安否確認と福祉ニーズの把握

市は、地震発生直後に要援護高齢者・障害者等の被災状況や安否について近隣住民や家族等の協力を得て把握・確認し、病院や福祉施設等へ入院・入所の必要がある要援護高齢者・障害者等については、的確な措置をとることとする。

また、病院や福祉施設等、要援護高齢者・障害者等を受入れている施設の管理者は、地震発生後に要援護高齢者・障害者等の被災状況の把握を行うこととする。

(1) 安否確認・被災状況の把握

民生委員・児童委員をはじめ、地域住民の協力を得て、在宅の要援護高齢者・障害者等の安否確認を行うとともに、被災状況の把握に努める。

社会福祉施設の管理者は、地震発生後速やかに施設の入所者、利用者の安全を確保し、被災状況の迅速な把握に努める。

(2) 要援護高齢者・障害者等の実態調査

市は、要援護高齢者・障害者等に適切な援護を実施するため、発災後 2～3 日を目途に、避難所及び在宅の要援護高齢者・障害者等の実態調査を行う。

ア. 避難所の要援護高齢者・障害者等

避難所管理者の協力を得て、要援護高齢者・障害者等を対象として、健康状態等を調査する。

イ. 在宅の要援護高齢者・障害者等

要援護高齢者・障害者等の生活状況を把握する。

ウ. 巡回相談の実施

市は、避難所を定期的に巡回し、相談窓口を開設するなど、避難所周辺住民も含めた相談業務を行うとともに、地域の保健・福祉のニーズの把握に努める。

2. 緊急援護の実施

市は、要援護高齢者・障害者等の緊急援護を実施する。

要援護高齢者・障害者等実態調査の結果に基づき、必要な場合は救護所又は医療機関の医師の意見を求めたうえ、直ちに関係先との協議を行い、次のとおり緊急援護を実施する。

要保護世帯の高齢者、障害者等援護を必要とする人については、生活保護ケースワーカー等が関係者と十分連携し、適切な対応を図っていく。

近隣地方公共団体と、要援護高齢者・障害者等の受入れ及び応援職員の派遣等に関して、協力体制を確立しておき、震災後には必要に応じて協力を要請する。

(1) 在宅福祉サービスの継続的提供

被災した要援護高齢者・障害者等に対して、居宅、避難所及び応急仮設住宅等において、補装具や日常生活用具の交付等、在宅福祉サービスの継続的な提供に努める。

その際には、福祉サービス事業者等の支援者と可能な限り連携を図るとともに、要援護者本人の意思を尊重して対応する。

(2) 要援護高齢者・障害者等の施設への緊急入所等

社会福祉施設入所者が安心して生活を送れるよう、必要な支援を行うとともに、居宅、避難所等では生活できない要援護高齢者・障害者等については、本人の意志を尊重した上で、社会福祉施設等への緊急一時入所を迅速かつ円滑に行う。

社会福祉施設等は、施設の機能を維持しつつ、可能な限り受入れるよう努める。

3. 旅行者・外国人対策

(1) 避難誘導

宿泊施設においては、宿泊施設の責任者や従業員により、放送施設や拡声器等により、速やかに最寄りの避難地、避難所に誘導する。その際、旅行者に対しては、団体行動をとるよう指示し、パニックを避けるよう努めるものとする。

(2) 安否確認

市は、旅行者の安否について、警察・消防本部と情報を交換し、ボランティア団体やマスコミ等と協力して、宿泊施設の宿泊記録等により調査し、できる限り状況の把握に努める。

(3) 応急食料・飲料水・生活必需品の供給

市は、旅行者に対して、宿泊施設等と協力して、できる限り必要量の応急食料、飲料水、毛布などを提供する。

(4) 外国語による情報提供

外国人に対しては、ボランティアや地域住民等の協力を得て、チラシやラジオ等を利用して、必要な情報を提供するものとする。

第6節 社会秩序の維持

市及び府をはじめ関係機関は、被災地域における社会的な混乱や心理的動揺を防止し、社会秩序の維持を図るとともに、被災者の生活再建に向けて、物価の安定、必要物資の適切な供給を図るための措置を講ずるものとする。

1. 住民への呼びかけ

市及び府は、各種の応急対策の推進、実情周知による人心の安定、さらには、復興意欲の高揚を図るため、被害の状況や応急・復旧対策に関する情報を積極的に住民に提供するとともに、秩序ある行動をとるよう呼びかけを行う。市では、「第2編第1章第4節災害広報」の活動を通して、人心の安定と復興意欲の高揚を図る。

2. 警備活動

泉佐野警察、第五管区海上保安本部（関西空港海上保安航空基地・岸和田海上保安署）は公共の安全と秩序を維持するため、犯罪防止対策を重点として警備活動を実施する。市は、泉佐野警察等との密接な連絡協力を行っていくものとする。

3. 物価の安定及び物資の安定供給

市、府及び関係機関は、買い占め、売り惜しみにより生活必需品等の物価が高騰しないよう監視・指導し、適正な流通機能の回復を図ることにより、被災者の経済的生活の安定の確保と、経済の復興の促進を図る。市は、次の項目について、備蓄物資の安定的供給や災害広報活動等により万全を尽くす。

(1) 消費者情報の提供

市及び府は、生活必需品等の在庫量、適正価格、販売場所等の消費者情報を提供し、消費者の利益を守るとともに心理的パニックの防止に努める。

(2) 生活必需品等の確保

市及び府は、生活必需品の在庫量と必要量を可能な限り把握し、不足量については、国、他府県、事業者と協議し、物資が速やかに市場に流通されるよう努める。

第7節 ライフライン・放送の確保

災害により途絶したライフライン施設、放送施設について速やかに復旧を進めるとともに応急供給、サービス提供を行う。

1. 上水道

(1) 応急供給及び復旧

- ア. 府は、府域に震度5弱以上の地震が発生した場合には、直ちに府水道震災対策中央本部を設置し、応急給水・復旧活動等に必要な情報の収集、総合調整、指示、支援を行うが、市は、市域の被害状況を迅速に把握し、これに協力する。
- イ. 給水車、トラック等により、応急給水を行うとともに、速やかな応急復旧に努める。
- ウ. 被災状況、復旧の難易度を勘案して、必要度の高いものから復旧を行う。

(2) 広報

被害状況、供給状況、復旧状況と今後の見通しを、「第2編第1章第4節災害広報」に基づき関係機関、報道機関等に伝達し、広報する。住民にとって、特に上水道の情報が重要視されることを鑑み、積極的に行う。

2. 下水道

(1) 応急措置及び復旧

- ア. 被災状況、復旧の難易度を勘案して必要度の高いものから復旧を行う。
- イ. 被災状況等によっては、協定や要請に基づき、他の下水道管理者から支援を受ける。

(2) 広報

- ア. 復旧の終了していない地域については、下・排水施設の使用制限について広報する。
- イ. 被害状況、復旧状況と今後の見通しを、「第2編第1章第4節災害広報」に基づき関係機関、報道機関等に伝達し、広報する。

3. 電力（関西電力株式会社）

(1) 緊急対応

感電事故、漏電火災など二次災害が発生するおそれがある場合は、送電中止等の危険予防措置を講ずるとともに、市、府、消防本部、泉佐野警察への通報及び付近住民に広報する。

(2) 応急供給及び復旧

- ア. 被害状況によっては、他の電力会社との協定に基づき、電力の供給を受ける。
- イ. 緊急を要する重要施設を中心に、発電機車両等により応急送電を行う。
- ウ. 単独復旧が困難な場合は、協定に基づき応援を要請する。
- エ. 被害状況、復旧の難易度を勘案して、必要度の高いものから復旧を行う。
- オ. 再供給に際しては、十分な点検を行い、二次災害の防止に努める。

(3) 広報

- ア. 二次災害を防止するため、電気施設及び電気機器の使用上の注意について広報活動を行う。
- イ. 被害状況、供給状況、復旧状況と今後の見通しを関係機関、報道機関に伝達し、広報する。

4. ガス（大阪ガス株式会社）

(1) 緊急対応

ガス漏洩による二次災害が発生するおそれがある場合は、ブロックごとの供給停止等の危険予防措置を講ずるとともに、市、府、消防本部、泉佐野警察への通報及び付近住民に広報する。

(2) 応急供給及び復旧

- ア. 被害状況、復旧の難易度を勘案して、必要度の高いものから復旧を行う。
- イ. 緊急を要する重要施設を中心に、代替燃料・機器等を貸し出す。
- ウ. 単独復旧が困難な場合、協定に基づき他のガス事業者からの応援を受ける。
- エ. 被害箇所の修繕を行い、安全を確認した上で、ガスの供給を再開する。
- オ. 復旧用資機材置き場及び仮設用地が緊急に必要になり、単独の交渉によりこれが遅延すると思われる場合には、関係機関の災害対策本部に要請しその確保を図る。

(3) 広報

- ア. 二次災害を防止するため、ガス漏洩時の注意事項についての情報を広報する。
- イ. 被害状況、供給状況、復旧状況と今後の見通しを関係機関、報道機関に伝達し、広報する。

5. 電気通信（西日本電信電話株式会社、KDDI株式会社（関西総支社））

(1) 緊急対応

災害に際し、通信輻輳の緩和及び重要通信の疎通を確保するため、応急回線の作成、利用制限等の措置を講ずるとともに、非常、緊急通話又は非常電報を優先して取扱うこととする。

(2) 応急供給及び復旧

- ア. 災害救助法が適用された場合等には、避難所に被災者が利用する特設公衆電話の設置に努める。
- イ. 被災した電気通信設備等の応急復旧は、サービス回復を第一義として速やかに実施する。
- ウ. 必要と認めるときは、災害復旧に直接関係のない工事に優先して、復旧工事に要する要員、資材及び輸送の手当てを行う。
- エ. 復旧にあたっては、行政機関、他の事業者と提携し、早期復旧に努める。
- オ. 災害用伝言ダイヤルの提供、利用制限等の措置を講ずる（西日本電信電話株式会社）。
また、インターネットによる災害用伝言板サービスを提供する。

(3) 広報

災害に伴う電気通信設備等の応急復旧においては、通信の疎通及び利用制限の措置状況並びに被災した電気通信設備等の応急復旧の状況等の広報を行い、通信の疎通ができないことによる社会不安の解消に努める。

6. 放送（日本放送協会、一般放送事業者）

- (1) 放送体制の確保に努める。
- (2) 非常放送を実施する。
- (3) 災害情報の的確な収集・取材と報道に努める。
- (4) 施設の応急復旧を進める。
- (5) 日本放送協会（NHK）は、避難所等有効な場所に受信機を貸与・設置するなどの対策を講ずるほか、視聴者への災害情報の提供に努める。

第8節 交通の機能確保

道路の管理者は、道路の障害物を除去し、交通機能確保のための対策を講ずるものとする。

1. 障害物の除去

(1) 実施責任者

市は、市の管理する道路について、交通の支障となる障害物を除去し、除去した障害物については、多量の障害物が発生した場合は、廃棄物処理計画を策定する。

(2) 障害物の除去の優先順位

- ア. 緊急輸送及び消火・救助・救急活動等を行う上で重要な道路（緊急交通路）
- イ. 住民の生命の安全を確保するための重要な道路（避難路）
- ウ. 災害の拡大防止上重要な道路（延焼阻止のために消防隊が防ぎよ線をはる道路）
- エ. その他災害応急対策活動上重要な道路

(3) 資機材の確保

障害物の除去に必要な車両、機械、器具等の資機材が不足したときは、市内の建設業者等から調達するほか、他の市町村や府に応援を要請する。

(4) 障害物の集積場所

災害で発生した障害物は、廃棄するものについては、除去の実施者の管理する遊休地やごみ捨て場等のほかに、その他の公有地についても協力を得て、一時的に集積し、処理する。

2. 道路付帯施設の復旧

(1) 実施責任者

市は、市の管理する道路について、円滑な交通を確保するために、道路付帯施設の迅速な復旧を行う。

(2) 資機材の確保

復旧活動に必要な車両、機械、器具等の資機材が不足したときは、市内の建設業者等から調達するほか、他の市町村や府に応援を要請する。

第9節 農林関係応急対策

関係機関は、災害時において農林施設等の被害を早期に調査し、迅速に応急復旧を図るものとする。

1. 農業施設応急対策

- (1) 関係団体等を通じ被害状況を速やかに把握し、被害の程度に応じ施設の管理者に対し、必要な指示を行う。
- (2) 被害が広範囲にわたる場合は、関係機関と連絡をとり、被災地全体の総合調整の上において応急対策を実施する。

2. 農作物応急対策

- (1) 災害対策技術の指導
災害を最小限にとどめるための技術指導等を農業団体等と協力して実施する。
- (2) 水稻種子の確保、あっせん
必要に応じ、水稻種子のあっせんを府を通じて府種子協会に依頼し、確保を図る。
- (3) 病虫害の防除
被災した農作物の各種病虫害の防除については、府病虫害防除所及びその他関係機関と協力して実施する。

3. 畜産応急対策

- (1) 伝染病の発生等については、速やかに府に連絡し、府の防疫計画に基づき必要な伝染病防疫対策を実施する。
- (2) 一般の疾病の発生については、市内の獣医師と協力し、治療に万全を期すものとする。
- (3) 伝染病発生畜舎の消毒については、府の指定により実施する。なお、消毒薬品は、家畜の所有者又は府の負担により確保するが、一般疾病薬品等については、府にあっせんを要請する。
- (4) 飼料対策については、災害地域内の被害状況及び家畜数に応じ、府に依頼して政府保管の飼料の払い下げを求める。

第10節 住宅の応急確保

市及び府は、被災者の住宅を確保するため、速やかに被災住宅の応急修理及び応急仮設住宅の建設など必要な措置を講ずるものとする。応急仮設住宅等への入居の際には、高齢者、障害者を優先する。

1. 被災住宅の応急修理

市は、府から委任された場合、災害救助法第2条に規定する区域において、住宅が半壊又は半焼し、当面の日常生活が営めない人の住宅の居室、炊事場及び便所等、必要最小限度の部分について応急修理を行う。

2. 住居障害物の除去

(1) 実施責任者

市が責任者として実施する。

(2) 障害物の除去の対象者

ア. 当面の日常生活が営み得ない人、又は日常生活に欠くことのできない場所のみを対象とし、居室、炊事場、玄関等の場所のみを対象とする。

イ. 住家は、半壊又は半焼したもので、自己の資力をもってしても障害物の除去を実施し得ないものに限りその対象とする。

3. 応急仮設住宅の建設

市は、府から委任された場合、災害救助法第2条に規定する区域において、住宅が全壊、全焼又は流失し、住宅を確保することができない人に対し、府と建設場所、建設戸数等について十分に調整したうえで、応急仮設住宅を建設し、供与する。

(1) 応急仮設住宅の管理は、府と協力して行う。

(2) 府と協力し、集会施設等生活環境の整備を促進する。

(3) 入居者に応急仮設住宅を供給する期間は、完成の日から、原則として2年以内とする。

(4) 高齢者、障害者に配慮した応急仮設住宅を建設するよう努める。

4. 公共住宅等への一時入居

市及び府は、応急仮設住宅の建設状況に応じ、被災者の住宅を確保するため、府・市営住宅等の空き家への一時入居の措置を講ずる。

5. 住宅に関する相談窓口の設置等

(1) 応急住宅、空き家、融資等住宅に関する相談や情報提供のため、住宅相談窓口を設置する。

(2) 市及び府は、民間賃貸住宅への被災者の円滑な入居を確保するため、被災の前後における家賃の状況の継続的把握、貸主団体及び不動産業関係団体への協力要請等適切な措置を講ずる。

第11節 応急教育等

市は、災害の発生、又はそのおそれがある場合に児童生徒の保護及び教育施設の保全の措置を講ずるとともに、災害による教育施設の被害及び児童生徒の罹災により通常の教育ができない場合の教育施設の応急復旧並びに児童生徒に対する応急教育等を次のとおり実施するものとする。
(資料編：参考7)

1. 実施責任者

- (1) 市立の幼稚園、小学校、中学校の応急教育及び教育施設の応急復旧対策は市教育委員会が行う。
- (2) 災害に対する各学校の措置については、学校長、園長は市教育委員会と協議し具体的な応急対策を立てる。
- (3) 学用品の給与については、災害救助法が適用された場合は知事の委任を受け、市長が実施する。

2. 学校長、園長の措置

学校長、園長は、学校の立地条件等を考慮し、災害時に即応できる体制及び応急教育計画を作成するとともに、指導方法について明確な計画を立てておく。

- (1) 児童生徒の避難訓練、災害時の事前指導及び事後処理並びに保護者との連絡方法の検討
- (2) 市教育委員会、警察署、消防本部及び保護者への連絡網の確認
- (3) 時間外における所属教職員の所在の確認及び非常召集方法の策定並びに教職員への周知

3. 児童生徒等の保護

(1) 児童生徒等の保護

災害時における応急教育は次のとおり実施するが、教育長又は学校長、園長の判断により、危険が予想される場合は臨時休業等を行うなど臨機の措置をとる。

- ア. 登校後にあつては、早急に児童生徒を帰宅させることとし、その際には危険防止等についての注意事項を徹底させるとともに、必要に応じ教師が付き添うものとする。ただし、保護者が不在のもの又は住居地域に危険のおそれのあるものは学校において保護する。
- イ. 登校前に休業措置をとったときは、直ちにその旨を保護者及び児童生徒等に連絡する。
- ウ. 学校長、園長は、校舎等に危険が及ぶことが予想される場合は、適切な緊急避難の指示を行うとともに、職員を誘導にあたらせる。
- エ. 学校長、園長は、災害の規模、児童生徒等、職員及び施設、整備の被害状況を速やかに把握するとともに、市教育委員会への連絡及び校舎の管理に必要な職員の確保を行い、万全の体制を確立する。

(2) 教育施設の保全・応急復旧

- ア. 教育施設及び備品等の被害を最小限に防止するため、施設の長は施設の防災措置を講じ、停電、断水等予測される事故に対する措置を行う。
- イ. 災害により、被害を受けた場合は、災害後速やかに被災施設の応急復旧を行い、授業に支障をきたさないように処理しなければならない。この場合写真撮影などにより、被災の事実及びその状況を立証する処置を行う。

4. 応急教育の実施

(1) 教職員の確保

市教育委員会は、教職員体制の確保など円滑な学校運営が確保できるように必要な措置を講ずる。

(2) 応急教育実施の場所

ア. 校舎の全部又は大部分が使用できない場合は、近隣の公共施設及びその他の適当な場所を利用する。

イ. 校舎の一部が使用できないときは、残存施設を活用し、必要に応じて二部授業を実施する。

(3) 授業時数の確保に努めるとともに、状況により自宅学習等の応急教育を実施する。

(4) 児童生徒の健康保持

被災地域の児童生徒に対しては、被災状況により臨時の健康診断を行い、健康の保持に十分注意するとともに、感染症の予防について泉佐野保健所の指示により必要な措置を行う。

5. 学校給食の応急措置

市教育委員会は、学校給食の実施に支障がある場合は、速やかに学校給食用物資の確保、給食施設等の復旧などの措置を講ずる。

(1) 学校給食センター施設が被災した場合は、パンと牛乳による補食給食を行う。

(2) 施設の復旧が長期に及ぶ場合は、ほかのルートにより学校給食を確保する。

(3) 被災地においては、感染症発生のおそれが多いので衛生については特に留意する。

6. 就学援助等

(1) 就学援助等に関する措置

市教育委員会は、府教育委員会と協力して、被災により就学が困難となり、また学資の支弁が困難となった児童・生徒に対し、援助する。

ア. 市教育委員会は、市立学校の児童・生徒に対する就学援助費の支給について必要な措置を講ずる。

(2) 学用品の支給

市は、災害救助法に基づき、就学上支障のある小学校児童・中学校生徒に対して、教科書及び教材、文房具、通学用品を支給する。

(3) 児童・生徒の健康管理

市教育委員会は、府教育委員会、学校長、園長と協力し、被災児童・生徒の体と心の健康管理を図るため、保健所、子ども家庭センター等の専門機関との連携を図りながら、健康診断、教職員によるカウンセリング、電話相談等を実施する。

7. 保育所等の措置

保育所等の施設についても、こども部及び各保育所等において上記の計画に準じて保育幼児の保護及び保育に十分に配慮するものとする。

8. 文化財災害応急対策

災害により文化財が被害を受けた場合、所有者（管理者）は、被害状況を調査し、その結果を市教育委員会を經由して、府教育委員会に報告する。

市教育委員会は、被災文化財の被害拡大を防止するため、府教育委員会と協議のうえ、その所有者（管理者）に対し、応急措置をとるよう指導・助言を行う。（資料編：2-12）

第12節 廃棄物の処理

市は、府と協力し、し尿、ごみ及びがれきについて、被災地の衛生状態の保持及び復旧活動の円滑な促進のため、適正な処理を実施するものとする。

1. し尿処理

(1) 初期対応

- ア. 上水道・下水道、電気等ライフラインの被害状況と復旧見込みを勘案し、避難所をはじめ被災地域におけるし尿の収集処理見込み量及び仮設便所の必要数を把握する。
- イ. し尿処理施設の被害状況と復旧見込みを把握する。
- ウ. 被災者の生活に支障が生じることのないように、高齢者、障害者に配慮しつつ、速やかに仮設便所を設置する。

(2) 処理活動

- ア. 速やかに、し尿の収集処理体制を確保する。
- イ. 消毒剤、消臭剤等及び散布機器を確保し、仮設便所の衛生状態を保つ。
- ウ. 必要に応じて、府、近接市町村、関係団体に応援を要請する。

2. ごみ処理

(1) 初期対応

- ア. 避難所をはじめ被災地域におけるごみの収集処理見込み量を把握する。
- イ. ごみ処理施設の被害状況と復旧見込みを把握する。

(2) 処理活動

- ア. 被災地の生活に支障が生じないように、ごみの収集処理を適切に行う。
- イ. 必要に応じて、仮置場、一時保管場所を設置する。
- ウ. 防疫上、早期の収集が必要な生活ごみは、迅速に収集処理する。
- エ. 消毒剤、消臭剤等及び散布機器を確保し、仮置場、一時保管場所における衛生状態を保つ。
- オ. 必要に応じて、府、近接市町村、関係団体に応援を要請する。

3. がれき処理

(1) 初期対応

- ア. がれきの発生量を把握する。
- イ. がれきの選別・保管・焼却等のために長期間の仮置きが可能な場所を確保するとともにがれきの最終処分までの処理ルート確保を図る。

(2) 処理活動

- ア. がれき処理については、危険なもの、通行上支障のあるもの等を優先的に収集・運搬する。
- イ. がれきの適正な分別・処理・処分を行うとともに、可能な限り木材やコンクリート等のリサイクルに努める。

第2章 応急復旧期の活動
第12節 廃棄物の処理

- ウ. アスベスト等有害な廃棄物による環境汚染の未然防止に努めるとともに、住民及び作業者の健康管理及び安全管理に十分配慮する。
- エ. 必要に応じて、府、近接市町村、関係団体に応援を要請する。

〈資料〉

- ・資料編：11 災害時応援関係

第13節 遺体の処理及び埋葬

市、泉佐野警察及び第五管区海上保安本部は、遺体の処理、埋葬について、必要な措置をとるものとする。

1. 遺体の検視

泉佐野警察及び第五管区海上保安本部（関西空港海上保安航空基地・岸和田海上保安署）は、次のとおり遺体の検視（見分）を行う。

- (1) 遺体の早期収容に努め、医師との連携に配慮し、迅速に検視（見分）を行い、遺族等に引き渡す。
- (2) 身元不明の遺体については、写真の撮影、指紋の採取、遺品保存等を行うとともに、関係機関に連絡し、速やかな身元確認に努める。

2. 遺体の処理

- (1) 市は、災害の際の死亡者について、その遺族等が混乱期のため遺体の埋葬を行うための洗浄、縫合、消毒の処置及び遺体の一時保存あるいは医師による検案を行うことができない場合に、これら遺体の処理を実施する。
- (2) 発見された遺体については、警察官及び海上保安官の検視（見分）を経て、死体見分調書を作成したのち処理を行う。
- (3) 遺体の検案は、遺体の処理として医療救護班の医師が行うが、遺体の数が多い場合は、医師会の応援を求めて実施する。

3. 遺体の収容

遺体の身元を識別するためには、相当の時間を必要とすることもあるため、身元の確認については警察や協力依頼団体等の協力を得て実施する。

遺体の身元が明らかで、かつ遺族等の引取人がある場合は、当該遺体及び遺品は警察から遺族等に引き渡されるが、遺族等に引き渡しできない場合は、市が引渡を受け保管する。

また、多人数の場合は、短日時に埋葬することは困難であるため、特定の場所（寺院等）に集めて一時保存する。

4. 遺体の埋葬

(1) 遺体の埋葬

遺体の埋葬は、災害の際の死亡者に対して、その遺族が混乱期のため資力の有無に関わらず埋葬を行うことが困難な場合、又は死亡者の遺族がない場合（身元が判明しない等）遺体の応急的な埋葬を実施する。

なお、遺体が他の地域から漂着した場合で、身元の引き取りのない場合は本市で埋葬する。

遺体は、遺体処理台帳及び遺品を保存のうえ、埋葬する。

(2) 埋葬の方法

ア. 埋葬は市長が行い、原則として、火葬により実施する。

第2章 応急復旧期の活動

第13節 遺体の処理及び埋葬

- イ. 身元不明遺体については、埋葬の後、遺骨及び遺品等を市又は寺院等に依頼して保存する。
- ウ. 火葬場の稼働状況、棺の確保状況等関連する情報を広域的かつ速やかに収集し、棺の調達、遺体搬送方法の確保等を実施する。
- エ. 遺体の火葬、遺族等に対する棺、骨つぼ等の支給など、必要な措置を講ずる。

5. 応援要請

市は、自ら遺体の処理、埋葬の実施が困難な場合、府が作成する大阪府広域火葬計画に基づき、府に対して必要な措置を要請する。

第14節 自発的支援の受入れ

市内外から寄せられる支援申し入れに対して、関係機関は連携を密にし、適切に対処するよう努める。

1. ボランティアの受入れ

(1) 活動環境の整備

ボランティアの受入れや活動方針の決定、人員の派遣等についてはボランティアで組織する調整機関（以下「ボランティア調整機関」という）の自主性を尊重するものとする。市は、市社会福祉協議会と協力してボランティア調整機関と連携を図るとともに、その活動に対し情報提供、調整支援を行う。

(2) 活動拠点の提供

市は、ボランティア活動に必要な場所、ボランティア関係団体への情報の提供に努める。

(3) 府の活動

ア. 情報の提供

災害の状況、市が収集した住民のニーズなどの情報を日本赤十字社大阪府支部、府社会福祉協議会、その他の広域的なボランティア活動推進機関に提供する。

イ. ボランティア保険への加入促進

府社会福祉協議会を通じてボランティアの保険加入を促進する。

(4) 日本赤十字社大阪府支部の活動

ア. 情報の提供

ボランティア支援の申し入れに対して、被災地の状況、ボランティアの活動内容、受入れ窓口など情報の提供に努める。

2. 義援金・義援物資の受付・配分

市又は府などに寄託された被災者あての義援金・義援物資の受付、配分は次により行う。

(1) 義援金の受入れ及び配分

ア. 受入れ

市長公室は、義援金の受入れ窓口を開設し、受入れ業務を行う。日本赤十字社からの義援金についての連絡調整は健康福祉部が行う。

イ. 配分

(ア) 義援金の配分方法については、義援金配分委員会を設置し、配分方法、伝達方法等を協議のうえ決定する。

なお、委員会の構成は次のとおりである。

構成員
副市長、市長公室長、市民協働担当理事、総務部長、健康福祉部長、会計管理者

(イ) 市は、定められた方針及び所定の手続を経て被災者に情報を提供し、配分する。

(2) 救援物資の受入れ及び配分

ア. 受入れ

- (ア) 市役所等に救援物資の受入れ窓口を開設し運営を行う。
- (イ) 仕分け作業がスムーズに行えるよう受入れ品目を限定し、荷物には物資の内容、数量等の必要事項を記入する。
- (ウ) 救援物資の申し出があった場合は次のことを要請する。
 - a. 救援物資は荷物を開閉することなく物資名及び数量がわかるように表示すること。
 - b. 複数の品目を梱包しないこと。
 - c. 腐敗する食糧は避けること。

イ. 救援物資の配分

救援物資の配分については災害時要援護者を優先し実施する。

ウ. 救援物資の搬送

府及びその他の市町村等からの物資は、あらかじめ定めた一時集積所に受入れ、仕分けのうえ各避難所へ搬送する。

(3) 郵便事業株式会社及び郵便局株式会社の援護対策等

郵便事業株式会社及び郵便局株式会社は、災害の態様、被災者・被災地の実情に応じ、被災者に対する郵便葉書等の無償交付、被災者が差し出す郵便物の料金免除、被災者の救助を行う地方公共団体、日本赤十字社、その他総務省令で定める法人又は団体にあてた救助用の現金書留郵便物等の料金免除等、郵便業務に係る災害特別事務取扱い及び援護対策を実施する。

3. 海外からの支援受入れ

市、府をはじめとする関係機関は、海外からの支援について、国が作成する受入れ計画に基づき、必要な措置を講ずる。府は、海外からの支援が予想される場合、市と連携して、あらかじめ国に、被災状況の概要、想定されるニーズを連絡し、また、国からの照会に迅速に対応する。

市及び府は、次のことを確認のうえ、受入れの準備をする。

(1) 支援内容、到着予定日時、場所、活動日程等

(2) 被災地のニーズと受入れ体制

海外からの支援の受入れにあたっては、極力自力で活動するよう要請するが、必要に応じて次のことを行う。

- ア. 案内者、通訳等の確保
- イ. 活動拠点、宿泊場所等の確保

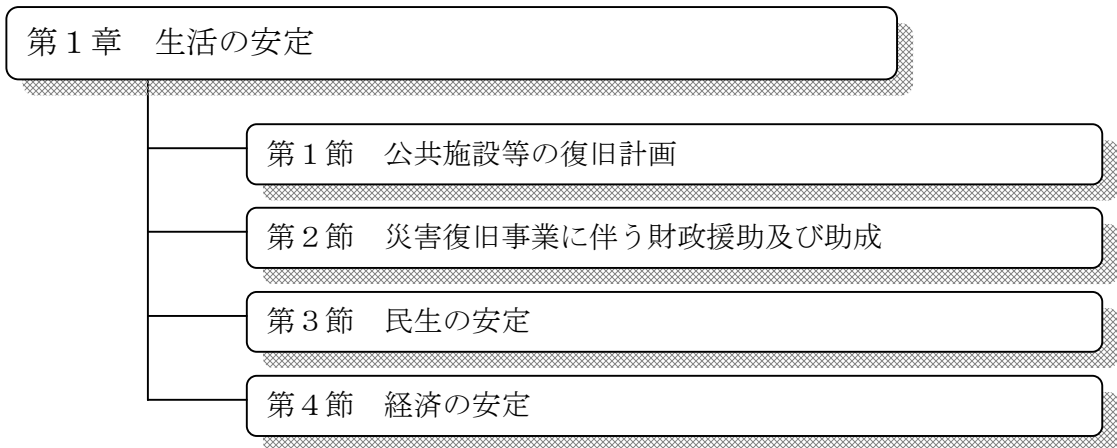
第2部 災害復旧・復興対策

第2部 災害復旧・復興対策

第1章 生活の安定

第2章 復興の基本方針

第1章 生活の安定



第1節 公共施設等の復旧計画

被災した公共施設の復旧は、単なる原形復旧にとどまらず、再度の被害の発生を防止するため、応急復旧終了後、被害の程度等を十分に検討して必要な施設の新設、又は改良を積極的に実施するとともに、関連事業との調整を図り、災害復旧の効果が十分発揮できるよう考慮するものとする。

1. 災害復旧事業計画

被災箇所は原形に復旧することが原則であるが、再度の被害発生を防止する必要上改良を要すると認められる箇所については検討のうえ、復旧計画を樹立する。災害復旧事業の種類は、以下のとおりである。

- (1) 公共土木施設災害復旧事業
 - ア. 河川公共土木施設災害復旧事業
 - イ. 道路公共土木施設災害復旧事業
 - ウ. 単独災害復旧事業
 - (ア) 河川災害復旧事業
 - (イ) 道路災害復旧事業
- (2) 都市災害復旧事業
 - ア. 街路災害復旧事業
 - イ. 都市排水施設災害復旧事業
 - ウ. 公園等施設災害復旧事業
 - エ. 堆積土砂排除事業
- (3) 農林水産施設災害復旧事業
- (4) 農業土木施設災害復旧事業
- (5) 上水道施設災害復旧事業
- (6) 下水道施設災害復旧事業
- (7) 住宅災害復旧事業
- (8) 学校教育施設災害復旧事業
- (9) 公立医療施設、病院等災害復旧事業
- (10) その他事業

2. 道路施設

道路管理者は、道路、橋梁及び道路付属物等が被害を受けた場合、被害状況を速やかに調査し、主要幹線から復旧を行い、その他応急措置に必要な路線を確保する。

特に、公共の安全確保上、緊急に復旧を行う必要のある対象は、次のとおりである。

- (1) 道路の陥没、又は欠損により交通が不可能又は著しく困難であるもの
- (2) 道路の陥没、又は欠損で、これを放置することにより二次的被害を生ずるおそれがあるもの

3. 河川

河川管理者は、河川が地震及び洪水等により被害を受けた場合は、被害状況を速やかに調査し、効果的な復旧を行うものとする。

特に公共の安全確保上、緊急に復旧を行う必要がある対象は、次のとおりである。

- (1) 堤防の破壊、護岸・河川の決壊で住民の日常生活に重大な影響を与えているもの
- (2) 堤防、護岸等の決壊で破堤のおそれのあるもの
- (3) 河川の流水の疎通を著しく阻害するもの
- (4) 護岸及び水門等の全壊又は決壊で、これを放置することにより著しい被害を生ずるおそれのあるもの

4. 教育施設

教育施設の復旧は、早期に正常な授業が行えるように関係業者を動員して応急復旧工事を行い、その後恒久的な建築の基本計画を検討のうえ、新改築工事を施工する。

5. 水道施設

水道施設の復旧は、関係業者を動員し、一刻も早く各家庭に対し給水できるよう実施する。

6. 農林等

農地及び農林用施設が被害を受け、耕作の継続が不可能又は著しく困難となった場合、市長は、法令の定めるところにより災害復旧費の国庫補助及び府補助を知事に申請し、速やかに復旧事業を行うものとする。

7. その他の公共施設等

医療施設、社会福祉施設等については、被害状況を速やかに調査したうえで緊急度に応じ効果的に復旧を図るものとする。

第2節 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成

災害復旧事業費の決定は、知事・市長の報告、資料及び実施調査の結果等に基づいて決定されるものであるが、法律又は予算の範囲内において国が全部又は一部を負担し、又は補助して行われる災害復旧事業並びに激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律に基づき援助される主な事業は次のようなものである。

1. 法律による一部負担又は補助

- (1) 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法
- (2) 公立学校施設災害復旧費国庫負担法
- (3) 公営住宅法
- (4) 土地区画整理法
- (5) 海岸法
- (6) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
- (7) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- (8) 予防接種法
- (9) 都市災害復旧は、都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針に基づき予算の範囲内で事業費の1/2を国庫補助する。
- (10) 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律

2. 激甚災害に係わる財政援助措置

- (1) 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助
- (2) 農林水産業に関する特別の助成
- (3) 中小企業に関する特別の助成
- (4) その他の財政援助及び助成

第3節 民生の安定

市は、災害により被災した市民に対し、住環境の改善、雇用機会の確保及び義援金品の配分等に必要な措置を講じ、速やかに被災者の生活の安定を図るものとする。

1. 住環境の改善

(1) 住宅の確保

災害によって住宅に被害を受け、一時的に災害用応急仮設住宅に入居した者が、良質の住宅への居住確保のため、公営住宅等への入居が行えるよう協力していくものとする。

(2) 住宅の補修、建設の融資

災害によって住宅に被害を受けた場合、住宅金融支援機構から災害復興住宅の建設資金又は補修資金の融資を受けることができる。

2. 雇用機会の確保

災害時における離職者の就職については、府が公共職業安定所を通じてあっせんを図るので、市域における離職者の把握と職業あっせんの要請を行う。

第4節 経済の安定

市は、災害により被災した市民が再起更生するよう、法律、条例その他の定めるところにより金融措置を講ずるとともに、流通機関の回復を図り被災者の生活の安定を図るものとする。

1. 金融措置

(1) 市税の徴収猶予及び減免

市は、被災した納税義務者又は特別徴収義務者に対し、地方税法又は市税条例により市税の緩和措置として、事態に応じ納税期限の延長、徴収猶予及び減免措置をとる。

ア. 納期限の延長

災害により納税義務者が期限内に申告その他書類の提出、又は市税を納付できないと認められるときは、その申請により2ヶ月以内の期限（特別徴収義務者については30日以内）において市税の納期限を延長する。

イ. 徴収猶予

災害により財産に被害を受けた納税義務者が、市税を一時に納付、又は納付することができないと認められるときは、その者の申請に基づき、1年以内において徴収を猶予する。なお、やむを得ないと認められるときは、さらに1年以内の延長を行う。

ウ. 滞納処分の執行の停止等

災害により滞納者が無財産になる等の被害を受けた場合は、滞納処分の停止、換価の猶予及び滞納金の減免等の適切な措置をとる。

エ. 減免等

被災した納税義務者に対し、必要と認められる場合は、納期限前7日までにその者の申請に基づき、市民税、固定資産税、都市計画税、特別土地保有税の減免及び納入義務の免除を行う。

(2) 災害弔慰金等の支給と災害援護資金の貸付（泉佐野市災害弔慰金の支給等に関する条例） （資料編：参考6）参照

(3) 府の融資計画

ア. 生活福祉資金（災害援護資金）

災害により被害を受けた低所得世帯の速やかな自力更生のため、府社会福祉協議会は、生活福祉資金貸付制度により、市社会福祉協議会の協力を得て、貸付けを行う。

イ. 中小企業事業資金制度（災害等対策資金）

災害の発生に伴い、甚大な損害を受けた中小企業者に対して、その復旧のための資金の融資を行う。

(4) 政府系金融機関

ア. 株式会社日本政策金融公庫 中小企業事業

被災者に対し、災害の程度に応じて、そのつど融資条件を定める災害復旧貸付を行う。

イ. 株式会社日本政策金融公庫 国民生活事業

被災者に対して必要であると認めたときは、次の措置をとることがある。

(ア) 債務者に対して償還期間を延長する。

第1章 生活の安定
第4節 経済の安定

- (イ) 新たに貸受けるときは、据置期間、償還期間を延長する。
- (ウ) 災害の状況により利率を引下げる。

ウ. 株式会社商工組合中央金庫

株式会社商工組合中央金庫は、激甚災害を受けた中小企業及び中小企業等協同組合などで、災害救助法が適用された地域内に事業所を有するものに対して、その再建資金を貸付ける。

エ. 農業関係融資

- (ア) 天災融資資金（農協等）
- (イ) 農業基盤整備資金（株式会社日本政策金融公庫）
- (ウ) 農林漁業施設資金（株式会社日本政策金融公庫）
- (エ) 自作農維持資金（株式会社日本政策金融公庫）
- (オ) 大阪府農林漁業経営安定資金（農協等）

(5) 被災者生活再建支援金

ア. 被災者生活再建支援金の支給

市は被害状況を取りまとめ府へ報告を行うとともに、「被災者生活再建支援法」に基づく適切な措置を行い、被災者に対して支援金を支給する。

イ. 被災者生活再建支援制度の概要

(ア) 被災者生活再建支援法の目的

自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者であって、経済的理由等によって自立して生活を再建することが困難なものに対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して、被災者生活再建支援金を支給することにより、その自立した生活の開始を支援することを目的とする。

(イ) 対象となる自然災害

自然災害とは、暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象により生ずる被害であり、対象となる災害の程度は次のとおりである。

- a. 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号に該当する被害が発生した市町村
- b. 10世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村
- c. 100世帯以上の住宅全壊被害が発生した都道府県
- d. a又はbの市町村を含む都道府県で、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る）
- e. a～cの区域に隣接し、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る）
- f. a若しくはbの市町村を含む都道府県又はcの都道府県が2以上ある場合に5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る）、2世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口5万人未満に限る）

(ウ) 支給対象世帯

自然災害により、

- a. 住宅が「全壊」した世帯
- b. 住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯

- c. 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯
- d. 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯（大規模半壊世帯）

(イ) 支給金額

支給額は、以下の2つの支援金の合計額が支給される。

（ただし、世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額の3/4の額）

a. 住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）

住宅の被害程度	全壊 ((ウ) a に該当)	解体 ((ウ) b に該当)	長期避難 ((ウ) c に該当)	大規模半壊 ((ウ) d に該当)
支給額	100 万円	100 万円	100 万円	50 万円

b. 住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）

住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃借 (公営住宅以外)
支給額	200 万円	100 万円	50 万円

※一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入（又は補修）する場合は、合計で200（又は100）万円

(ウ) 支援金支給の仕組み

国の指定を受けた被災者生活再建支援法人（財団法人都道府県会館）が、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用し、支援金を支給する。（基金の拠出額：600億円）

なお、基金が支給する支援金の1/2に相当する額を国が補助する。

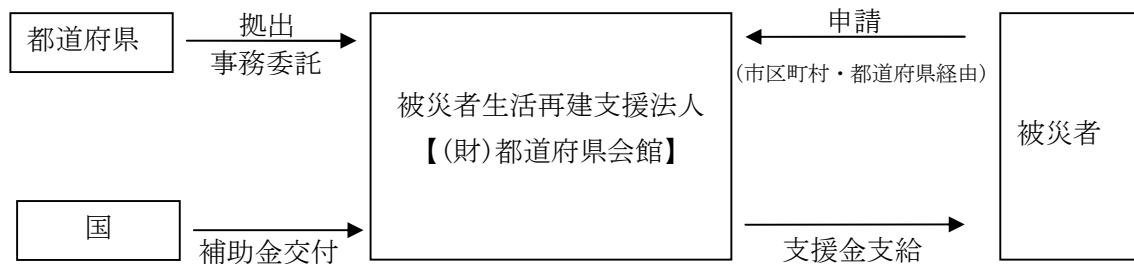


図 支援金支給の仕組み

2. 罹災証明書の交付

災害援護資金の貸付、その他応急金融措置等、各種被災者支援制度の適用にあたって必要とされる家屋等の被害認定のため、市は、申請のあった被災者に対して、罹災に関する証明書を交付する。

なお、罹災に関する証明書は、次のとおりとし、「泉佐野市罹災証明書交付要綱」に従い交付する。

第1章 生活の安定
第4節 経済の安定

- ア. 災害発生日より14日以内 市職員が現地確認調査のうえ「罹災証明書」を発行
- イ. 災害発生日より15日以降 罹災の届出があったことを証明する「罹災届出証明」を発行

3. 流通機能の回復

流通機能の回復を図ることにより、被災者の経済的生活の安定の確保と経済の復興の促進を図る。

(1) 商品の確保

- ア. 市は、消費生活必需品をはじめ各種商品の在庫量と必要量を把握し、不足量については、国、府、企業等と協議し、速やかに必要量を市場に流通させる。
- イ. 各鉄道、道路管理者は、速やかに施設の復旧を行い、物流の確保を図る。

(2) 消費者情報の提供

市は、生活関連物資等の在庫量適正価格、販売場所等の必要な消費者情報を提供し、消費者の利益を図るとともに、心理的パニックを防止する。

(3) 商店等の営業再開

市場、大型量販店及び小売店等が速やかに営業を再開するとともに、施設、設備の復旧を図るよう指導する。

第2章 復興の基本方針

災害からの復興は、被災者の生活再建を支援し、再度災害の防止に配慮した施設復旧を図り、より安全性に配慮した地域振興のための基礎的な条件づくりを目指すものとする。

1. 基本方針の決定

市及び府は、被災地の再建を行うため、被災の状況、地域の特性、被災住民及び公共施設管理者の意向等を勘案しながら、国等関係機関と協議を行い、原状復旧あるいは中期的課題の解決を図る計画的復興のいずれによるか検討を行う。

2. 原状復旧

原状復旧を基本とする場合は、再度災害を防止できるような可能な限り改良復旧を行う。

3. 復興計画の作成

復興は、被災者の明日への希望を与える重要な計画である。

被災後の市の復興については、生活、事業活動の安定、公共施設の復興、災害に強いまちづくりを目指し、市民相互が連帯感をもって復興に立ち上がる計画である。

(1) 復興基本方針

ア. 目標年度の決定

計画の復興目標年度は、災害の規模にもよるが、早期に決定する。

イ. 計画策定の趣旨

市総合計画や防災ビジョン等を踏まえつつ、防災の観点を明確にして復興の基本方向を明確にする。

(ア) 地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じた災害においては、都市構造や産業基盤などの改変を要するような高度かつ複雑な大規模事業となるため、復興計画を作成し、関係機関の諸事業を調整しつつ計画的に復興を進める。

(イ) 市は、復興計画の迅速かつ的確な作成と遂行のため、広域調整、国・府との連携などの体制整備を行う。

(ウ) 市民の生活安全と環境保全に配慮した防災まちづくりを実施するため、市民に対して、新たなまちづくりの展望、計画決定までの手続き、スケジュール、市民側での多種選択肢、施策情報の提供などを行い、計画作成段階で復興後のあるべき姿を明確にして、市民の理解を求め、将来に悔いのないまちづくりを目指すよう努める。

ウ. 目標別復興計画

復興に際して、おおむね次のような項目について検討し、策定していく。

- ・災害危険箇所の改修
- ・良質な住宅の供給
- ・高齢者・障害者向け住宅の建設促進
- ・保健、医療、福祉施設の再建と防災拠点化

第2章 復興の基本方針

- ・ ボランティア、防災教育の推進
- ・ 防災通信システム、情報ネットワークの整備
- ・ 防災機能、代替機能を有した交通機能と道路網の整備
- ・ 自主防災組織の育成、家庭内での備蓄や防災対策の促進
- ・ ライフラインの耐災化
- ・ 植樹帯の形成と生活道路の改善
- ・ 既施設の耐火及び補強、改築
- ・ その他

エ. 本市では、特に住宅環境の改善をとまなう「災害に強いまちづくり」を目指し、次に示す事業等を推進する。

- ・ 市街地再開発事業
- ・ 地区再開発事業
- ・ 土地区画整理事業
- ・ 住宅街区整備事業
- ・ 住宅地区改良事業
- ・ 住宅市街地総合整備事業
- ・ 公園整備事業
- ・ 街路整備事業
- ・ 河川整備事業
- ・ 細街路整備事業
- ・ 地区計画制度・建築協定等

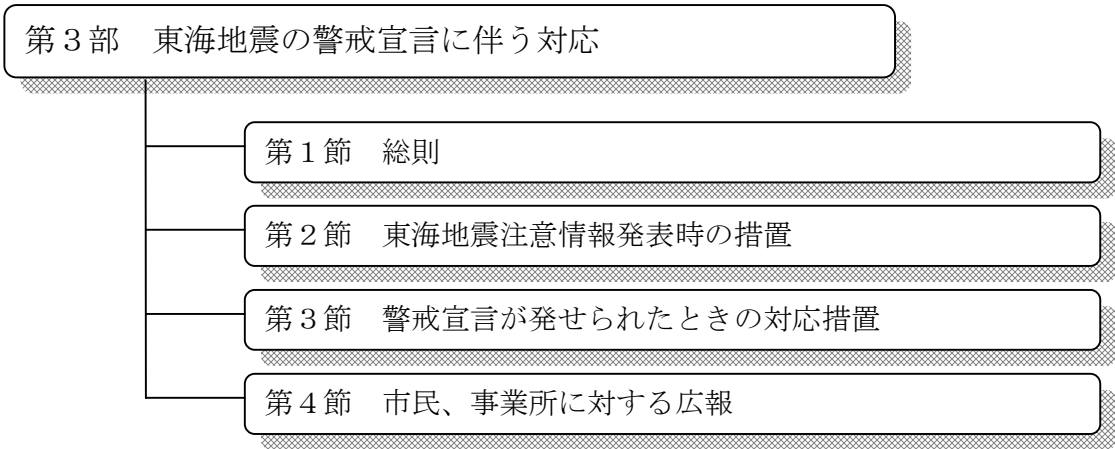
(2) 災害復興本部

災害復興本部は、災害対策本部と連携をとりながら、将来目標に向かっての復興計画を策定する事務局とする。復興本部は、都市整備部を主体とする。

(3) 復興計画策定委員会

市民が安心して暮らせる安全で災害に強いまちづくりを目指し、前記1にかかげた基本方針などを検討するため、必要に応じ、復興計画策定委員会を関係機関の代表者により設置する。

第3部 東海地震の警戒宣言に伴う対応



第1節 総則

1. 目的

内閣総理大臣は、地震予知情報を受け、地震防災応急対策を実施する緊急の必要があると認めるときは、大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）に基づき、地震災害に関する警戒宣言を発するとともに、東海地震に係る地震防災対策強化地域内の居住者等に対して、警戒態勢をとるべき旨を公示するなどの措置をとらなければならないこととされている。

本市を含む大阪府域は、東海地震に係る地震防災対策強化地域には指定されていないが、警戒宣言が発せられたことに伴う社会的混乱の防止に努めるとともに、東海地震による直接的な被害を最小限に軽減するための措置を講ずることにより、住民の生命、身体、財産等の安全を確保することを目的とする。

2. 基本方針

- (1) 大阪府域は、大規模地震対策特別措置法の規定に基づく東海地震に係る地震防災対策強化地域には指定されていないため、警戒宣言が発せられている間においても、都市機能は平常どおり確保する。
- (2) 原則として、警戒宣言が発せられたときから地震の発生又は警戒解除宣言が発令されるまでの間にとるべき措置を定めるが、東海地震注意情報が発表されたときから警戒宣言が発せられるまでの間についても必要な措置をとる。
- (3) 東海地震と東南海・南海地震が同時又は連続して発生するおそれもあることから、警戒解除宣言が発せられた後も、状況に応じて必要な措置をとる。
- (4) 災害予防対策及び応急対策は、本計画災害予防対策編及び地震災害応急対策編で対処する。

第2節 東海地震注意情報発表時の措置

関係機関は、東海地震注意情報が発表されたときは、警戒宣言が発せられることに備えて、速やかな対応ができるよう準備するものとする。

1. 東海地震注意情報の伝達

(1) 伝達系統

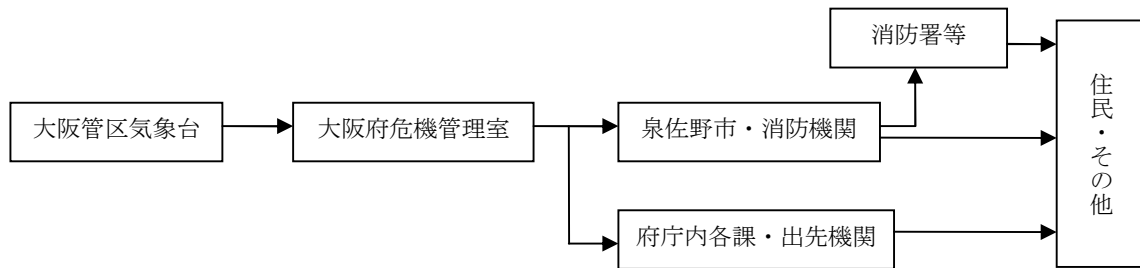


図 東海地震注意情報の伝達系統

(2) 伝達事項

- ア. 東海地震注意情報の内容
- イ. その他必要な事項

2. 警戒態勢の準備

関係機関は、職員の待機、非常配備など対策（警戒）本部の設置を準備するとともに、東海地震予知情報及び警戒宣言の収受・伝達並びに社会的混乱を防止するための広報などの準備を行う。消防機関においては、非常警備を発令して警戒態勢を整え、消防本部（局）に地震警戒警防本部を設置する。

第3節 警戒宣言が発せられた時の対応措置

市は、警戒宣言が発せられたときの社会的混乱の防止対策及び東海地震が発生したときの被害を最小限にするために講ずるべき事前の対策を進めるものとする。

1. 東海地震予知情報等の伝達

市及び府は、東海地震予知情報が発表された場合や警戒宣言が発せられたときは、迅速に市民・事業所に伝達する。

(1) 東海地震予知情報

ア. 伝達系統図

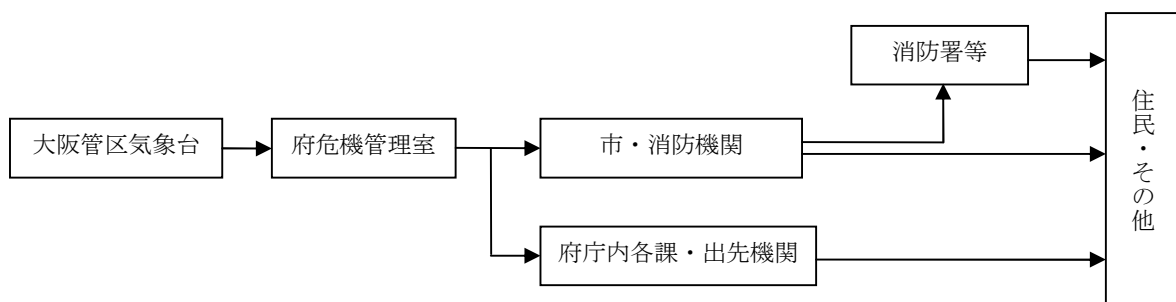


図 東海地震予知情報伝達系統図

イ. 伝達事項等

- (ア) 東海地震予知情報
- (イ) その他必要と認める事項

(2) 警戒宣言

ア. 伝達系統図

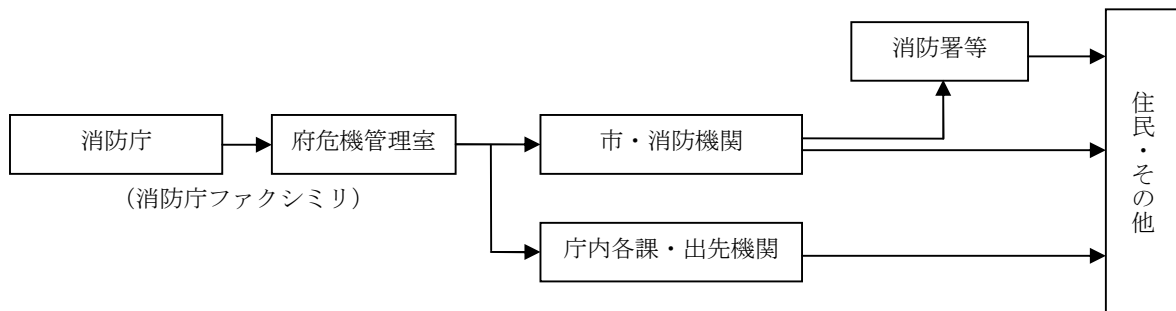


図 警戒宣言伝達系統図

イ. 伝達事項等

- (ア) 警戒宣言
- (イ) 警戒解除宣言
- (ウ) その他必要と認める事項

2. 警戒態勢の確立

市は、警戒宣言が発せられたときから、地震が発生するまで又は警戒解除宣言が発せられるまでの間、警戒活動を行う。

ただし、東海地震と東南海・南海地震が同時又は連続して発生するおそれもあることから、警戒解除宣言が発せられた後も、状況により必要と認められる場合は、警戒態勢を継続するものとする。

(1) 地震災害警戒本部体制の配備

- ア. 市長は、警戒宣言が発せられた場合、直ちに地震災害警戒体制をとるものとする。
- イ. 地震災害警戒体制の組織・運営方法については、「第2編第1部第1章第1節組織動員」に定める。

(2) 活動事項

- ア. 配備の確認
 - (ア) 活動体制区分及び所掌事務を再確認し、関係職員相互の連絡協調を徹底する。
 - (イ) 関係機関等との情報連絡を緊密にする。
- イ. 出動の準備
 - (ア) 職員は、地震発生時に備えて迅速に出動できる準備を整える。
 - (イ) 応急対策に必要な資機材・車両・燃料等の数量及び保管場所を確認し、資機材の機能点検・整備を行う。
- ウ. 勤務時間外における留意事項
 - 勤務時間外においては、動員配備された職員以外は、退庁後も所在地及び連絡方法を明らかにし、地震発生時の動員に備える。
- エ. 警戒活動
 - 地震発生に備えて、次の措置を講ずる。
 - (ア) 迅速な消防活動ができるよう適切な措置を講ずるとともに、堤防決壊等による浸水に備えて水防活動を実施する。
 - a. 東海地震予知情報等の収集と伝達
 - b. 出火・延焼、浸水等の危険地域に対する巡回等による警戒
 - c. 消防水利、消防・水防用資機材の確保、点検整備
 - d. 危険物等の管理、出火防止の徹底指導
 - (イ) 備蓄食糧・医薬品、資機材の確保点検を行う。
 - (ウ) 土砂災害危険箇所、道路・河川等の巡回点検を行う。特に危険が予想される山崩れ等危険箇所に係る住民については、市は、泉佐野警察等の関係機関と連携し、避難所に事前避難させる。
 - (エ) 生活物資の著しい不足、価格の異常な高騰が生じないように、必要な措置を講ずる。
 - (オ) 関係機関からの情報収集（交通機関の運行、医療機関の開設、電力・ガスの供給、生活必需品の供給、教育施設の対応等）を行う。
 - (カ) 要援護高齢者・障害者等の状況を把握する。
 - (キ) 出張事務等をできる限り抑制する。
 - (ク) 各所管施設の火気使用を制限及び危険物品等の整理を行うとともに、市の所有する車

第3部 東海地震の警戒宣言に伴う対応

第3節 警戒宣言が発せられた時の対応措置

両の使用を抑制する。

- (ケ) 学校、医療機関、社会福祉施設、旅館・ホテル、高層ビル等多数の者を収容する施設の管理者は、その社会的責任の立場に立ち、利用者の的確な情報伝達を行い、混乱の防止と安全確保を図るための措置を講ずる。

第4節 市民、事業所に対する広報

警戒宣言が発令された場合、市民、事業所、旅行者等に対して、混乱することなく必要な防災措置を講ずるよう周知するとともに、市が行う措置に協力するよう要請する。

1. 広報の内容

東海地震が発生しても、冷静に行動することを徹底するため、次の事項を繰り返して広報する。

- (1) 警戒宣言等の内容とそれによつてとられる措置
- (2) 出火防止措置、危険防止、発災時の対応等家庭及び職場において自らとるべき防災への備え
- (3) 町会・自治会（自主防災組織を含む）等の防災体制準備の呼びかけ
- (4) 流言防止への配慮
- (5) 災害時要援護者への支援の呼びかけ
- (6) 防災関係機関が行う防災活動への協力など

2. 広報の方法

車両による巡回広報のほか、複数の手段によつて実施する。

- (1) 防災関係機関は、報道機関と連携して広報を行う。
- (2) 市は、防災行政無線、広報車等を活用し、町会・自治会（自主防災組織を含む）等の住民組織とも連携して広報を行う。
- (3) 広報にあたっては、災害時要援護者に配慮する。

■ 第3編 風水害応急対策・復旧対策編 ■

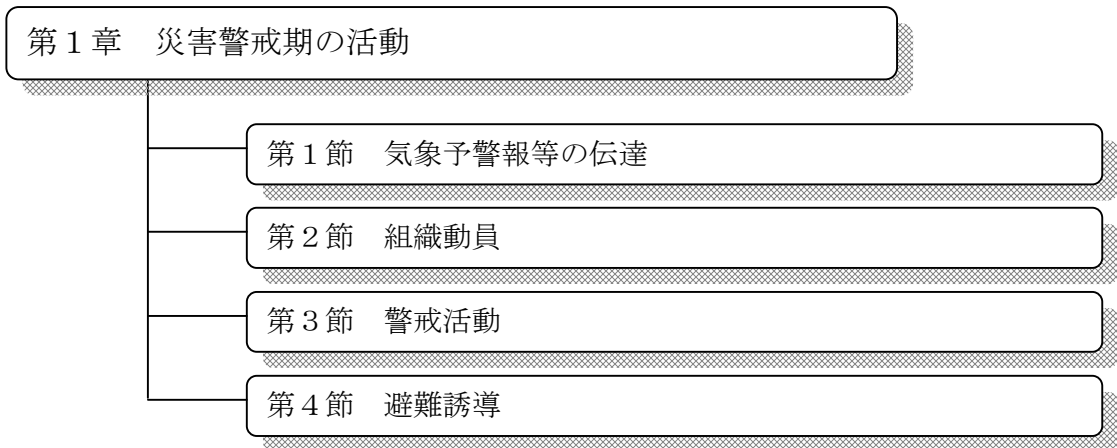
第1部 風水害応急対策

第1部 風水害応急対策

第1章 災害警戒期の活動

第2章 災害発生後の活動

第1章 災害警戒期の活動



第1節 気象予警報等の伝達

大阪管区気象台などから発せられる気象予警報等を、あらかじめ定めた経路により、関係機関及び住民に迅速に伝達、周知するなど、被害の未然防止及び軽減のための措置を講ずるものとする。

1. 気象予警報等の種類と発表基準

大阪管区気象台から府域に発表される気象予警報等のうち、本市に関連のある警報・注意報の種類及びその基準は次のとおりである。

(1) 注意報

気象現象等により府域に被害が予想される場合、住民及び関係機関の注意を喚起するために発表する。

表 気象予警報の種類と発表基準（注意報）

種類		発表基準
気象注意報	大雨注意報	大雨によって災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 ■雨量基準 平坦地 : 1時間雨量 30mm あるいは3時間雨量 60mm 平坦地以外: 1時間雨量 40mm あるいは3時間雨量 70mm ■土壌雨量指数基準 91
	洪水注意報	洪水によって災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 ■雨量基準 平坦地 : 1時間雨量 30mm あるいは3時間雨量 60mm 平坦地以外: 1時間雨量 40mm あるいは3時間雨量 70mm ■流域雨量指数基準 樫井川流域の流域雨量指数9以上
	強風注意報	強風によって災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 ■平均風速 陸上: 12m/s 以上 海上: 15m/s 以上
	風雪注意報	風雪によって災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 ■平均風速 陸上: 12m/s 以上で雪を伴う 海上: 15m/s 以上で雪を伴う
	大雪注意報	大雪によって災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当することが予想される場合である。 ■24時間降雪の深さ 平地: 5cm 以上 山地: 20cm 以上
	波浪注意報	風浪、うねり等によって災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当することが予想される場合である。 ■有義波高 1.5m 以上
	高潮注意報	台風等による海面の異常上昇について注意を喚起する必要がある場合で、具体的には次の条件に該当することが予想される場合である。 ■潮位 東京湾平均海面 (T.P) 1.5m 以上
	雷注意報	落雷等により被害が予想される場合
	濃霧注意報	濃霧によって交通機関等に著しい支障が生じるおそれがあると予想される場合で、具体的には、気象台において次の該当することが予想される場合である。 ■視程 陸上: 100m 以下 海上: 500m 以下

第1章 災害警戒期の活動
第1節 気象予警報等の伝達

種類	発表基準
乾燥注意報	<p>空気が乾燥し、火災の危険が大きいと予想される場合で、具体的には、気象台において次の条件に該当することが予想される場合である。</p> <p>■湿度 最小湿度 40%以下で実効湿度 60%以下</p>
なだれ注意報	<p>なだれによって災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次のいずれかの条件に該当することが予想される場合である。</p> <p>■積雪</p> <p>①積雪の深さが 20cm 以上あり、降雪の深さが 30cm 以上</p> <p>②積雪の深さが 50cm 以上あり、気象台における最高気温が 10℃以上又はかなりの降雨が予想される場合</p>
低温注意報	<p>低温によって農作物等に著しい災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当することが予想される場合である。</p> <p>■最低気温 -5℃以下</p>
霜注意報	<p>4月15日以降の晩霜によって農作物に著しい災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当することが予想される場合である。</p> <p>■最低気温 4℃以下</p>
着雪注意報	<p>着雪によって、通信線や送電線等に災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当することが予想される場合である。</p> <p>■24時間の降雪の深さ 平地：20cm 以上 山地：40cm 以上</p> <p>■気温 -2℃ ~ 2℃</p>
地面現象注意報☆	<p>大雨、大雪等による山崩れ、地すべり等によって、災害が起こるおそれがあると予想される場合</p>
浸水注意報☆	<p>浸水によって、災害が起こるおそれがあると予想される場合</p>

(2) 警報

気象現象等により府域に重大な災害が予想される場合、住民及び関係機関の警戒を促すために発表する。

表 気象予警報の種類と発表基準（警報）

種類	発表基準
気象警報	<p>大雨によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当することが予想される場合である。</p> <p>■雨量基準 平坦地 : 1時間雨量 50mm あるいは3時間雨量 100mm 平坦地以外 : 1時間雨量 60mm あるいは3時間雨量 100mm</p> <p>■土壌雨量指数基準 120</p>
洪水警報	<p>洪水によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当することが予想される場合である。</p> <p>■雨量基準 平坦地 : 1時間雨量 50mm あるいは3時間雨量 100mm 平坦地以外 : 1時間雨量 60mm あるいは3時間雨量 100mm</p> <p>■流域雨量指数基準 樫井川流域の流域雨量指数 13 以上</p>
暴風警報	<p>暴風によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当することが予想される場合である。</p> <p>■平均風速 陸上：20m/s 以上 海上：25m/s 以上</p>
暴風雪警報	<p>暴風雪によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当することが予想される場合である。</p> <p>■平均風速 陸上：20m/s 以上で雪を伴う 海上：25m/s 以上で雪を伴う</p>

種類	発表基準
大雪警報	大雪によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当することが予想される場合である。 ■24時間降雪の深さ 平地：20cm以上 山地：40cm以上
波浪警報	風浪、うねり等によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当することが予想される場合である。 ■有義波高 3.0m以上
高潮警報	台風等による海面の異常上昇によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当することが予想される場合である。 ■潮位 東京湾平均海面 (T.P) 2.2m以上
地面現象警報 ☆	大雨、大雪等による山崩れ、地すべり等によって、重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合
浸水警報☆	浸水によって、重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合

注1 発表基準欄に記載した数値は、府における過去の災害発生頻度と気象条件との関係を調査して決めたものであり、気象要素によって災害発生を予想する際のおおむねの目安である。

注2 注意報・警報は、その種類にかかわらず、新たな注意報・警報が行われたときに切り換えられ、又は解除されるまで継続される。(気象庁予報警報規程第3条)

注3 ☆印は、気象注意報・警報に含めて行う。(気象庁予報警報規程第12条)

注4 土壌雨量指数基準値は1km四方ごとに設定しているが、本表には市域内における基準値の最低値を示している。土壌雨量指数の説明はp.219参照。

注5 流域雨量指数とは、河川の流域に降った雨水が、どれだけ下流の地域に影響を与えるかを、これまでに降った雨(解析雨量)と今後数時間に降ると予想される雨(降水短時間予報)から、流出過程と流下過程の計算によって指数化したもの。

(3) 気象情報

気象等の予報に関係のある、台風、大雨、竜巻等突風、及びその他の異常気象等についての情報を住民及び関係機関に対して発表する。

2. 水防警報

指定河川、海岸等に洪水又は高潮による災害の発生が予想される場合、府知事は、水防法第16条に基づき水防警報を発し、水防関係機関に通知する。なお、本市関係の水防警報指定河川は、見出川、佐野川、樫井川である。

3. 火災気象通報

実効湿度が60%以下で、最小湿度が40%以下となり、府内(生駒山地頂上部付近を除く)のいずれかで、最大風速(10分間平均風速の最大値)が10m/sとなる見込みのとき。ただし、降雨、降雪が予測される場合には通報を取りやめる場合がある。

4. 火災警報

市長は、消防法第22条に基づき、知事から火災気象通報を受けたときは、必要により火災警報を発表するとともに関係機関へ通知し、また掲示板、吹流旗、広報車等によって市民への周知を行う。

5. 気象予警報等の収集

(1) 大阪管区気象台が発表する気象予警報等の伝達系統図

ア. 気象予警報等伝達系統図

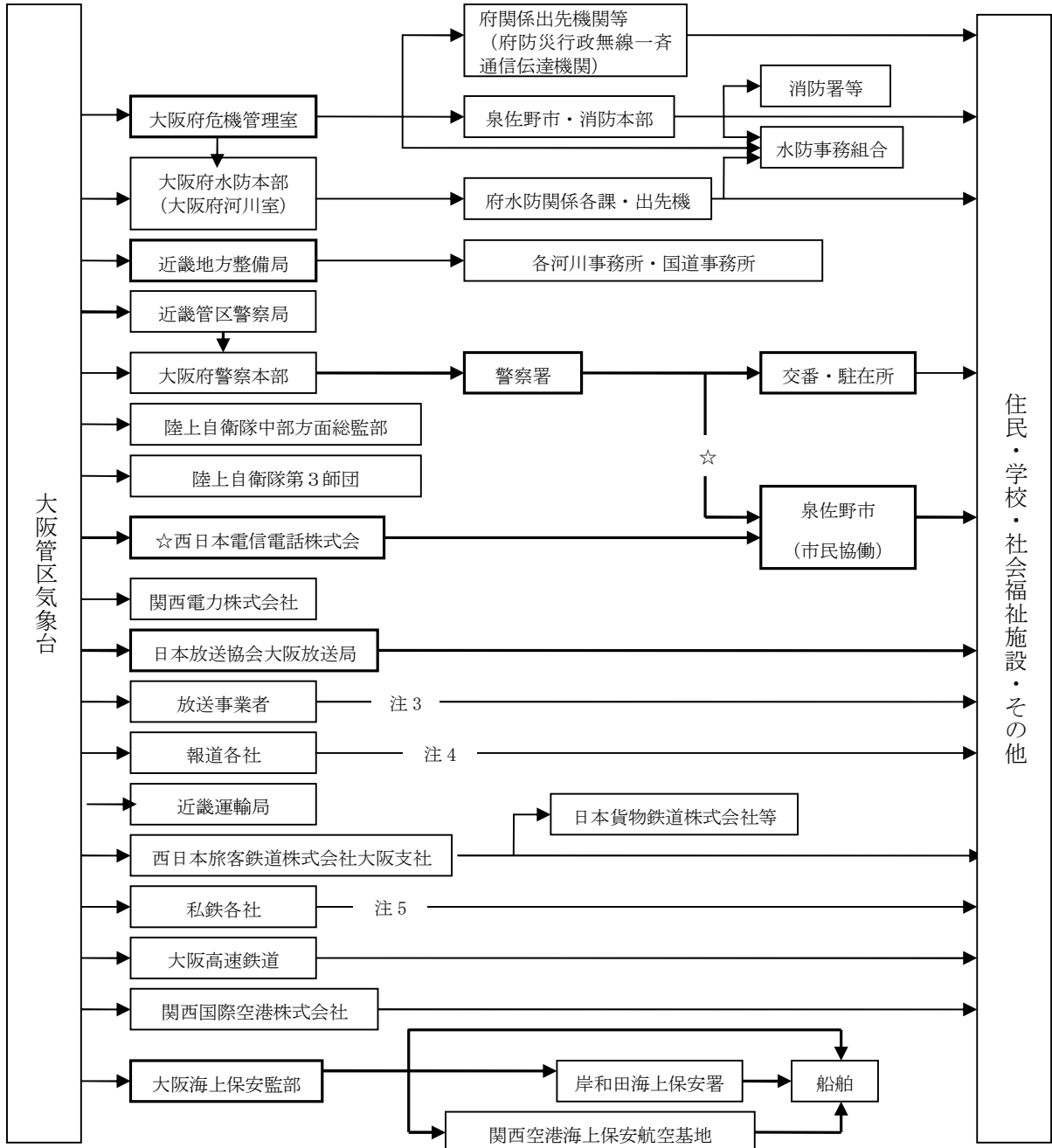


図 気象予警報等伝達系統

(注) 1 太線は、気象業務法に規定される伝達経路を示す。
 2 ☆印は、警報のみ
 3 放送事業者とは、朝日放送株式会社、株式会社毎日放送、読売テレビ放送株式会社、関西テレビ放送株式会社、株式会社エフエム大阪、関西インターメディア株式会社の6社である。
 4 報道各社とは、朝日新聞大阪本社、日本経済新聞大阪本社、読売新聞大阪本社、産業経済新聞大阪本社、共同通信社、毎日新聞大阪本社の6社である。
 5 私鉄各社とは、近畿日本鉄道株式会社、阪急電鉄株式会社、阪神電気鉄道株式会社、南海電気鉄道株

式会社、京阪電気鉄道株式会社、北大阪急行電鉄株式会社、株式会社大阪港トランスポートシステム、大阪府都市開発株式会社（泉北高速鉄道）、能勢電鉄株式会社、大阪高速鉄道株式会社の10社である。

イ. 気象予警報等の記録

気象予警報等を受報したときは、その内容に応じ記録し、整理しなければならない。

(2) 知事が行う水防警報伝達系統

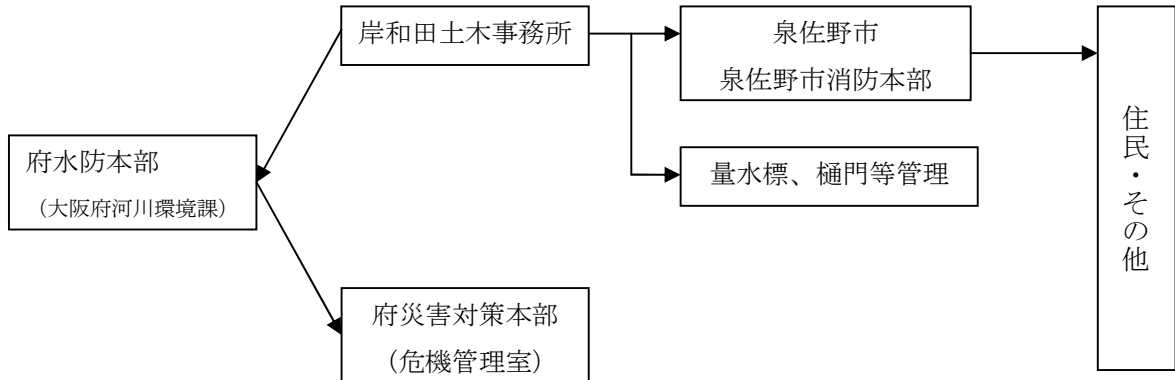


図 知事が行う水防警報伝達系統

(3) ため池水位の通報

- ア. ため池管理者は、あらかじめ個々のため池について通報水位を算出しておく。
 - イ. ため池管理者は、その管理するため池の水位が上昇し、又は、降雨等の状況により溢水のおそれがあると認めたときは、直ちに市に通報するとともに、生活産業部農水班長及び関係水防管理団体に水位状況を通報するものとする。
 - ウ. 市は前項の通報を受けたときは、直ちに府及び関係機関に通報するものとする。
- なお、必要に応じ岸和田土木事務所、警察署に通報する。

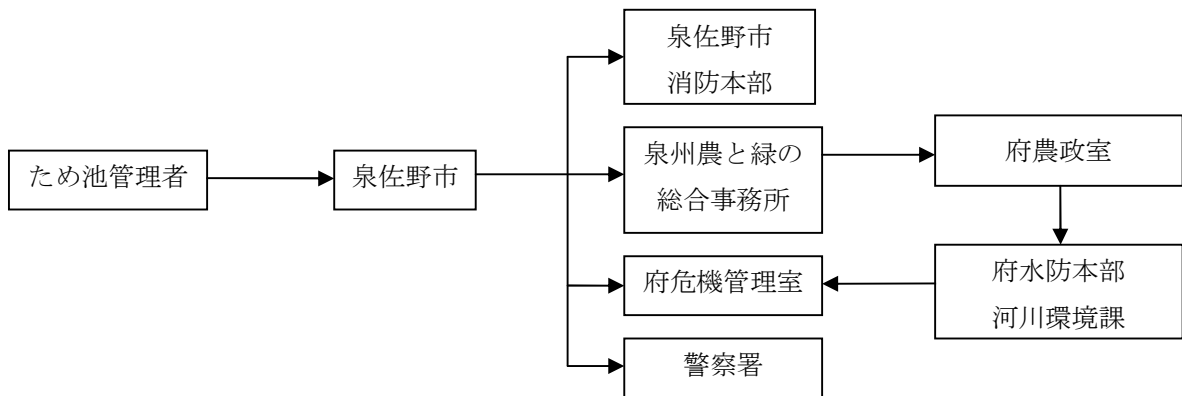


図 ため池水位の通報系統

(4) 異常現象発見時の通報

災害が発生するおそれのある異常現象を発見したときは、次の方法により措置するものとする。

ア. 発見者の通報義務

異常現象を発見した人は、遅滞なく施設管理者、市長、警察官又は海上保安官に通報しなければならない。通報を受けた警察官又は海上保安官は、その旨を速やかに市長に報告する。

イ. 市長の通報

第1章 災害警戒期の活動
 第1節 気象予警報等の伝達

通報を受けた市長は、直ちに大阪管区气象台、府又は府出先機関に通報するとともに住民に対して周知徹底をはからなければならない。

ウ. 異常現象の種類

(ア) 気象竜巻、強いひょう、突風等著しく異常な気象現象

(イ) 水象

- a. 異常潮位、波浪等
- b. 水害（河川、海岸、ため池等）
 - (a) 堤防の亀裂又は欠け・崩れ
 - (b) 堤防からの溢水
 - (c) 堤防の天端の亀裂又は沈下など

(ウ) 地象山崩れ、がけ崩れ等

- a. 土石流
 - (a) 山鳴り
 - (b) 降雨時の川の水位の低下
 - (c) 川の流れの濁り及び流木の混在など
- b. 地すべり
 - (a) 地面のひび割れ
 - (b) 沢や井戸水の濁り
 - (c) 斜面からの水の吹き出しなど
- c. がけ崩れ
 - (a) わき水の濁り
 - (b) がけの亀裂
 - (c) 小石の落下など
- d. 山地災害
 - (a) わき水の量の変化(増加又は枯渇)
 - (b) 山の斜面を水が走るなど

エ. 異常現象通報系統

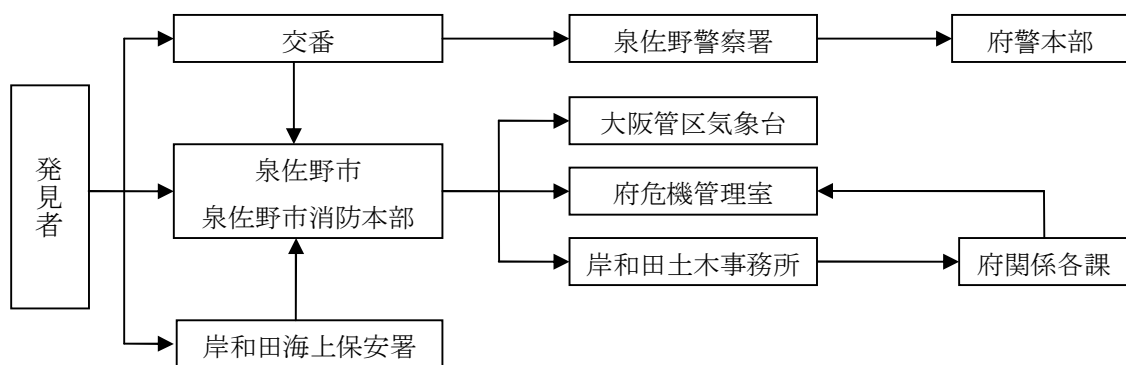


図 異常現象通報系統

オ. 収集方法

災害にかかる異常現象を発見した人等から通報がなされたときは、次の事項についてこ

れを受報し収集する。

- (ア) 通報を受けた時刻
- (イ) 通報者の住所、氏名、電話番号
- (ウ) 異常現象等の発生を発見した時刻
- (エ) 異常現象等の発生した場所
- (オ) 異常現象等の内容
- (カ) その他参考となるべき事項
- (キ) 受報者氏名

(5) 気象予警報等、水防警報及び異常現象等の伝達

収集した気象予警報等、水防警報及び異常現象について、「泉佐野市災害対策本部活動実施要領」に定めるところにより、市の災害対策組織及び一般市民に伝達する。

(6) 消防本部の通信情報計画

災害に関する気象予警報等の伝達、情報の収集、災害応急対策に必要な指揮命令の伝達を迅速、確実に実施する。

ア. 加入電話の利用

消防本部は、災害に関する気象予警報等を受信した時は、加入電話を利用し消防団の責任者に迅速、確実に伝達する。

イ. 指令電話の利用

災害発生により加入電話不通の場合は、指令電話を利用し消防団に伝達する。

ウ. 超短波無線

非常災害により前記ア、イの各項の伝達が不可能である時は、携帯用受信機を活用し、消防団幹部（団長、副団長、分団長、副分団長）に一斉連絡する。

第2節 組織動員

本市域に災害が発生し、又は発生のおそれのある場合に、市民の生命、身体及び財産を保護するため、災害応急対策活動を推進する。このため、市はその組織を整備し、職員の配備体制、所掌事務、動員方法を次のとおり定める。

1. 災害時の配備体制の概要

市は市域内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、被害を最小限にとどめるための災害応急対策を迅速・適切に実施する必要がある。そのため、市長は、自らを本部長として、市に「泉佐野市災害対策本部」等を設置して職員の動員配備を行い、活動体制を確立する。

市域に被害が生じた場合、又は生じると想定される場合には、災害の規模、段階に応じた災害対策本部体制（災害対策A号配備、災害対策B号配備、災害対策C号配備）を設置するものとし、被害情報の把握、調査、市民の避難や応急処理など災害の発生に対処する体制を整備する。なお、休日、夜間等勤務時間外において、突発的災害が発生し、通信網の途絶等により配備指令の伝達が困難な状態となった場合は、災害対策本部体制をとるものとして自主参集する。

また、災害が発生していない場合においても、各種気象警報の発令等により、順次、警戒体制（警戒レベル1～警戒レベル4）をとり、災害の発生に備えた防災体制を配備する。

表 災害配備体制表

警戒体制	警戒レベル1	指揮者：市民協働担当理事 配備員：市民協働課危機管理担当参事
	警戒レベル2	指揮者：市民協働担当理事 配備員：市長公室長、総務部長、生活産業部長、都市整備部長、上下水道局長、市民協働課、政策推進課長、行財政管理課長、総務課長、農林水産課長、クリーンセンター所長、都市計画課長、建築住宅課長、道路公園課長、上下水道総務課長、下水道整備課長、警戒レベル1の指揮者及び配備員
	警戒レベル3	指揮者：副市長 配備員：人権推進担当理事、健康福祉部長、こども部長、学校教育部長、社会教育部長、警戒レベル2の指揮者及び配備者、各所属長が必要と認める人員
	警戒レベル4	指揮者：副市長 配備員：警戒レベル3の指揮者及び配備者、各所属長が必要と認める人員
災害対策本部体制	災害対策A号配備	《警戒レベル4配備に加えて》 指揮者：市長 配備員：管理職級職員全員＋各所属長が必要と認める最小限の人員
	災害対策B号配備	《災害対策A号配備に加えて》 指揮者：市長 配備員：管理職級職員全員＋各所属長が必要と認める人員
	災害対策C号配備	指揮者：市長 配備員：全職員

※ 大規模災害が勤務時間外に発生した場合には、交通機能の麻痺等により速やかな登庁が困難となる職員が発生する。従って「各所属長が必要と認める人員」は、各職員の登庁手段等を考慮し人選する必要がある。

表 災害配備体制動員の目安

災害配備体制		風水害			
		雨量情報及び 災害発生による基準	河川水位 による基準	台風情報 による基準	高潮情報 による基準
警戒 体制	警戒レベル1	市域に各種気象警報 が発令			
	警戒レベル2	市域に土砂災害警戒 準備情報の発表		36時間以内に府 域に台風が接近	
	警戒レベル3	2時間予測雨量が土 砂災害発生危険基準 線を超過	はん濫注意水位に 達した場合	24時間以内に府 域に台風が接近	府域に注意報が発令
	警戒レベル4	市域に土砂災害警戒 情報の発表	避難判断水位に達 した場合	6時間以内に府 域に台風が接近	府域に警報が発令
災害 対策 本部 体制	災害対策 A号配備	特定の場所で災害発 生	1時間後にはん濫 危険水位に達する と予測される場合		
	災害対策 B号配備	小規模災害が複数箇 所で発生	はん濫危険水位に 達した場合		
	災害対策 C号配備	大規模災害が発生	はん濫・決壊		
備考		上記以外においても、市長、又は副市長が必要と認めるときは、警戒体制、災害対策本部体制を配備する。			警戒レベル3・4は関係 部局のみとする。 関係部局：市民協働課、 上下水道総務課、下水道 整備課、農林水産課、政 策推進課、行財政管理 課、消防本部

2. 組織計画

(1) 風水害警戒体制（災害対策本部設置前）等の措置

災害対策本部が設置される前又は設置されない場合における防災活動は、害警戒体制（資料編：1－4）に基づくこととし、班構成及び事務分掌については（資料編1－5）のとおりとする。

(2) 災害対策本部の設置又は廃止

ア. 災害対策本部の設置基準

- (ア) 大規模な災害の発生が予想され、その対策を要すると認められたとき
- (イ) 災害救助法の適用を要する災害が発生したとき
- (ウ) その他市長が必要と認められたとき

イ. 災害対策本部の設置場所

本部は市役所内に置く。ただし、災害の規模その他の状況により応急対策の推進を図るため、本部の移動が必要と認めるときは、本部長（市長）は他の適当な場所に移動し設置することがある。この場合、各関係機関に連絡する。

表 災害対策本部の設置場所

設置場所	用途
4階庁議室	本部室
3階大会議室	本部会議室
別館車庫	物資保管場所

ウ. 災害対策本部の廃止基準

災害対策本部は、次の場合に廃止する。

- (ア) 予想された災害の危険が解消したとき
- (イ) 災害応急対策がおおむね完了したとき
- (ウ) 本部長が適当と認めたとき

エ. 災害対策本部の設置及び廃止の通知

(ア) 設置及び廃止の通知等

本部を設置又は廃止したとき、若しくは本部員（職員）の動員配備を指令し又は解除したときは、直ちにその旨を知事（府危機管理室）及び関係機関に通知するとともに公表する。

オ. 組織

本部の組織は、市災害対策本部条例の定めるところにより、次のとおりとする。

(ア) 組織（資料編：1－1）

(イ) 本部会議

本部会議は本部長、副本部長及び本部員をもって組織し、本部長が必要に応じて召集する。ただし、時宜に応じ、一部の本部員をもって会議を開くことができる。

本部会議は、次の事項について方針を決定しその実施を推進する。

a. 決定すべき事項

- ・災害予防対策に関すること
- ・配備体制の決定に関すること
- ・災害救助法の適用申請に関すること
- ・自衛隊派遣要請に関すること
- ・災害応急対策に関すること
- ・その他災害に関する重要な事項

b. 決定事項の通知

本部会議の決定事項のうち、必要と認める事項を直ちに知事及び関係機関に通知するとともに、本部職員に周知を要するものについては庁内放送等により周知徹底を図る。

(ウ) 部及び班

本部に部、部に班を置く。その名称及び事務分掌については（資料編1－2）のとおり

りとする。

(エ) 本部連絡員

各班のうち1名を本部連絡員として本部に常駐させる。本部連絡員は、本部との連絡にあたりとともに各班相互の連絡調整を処理する。

表 災害対策本部の設置及び廃止の通知及び公表の方法

通知及び公表先	通知及び公表の方法	担当部班
庁内及び出先の各部班	防災行政無線、電話及び庁内放送	事務局本部班
関係機関等	防災行政無線、電話その他迅速な方法	〃
市民	広報車等	〃
報道機関	口頭及び文書	〃

カ. 府との連携

府が現地災害対策本部を設置した場合、密接な相互間の連絡を行うなど、この組織と連携を図って活動する。

キ. 本部長の代理

市長に事故あるとき又は欠けたときの本部長の代理は、副市長、教育長の順とする。

3. 動員計画

災害応急対策の実施についての動員要領は、次のとおりである。

(1) 配備体制

ア. 風水害警戒体制（災害対策本部設置前）等の体制

災害対策本部を必要としない小規模災害の発生のおそれがあるとき、又は災害発生のおそれが時間、規模等について推測困難な場合は、最小限の必要人員を配備し、警戒体制による体制を配備する。

警戒体制における班構成及び事務分掌については（資料編1-5）のとおりとする。

(ア) 警戒体制：警戒レベル1

情報収集に必要な最小人員を配備し、情報収集を実施する体制

(イ) 警戒体制：警戒レベル2

災害発生のおそれが時間、規模等について推測困難な場合、最小限の必要人員を配備し、情報連絡等、災害に対する準備を実施する体制

(ウ) 警戒体制：警戒レベル3

災害発生のおそれがあり、情報連絡だけでなく、物資資材の点検等、災害に対する準備を実施する体制

(エ) 警戒体制：警戒レベル4

警戒レベル3において、さらに災害発生の可能性が高まり、必要人員の増員が必要な

第1章 災害警戒期の活動
第2節 組織動員

場合

イ. 災害対策本部（資料編：1－3）

(ア) 災害対策本部体制：災害対策A号配備

災害が発生し、又は発生のおそれがあり、市長が必要と認めた場合で、災害に対する警戒若しくは応急対策を実施する体制

(イ) 災害対策本部体制：災害対策B号配備

相当規模の災害が発生し、又は発生のおそれがあり、市長が必要と認めた場合で、災害に対する警戒若しくは応急対策を実施する体制

(ウ) 災害対策本部体制：災害対策C号配備

大規模災害が発生し、又は発生するおそれがあり、市長が必要と認めた場合で、市の全力をあげて防災活動を実施する体制

(2) 動員方法

ア. 風水害警戒体制（災害対策本部設置前）

所属長は、被害の状況に応じ、職員を配置する。

ただし、災害応急対策を的確に実施するため、指揮官は、適宜、配備職員の数を増減し又は各課相互に職員の応援ができるものとする。

各所属長は、勤務時間外に各配備体制の決定が出され、危機管理担当参事から連絡を受けた場合は、速やかに所属職員に伝達し、職員を招集しなければならない。

各所属長は、この招集を迅速に行うために常に所属職員の住所及び連絡先を把握し、職員に周知しておかなければならない。

イ. 災害対策本部等

(ア) 配備計画

各部長が部内を調整のうえ、必要な災害活動班及び人員を編成し、防災活動の準備又は実施のため、配備職員に徹底しておくものとする。

(イ) 平常執務時の伝達

災害発生のおそれがあり、災害警戒体制又は災害対策本部が設置された時は、本部長の指示により防災行政無線等により配備体制を整え、本部員又は各班長は職員を指揮して、速やかに実動体制を確立するものとする。

(ウ) 各班の動員計画

各班長は、配備指令に直ちに応じられるよう所属の職員について、あらかじめ災害警戒体制、災害対策本部体制の指令ごとの出動職員を把握しておき、各職員に徹底しておくものとする。

(エ) 非常召集の方法

a. 担当部班長等による非常召集の方法は、電話、携帯電話又は「おおさか防災ネット」による防災情報メール配信によることとする。

b. 勤務時間外において、テレビ、ラジオ等のメディアで、本市域の被害状況を受けた場合、その被害状況に応じた体制をとる。

c. 勤務時間外において、突発的災害が発生し、通信網の途絶等により配備指令の伝達が困難な状態となった場合は、災害対策本部体制をとるものとして自主参集する。

d. 出張等で所定の勤務につけない場合や、災害で所定の勤務場所に行けない場合は、最寄りの出先機関や避難所に参集し、当該施設の責任者の指示にしたがって、災害応急対策活動に従事するとともに、所属の長若しくは所定勤務場所の責任者にその旨を連絡する。

(オ) 動員状況の報告及び連絡

a. 職員は、参集途中においては可能な限り被害状況、その他の災害情報の把握に努め、参集後直ちに参集場所の責任者に報告する。

b. 市において防災活動を実施するため、職員を動員した場合はその状況を速やかに府に報告し、関係機関に連絡する。

c. 各部長は、動員した職員の氏名、時刻等を本部長（市長）に報告する。

(カ) 連絡責任者

a. 各部別に連絡責任者を置く。連絡責任者は、所属部長の指名する職員をもってあてる。

b. 連絡責任者は、所属部と災害対策本部との連絡にあたるものとする。

<資料>

- ・資料編：参考4．泉佐野市災害対策本部条例

第3節 警戒活動

市は、災害の発生に備え、警戒活動を行うものとする。

1. 気象観測情報の収集伝達

市は、関係機関と連携して正確な気象情報を収集、把握し、状況に応じた警戒体制をとる。

(1) 雨量

市民協働課は、管轄雨量観測所の正確な情報の把握に努め、市長へ報告する。

(2) 河川・ため池水位

ア. 上下水道局及び生活産業部は、気象等の状況から洪水のおそれを察知したとき又は水防警報を受けたときは、観測した水位を調査し、市長へ通報する。

イ. ため池管理者は、ため池水位が通報水位に達し、後に通報水位を下回るまで、生活産業部へ水位状況を適宜通報する。

(3) 潮位

ア. 上下水道局は、気象等の状況から高潮のおそれを察知したとき、又は気象予警報、高潮予警報を受けたときは、風向・風速、潮位・波高等を河川・下水道班長に通報する。

イ. 上下水道局は、潮位等の通報を受けたとき、又は高潮のおそれがあると判断されたときは、市長に報告するとともに、状況に応じて府の観測潮位を関係水防管理者に通報する。

2. 水防活動

市域において洪水又は高潮による災害の発生が予想される場合には、迅速に水防活動を実施する。なお、災害対策本部が設置された場合は、同本部のもとに水防活動を実施する。

(1) 水防区域監視、警戒及び水防施設の管理者への連絡、通報を行う。

(2) 重要箇所を中心に巡回し、異常を発見したときは直ちに水防作業を開始するとともに、所轄の現地指導班長（大阪府岸和田土木事務所長）に報告する。

ア. 堤防の亀裂、欠け・崩れ・沈下等

イ. 堤防からの溢水状況

ウ. 樋門の水漏れ

エ. 道路、橋りょう等の構造物の異常

オ. ため池の流入水・放出水の状況、付近の山崩れなど

(3) 水防に必要な資機材の点検整備を実施する。

(4) 防潮扉等の遅滞ない操作及び防潮扉等の管理者に対する閉鎖の応援を行う。

(5) 防潮扉等の管理者・操作担当者等の任務を行う。

ア. 気象予警報等を入手したときは、水位の変動を監視し、的確に防潮扉等の開閉を行う。

イ. 水位の変動があったときは、水位の変動状況、措置状況等を速やかに関係機関に通報する。

3. 土砂災害警戒活動

豪雨、暴風等によって生じる土砂災害に備える。

(1) 土砂災害危険箇所、土砂災害警戒区域等の警戒活動の基準

ア. 第1次警戒体制

予測雨量で、土砂災害発生基準を超過時

イ. 第2次警戒体制

土砂災害警戒情報を発表時

なお、山地災害危険地区は、上記基準を参考に警戒活動を開始する。

(2) 警戒活動

ア. 第1次警戒体制の場合

(ア) 防災パトロール、危険箇所の前兆現象の把握、住民に対する広報を実施する。

(イ) 町会・自治会（自主防災組織を含む）等の防災活動を要請する。

(ウ) 必要に応じて、警戒区域の設定を行う。

(エ) 住民等に避難の準備を行うよう広報を行う。

イ. 第2次警戒体制の場合

(ア) 適時・適切に、災害対策基本法に基づく避難勧告、指示を行う。

(3) 土砂災害警戒情報

大雨により土砂災害の危険度が高まった場合に、府と大阪管区气象台が共同して発表する情報である。

なお、発表は、气象台の短時間降雨予測に基づき、府の土砂災害発生基準雨量及び气象台の土壌雨量指数が基準を超過することが見込まれる場合に発表される。

※土砂災害発生基準雨量

過去に当該地域で土砂災害をもたらした累積雨量の下限値であり、土砂災害発生の目安となる。

※土壌雨量指数

土砂災害発生の危険性を示す指標で、降った雨が土壌中に貯まっている状態を示す指数。「これまでに降った雨」と「今後数時間に降ると予想される雨」をもとに、全国くまなく5km四方の領域ごとに算出する。

また、土壌雨量指数と土砂災害の危険度との対応を分かりやすく表現するため、5km四方領域ごとに、過去10年間に出現したひと雨ごとの土壌雨量指数を、高い順に並べたものを履歴順位といい、一般に、履歴順位が高いときほど土砂災害発生の危険度が高い。

(4) 情報の収集及び伝達

ア. 土砂災害警戒情報の関係機関への伝達経路

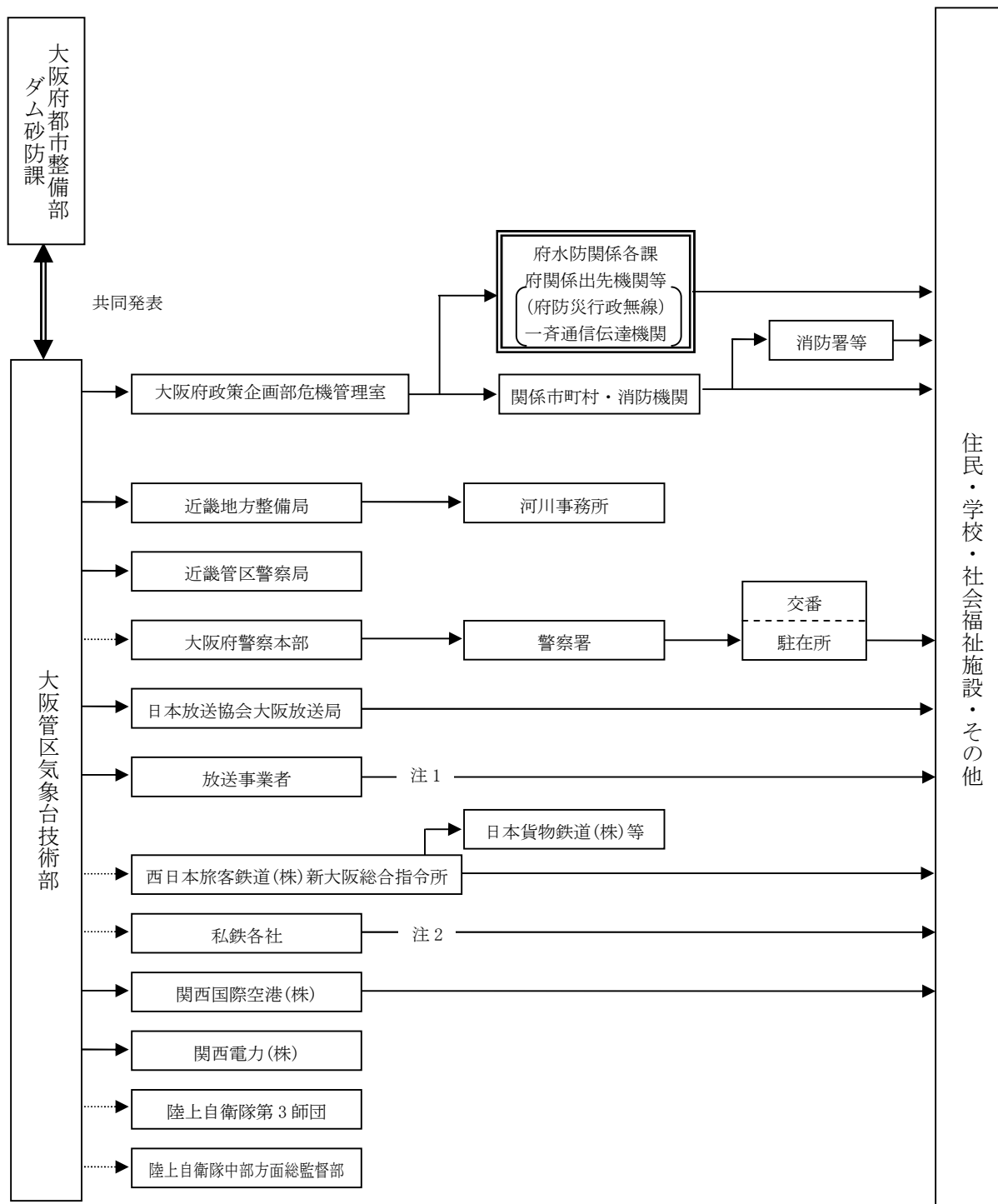


図 土砂災害警戒情報の関係機関への伝達経路

- (注) 1 放送事業者とは、朝日放送株式会社、株式会社毎日放送、読売テレビ放送株式会社、関西テレビ放送株式会社、株式会社エフエム大阪、関西インターメディア株式会社の6社である。
- 2 私鉄各社とは、近畿日本鉄道株式会社、阪急電鉄株式会社、南海電鉄株式会社、京阪電鉄株式会社、北大阪急行株式会社、能勢電鉄株式会社、大阪府都市開発株式会社（泉北高速鉄道）の7社である。
- 3 大阪管区气象台からの伝達経路で▶ 及び放送事業者の株式会社エフエム大阪は専用回線以外である。

イ. 土砂災害危険箇所に関する情報の収集・伝達総括

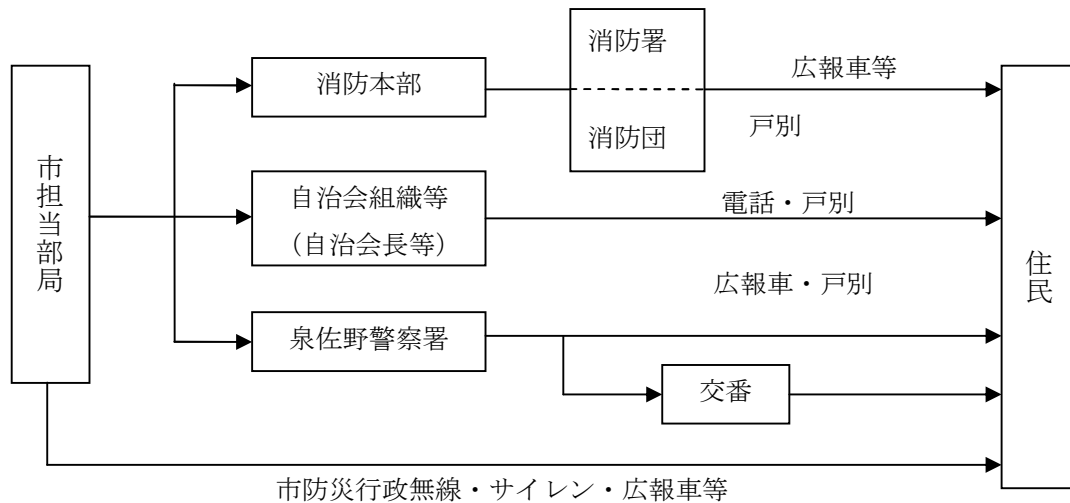


図 土砂災害危険箇所に関する情報の収集・伝達総括

ウ. 伝達情報の内容

- (ア) 気象予警報等の情報
- (イ) 府下の降雨量の状況
- (ウ) 前兆現象の監視、観測状況の報告
- (エ) 避難の勧告・指示
- (オ) その他応急対策に必要な情報

エ. 前兆現象等の把握

(ア) 前兆現象の把握

市は、雨に関する注意報・警報等が発令された場合又は土砂災害の発生が予想される場合には、関係機関の協力を得て、市域内の危険箇所のパトロールを実施して、前兆現象の把握をする。

- a. 危険箇所及びその周辺の降雨量
- b. 斜面の地表水、湧水（濁り、涸渇等）、亀裂状況
- c. 斜面及び斜面上下段の竹木等の傾倒状況
- d. 斜面の局部的崩壊
- e. 溪流、ため池、水田等の急激な減水
- f. 人家等建物の損壊状況
- g. 住民及び滞留者数
- h. その他必要な情報

(5) 砂防ボランティア（斜面判定士等）の活用

市は府と協力してNPO 法人大阪府砂防ボランティア協会との連携により、砂防ボランティア（斜面判定士等）を活用し、土砂災害危険箇所の点検巡視を行う。

4. ライフライン・交通等警戒活動

ライフライン、交通に関わる事業者は、豪雨、暴風等によって起こる災害に備える。

(1) 上水道・下水道施設管理者

- ア. 応急対策要員の確保（待機及び非常呼集体制の確立）
- イ. 応急対策用資機材の確保

(2) 電力（関西電力株式会社）

- ア. 応急対策要員の確保（待機及び非常呼集体制の確立）
- イ. 応急対策用資機材の確保

(3) ガス（大阪ガス株式会社）

- ア. 応急対策要員の確保（待機及び非常呼集体制の確立）
- イ. 応急対策用資機材の点検、整備、確保
- ウ. 主要供給路線、橋りょう架管、浸水のおそれのある地下マンホール内整圧器等の巡回点検

(4) 電気通信（西日本電信電話株式会社）

- ア. 情報連絡用回線の作成及び情報連絡員の配置
- イ. 異常事態の発生に備えた監視要員又は防災上必要な要員の措置
- ウ. 重要回線、設備の把握及び各種措置計画の点検等の実施
- エ. 災害対策用機器の点検、出動準備又は非常配備及び電源設備に対する必要な措置の実施
- オ. 防災のために必要な工事用車両、資機材の準備
- カ. 電気通信設備等に対する必要な防護措置
- キ. その他安全上必要な措置

(5) 道路管理者

気象情報等の収集に努め、必要に応じ警戒体制をとるとともに、施設設備の点検及び利用者の混乱を防止するため適切な措置を講ずる。

- ア. 定められた基準により、通行の禁止、制限若しくは速度規制を行う。
- イ. 交通の混乱を防止するため、迂回、誘導等適切な措置を講ずる

(6) 港湾、漁港施設管理者

- ア. 施設に被害が生じるおそれがある場合は、供用の一時停止等の措置を講ずる。
- イ. 適切な案内放送を行い、必要に応じて利用者を安全な場所へ避難誘導する。

5. 港湾警戒活動

第五管区海上保安本部、泉佐野警察、大阪港海難防止対策委員会等関係機関は、連携して、暴風、波浪等による船舶の座礁・遭難事故に備え、市は、これに協力する。

(1) 第五管区海上保安本部（関西空港海上保安航空基地・岸和田海上保安署）

在港中の船舶を港外の安全な場所に待避等させ、船舶の安全を図るとともに、船舶による港湾施設の損壊を未然に防止する。

- ア. 避難の要否、勧告の時期等は、大阪港海難防止対策委員会の具申等に基づき決定する。
- イ. 避難勧告

電話・ファクシミリによる連絡、国際旗りゅう信号、無線通信、ラジオ放送、巡視艇によるサイレンの吹鳴、避難勧告文書の交付などの方法で周知する。

ウ. 避難要領

- (ア) 大型船舶は、港外へ避難させる。

(イ) 水先人、ひき船等を必要とする船舶は、関係者が協議のうえ、沖出し順序を決定する。

エ. 緊急時の措置

事態が急迫し、関係機関と協議のいとまがないとき、又は市長から要請のあったときは、状況を適切に判断して避難の指示を行う。

(2) 泉佐野警察署

大阪港海難防止対策委員会その他関係機関と連携して、次の措置を行う。

ア. 船舶に対する避難の勧告、指示の伝達及び避難に伴う必要な誘導

イ. 河川防潮水門の閉鎖にともなう避難船舶の警戒

(3) 大阪港海難防止対策委員会

気象状況の推移に対応し、在港船舶の安全確保等について協議するとともに、海難防止に必要な措置について、連絡調整を図り、台風災害防止措置基準により、阪南港長（岸和田海上保安署長）に対し、船舶の避難勧告等について具申する。阪南港長から発せられた避難勧告等を関係者に伝達する。

表 台風災害防止措置基準

措置区分	台風の状況	処置
警戒体制	台風が大阪湾に接近するおそれがあると判断された場合	<ol style="list-style-type: none"> 1 気象情報を収集し、台風の動向に留意すること。 2 乗務員を招集して荒天準備となし、機関の準備等、必要に応じ運航できる体制とすること。 3 関係先との連絡手段を確保しておくこと。
第一避難体制	阪神港（大阪区、堺泉北区）及び阪南港が台風の暴風域に入るおそれがあると判断された場合	<ol style="list-style-type: none"> 1 次の船舶は、原則として港外に避難すること。 (1)大阪区では、1万総トン以上のばら積危険物積載船舶及びJ岸壁に係留している船舶 (2)堺泉北区では、3万総トン以上の船舶 2 工事作業船舶等は、作業等を中止し安全な場所に避難すること。 3 小型船舶は、避泊場所を選定し、時期を失することがないように避泊を開始すること。 4 1,000総トン以上の大型船舶（フェリー等を除く。）は、原則として入港を見合わせる。
第二避難体制	阪神港（大阪区、堺泉北区）及び阪南港が台風の暴風域に入るおそれが必至と判断された場合、あるいは両港が重大な影響を受けると判断された場合	<ol style="list-style-type: none"> 1 1,000総トン以上の大型船舶は、原則として港外に避難し、保船等万全の措置をとること。 2 小型船舶は、河川、運河等の安全な場所に避難し、厳重な警戒措置をとること。
警戒・第一避難・第二避難体制の解除	大阪港及び阪南港は台風の影響圏外となり、まもなく平穏となると判断された場合	港外に避難した船舶は、再入港する等、適宜の措置をとること。

第4節 避難誘導

災害から住民の安全を確保するため、市及び関係機関は相互に連携し、避難勧告・指示、誘導等必要な措置を講ずるものとする。

避難誘導の際は、「避難勧告等の判断・伝達マニュアル(案)」に従うとともに、「災害時要援護者避難支援計画」に沿った災害時要援護者に対する避難支援に努める。

1. 避難指示、避難勧告、一時避難情報、避難準備情報

住民の生命又は身体を災害から保護し、及び被害の拡大を防止するため特に必要があると認める場合は、避難勧告等を行う。

(1) 避難勧告等の種類

ア. 避難準備情報

災害により人的被害が発生するおそれがあり、避難行動の開始を準備する必要がある場合や、避難支援者（災害時要援護者等、避難行動に時間を要する者を支援する者）が支援行動のための準備を開始する必要がある場合に、情報を提供するもの。

イ. 一時避難情報

災害により人的被害が発生するおそれがあり、避難行動を開始する必要があるが、自宅内の高所や斜面から離れた場所、近隣の安全な場所等に一時的に移動することにより、人的被害を避けることが可能な場合に、情報を提供するもの。また、災害時要援護者等の避難のために、避難支援者が行動を開始する必要がある場合に、情報を提供するもの。

この場合、避難途中の被災を避けることができるのであれば、後述する立ち退き避難の行動を取ることがより望ましい。

ウ. 避難勧告（立ち退き避難）

災害により人的被害が発生するおそれがあり、被害拡大防止するため特に必要がある場合、対象地域の住民等に対して、安全な場所（指定避難場所等）への避難のための立ち退きを勧め又は促すもの。

この場合、避難途中の被災を避けるため、必要に応じて防災関係者による避難誘導を行うようにする。

エ. 避難指示

災害による被害の危険が目前に切迫している場合に、「避難勧告」より強い拘束力で以って、対象地域の住民等に対し、安全な場所（指定避難場所等）への避難のための立ち退きを促すもの。

この場合、避難途中の被災を避けるため、二次被害の危険性を考慮した上で、防災関係者による避難誘導を伴うようにする。

(2) 避難勧告等発令時の状況と市民に求める行動

	発令時の状況	市民に求める行動
避難準備情報	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害発生の可能性が予想される状況 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 家族との連絡、非常持出品の用意等、避難準備を開始 ・ 避難支援者は、支援行動のための準備を開始
一時避難情報	<ul style="list-style-type: none"> ・ 避難行動を開始しなければならない段階であるが、予想される災害が、自宅内や近隣の、より安全な場所への一時避難で、住民の安全が確保される程度の場合 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自宅内の高所など、人的被害を避けることができる場所へ一時的に自主避難を開始 ・ 災害時要援護者等を必要最小限度の移動で安全な場所へ避難させるため、避難支援者は行動を開始
避難勧告	<ul style="list-style-type: none"> ・ 避難行動を開始しなければならない段階であり、予想される災害が、指定された避難所への立ち退き避難が必要となる程度の場合 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 指定された避難所への避難行動を開始 ・ 災害時要援護者等を指定された避難所へ避難させるため、避難支援者は避難行動を開始
避難指示	<ul style="list-style-type: none"> ・ 前兆現象の発生や、現在の切迫した状況から、災害が発生する危険性が非常に高いと判断される状況 ・ 堤防の隣接地、斜面の直下等、地域の特性等から人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断される状況 ・ 人的被害が発生した状況 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 避難勧告等の発令後、避難中の住民は、周囲の状況を確認しながら避難行動を速やかに完了 ・ 未だ避難していない対象住民は、避難行動に速やかに移るとともに、そのいとまがない場合は生命を守る最低限の行動を開始

※上表は、「避難勧告等の判断・伝達マニュアル(案)」に定めたもの。

(3)避難指示、避難勧告等の権限

種別	勧告又は指示を行う要件	勧告・指示を行う者	根拠法規
災害全般	市民の生命、身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要と認める場合は、避難のための立ち退きの勧告又は指示を行う。	市長	災害対策基本法 第60条
	市が事務の全部又は大部分の事務を行うことができなくなった時は、避難のための立ち退きの勧告及び指示に関する措置の全部又は一部を市長に代わって行う。	知事	
	(1)市長から要請があった場合 (2)市長が避難指示をできないと認められ、かつ指示が急を要する場合	警察官 海上保安官	災害対策基本法 第61条
	火災の拡大又はガスの拡散等が迅速で人命の危険が著しく切迫していると認める場合	消防長 又は 消防署長	消防法 第23条の2
	災害の状況により特に急を要する場合で、警察官がその現場にいない場合に限り、避難等の措置を講ずる。	自衛官 (災害派遣を命ぜられた部隊)	自衛隊法第94条
洪水	洪水によって著しい危険が切迫していると認められる場合は、必要と認める区域の市民に対して避難のための立ち退きを指示する。	知事、その命を受けた職員、水防管理者	水防法第29条
地すべり	地すべりによって著しい危険が切迫していると認められる場合は、必要と認められる区域の市民に対して避難のための立ち退きを指示する。	知事、その命を受けた職員	地すべり等防止法第25条

(4)避難準備情報の発令

伝達内容	ア. 勧告者 イ. 避難すべき理由 ウ. 避難先 エ. 避難経路 オ. 避難誘導員の指示連絡等
伝達方法	
避難準備情報 伝達文 (例文)	市民のみなさんにお知らせします。〇〇から避難準備情報が出されました。〇〇のため、〇〇地区は被害のおそれがあるので、直ちに避難の準備をして下さい。お年寄りの方等避難に時間がかかる方は、〇〇へ避難を開始してください。(避難先、危険な場所等注意事項を続ける。)

(5)一時避難情報

伝達内容	ア. 勧告者 イ. 避難すべき理由 ウ. 避難先 エ. 避難経路 オ. 避難誘導員の指示連絡等
伝達方法	避難準備情報と同じ
避難勧告 伝達文 (例文)	市民のみなさんにお知らせします。〇〇から一時避難情報が出されました。〇〇のため、〇〇地区は被害のおそれがあるので、自宅内や近隣の高所など、安全を確保できる場所へ一時的に自主避難をして下さい。お年寄りの方等避難に時間がかかる方は、直ちに〇〇へ避難してください。なお、〇〇付近は（川のはん濫、道路の冠水、堤防の決壊、がけ崩れ、地すべり、等）により危険なため、近づかないように避難してください。(避難先、その他注意事項を続ける。)

(6)避難勧告の発令

伝達内容	ア. 勧告者 イ. 避難すべき理由 ウ. 避難先 エ. 避難経路 オ. 避難誘導員の指示連絡等
伝達方法	避難準備情報と同じ
避難勧告 伝達文 (例文)	市民のみなさんにお知らせします。〇〇から避難勧告が出されました。〇〇のため、〇〇地区は被害のおそれがあるので、直ちに避難をして下さい。なお、〇〇付近は（川のはん濫、道路の冠水、堤防の決壊、がけ崩れ、地すべり、等）により危険なため、近づかないように避難してください。(避難先、危険な場所等注意事項を続ける。)

(7)避難指示の発令

伝達内容	避難準備情報と同じ
伝達方法	避難勧告と同じ伝達方法を繰り返すとともに、必要に応じ直接口頭により伝達する。
避難指示 伝達文 (例文)	市民のみなさんにお知らせします。〇〇から避難の指示が出されました。 〇〇のため、大変危険な状況です。〇〇地区は被害のおそれがあるので、直ちに避難をして下さい。 なお、〇〇付近は（川のはん濫、道路の冠水、堤防の決壊、がけ崩れ、地すべり、等）により危険なため、近づかないように避難してください。 （避難先、危険な場所等注意事項を続ける。）

2. 避難勧告等の発令基準

市は、「避難勧告等の判断・伝達マニュアル(案)」等に基づき、避難準備情報を発令・伝達する。

(1) 浸水・はん濫災害に備えた基準

ア. 洪水予報の基準水位 (0. P. m)

河川名 (観測所)	水防団待機水位	はん濫注意水位	避難判断水位	はん濫危険水位
見出川	1.00m	1.50m	1.60m	2.40m
佐野川	0.75m	1.25m	1.45m	1.85m
樫井川	1.00m	2.25m	3.85m	4.50m

イ. 浸水災害に備えた基準

発令種別	判断基準
避難準備情報	市域に大雨警報（浸水害）が発表され、かつ ①降雨の継続が予想される時 又は ②記録的短時間大雨情報が発表された時
一時避難情報	市域に大雨警報（浸水害）が発表され、かつ ③10分間観測雨量が20mmを超え、それを含む1時間の観測雨量が55mmを超えた時
避難勧告	—
避難指示	—

ウ. はん濫災害に備えた基準（水位周知河川）

発令種別	判断基準
避難準備情報	市域に大雨警報（浸水害）又は洪水警報が発表され、かつ ①はん濫注意水位に到達した時
一時避難情報	市域に大雨警報（浸水害）又は洪水警報が発表され、かつ ②避難判断水位に到達した時
避難勧告	③上記②の状況で、かつ降雨が継続し、さらに水位上昇が予想さ

	<p>れる場合下記の箇所を対象に発令</p> <p>1) 浸水想定区域で浸水深が2mを超える区域</p> <p>2) 短時間豪雨による浸水警戒区域</p> <p>3) 河川の堤防や護岸に隣接している箇所</p>
避難指示	<p>④はん濫危険水位に到達したとき</p> <p>⑤堤防決壊や護岸崩壊のおそれがあるとき (堤防決壊や護岸崩壊につながるような大量の漏水や亀裂等が発見されたとき)</p> <p>下記の箇所を対象に発令</p> <p>1) 浸水想定区域で浸水深が2mを超える区域</p> <p>2) 短時間豪雨による浸水警戒区域</p> <p>3) 河川の堤防や護岸に隣接している箇所</p>

エ. はん濫災害に備えた基準（その他の河川（樫井川：水位情報の一部あるいは全部がない場合））

発令種別	判断基準
避難準備情報	<p>市域に大雨警報（浸水害）又は洪水警報が発表され、かつ</p> <p>①上流域のいずれかの雨量観測所の雨量が、50 mm/h に達した場合</p>
一時避難情報	<p>市域に大雨警報（浸水害）又は洪水警報が発表され、かつ</p> <p>②上記①の状況で、かつ</p> <p>大木雨量観測所の雨量が、50 mm/h に達した場合</p>
避難勧告	<p>③上記②の状況で、かつ降雨が継続し、さらに水位上昇が予想される場合下記の箇所を対象に発令</p> <p>1) 浸水想定区域で浸水深が2mを超える区域</p> <p>2) 短時間豪雨による浸水警戒区域</p> <p>3) 河川の堤防や護岸に隣接している箇所</p>
避難指示	<p>④大和橋（大木小学校横）桁下から約1mまで上昇した場合</p> <p>⑤堤防決壊や護岸崩壊のおそれがあるとき (堤防決壊や護岸崩壊につながるような大量の漏水や亀裂等が発見されたとき)</p> <p>下記の箇所を対象に発令</p> <p>1) 浸水想定区域で浸水深が2mを超える区域</p> <p>2) 短時間豪雨による浸水警戒区域</p> <p>3) 河川の堤防や護岸に隣接している箇所</p>

(2) 土砂災害に備えた基準

発令種別	判断基準
避難準備情報	下記の①②③すべての条件を満たした場合に発表

	①市域に大雨警報（土砂災害）が発表された場合 ②「土砂災害警戒情報」を補足する詳細情報における「3 時間予測雨量」が「土砂災害発生警戒基準線（CL）」を超過し、土砂災害警戒準備情報が発表された場合 ③今後も降雨が継続すると予想される場合
一時避難情報	上記①③及び下記④すべての条件を満たした場合に発表 ④「土砂災害警戒情報」を補足する詳細情報における「2 時間以上予測雨量」が「土砂災害発生警戒基準線（CL）」を超過し、かつ土砂災害警戒情報が発表された場合
避難勧告	上記①③及び④の状況で、下記⑤の条件を満たした場合に発令 ⑤指令避難所までの避難経路の安全が確保されている場合 （防災関係者の避難誘導準備が整った場合）
避難指示	上記①③及び下記⑥すべての条件を満たした場合に発表 ⑥「土砂災害警戒情報」を補足する詳細情報における「現況雨量」が「土砂災害発生警戒基準線（CL）」を超過した場合

3. 避難者の誘導

避難の誘導は、泉佐野警察、消防機関、町会・自治会（自主防災組織を含む）役員及び施設管理者等の協力を得て組織的な避難誘導を行うものとし、極力安全と統制を図り実施する。

- (1) 誘導にあたっては、定められた避難所への町会・自治会単位での集団避難を心掛け、災害時要援護者及び介助者を優先して行うものとする。
 なお、これらの誘導にあたっては、迅速、的確に行うものとし、合わせて被災により保護者を失う等保護が必要となる児童の迅速な発見、保護に努める。
- (2) 避難路については、安全を十分確認し、特に危険な箇所は誘導員の配置、誘導ロープの設置を行い、また夜間においては、可能な限り投光器、照明器具を使用して避難中の事故防止に万全を期するものとする。
- (3) 避難にあたっては、携行品を必要最小限に制限し、早期に避難を完了させる。
- (4) 避難は、避難者が各個に行うことを原則とするが、避難者が自力で立ち退き不可能な場合は、車両、船艇により行う。
- (5) 在宅の災害時要援護者については、平常時から在宅福祉サービス等を利用している要援護者に加え、災害発生により、家族や近隣の援護を失って自宅に取り残されるなど新たに援助を必要とする者が発生する。よって、地域住民等の協力を得ながら、確実な避難を完了させるとともに、居宅に取り残された災害時要援護者の迅速な発見に努める。

4. 学校・社会福祉施設等における避難対策

学校、幼稚園、社会福祉施設及び病院等、集団退避を必要とする施設にあつては、平常時から市、消防本部及び警察署等の関係機関と協議のうえ、下記事項について避難計画を定め、避難訓練を実施するとともに、災害時に安全な避難ができるよう、関係機関と連絡を密にする。

- (1) 避難実施責任者
- (2) 避難の時期（事前避難の実施等）
- (3) 避難の順位
- (4) 避難誘導責任者・補助者
- (5) 避難誘導の要領・処置
- (6) 避難者の確認方法
- (7) 家族等への引き渡し方法
- (8) 登下校時の安全確保（緊急通学路の指定）
- (9) 通学路周辺の危険箇所の把握（ブロック塀等の危険性）

5. 警戒区域の設定

市長等は、災害が発生し、又は発生しようとしている場合において、人命又は身体を保護するために警戒区域を設定し、一般の立ち入りの制限、禁止又は退去を命ずることができるが、これは次のとおりである。

また、警戒区域の設定については、警察署、消防本部等関係機関と連絡調整を図っておくものとし、実際に警戒区域を設定した場合に縄を張るなど、警戒区域の表示を行い、避難等に支障のないように処置するものとする。さらに、警察の協力を得て、可能な限り防犯・防火のためのパトロールを実施する。

表 警戒区域の設定権限

設定権者	種類	要件（内容）	根拠法規
市長	災害全般	住民の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるとき	災害対策基本法第63条
知事	災害全般	市が全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、市長が実施すべき応急対策の全部又は一部を代行する。	災害対策基本法第73条
警察官又は海上保安官	災害全般	同上的場合において、市長若しくはその委任を受けた市の吏員が現場にいないとき、又はこれらの者から要請があったとき	災害対策基本法第63条
派遣を命ぜられた部隊等の自衛官	災害全般	市長その他職権を行うことができる者がその場にいない場合に限り	災害対策基本法第63条
消防吏員 又は 消防団員	水災除く 災害	火災等の現場において	消防法第36条において準用する第28条、第23条の2
水防団長 水防団員 又は 消防機関に属する者	洪水高潮	水防上緊急の必要がある場所において	水防法第21条

なお、警察官は消防法第28条、第36条、水防法第21条の規定によっても、第一次的な設定権者が現場にいないか、又は要求があったときは、警戒区域を設定できる。

第2章 災害発生後の活動

第2章 災害発生後の活動

第1節 災害情報の収集伝達

第2節 災害広報

第3節 広報応援等の要請・受入れ

第4節 自衛隊の災害派遣

第5節 救助・救急活動

第6節 医療活動

第7節 緊急輸送活動

第8節 交通規制・管制

第9節 公共土木施設等・建築物応急対策

第10節 ライフライン・放送の確保

第11節 交通の確保

第12節 農林関係応急対策

第13節 災害救助法の適用

第14節 避難所の開設・運営

第15節 緊急物資の供給

第16節 保健衛生活動

第17節 福祉活動

第18節 社会秩序の維持

第19節 住宅の応急確保

第20節 応急教育等

第21節 廃棄物の処理

第22節 遺体の処理及び埋葬

第23節 自発的支援の受入れ

第1節 災害情報の収集伝達

災害が発生した場合、被害状況等の調査、報告は災害応急対策の実施の基礎となるものであるから、市は、関係機関と相互連携を保ちつつ、事態の推移に対応した調査計画の作成、実施体制の編成を行い、被害状況等の把握に努めるものとする。

1. 被害状況の収集

(1) 実施機関

各関係機関等

(2) 収集報告を行う事項

- ア. 被害状況
- イ. 災害応急対策の実施状況
- ウ. その他災害に関する各種の情報、資料等

(3) 収集報告の系統

被害状況等の報告は、それぞれ次の系統により、口頭（電話）又は文書をもって行う。

表 収集報告の系統区分

系統区分	内容
①系統	災害種類を問わず、住民の生命、身体及び財産に係る災害並びに住民生活に影響のある災害に関する速報的な被害状況などの収集報告系統
②系統	災害救助に要する被害状況などの収集報告系統
③系統	各部班の所管事項及び各部班所管の公共施設の被害状況などの収集報告系統

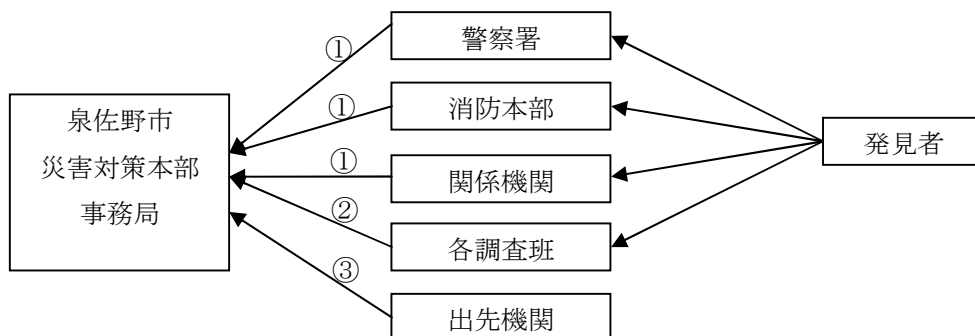


図 収集報告の系統

(4) 調査方法

調査班の編成、調査時期、調査表の様式などについては、「泉佐野市災害対策本部活動実施要領」による。

(5) 住民からの通報

住民からの被害発生などの通報があった場合は、直ちに災害対策本部へ報告しなければなら

ない。市は、担当班を派遣して、被害状況調査及び災害応急対策を実施する。

2. 被害状況の伝達

事務局本部班は、収集した被害情報のうち、必要なものを整理して、次の関係機関等に連絡する。また、情報の正確さを期すため関係機関等の情報を相互に交換する。

- (1) 報告を要する関係機関
- (2) 応急対策を実施する災害対策本部の各部
- (3) 報道機関
- (4) 住民

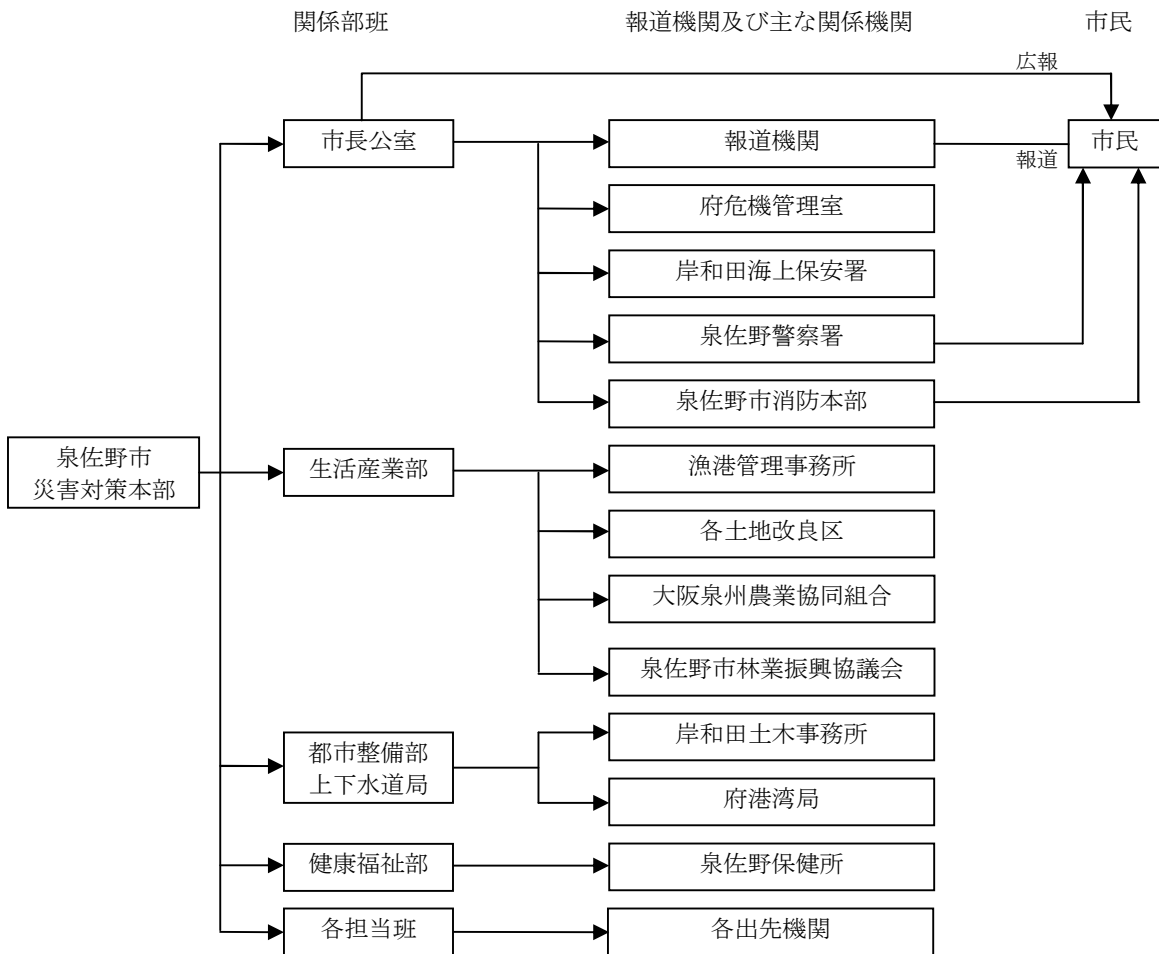


図 関係機関への情報伝達系統

3. 府への報告

調査収集し又は報告を受けた被害状況は、次の報告の基準及び要領により府に報告する。府に対する被害状況等の報告については、災害対策基本法第53条第1項並びに消防組織法第22条に基づく災害報告取扱要領(昭和45年4月10日付消防防第246号)及び火災・災害等即報要領(昭和59年10月15日付消防災第267号)による。

(1) 被害状況等即報（資料編：6－1）

事務局本部班は、取りまとめた情報を途中経過として随時、府へ報告する。

ア．府に報告する内容

(ア) 人的被害

死者数、行方不明者数、負傷者（重傷者、軽傷者）数

(イ) 住家被害

全壊（全焼・流失）、半壊（半焼）、一部破損、床上・床下浸水の棟数、世帯数、人数

(ウ) 災害対策上必要と認められる事項の概要

避難、救護の必要性、災害拡大のおそれ等

(エ) 災害対策本部設置の報告

災害対策本部を設置した場合は、設置した旨の報告

イ．報告の方法

府防災情報システムに入力するが、故障等の原因により運用できなくなった場合は、電話・ファクシミリ等によって報告する。

報告の開始時点は次のとおりである。

(ア) 気象警報が発表されたとき

(イ) その他上記以外で、被害が発生した場合、又は火災事後等で特異なものが発生した場合で、府が入力を依頼したとき

(2) 被害状況報告（資料編：6－1）

災害発生直後の府への報告後、被害状況の詳細が判明した場合、又は被害状況に大きな変化があった場合は、速やかにその内容を報告する。報告方法は、被害状況等即報と同様である。

(3) 災害確定報告（資料編：6－1）

応急措置が完了した場合は、災害確定報告として被害状況報告様式の全項目について報告する。報告方法は、被害状況等即報である。

(4) 国へ報告

府への報告が、通信の途絶等によりできない場合は、直接国（消防庁）に報告する。

(5) 土砂災害発生時の報告（資料編：6－2，3，4）

土石流、地すべり、急傾斜地等の土砂災害が発生した場合は、被害状況報告を府危機管理室に対して行うとともに、岸和田土木事務所等に対して報告を行う。

4. 通信手段の確保

災害発生後、直ちに無線通信機能の点検を行うとともに、支障が生じた施設設備の復旧を行うこととする。また、携帯電話等の移動通信回線も活用し、緊急情報連絡用の通信手段の確保に努める。

(1) 関係機関の通信窓口

関係機関は、災害時における通信等の錯綜をさけるため、災害用電話を指定し、窓口の統一を図るものとする。（資料編：4－1）

(2) 電気通信設備の優先利用

関係機関は、応急対策の実施等について、緊急かつ特別の必要がある場合は、通信事業者等の協力により、電気通信設備の優先利用による非常通信を行う。

(3) 無線通信設備による通信連絡

有線電話の途絶等のため、関係機関が行う災害に関する情報の収集伝達に支障をきたす場合は、次の無線通信設備を使用して通信の確保を図る。

ア. 防災無線通信

- (ア) 大阪府防災行政無線通信系統図（資料編：4－2）
- (イ) 大阪地区非常通信経路計画市町村系（資料編：4－3）（非常時のみ）
- (ウ) 泉佐野市防災行政無線系統図（資料編：4－4）

イ. 携帯電話、衛星通信等の移動通信回線も活用し、緊急情報連絡用の通信手段の確保に努める。

第2節 災害広報

1. 実施機関

事務局本部班は、事務局情報班との密接な連携協力のもとに広報内容の一元化を図り、市民に混乱が生じないように広報を行う。

2. 広報の内容

広報は、平常時の広報手段を活用するほか、避難所への広報誌の掲示など、各段階に応じて次のような方法により広報活動を実施する。

(1) 広報の内容

ア. 災害発生直後の広報

- (ア) 災害の規模・気象の状況
- (イ) 出火防止、初期消火の呼びかけ、二次災害の危険性
- (ウ) 災害時要援護者への支援の呼びかけなど

イ. その後の広報

- (ア) 被災状況とその後の見通し
- (イ) 被災者のために講じている施策
- (ウ) ライフラインや交通施設等の復旧状況
- (エ) 医療機関などの生活関連情報
- (オ) 交通規制情報
- (カ) 義援物資等の取扱いなど

(2) 広報の方法

ア. 広報紙の内容変更・臨時発行等

イ. ヘリコプター・広報車やハンドマイクによる現場広報

ウ. 避難場所等への職員の派遣、広報紙、チラシの掲示・配布

エ. インターネット、CATVの活用

オ. 点字やファクシミリ等多様な手段の活用により、視覚障害者、聴覚障害者等に配慮したきめ細かな広報

カ. 町会・自治会（自主防災組織を含む）等の市民団体の協力

キ. 報道機関への情報提供

ク. 「おおさか防災ネット」の活用

ケ. 携帯電話事業者が提供する緊急時メール速報サービス等の活用

(3) 災害時の広報体制

ア. 広報責任者による情報の一元化

イ. 広報資料の作成

ウ. 関係機関との連絡調整

3. 報道機関との連携

(1) 緊急放送の実施

次の放送機関への緊急放送の実施は、災害対策基本法第57条の規定により、市長及び知事から要請することができる。

日本放送協会、朝日放送株式会社、株式会社毎日放送、読売テレビ放送株式会社、関西テレビ放送株式会社、テレビ大阪株式会社、大阪放送株式会社、株式会社エフエム大阪

(2) 報道機関への情報提供

災害に関する情報及び被災者に対する生活情報、応急対策の実施状況等について、放送業者、通信社、新聞社等の報道機関に対し、定期的な情報提供を行う。

(3) 災害時要援護者に配慮した広報

ア. 災害時要援護者への情報提供

広報にあたっては、災害時要援護者に配慮した広報を行うよう努める。

イ. 外国人への情報提供

市は、ボランティア等を通じて情報提供を行うよう努める。

4. 広聴活動の実施

被災地住民の要望事項等を把握するとともに、住民からの各種問い合わせに速やかに対応できるよう、専門電話及び専用ファクシミリを備えた窓口を開設するなど、積極的に広聴活動を実施する。

第3節 広域応援等の要請・受入れ

災害に際して、本市のみでは対応が不十分となる場合には、市は、災害対策基本法に基づき、関係機関や団体に対して職員の派遣を要請し、応急対策又は災害復旧に万全を期す。

1. 応援の要請

市単独では十分に応急措置が実施できない場合に、迅速に関係機関に応援を要請する。

(1) 応援の要請できる要件

本市の地域に係る災害が発生した場合において、次の場合に応援の要請を行う。

- ア. 自己の持つ消防力等の現有活動勢力では、消防、水防、救助等効果的な応急措置の実施が困難な場合
- イ. 緊急を要するとき、地理的にみて近隣市町村に応援を求めた方がより効果的な応急措置の実施ができると認められる場合
- ウ. その他応急措置を実施するため必要があると認められる場合

(2) 応援にあたっての要請事項

- ア. 災害の状況及び応援を要請する理由
- イ. 応援を必要とする期間
- ウ. 応援を希望する物資・資機材等の品目及び数量
- エ. 応援を必要とする場所
- オ. 応援を必要とする活動内容
- カ. その他必要事項

(3) 知事に対する応援要請

災害対策基本法第68条に基づき、府知事に対して応援要請を行う。

この場合には、市から府危機管理室を通じて行う。

(4) 他の市町村に対する応援の要請

災害対策基本法第67条に基づき、他の市町村長に対して応援要請を行う。

(5) 緊急消防援助隊の応援の要請

市の消防力及び府内の消防応援だけでは、迅速な消火、救出・救助等を行うために十分な対応が取れないと判断される場合は、「緊急消防援助隊受援計画」に基づき、府知事に緊急消防援助隊の応援要請を依頼する。(資料編：2-13)

2. 職員の派遣要請

災害発生時の応急対策、復旧対策を実施するため、本市の職員のみでは対応ができない場合は、府、他の市町村、指定地方行政機関等に対し、職員の長期的な派遣を要請する。

(1) 府、他の市町村又は指定行政機関に対する派遣の要請

災害対策基本法第29条又は地方自治法第252条の17の規定により、職員の派遣を要請する。

第2章 災害発生後の活動
第3節 広域応援等の要請・受入れ

なお、その場合の手続は、次の事項を記載して文書で行う。

- ア. 派遣を要請する理由
- イ. 派遣を要請する職員の職種別人員数
- ウ. 派遣を必要とする期間
- エ. 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- オ. その他必要な事項

(2) 職員の派遣のあっせんの要請

市長は、災害対策基本法第30条に基づき、災害応急対策又は復旧対策のため必要があるときは、知事に対し、指定地方行政機関の職員の派遣について要請を求めることができる。

なお、その場合の手続きを、次の事項を記載した文書で行う。

- ア. 派遣のあっせんを求める理由
- イ. 派遣のあっせんを求める職員の職種別人員数
- ウ. 派遣を必要とする期間
- エ. 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- オ. その他必要な事項

(3) 経費の負担

派遣職員の待遇及び経費の負担については、災害対策基本法第32条、同施行令第17、18、19条に定めるところによる。

3. 労働者の確保

(1) 災害対策基本法その他の法律に基づく従事命令、協力命令

ア. 従事命令、協力命令の種類と執行者

災害応急対策作業	命令区分	根拠法規	執行者
災害応急対策事業 (災害応急対策全般)	従事命令	災害対策基本法第65条第1項	市長
		〃 第65条第2項	警察官 海上保安官
		〃 第65条第3項	派遣を命ぜられた 部隊等の自衛官
災害救助作業 (災救助法に基づく救助)	従事命令	災害救助法第24条	知事
	協力命令	〃 第25条	
災害応急対策事業 (災害救助を除く応急処置)	従事命令	災害対策基本法第71条第1項	知事 委任を受けた 市長
	協力命令	〃 第71条第2項	
災害応急対策事業 (災害応急対策全般)	従事命令	警察官職務執行法第4条	警察官
消防作業	従事命令	消防法第29条第項	消防吏員 消防団員
水防作業	従事命令	水防法第24条	水防管理者 水防団員 消防機関の長

イ. 従事命令の対象者

命令区分（作業対象）	対象者
災害対策基本法による市長、警察官、海上保安官、派遣を命ぜられた部隊等の自衛官の従事命令（災害応急対策全般）	当該市の区域の住民、又は当該応急措置を実施すべき現場にある者
警察官職務執行法による警察官の従事命令（災害応急対策全般）	その場に居合わせた者、その物件の管理者、その他の関係者
従事命令（消防作業）	火災の現場附近にある者
従事命令（水防作業）	水防の現場にある者、又は区域内に居住する者

ウ. 公用令書の交付

従事命令又は協力命令を発するとき、又は発した命令を変更し、又は取消すときは公用令書を交付するものとする。（資料編：11-2）

エ. 費用

市長が災害対策基本法第71条の規定に基づいて発した従事命令により災害応急対策に従事した人に対しては実費を弁償する。

オ. 損害補償

従事命令又は協力命令により災害応急対策に従事した人が、そのことにより死亡若しくは負傷、又は疾病にかかった場合には条例の定めるところによりその損害を補償する。

(2) 公共職業安定所の労働者供給

ア. 公共職業安定所に対しては、次の事項を明らかにして必要な労働者の供給あっせんを依頼する。

- (ア) 必要労働者数
- (イ) 作業の内容
- (ウ) 作業実施期間
- (エ) 賃金の額
- (オ) 労働時間
- (カ) 作業場所の所在
- (キ) 残業の有無
- (ク) 労働者の輸送方法
- (ケ) その他必要な事項

イ. 賃金の額

労働者に支払う賃金の額は、原則として市における同職種に支払われる額とし、その額は関係機関と協議して定める。

ウ. 労働者の輸送

災害応急対策実施機関は、労働者の毎日の作業就労に際し、労働者の住居と作業現場との距離、作業能率その他を考え、できるだけ車両等による労働者の輸送就労を考慮する。

4. 要員の対策従事

災害時における災害対策実施機関の職員、民間協力団体、雇上げた一般労働者並びに従事命令・協力命令による労働者・派遣職員は、次によりそれぞれ災害対策に従事する。

(1) 災害対策実施機関の職員

災害対策実施機関の職員は各機関で定める計画に従い、その対策に従事する。

(2) 民間協力団体

民間協力団体の活動内容は主として次のとおりであるが活動内容の選定にあたっては、民間協力団体等の意見を尊重して行う。

- ア. 炊出し、その他災害救助活動の協力
- イ. 清掃及び防疫
- ウ. 災害応急対策用物資、資機材の輸送及び配分
- エ. 応急復旧現場における危険を伴わない軽易な作業
- オ. 軽易な作業の補助
- カ. その他上記の作業に類した作業

(3) 一般労働者

- ア. 罹災者の安全な場所への避難
- イ. 医療及び助産における各種移送業務
- ウ. 罹災者の救出
- エ. 飲料水の供給
- オ. 救助物資の輸送
- カ. その他災害応急対策実施上の補助業務

(4) 労働者

従事命令又は協力命令を受けたその公用令書に記載された業務に従事する。

(5) 派遣職員

派遣要請を受けた職種に応じ指示された業務に従事する。

第4節 自衛隊の災害派遣

市は、災害に対し、住民の生命又は財産の保護のために、自衛隊の派遣要請の要求を行う場合は、次の手続き等により行うものとする。

1. 災害派遣要請基準

- (1) 人命救助のため応援を必要とするとき
- (2) 水害等の災害が発生し、又は発生が予想され、緊急の措置に応援を必要とするとき
- (3) 市内で大規模の災害が発生し、応急措置のための応援を必要とするとき
- (4) 救助物資の輸送のため応援を必要とするとき
- (5) 主要道路の応急復旧のため応援を必要とするとき
- (6) 応急措置のための医療、防疫、給水及び通信支援などの応援を必要とするとき

2. 派遣要請手続

- (1) 派遣要請の要求は、市長が知事に行うものとする。
- (2) 知事への要請の要求ができない場合は、市長は直接自衛隊に対し災害状況の「通知」をすることができる。自衛隊は、災害状況の通知を受け、その事態に照らし、特に緊急を要する場合は自主的判断に基づき部隊を派遣することができる。市長は、通知した旨を知事へ報告することとする。
- (3) 前項の場合における要求の判断は、泉佐野警察、消防本部等の関係機関と協議のうえ迅速に行うものとする。
- (4) 派遣要請の要求は、原則として文書によるものとし、次の事項を記載する。ただし、文書をもってしては時期を失すおそれがある場合は、前記各記載事項を口頭又は電話等により要求し、事後速やかに文書を提出するものとする。

ア. 災害の状況及び派遣を要請する事由

イ. 派遣を希望する期間

ウ. 派遣を希望する区域及び活動内容

エ. その他参考となるべき事項

- (5) 要請文書のあて先

要請文書のあて先は次のとおりとする。

大阪市中央区大手前2

大阪府危機管理室

電話代表 06(6941)0351 内線 4875, 4886

直通 06(6944)6021

- (6) 泉佐野市担当部隊陸上自衛隊第3師団〔第37普通科連隊（和泉市伯太町）〕
兵庫県伊丹市広畑1-1TEL0727-81-0021 内線 333, 424（第3師団）
大阪府和泉市伯太町官有地 TEL0725-41-0090 内線 236（第37普通科連隊）
- (7) 防災行政無線
大阪府危機管理室 200-4875, 4886
陸上自衛隊第3師団 823-0
第37普通科連隊 825-0

3. 派遣部隊の受入体制

派遣要請を要求したときは、直ちにその旨を関係機関に連絡するとともに、その受入体制について自衛隊の救援活動が円滑に実施できるように次のことを行う。

(1) 派遣部隊の誘導

自衛隊の派遣要請を行ったときは、必要により泉佐野警察に対し派遣部隊の誘導について依頼する。

(2) 受入体制

ア. 市は、派遣部隊の指揮官と調整にあたる。

イ. 受入体制の確立

派遣部隊の集結場所等を確保する。

ウ. 作業計画及び資機材等の整備

自衛隊の部隊が行う作業が円滑、迅速に実施できるよう作業内容及び計画を策定するとともに、作業実施に必要な資機材を準備する。

エ. ヘリポートの設営等

災害に際し、ヘリコプターを使用する要請を行った場合については、ヘリポートについても準備する。

(3) 自衛隊の活動内容

自衛隊には、次の内容について災害の態様に応じた活動を要請する。

ア. 被害状況の把握

イ. 避難の援助

ウ. 避難者等の搜索救助

エ. 水防活動

オ. 消防活動

カ. 道路又は水路の啓開

キ. 応急医療、救護及び防疫

ク. 人員及び物資の緊急輸送

ケ. 炊飯及び給水

コ. 物資の無償貸付又は譲与

サ. 危険物の保安及び除去

シ. その他

4. 派遣部隊の撤収要請

市長は、作業の進捗状況を把握、派遣要請の目的を達成したとき、又は必要がなくなると判断したときは、派遣部隊その他の関係機関と協議のうえ、速やかに口頭又は電話により知事に対し撤収の要請を依頼する。なお、事後速やかに依頼文書を提出する。

<資料>

- ・資料編：11－1 自衛隊の災害派遣要請要求書等

第5節 救助・救急活動

市及び関係機関は、災害のため生命、身体に危険が及んでいる人あるいは生死不明の状態にある人を救出し、又は搜索してその人を保護するため、救助・救急活動を行う。

1. 救助の対象

- (1) 流出家屋及び孤立した所に取り残されたような場合
- (2) がけ崩れ、山崩れ、土石流、地すべりのため土砂や家屋の下敷きとなった場合
- (3) 倒壊家屋の下敷きになったような場合
- (4) 火災時に火中に取り残されたような場合
- (5) 電車、自動車、航空機、船舶等による集団的事故が発生した場合
- (6) ガス、危険物、薬品の爆発、流出、漏洩等が発生した場合
- (7) その他これに類似する場合

2. 救助の方法

- (1) 消防本部及び消防団は、通常警備又は非常警備の体制により救助・救急活動を行う。救助に必要な車両・特殊資機材・救助用資機材等を準備又は調達し、迅速に救助（救出）を実施する。
- (2) 救助活動は、必要に応じ災害現場に現地本部を設置し、地域住民、自主防災組織、関係機関とも連携して行う。また救助用資機材等を備蓄し、自主防災組織、ボランティア等に配布、貸与し、初動時における救助（救出）活動の円滑化を図る。

3. 救助・救急活動

- (1) 初動期における負傷者の搬送は、現場で判断し、適宜実施する。
- (2) 救助・救急活動は、救命措置を必要とする重症者を最優先とする。
- (3) 傷病者等に対する応急手当の実施及び傷病程度に応じた収容先、搬送先等を判断するために、現地に応急救護所を設置してこれを行う。
なお、負傷の程度や収容能力等により応急救護所では対応できない場合には、関係機関と連携して、医療機関への搬送を行う。

4. 相互応援

市単独では、十分に救助・救急活動が実施できない場合、負傷者を搬送するためヘリコプター等が必要な場合、又は資機材が必要な場合は、府、他市町村などに応援を要請する。

<資料>

- ・資料編：2 消防関係

第6節 医療活動

災害の規模が大きいほど、医療行為が遅滞することとなるが、医療面からいえば時間の経過とともに救命率が低下する。このため、市は、医療関係機関と密接な連携のもと、可能な限りこの時間短縮に努め、短時間における被災患者の収容治療、重傷者の後方病院への転送を実施する。この際、効率的な負傷者救護のためには、適切な優先順位（トリアージ）の決定を行う必要がある。

また、甚大な規模の災害にあつては、負傷者の病院への収容が遅滞することから、避難所などに救護所を設け、対応にあたる。さらに、既存の疾患の進行や災害神経症などの発生が考えられるため、可能な限りこうした事態への対応を行う。

1. 医療情報の収集活動

市は、災害拠点病院、泉佐野泉南医師会等の協力を得て、人的被害、医療機関の被災状況及び活動状況並びに被災地の医療ニーズについて把握し、速やかに府に報告する。医療情報の把握及び報告は、大阪府広域災害・救急医療情報システム及び府防災行政無線を用いる。

また、市は、住民にも可能な限り医療機関情報を提供する。

2. 医療救護活動

(1) 医療救護班の編成・派遣

市は、災害発生後、直ちに市災害医療センター（りんくう総合医療センター）に医療救護班の派遣を要請し医療救護活動を実施する。

班編成は、医師2名、看護師2名、事務職員等1名の計5名で1班を構成し、災害の規模等の状況に応じて増班する。

市及びりんくう総合医療センターでは十分な対応ができない程度の災害が発生した場合は、泉佐野泉南医師会、府及び日本赤十字社大阪府支部に医療救護班の派遣要請を行う。

次の医療機関は府の要請、又は自ら必要と認めたときは、医療救護班を派遣して医療救護活動を実施する。

(医療関係機関)

災害拠点病院、特定診療災害医療センター、りんくう総合医療センター、近畿地方医務局、日本赤十字社大阪府支部、大阪府医師会、大阪府歯科医師会、大阪府薬剤師会、歯科系大学

府及び医療関係機関等は、避難所等、市の定める参集場所に派遣する。

なお、医療救護班は、原則として現地医療活動を行うために当座必要な資機材等を携行する。

(2) 医療救護班の搬送

ア. 医療関係機関

原則として、医療関係機関で所有する緊急車両等を活用し、移動する。

イ. 市及び府

医療関係機関が搬送手段を有しない場合は、市及び府が搬送手段を確保し、搬送を行う。

(3) 医療救護班の受入れ・調整

市は、医療救護班の受入れ窓口をりんくう総合医療センターに設置し、府（保健所）の支援・協力のもと救護所への配置調整を行う。

(4) 医療救護班の業務

- ア. 患者に対する応急処置
- イ. 医療機関への搬送の要否及びトリアージ
- ウ. 搬送困難な患者及び軽症患者に対する医療
- エ. 助産救護
- オ. 被災住民等の健康管理
- カ. 死亡の確認
- キ. その他状況に応じた処置

(5) 救護所の設置・運営

市は、応急救護所を設置・運営するとともに、避難所その他適当な場所に医療救護所を設置し運営する。

医療機関の開設者から承諾が得られた場合、医療機関を医療救護所として指定する。

ア. 設置基準

- (ア) 市内医療機関が被災し、その機能が低下又は停止したために、市内医療機関だけでは対応しきれない場合
- (イ) 傷病者が多数で、市内医療機関だけでは対応できない場合
- (ウ) 被災地域と医療機関との位置関係又は傷病者数と搬送能力との関係から被災地域から医療機関への傷病者の搬送に時間がかかるため、被災地域での対応が必要な場合

イ. 設置場所

救護所の設置場所は、現場救急活動が必要な災害現場及びあらかじめ選定した予定場所の中から、衛生状態、安全性を確認のうえ、被害状況に応じて決定する。

第五管区海上保安本部は、可能な範囲で医師や看護師に対し、ヘリコプター搭載型巡視船等に設けられた医務室を提供するほか、宿泊等便宜を図る。

応急救護所設置場所：集中して負傷者が出る地域医療救護所設置場所：学校の医務室、避難所、市関係施設、その他医療機関

ウ. 運営方法

次の事項に留意のうえ、救護所を運営する。

- (ア) 交代要員の確保
- (イ) 携帯電話等通信手段の確保
- (ウ) 医療品、医療用資機材の補給
- (エ) 医療用水の確保
- (オ) 食糧、飲料水の確保
- (カ) その他医療救護活動に必要な事項

(6) 救護所における現地医療活動

ア. 応急救護所における現場救急活動

災害発生直後に災害拠点病院から派遣される救急医療班等が、応急救護所で応急処置やトリアージ等の現場救急活動を行う。

イ. 医療救護所における臨時診療活動

府、市、各医療関係機関等から派遣される主に診療科別医療班等が、医療救護所で軽症患者の医療や被災住民等の健康管理等を行う。

この場合、発災当初から外科系及び内科系診療（必要に応じて小児科・精神科・歯科診療等）を考慮し、医療ニーズに応じた医療救護班で構成する医療チームで活動する。

3. 後方医療活動

救護所では対応できない患者や、病院等が被災したため継続して医療を受けることができない入院患者は、被災を免れた医療機関が重症度等に応じて受入れ治療を行う。

(1) 受入れ病院の選定と搬送

市は、救急医療情報システム等で提供される患者受入れ情報に基づき、特定の病院へ患者が集中しないよう振り分け調整し、関係機関が患者を搬送する。

(2) 患者搬送手段の確保

ア. 陸上搬送

患者の陸上搬送は、原則として市が所有する救急車で実施する。

救急車が確保できない場合は、市及び府が搬送車両を確保する。

イ. ヘリコプター搬送

市は、災害状況に応じてヘリコプターが必要な場合、府に要請する。

(3) 災害医療機関の役割

ア. 災害拠点病院

(ア) 基幹災害医療センター

基幹災害医療センターは、下記の地域災害医療センターの活動に加え、患者の広域搬送にかかる地域災害医療センター間の調整を行う。

(イ) 地域災害医療センター

地域災害医療センターは、次の活動を行う。

a. 24時間緊急対応により、多発外傷、挫滅症候群、広範囲熱傷等の災害時に多発する救急患者の受入れと高度医療の提供

b. 患者及び医薬品等の広域搬送拠点としての活動及びこれに係る地域医療機関との調整

c. 地域の医療機関への応急用医療資機材の貸出し等の支援

イ. 特定診療災害医療センター

特定診療災害医療センターは、循環器疾患、消化器疾患、アレルギー疾患、小児医療、精神疾患など専門診療を必要とする特定の疾病対策の拠点として主に次の活動を行う。

(ア) 疾病患者の受入れと高度な専門医療の提供

(イ) 疾病患者に対応する医療機関間の調整

(ウ) 疾病患者に対応する医療機関等への支援

(エ) 疾病に関する情報の収集及び提供

ウ. 市災害医療センター（りんくう総合医療センター）

りんくう総合医療センターは、次の活動を行う。

(ア) 市の医療拠点としての患者の受入れ

- (イ) 市災害対策本部、泉佐野泉南医師会との連携
 - (ウ) 災害拠点病院等と連携した患者受入れに係る地域の医療機関間の調整
- エ. 災害医療協力病院

災害医療協力病院は、災害拠点病院及びりんくう総合医療センター等と協力し、率先して患者を受入れる。

4. 医薬品等の確保供給活動

市は、地域の医療機関の協力を得て、医療救護活動に必要な医薬品、医療用資機材の調達、供給活動を実施する。また、不足が生じた場合は、府に対して供給の要請を行う。

5. 被災者の精神的・心理的ケア

(1) 巡回相談の実施

被害精神障害者の継続的医療の確保と、避難所等での精神疾患の急発・急変の救急対応を行うため、避難所等で巡回相談を実施する。

(2) こころのケアセンターの設置

災害時に発生するPTSD（心的外傷後ストレス障害）等に対し、精神医学・臨終心理学等の専門家による心理的なカウンセリングを実施し、情緒の安定を図るなど長期的な被災者のこころのケア対策を行うセンターを設置する。

6. 人工透析患者等に対する対策

(1) 人工透析患者対策

人工透析については、災害時においても継続して行う必要があるほか、クラッシュシンドロームによる急性腎障害患者に対して行うことも必要であり、水・医薬品等の確保も重要であるので、透析医療機関の稼働状況等の情報収集、提供により受療の確保を図る。

(2) その他の対策

地域における妊婦、出産直後の新生児・産婦、在宅重症心身障害児者、医療依存度の高い療養者等に対し、必要な保健指導を行う。

<資料>

- ・資料編：6－5 災害救助法による救助の程度・方法及び期間早見表
- ・資料編：参考8. 地方独立行政法人 りんくう総合医療センター災害救助隊活用計画

第7節 緊急輸送活動

市、府をはじめ関係機関は、消火・救助・救急、医療並びに緊急物資の供給を迅速かつ的確に実施するための緊急輸送活動に努めるものとする。

1. 緊急輸送の対象等

(1) 緊急輸送の対象

- ア. 傷病者
- イ. 医療、救助、通信等の応急措置に必要な要員、資機材等
- ウ. 飲料水、食料、生活必需品等
- エ. 救援物資等
- オ. 応急復旧に係る要員、資機材等

(2) 輸送順位

- ア. 住民の生命の安全を確保するために必要な輸送
- イ. 災害の拡大防止のために必要な輸送
- ウ. ア、イ以外の災害応急対策のために必要な輸送

2. 緊急輸送車両等の確保

輸送にあたっては、車両、鉄道、水上輸送、航空機等の手段が考えられる。

(1) 車両の確保

現在、市で保有する車両等は、(資料編：7-1)のとおりである。

また、市保有の車両で不足する場合は、市内の運送業者に協力を要請する。

(2) 市内で車両の確保が困難な場合は、次の事項を明示して府に調達あっせんを要請する。

- ア. 輸送区間及び借り上げ期間
- イ. 輸送人員又は輸送量
- ウ. 車両等の種類及び台数
- エ. 集結場所及び日時
- オ. その他必要な事項

(3) 鉄道による輸送

自動車による輸送が困難な場合には、鉄道各社に依頼して輸送を確保する。

(4) 水上輸送

地上の輸送が不可能な場合、船着場の利用可能状況や航路の通行可能状況を把握し、水上輸送を検討する。

(5) 航空機による輸送

地上の輸送が不可能な場合又は山間部への輸送が必要な場合は、ヘリコプター等の航空機の使用について、災害時用臨時ヘリポートを指定して、府に調達あっせんを要請する。

(6) 緊急交通路の確保

ア. 緊急交通路

府及び市は、災害時における緊急輸送活動を迅速かつ効果的に実施するための緊急交

通路を定めている。(資料編：付図7(1))

イ. 啓開作業

道路施設の被害が甚大で、緊急交通路が途絶した場合、道路管理者は、関係機関の協力を得て、この道路における障害物の除去及び道路施設の応急補修等の啓開作業を優先的に行う。

3. 緊急輸送の実施

府公安委員会が災害対策基本法第76条第1項に基づく交通規制を実施した場合、知事又は公安委員会（警察署長）に対して、緊急通行車両の確認申請をし、緊急輸送を実施する。

(1) 緊急通行車両の確認

ア. 対象車両

災害対策基本法第50条第1項に定める災害応急対策及び応急措置の輸送を行うための車両

イ. 事前届出済の車両

災害対策基本法に基づく交通規制が実施された場合、事前届出済証の交付を受けている車両については、直ちに公安委員会（警察署長）に緊急通行車両の確認を行う。

ウ. 災害発生後の届出

災害対策基本法に基づく交通規制が実施された場合、事前届出済証の交付を受けていない車両については、直ちに必要書類を知事又は公安委員会（警察署長）に持参し、緊急通行車両としての申請を行う。

(2) 緊急車両の標章及び確認証明書

緊急輸送車両の確認を受けた場合は、知事又は公安委員会から証明書・標章（資料編：7-2）を交付されるので、標章は車両の前面の見やすい箇所に掲示し、証明書は当該車両に備え付けて輸送を実施する。

(3) 緊急物資の集積場所

災害時における緊急物資については、輸送の効率を上げるため、一時的に集積する。

(4) 非常用燃料の確保

緊急輸送に使用する車両の燃料は、あらかじめ依頼した業者から調達する。

4. 災害時用臨時ヘリポートの確保

(1) あらかじめ選定した災害時用臨時ヘリポートのほか、臨時にヘリポートが必要な場合には、災害時用臨時ヘリポートを選定する。(資料編：7-3)

(2) 受入れにあたっては次の事項に留意する。

ア. 風向風速を上空から確認判断できるように、ヘリポート近くに吹き流し又は旗を立てること。これが準備できない場合でも航空機の進入方向を示す対策（例：発煙筒）をとる。

イ. 着陸点にはHを表示する。

ウ. 状況により消火設備、証明設備、補給設備等を整備する。

(3) 選定した災害時用臨時ヘリポートにおける障害物の有無等、利用可能状況を府へ報告する。

第8節 交通規制・管制

災害時において、府公安委員会、泉佐野警察、道路管理者及び岸和田海上保安署は相互に協力して交通に関する情報を迅速かつ的確に把握し、交通の混乱を最小限にとどめ、被災者の安全な避難と緊急車両等の通行を確保するために、交通規制を実施する。

1. 交通規制の実施責任者

災害により、交通施設、道路等の危険な状況が予想され、又は発見したとき若しくは通報により認知したときは、次の区分により、区間を定めて道路の通行を禁止し、又は制限を行うが、道路管理者及び泉佐野警察署は、密接な連携のもとに適切な処置をとる。

表 交通規制の実施責任者

実施責任者	範囲	根拠法規
国土交通大臣 知事 市長	1. 道路の破損、欠損その他の事由によって、危険であると認められる場合 2. 道路に関する工事のため、やむを得ないと認める場合	道路法 第46条第1項
警察	公安委員会 災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があると認めるとき	災害対策基本法 第76条第1項
	道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図り、又は交通公害その他の道路の交通に起因する障害を防止するため	道路交通法 第4条第1項
	警察署長 道路交通法第4条第1項に規定する交通規制のうち、適用期間が短いもの	道路交通法 第5条第1項
	警察官 道路における交通が著しく混雑するおそれがある場合、道路の損壊、火災の発生その他の事情により道路において交通の危険が生じるおそれがある場合	道路交通法 第6条第2項、第4項

(1) 通行禁止区域における措置命令

通行禁止区域における緊急通行車両の通行の確保のため、警察官・自衛官及び消防吏員による措置等については、次のとおり実施する。

表 通行禁止区域における措置命令

実施責任者	範囲	根拠法規
警察官	1. 通行禁止区域等において緊急通行車両の通行を妨害する車両その他の物件の移動等の措置を命ずることができる。 2. 措置命令に従わないとき、又は、相手が現場にいないとき、やむを得ない限度において車両その他の物件を破損することができる。	災害対策基本法 第76条の3
自衛官 消防吏員	警察官が現場にいないとき、上記措置を自らの緊急通行車両のみについて行うことができる。	

(2) 府公安委員会、泉佐野警察による交通規制

ア. 災害発生直後の交通規制

- (ア) 災害により通信が途絶した場合は、府県境において、他府県から府下への車両の進入を禁止し、事後被害の実態に応じ、規制区域の増減等必要な措置を講ずる。
- (イ) 交通規制点においては、パトカー等を重点的に配置するとともに、状況に応じてロープ、柵、看板を使用して規制の実効を期す。
- (ウ) 交通規制区域においては、走行中の車両を道路の左側に寄せて停止させ、緊急通行車両の交通路及び避難路を確保する。
- (エ) 主要幹線道路及び避難路等において、緊急通行車両の通行又は避難誘導の障害となる道路上の車両を、避難者の安全等を考慮のうえ、近くの公園、空地等に可能な限り収容するなどして、道路幅員の確保を図る。

イ. 交通安全の施設の機能確保

信号機、道路標識等の交通安全施設の損壊、その他異常の発見に努め、早期回復の措置を講ずるとともに、信号機に異常のある交差点では、必要により手信号等による交通整理を実施する。

ウ. 緊急輸送確保の交通規制

災害応急対策等に必要の人員、物資等の緊急輸送を確保するために必要があると認めるときは、関係機関と連絡してその緊急輸送確保に必要な路線、区間等を指定し、緊急通行車両（知事又は公安委員会で、緊急通行車両として確認した車両）以外の車両の通行を禁止し、又は制限する措置を講ずる。

(3) 道路管理者の交通規制

- ア. 災害時において、道路施設の破損等により通行が危険と判断される場合、あるいは、被災道路の応急補修及び応急復旧等の措置を講ずる必要がある場合には、泉佐野警察と協議し、区間を定めて、道路の通行を禁止し、又は制限する。
- イ. 道路法による交通規制を行ったときは、直ちに道路標識区画線及び道路標識に関する命令の定める様式により表示する。
- ウ. 道路交通の規制の措置を講じた場合、表示板の掲示又は報道機関を通じ、交通関係業者、一般通行者等に対し広報するとともに、適当な迂回路を設定し、できる限り交通に支障のないように努める。

2. 相互連絡

府公安委員会（府警察）、道路管理者は、被災地の実態、道路及び交通の状況に関する情報を相互に交換するとともに、交通規制が必要な場合は、事前に道路交通の禁止又は制限の対象・区間及び理由を相互に通知する。

3. 迂回路の選定

道路交通の規制を各実施責任者が行った場合は、関係機関と連絡協議のうえ迂回路の設定を行い、交通の混乱を未然に防止する。

4. 交通規制の標識等

道路交通規制を行った場合は、各法令の定めに基づき、規制条件等を表示した標識を設置する。ただし、緊急を要する場合で、規定の標識を設置することが困難なときは、必要に応じ、警察官又は関係職員が現地において指導する等の措置を講ずる。

5. 広報

道路交通の規制等の措置を講じた場合は、表示板の掲示又は報道機関を通じ、交通関係者、一般通行者に対し、広報することにより一般交通にできる限り支障のないように努めるとともに、交通緩和や安全に協力を求める。

6. 道路交通の確保対策

- (1) 道路管理者は、道路パトロールを強化し、危険箇所、災害箇所の早期発見に努め、その現況を把握し、現地において徒歩パトロールを強化する。
- (2) 道路管理者は、危険箇所が発生した場合は、直ちに所轄警察に連絡のうえ、交通の規制を行うと同時にこれにかわる迂回路の指定等の措置をとり、道路交通の確保に努める。
- (3) 災害箇所については、道路管理者において早急に仮復旧等の応急措置を行う。
- (4) 資機材の調達
本市入札指名業者等から必要に応じ緊急に調達する。

7. 海上交通の制限

岸和田海上保安署は、海上交通の安全を確保するために必要な交通の制限等を行う。

- (1) 港内における船舶交通の安全を確保する必要があると認める場合は、船舶交通を制限し又は禁止する。
- (2) 海上交通の制限等を行う場合は、必要に応じ、応急標識の設置、巡視船艇の配置等の措置を講ずる
- (3) 海上交通の制限等の措置を講じた場合は、直ちに航行警報、ラジオ、テレビ放送、巡視船艇等により周知する。

第9節 公共土木施設等・建築物応急対策

市は、洪水、高潮、土砂災害などによる被害拡大の防止対策を講ずるとともに、二次災害への心構えについて住民の啓発に努めるものとする。

1. 公共土木施設等（河川施設、ダム施設、砂防施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩

壊防止施設、海岸保全施設、港湾施設、漁港施設、ため池等農業用施設、橋りょう等道路施設等）

(1) 河川・海岸保全施設、ため池等農業用施設

- ア. 堤防その他の施設が決壊したときは、水防管理者、ため池等管理者、消防機関の長は、直ちにその旨を大阪府水防計画に基づく現地指導班長、警察署長及びはん濫する方向の隣接水防管理者に報告する。現地指導班長は、本部長その他必要な機関に連絡する。
- イ. 知事又はその命を受けた職員若しくは水防管理者は、避難のための立退を指示する。
- ウ. 水防管理者、ため池等管理者又は消防機関の長は、決壊箇所について、被害拡大防止の応急措置をとる。

(2) 砂防施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設

- ア. 市及び施設管理者は、土砂災害が発生した場合は、被害状況の把握に努めるとともに、その旨を直ちに関係機関に報告する。
- イ. 府、市及び施設管理者は、関係機関及び住民に連絡して、被害拡大防止の応急措置をとる。
- ウ. 府、市及び施設管理者は、被害が拡大するおそれがある場合は、必要に応じ、適切な避難対策又は被災施設・危険箇所への立入制限を実施する。
- エ. 風倒木により土砂災害が拡大するおそれがある場合には、府及び市は、森林組合等の協力を得て、風倒木の円滑な除去に努める。

(3) その他公共土木施設

- ア. 市及び施設管理者は、災害が発生した場合は、被害状況の把握に努めるとともに、その旨を直ちに府に報告する。
- イ. 府、市及び施設管理者は、関係機関及び住民に連絡して、被害拡大防止の応急措置をとる。
- ウ. 府、市及び施設管理者は、被害が拡大するおそれがある場合は、必要に応じ、適切な避難対策又は被災施設・危険箇所への立入制限を実施する。

(4) 土砂災害危険箇所

市は、二次災害の防止のため、必要に応じ、府に斜面判定士の派遣を要請する。

府は、市の派遣要請に基づき、NPO 法人大阪府砂防ボランティア協会に斜面判定士の派遣を要請する。NPO 法人大阪府砂防ボランティア協会は、府からの派遣要請に基づき、事前に登録された斜面判定士に対して、出動を要請する。

2. 公共建築物

府及び市は、被災した公共建築物の被害状況の把握を速やかに行い、必要に応じ、応急措置を行うとともに、二次災害を防止するため、倒壊の危険性のある建物への立ち入り禁止措置や適切な避難対策を実施する。

3. 応急工事

施設管理者等は、危険がなくなったあと、被害の程度に応じた仮工事により、施設の応急の機能確保を図る。

第10節 ライフライン・放送の確保

ライフライン及び放送に関わる事業者は、災害発生時における迅速な初動対応と被害拡大防止対策を実施するものとする。

災害により途絶したライフライン施設については、速やかに復旧を進めるとともに応急供給、サービス提供を行うものとする。

1. 被害状況の報告

ライフライン事業者は、災害が発生した場合には速やかに施設設備の被害状況を調査し、被害が生じた場合には、府に報告する。なお、生じた被害により本市域に影響を与える被害状況については、市にも報告する。

2. 各事業者における対応

(1) 上水道

ア. 応急措置

被害の拡大のおそれがある場合、直ちに施設の稼働の停止又は制限を行い、必要に応じて、消防機関、泉佐野警察及び付近住民に通報する。

イ. 応急給水及び復旧

(ア) 給水車等により、応急給水を行うとともに、速やかな応急復旧に努める。

(イ) 被害状況等によっては、他の水道事業者等に対し応援を要請する。

(ウ) 避難所のほか、被害状況、復旧の難易度を勘案しながら、医療機関、社会福祉施設等の給水重要施設へ優先的な応急給水・復旧を行うよう努める。

ウ. 広報

被害状況、給水状況、復旧状況と今後の見通しを関係機関、報道機関に伝達し、広報する。

(2) 下水道

ア. 応急措置及び復旧

(ア) 下水管渠の被害には、汚水、雨水の疎通に支障のないよう応急措置を講ずる。

(イ) 被害の拡大が予想される場合は、直ちに施設の稼働の停止又は制限を行い、必要に応じて、関係機関及び付近住民に通報する。

(ウ) 市は、被害状況、復旧の難易度を勘案して、必要度の高いものから復旧を行う。

イ. 広報

(ア) 市は、住民等に対して、生活水の節水に努めるよう広報する。

(イ) 被害状況、復旧状況と今後の見通しを関係機関、報道機関に伝達し、広報する。

(3) 電力（関西電力株式会社）

ア. 応急措置

感電事故、漏電火災など二次災害が発生するおそれがある場合は、送電中止等の危険予防措置を講ずるとともに、市、府、消防機関、泉佐野警察及び付近住民に通報する。

イ. 応急供給及び復旧

- (ア) 被害状況によっては、他の電力会社との協定に基づき、電力の供給を受ける。
- (イ) 緊急を要する重要施設を中心に、発電機車両等により応急送電を行う。
- (ウ) 単独復旧が困難な場合は、他の電力会社との協定に基づき応援を要請する。
- (エ) 被害状況、復旧の難易度を勘案して、必要度の高いものから復旧を行う。
- (オ) 再供給に際しては、十分な点検を行い、二次災害の防止に努める。

ウ. 広報

- (ア) 二次災害を防止するため、電気施設及び電気機器の使用上の注意について、広報活動を行う。
- (イ) 被害状況、供給状況、復旧状況と今後の見通しを関係機関、報道機関に伝達し、広報する。

(4) ガス（大阪ガス株式会社）

ア. 応急措置

水害、冠水地域の整圧器の機能監視及び他工事現場の特別見回りと防護強化打合せ等を行うとともに、防護及び応急機材の点検整備を行う。なお、関係機関との情報連絡を行い、過去の災害事例を参考にした被害予想地区の施設を重点的に監視する。

イ. 応急供給及び復旧

- (ア) 被害状況、復旧の難易度を勘案して、必要度の高いものから復旧を行う。
- (イ) 緊急を要する重要施設を中心に、代替燃料・機器等を貸し出す。
- (ウ) 単独復旧が困難な場合は、協定に基づき他のガス事業者からの応援を受ける。
- (エ) 被害箇所の修繕を行い、安全を確認した上で、ガスの供給を再開する。

ウ. 広報

- (ア) 二次災害を防止するため、ガス漏洩時の注意事項についての情報を広報する。
- (イ) 被害状況、供給状況、復旧状況と今後の見通しを関係機関、報道機関に伝達し、広報する。

(5) 電気通信（西日本電信電話株式会社、KDDI株式会社（関西総支社））

ア. 通信の非常疎通措置

災害に際し、次により臨機に措置を行い、通信輻輳の緩和及び重要通信の確保を図る。

- (ア) 応急回線の作成、網措置等疎通確保の措置を行う。
- (イ) 通信の疎通が著しく困難となり、重要通信の確保が必要な場合には、臨機に利用制限等の措置を行う。
- (ウ) 非常・緊急通話又は非常・緊急電報は、一般の通話又は電報に優先して取扱う。
- (エ) 災害用伝言ダイヤルの提供、利用制限等の措置を講ずる（西日本電信電話株式会社）。
また、インターネットによる災害用伝言板サービスを提供する。

イ. 被災地域特設公衆電話の設置

災害救助法が適用された場合等には、避難地・避難所に、被災者が利用する特設公衆電話の設置に努める。

ウ. 設備の応急復旧

- (ア) 被災した電気通信設備等の応急復旧は、サービス回線を第一義として速やかに実施する。

- (イ) 必要と認めるときは、災害復旧に直接関係のない工事に優先して、復旧工事に要する要員、資材及び輸送の手当てを行う。
- (ウ) 復旧にあたっては、行政機関、他の事業者と連携し、早期復旧に努める。

エ. 広報

災害に伴う電気通信設備等の応急復旧においては、通信の疎通及び利用制限の措置状況並びに被災した電気通信設備等の応急復旧の状況等の広報を行い、通信の疎通ができないことによる社会不安の解消に努める。

(6) 放送（日本放送協会、一般放送事業者）

- ア. 放送体制の確保に努める。
- イ. 非常放送を実施する。
- ウ. 災害情報の的確な収集・取材と報道に努める。
- エ. 施設の応急復旧を進める。
- オ. 日本放送協会は、避難所等有効な場所に受信機を貸与するほか、住民への被害情報の提供に努める。

第11節 交通の確保

鉄軌道及び道路の管理者は、迅速な初動対応と利用者の安全確保のための対策を講ずるとともに、都市機能を確保するために、速やかに交通機能の維持、回復に努めるものとする。

1. 被害状況の報告

各施設管理者は、速やかに施設の被害状況を調査し、被害が生じた場合はその状況を市又は府に報告する。

2. 各施設の復旧

(1) 市の管理する道路

- ア. 被災状況、緊急性、復旧の難易度などを考慮し、緊急交通路を優先して応急復旧を行うとともに、順次その他の道路の応急復旧を行う。なお、橋りょうなど復旧に時間を要する箇所を含む道路は、代替道路の確保に努める。
- イ. 被害状況によっては、他の道路管理者からの応援を受ける。
- ウ. 通行状況、復旧状況、今後の見通しを関係機関に連絡するとともに、報道機関を通じ広報する。

(2) その他の交通施設

鉄軌道、国道、府道等の交通施設については、各管理者の計画によるが、市では被害状況によって、連絡、応援を行う。

3. 各施設管理者における対応

(1) 鉄軌道施設管理者

- ア. あらかじめ定めた基準により、列車の緊急停止、運転の見合わせ若しくは、速度制限を行う。
- イ. 負傷者には、応急救護の措置を講ずるとともに、必要に応じて、消防本部、警察署に通報し、出動の要請を行う。
- ウ. 乗客の混乱を防止するため、適切な車内放送及び駅構内放送を行うとともに、状況に応じて、安全な場所への避難誘導を行う。

(2) 道路施設管理者

- ア. あらかじめ定めた基準により、通行の禁止又は制限を実施する。
- イ. 負傷者には、応急救護の措置を講ずるとともに、必要に応じて、消防本部、警察署に通報し、出動の要請を行う。
- ウ. 交通の混乱を防止するため、通行車両の迂回路への誘導等適切な措置を講ずる。

4. 障害物の除去

(1) 実施責任者

市は、市の管理する道路について、交通の支障となる障害物を除去し、除去した障害物については、多量の障害物が発生した場合は、廃棄物処理計画を策定する。

(2) 障害物の除去の優先順位

- ア. 緊急輸送及び消火・救助・救急活動を行う上で重要な道路（緊急交通路）
- イ. 住民の生命の安全を確保するための重要な道路（避難路）
- ウ. 災害の拡大防止上重要な道路（延焼阻止のために消防隊が防ぎよ線をはる道路）
- エ. その他災害応急対策活動上重要な道路

(3) 資機材の確保

障害物の除去に必要な車両、機械、器具等の資機材が不足したときは、市内の建設業者等から調達するほか、他の市町村や府に応援を要請する。

(4) 障害物の集積場所

災害で発生した障害物は、廃棄するものについては、除去の実施者の管理する遊休地やごみ捨て場等のほかに、その他の公有地についても協力を得て、一時的に集積し、処理する。

5. 道路付帯施設の復旧

(1) 実施責任者

市は、市の管理する道路について、円滑な交通を確保するために、道路付帯施設の迅速な復旧を行う。

(2) 資機材の確保

復旧活動に必要な車両、機械、器具等の資機材が不足したときは、市内の建設業者等から調達するほか、他の市町村や府に応援を要請する。

第12節 農林関係応急対策

関係機関は、災害時において農林施設等の被害を早期に調査し、迅速に応急復旧を図るものとする。

1. 農業施設応急対策

- (1) 関係団体等を通じ被害状況を速やかに把握し、被害の程度に応じ施設の管理者に対し、必要な指示を行う。
- (2) 被害が広範囲にわたる場合は、関係機関と連絡をとり、被災地全体の総合調整の上において応急対策を実施する。

2. 農作物応急対策

- (1) 災害対策技術の指導
災害を最小限にとどめるための技術指導等を農業団体等と協力して実施する。
- (2) 水稻種子の確保、あっせん
必要に応じ、水稻種子のあっせんを府を通じて府種子協会に依頼し、確保を図る。
- (3) 病虫害の防除
被災した農作物の各種病虫害の防除については、府病虫害防除所及びその他関係機関と協力して実施する。

3. 畜産応急対策

- (1) 伝染病の発生等については、速やかに府に連絡し、府の防疫計画に基づき必要な伝染病防疫対策を実施する。
- (2) 一般の疾病の発生については、市内の獣医師と協力し、治療に万全を期すものとする。
- (3) 伝染病発生畜舎の消毒については、府の指定により実施する。なお、消毒薬品は、家畜の所有者又は府の負担により確保するが、一般疾病薬品等については、府にあっせんを要請する。
- (4) 飼料対策については、災害地域内の被害状況及び家畜数に応じ、府に依頼して政府保管の飼料の払い下げを求める。

第13節 災害救助法の適用

市が自ら実施する災害応急処置のうち、一定規模以上の災害に際しての救助活動については、災害救助法の適用を要請し、法によって実施するものとする。

1. 実施責任者

災害救助法の適用に基づく応急救助活動は、知事が実施する。ただし、知事による救助活動の実施を待ついとまがない場合、また、知事の職権の一部を委任された場合は、委任された救助事項について、市長は実施責任者となって応急救助活動を実施する。

なお、応急救助活動を迅速、的確に行うため、委任を受けている事項は(1)から(9)のとおりである。

- (1) 収容施設（応急仮設住宅を除く）供与
- (2) 炊き出し、その他による食品の給与及び飲料水の供給
- (3) 被服、寝具、その他生活必需品の給与又は貸与
- (4) 医療及び助産
- (5) 災害にかかった者の救出
- (6) 学用品の給与
- (7) 埋葬
- (8) 死体の捜索及び処理
- (9) 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

また、災害の態様に応じてその都度委任することがある事項は、(10)から(12)のとおりである。

- (10) 応急仮設住宅の供与
- (11) 生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与
- (12) 災害にかかった住宅の応急修理

2. 適用基準

災害救助法の適用基準は、当該市町村の区域及び当該市町村の区域を包括する都道府県の区域内の人口規模と住家に被害を受けた世帯の数及びその程度に応じて定められているが、本市においては以下の基準で適用を受ける。

- (1) 市域内の住家滅失世帯が100世帯以上に達するとき。
- (2) 府下の住家滅失世帯数が2,500世帯以上であって、市域内の住家滅失世帯数が50世帯以上に達するとき。
- (3) 府下の住家滅失世帯数が12,000世帯以上である場合であって市域内の住家滅失世帯数が多数であるとき。
- (4) 災害が隔離した地域に発生したものである等、罹災者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合であって、多数の世帯の住家が滅失したとき。
- (5) 多数の者が生命若しくは身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合

3. 住家滅失世帯数の算定基準

- (1) 全壊（焼）流世帯は1世帯とする。
- (2) 半壊又は半焼する等著しく損傷した世帯は、2世帯を持って1世帯とする。
- (3) 床上浸水、土砂のたい積等で一時的居住困難世帯は3世帯を持って1世帯とする。

4. 適用手続き

- (1) 市長は、本市における災害の程度が適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みがある場合は、直ちにその状況を知事に報告し、法の適用について協議するとともに、現に被災者が救助を要する状態にあるときは、法の適用を要請する。
- (2) 災害の事態が急迫して、知事による救助の実施を待つことができないときは、災害救助法による救助に着手し、その状況を直ちに知事に報告するとともに、その後の措置について知事の指揮を受けなければならない。

5. 救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準

災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準は、「災害救助法による救助の程度・方法及び期間早見表」（資料編：6－5）に示すとおりであるが、救助の期間については災害の規模、被害の程度など災害の状況により応急救助に必要な範囲内において厚生労働大臣の承認を得て延長することがある。

第14節 避難所の開設・運営

市は、災害による家屋の浸水、損壊、流失により避難を必要とする住民を臨時に収容することのできる避難所を指定し、開設するものとする。

1. 避難所の開設

(1) 避難所の開設

- ア. 市長（警戒体制配備時は副市長）は、災害が発生し又は発生するおそれのある場合に、災害の種類、被害状況等を特に考慮し、適切な避難所を選定するとともに、避難所を開設するときは、速やかに避難所の施設の管理者に連絡する。
- イ. 市長（警戒体制配備時は副市長）は、避難所を開設したときは、直ちに避難所の運営のための避難所責任者を職員又は施設の管理者の中から選任し、避難所の開設と被災者の収容にあたる。
ただし、緊急を要する場合で、職員の派遣が困難な場合は、町会・自治会（自主防災組織を含む）の役員を開設者とすることができる。
- ウ. 避難所責任者は、避難所の開設に先立ち、施設の被害状況等を確認し、安全を確認したうえで避難所を開設する。
- エ. 避難所を開設したときは、直ちに次の事項を知事及び泉佐野警察署長に報告する。（閉鎖したときも同様に報告する。）
 - (ア) 開設の日時、場所
 - (イ) 箇所数及び収容人員
 - (ウ) 開設期間の見込み
 - (エ) 避難対象地区名（急傾斜地崩壊危険箇所又は土石流危険渓流名等災害危険区域名）
- オ. 避難所開設の期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、収容期間の延長の必要があるときは、期間を延長することができる。

(2) 避難所の収容対象者

- ア. 住居が全壊、全焼、流失、半壊、半焼、床上浸水等の被害を受け、日常起居する場所を失った人
- イ. 現実に被害を受けた人
- ウ. 災害により、現に被害を受けるおそれがある人
- エ. 避難命令が出た場合、又は避難指示は発せられないが、緊急に避難することが必要である人
- オ. その他避難が必要と認められる人

2. 避難所の管理・運営

(1) 避難者の収容

- ア. 避難所責任者は、避難地域の被害者を収容するとともに、他地区より避難してきた被災者についても収容する。

- イ. 避難所責任者は、避難者の収容をしたときは、直ちに避難者名簿を作成する。
- ウ. 避難所責任者は、避難者の収容にあたり当該避難所が被害を受け、収容困難となったとき、又は収容力に余力がないときは、災害対策本部の指示を受け、他地区の避難所にこれを収容する。
- エ. 避難所の収容能力を超える避難者が生じた場合は、民間施設の管理者など関係機関への要請、屋外避難所の設置、府への要請等により必要な施設の確保を図る。

(2) 避難所の管理、運営

- ア. 避難所責任者は、施設の管理者、警察官等の協力を得て、避難所の管理をする。
- イ. 避難所責任者は、避難所開設日誌により収容状況を避難救護班長に報告する。
- ウ. 避難所責任者は、次の事項が発生したときは、防災行政無線等により直ちに避難救護班長に報告する。
 - (ア) 被災者の収容を開始したとき
 - (イ) 収容者全部が退出又は転出したとき
 - (ウ) 収容者が死亡したとき
 - (エ) 避難所に悪疫が発生したとき
 - (オ) その他報告を必要とする事項が発生したとき
- エ. 避難所責任者は、避難者のうち帰宅又は縁故先に復帰しうる人は、速やかに復帰させる。
- オ. 災害時要援護者については、十分に状況を把握し、介護者が不在の場合は他の避難者（健常者）等なるべく多くの住民との連絡を確保すること。また、市は、必要に応じて、避難所責任者や社会福祉施設の管理者等と連携して、福祉避難所、社会福祉施設への入所（二次的避難）を図る。
- カ. 避難所の運営は、自主性を尊重し、ボランティア等の協力を得るものとする。
- キ. 女性への配慮等プライバシーの確保
避難所では、限られた空間で多くの人が集団生活をする事となるため、被災者同士のプライバシーや、特に女性の安全・安心が守られるよう配慮を行うとともに、避難所内外での作業や家事等の負担が女性へ集中することがないように適正な分担を行い、被災者が公平に作業を行える環境づくりに努める。
 - (ア) 間仕切り（一人暮らしの女性、高齢者・障害者、乳幼児のいる家族等）の設置
 - (イ) 男女別・障害者用のトイレ、更衣（又は化粧）スペースの設置
 - (ウ) 女性用洗濯物の干し場の確保
 - (エ) 授乳スペース・育児スペースの確保
 - (オ) 女性や子供のための相談窓口
 - (カ) その他必要なもの

(3) 避難所の統合、閉鎖

- ア. 市長（警戒体制配備時は副市長）は、災害の状況により避難者が帰宅できる状態になったと認めるときは、避難所の閉鎖を決定し、避難所責任者に必要な指示を与える。
- イ. 避難所責任者は、市長（警戒体制配備時は副市長）の指示により避難者を帰宅させる他、必要な処置をとる。
- ウ. 避難者の帰宅、応急仮設住宅への入居等により、避難所生活者が減少した時は、地域単位等で避難所を統合する。

エ. 市長（警戒体制配備時は副市長）は、避難者のうち住居が倒壊等により帰宅困難な者が
ある場合については、避難所を縮小して存続させる等の処置をとるものとする。

<資料>

- ・資料編：8－2 避難所開設予定場所
- ・資料編：付図8(2) 避難所開設予定場所位置図

第15節 緊急物資の供給

家屋の浸水、損壊、流失等により水、食料、生活必需品の確保が困難な住民に対して、迅速に必要な物資を供給するよう努めるものとする。

1. 給水活動

市は、給水活動を円滑に実施するため、次の措置を講ずる。

- (1) 浄水場、配水場及びその周辺での拠点給水、貯水槽等からの給水、給水車・トラック等による運搬給水の実施
- (2) 資機材の調達
- (3) 応急活動のために必要な情報の提供
- (4) 水道施設から供給する飲料水の水質検査及び消毒
- (5) 缶詰水・パック水等の配布

2. 食料・生活必需品の供給

市は、発災時において、必要な物資を確保・供給するため、次の措置を講ずる。不足する場合は、府等に応援を要請する。他の市町村、大阪農政事務所、日本赤十字社大阪府支部に応援要請した場合は、府に報告する。

- (1) 避難所ごとの必要量算定
- (2) 災害用備蓄物資の供給
- (3) 協定締結している物資の調達

第16節 保健衛生活動

市は、府の指導のもと、被災地域における感染症、食中毒の予防及び被災者の心身両面での健康維持のため、常に良好な衛生状態を保つように努めるとともに、健康状態を十分把握し、必要な措置を講ずる。

1. 防疫活動

市は、府の指導のもと、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年10月2日法律第14号。以下「感染症法」という。）及び災害防疫実施要綱（昭和40年厚生省公衆衛生局長通知）に基づき、緊密な連携をとりながら、防疫活動を実施する。

(1) 市の役割

市は、府の指導、指示により、次の防疫活動を実施する。

- ア. 消毒措置の実施（感染症法第27条）
- イ. 鼠族、昆虫等の駆除（感染症法第28条）
- ウ. 避難所の防疫指導
- エ. 臨時予防接種（予防接種法第6条）
- オ. 衛生教育及び広報活動

(2) 活動方法

- ア. 浸水地域に対しては、町会・自治会（自主防災組織を含む）等の協力を得て、速やかに消毒を実施するものとする。
- イ. 感染症の発生源となる場所は、清掃と消毒を行い、特に避難所及びごみ・汚物の集積場所は消毒を厳重に行う。
- ウ. 感染症の発生のおそれがあるときは、府の指導による予防接種等必要な措置を行う。
- エ. 感染症を媒介するねずみ、蚊、はえの駆除については、特に徹底を図る。
- オ. 衛生教育及び広報活動を迅速に行う。

(3) 知事（泉佐野保健所長）に対する協力要請

防疫活動について、市の体制をもってしても充分でないと認められる場合は知事（泉佐野保健所長）に協力を要請するものとする。

2. 被災者の健康維持活動

市及び府は、相互に連携し、被災者の健康状態、栄養状態を十分に把握するとともに、助言、加療等、被災者の健康維持に必要な活動を実施する。

(1) 巡回相談等の実施

- ア. 被災者の健康管理や生活環境の整備を行うため、避難所、社会福祉施設及び応急仮設住宅などにおいて、保健師等による巡回相談、訪問指導、健康教育、健康診断等を実施する。
- イ. 被災者の栄養状況を把握し、早期に栄養状態を改善するため、栄養士会や在宅栄養士などの協力を得て、避難所や応急仮設住宅、給食施設等において、巡回栄養相談を実施する。

第2章 災害発生後の活動
第16節 保健衛生活動

ウ. 高度医療を要する在宅療養者を把握し、適切な指導を行う。

(2) 心の健康相談等の実施

- ア. 災害による心的外傷後ストレス傷害（PTSD）、生活の激変による依存症等に対応するため、心の健康に関する相談窓口を設置する。
- イ. 環境の激変による精神疾患患者の発生、通院患者の医療中断に対応するため、精神科救護所を設置する。

第17節 福祉活動

災害が発生し、又は発生のおそれがある場合の避難や救出の困難さ、避難所生活の困窮等がある災害時要援護者への福祉活動を行う。ここでは、主に要援護高齢者・障害者等に関する支援・対応を定め、さらに、旅行者、外国人に関する支援・対応についても定める。

1. 安否確認と福祉ニーズの把握

市は、災害発生後に要援護高齢者・障害者等の被害状況や安否について近隣住民や家族等の協力を得て把握・確認し、病院や福祉施設等へ入院・入所の必要がある要援護高齢者・障害者等については、的確な措置をとることとする。

また、病院や福祉施設等、要援護高齢者・障害者等を受入れている施設の管理者は、災害が発生した場合、又は災害の発生のおそれがある場合、要援護高齢者・障害者等の被害状況の把握を行うこととする。

(1) 安否確認・被災状況の把握

民生委員・児童委員をはじめ、地域住民の協力を得て、在宅の要援護高齢者・障害者等の安否確認を行うとともに、被災状況の把握に努める。

社会福祉施設の管理者は、災害が発生した場合、又は発生のおそれがある場合、施設の入所者、利用者の安全を確保し、被災状況の迅速な把握に努める。

(2) 要援護高齢者・障害者等の実態調査

市は、要援護高齢者・障害者等に適切な援護を実施するため、発災後 2～3 日を目途に、避難所及び在宅の要援護高齢者・障害者等の実態調査を行う。

ア. 避難所の要援護高齢者・障害者等

避難所管理者の協力を得て、要援護高齢者・障害者等を対象として、健康状態等を調査する。

イ. 在宅の要援護高齢者・障害者等

要援護高齢者・障害者等の生活状況を把握する。

ウ. 巡回相談の実施

市は、避難所を定期的に巡回し、相談窓口を開設するなど、避難所周辺住民も含めた相談業務を行うとともに、地域の保健・福祉のニーズの把握に努める。

2. 緊急援護の実施

市は、要援護高齢者・障害者等の緊急援護を実施する。

要援護高齢者・障害者等実態調査の結果に基づき、必要な場合は救護所又は医療機関の医師の意見を求めたうえ、直ちに関係先との協議を行い、次のとおり緊急援護を実施する。

要保護世帯の高齢者、障害者等援護を必要とする人については、生活保護ケースワーカー等が関係者と十分連携し、適切な対応を図っていく。

近隣地方公共団体と、要援護高齢者・障害者等の受入れ及び応援職員の派遣等に関して、協力体制を確立しておき、災害後には必要に応じて協力を要請する。

(1) 在宅福祉サービスの継続的提供

被災した要援護高齢者・障害者等に対して、居宅、避難所及び応急仮設住宅等において、補装具や日常生活用具の交付等、在宅福祉サービスの継続的な提供に努める。

その際には、福祉サービス事業者等の支援者と可能な限り連携を図るとともに、要援護者本人の意思を尊重して対応する。

(2) 要援護高齢者・障害者等の施設への緊急入所等

社会福祉施設入所者が安心して生活を送れるよう、必要な支援を行うとともに、居宅、避難所等では生活できない要援護高齢者・障害者等については、本人の意志を尊重した上で、社会福祉施設等への緊急一時入所を迅速かつ円滑に行う。

社会福祉施設等は、施設の機能を維持しつつ、可能な限り受入れるよう努める。

3. 旅行者・外国人対策

(1) 避難誘導

災害が発生した場合、又は災害の発生のおそれがある場合、宿泊施設においては、宿泊施設の責任者や従業員により、放送施設や拡声器等により、速やかに最寄りの避難地、避難所に誘導する。その際、旅行者に対しては、団体行動をとるよう指示し、パニックを避けるよう努めるものとする。

(2) 安否確認

市は、旅行者の安否について、警察・消防本部と情報を交換し、ボランティア団体やマスコミ等と協力して、宿泊施設の宿泊記録等により調査し、できる限り状況の把握に努める。

(3) 応急食料・飲料水・生活必需品の供給

市は、旅行者に対して、宿泊施設等と協力して、できる限り必要量の応急食料、飲料水、毛布などを提供する。

(4) 外国語による情報提供

外国人に対しては、ボランティアや地域住民等の協力を得て、チラシやラジオ等を利用して、必要な情報を提供するものとする。

第18節 社会秩序の維持

市及び府をはじめ関係機関は、被災地域における社会的な混乱や心理的動揺を防止し、社会秩序の維持を図るとともに、被災者の生活再建に向けて、物価の安定、必要物資の適切な供給を図るための措置を講ずるものとする。

1. 住民への呼びかけ

市及び府は、各種の応急対策の推進、実情周知による人心の安定、さらには、復興意欲の高揚を図るため、被害の状況や応急・復旧対策に関する情報を積極的に住民に提供するとともに、秩序ある行動をとるよう呼びかけを行う。市では、「第3編第2章第2節災害広報」の活動を通して、人心の安定と復興意欲の高揚を図る。

2. 警備活動

泉佐野警察、第五管区海上保安本部（関西空港海上保安航空基地・岸和田海上保安署）は、公共の安全と秩序を維持するため、犯罪防止対策を重点として警備活動を実施する。

市は、泉佐野警察等との密接な連絡協力を行っていくものとする。

3. 物価の安定及び物資の安定供給

市、府及び関係機関は、買い占め、売り惜しみにより生活必需品等の物価が高騰しないよう監視・指導し、適正な流通機能の回復を図ることにより、被災者の経済的生活の安定の確保と、経済の復興の促進を図る。市は、次の項目について、備蓄物資の安定的供給や災害広報活動等により万全を尽くす。

(1) 消費者情報の提供

市及び府は、生活必需品等の在庫量、適正価格、販売場所等の消費者情報を提供し、消費者の利益を守るとともに心理的パニックの防止に努める。

(2) 生活必需品等の確保

市及び府は、生活必需品の在庫量と必要量を可能な限り把握し、不足量については、国、他府県、事業者と協議し、物資が速やかに市場に流通されるよう努める。

第19節 住宅の応急確保

市及び府は、被災者の住宅を確保するため、速やかに被災住宅の応急修理及び応急仮設住宅の建設など必要な措置を講ずるものとする。応急仮設住宅等への入居の際には、高齢者、障害者を優先する。

1. 被災住宅の応急修理

市は、府から委任された場合、災害救助法第2条に規定する区域において、住宅が半壊又は半焼し、当面の日常生活が営めない人の住宅の居室、炊事場及び便所等、必要最小限度の部分について応急修理を行う。

2. 住居障害物の除去

(1) 実施責任者

市が責任者として実施する。

(2) 障害物の除去の対象者

ア. 当面の日常生活が営み得ない人、又は日常生活に欠くことのできない場所のみを対象とし、居室、炊事場、玄関等の場所のみを対象とする。

イ. 住家は、半壊又は半焼したもので、自己の資力をもってしても障害物の除去を実施し得ないものに限りその対象とする。

3. 応急仮設住宅の建設

市は、府から委任された場合、災害救助法第2条に規定する区域において、住宅が全壊、全焼又は流失し、住宅を確保することができない人に対し、府と建設場所、建設戸数等について十分に調整したうえで、応急仮設住宅を建設し、供与する。

(1) 応急仮設住宅の管理は、府と協力して行う。

(2) 府と協力し、集会施設等生活環境の整備を促進する。

(3) 入居者に応急仮設住宅を供給する期間は、完成の日から、原則として2年以内とする。

(4) 高齢者、障害者に配慮した応急仮設住宅を建設するよう努める。

4. 公共住宅等への一時入居

市及び府は、応急仮設住宅の建設状況に応じ、被災者の住宅を確保するため、府・市営住宅等の空き家への一時入居の措置を講ずる。

5. 住宅に関する相談窓口の設置等

(1) 応急住宅、空き家、融資等住宅に関する相談や情報提供のため、住宅相談窓口を設置する。

(2) 市及び府は、民間賃貸住宅への被災者の円滑な入居を確保するため、被災の前後における家賃の状況の継続的把握、貸主団体及び不動産業関係団体への協力要請等適切な措置を講ずる。

第20節 応急教育等

市は、災害の発生、又はそのおそれがある場合に児童生徒の保護及び教育施設の保全の措置を講ずるとともに、災害による教育施設の被害及び児童生徒の罹災により通常の教育ができない場合の教育施設の応急復旧並びに児童生徒に対する応急教育等を次のとおり実施するものとする。
(資料編：参考7)

1. 実施責任者

- (1) 市立の幼稚園、小学校、中学校の応急教育及び教育施設の応急復旧対策は市教育委員会が行う。
- (2) 災害に対する各学校の措置については、学校長、園長は市教育委員会と協議し具体的な応急対策を立てる。
- (3) 学用品の給与については、災害救助法が適用された場合は知事の委任を受け、市長が実施する。

2. 学校長、園長の措置

学校長、園長は、学校の立地条件等を考慮し、災害時に即応できる体制及び応急教育計画を作成するとともに、指導方法について明確な計画を立てておく。

- (1) 児童生徒の避難訓練、災害時の事前指導及び事後処理並びに保護者との連絡方法を検討すること
- (2) 市教育委員会、警察署、消防機関及び保護者への連絡網の確認
- (3) 時間外における所属教職員の所在の確認及び非常召集方法の策定並びに教職員への周知

3. 児童生徒等の保護

(1) 児童生徒等の保護

災害時における応急教育は次のとおり実施するが、教育長又は学校長、園長の判断により、危険が予想される場合は臨時休業等を行うなど臨機の措置をとる。

- ア. 登校後にあつては、早急に児童生徒を帰宅させることとし、その際には危険防止等についての注意事項を徹底させるとともに、必要に応じ教師が付き添うものとする。ただし、保護者が不在のもの又は住居地域に危険のおそれのあるものは学校において保護する。
- イ. 登校前に休業措置をとったときは、直ちにその旨を保護者及び児童生徒等に連絡する。
- ウ. 学校長、園長は、校舎等に危険が及ぶことが予想される場合は、適切な緊急避難の指示を行うとともに、職員を誘導にあたらせる。
- エ. 学校長、園長は、災害の規模、児童生徒等、職員及び施設、整備の被害状況を速やかに把握するとともに、市教育委員会への連絡及び校舎の管理に必要な職員の確保を行い、万全の体制を確立する。

(2) 教育施設の保全・応急復旧

- ア. 教育施設及び備品等の被害を最小限に防止するため、施設の長は施設の防災措置を講じ、停電、断水等予測される事故に対する措置を行う。

- イ. 災害により、被害を受けた場合は、災害後速やかに被災施設の応急復旧を行い、授業に支障をきたさないように処理しなければならない。この場合写真撮影などにより、被災の事実及びその状況を立証する処置を行う。

4. 応急教育の実施

(1) 教職員の確保

市教育委員会は、教職員体制の確保など円滑な学校運営が確保できるように必要な措置を講ずる。

(2) 応急教育実施の場所

- ア. 校舎の全部又は大部分が使用できない場合は、近隣の公共施設及びその他の適当な場所を利用する。
- イ. 校舎の一部が使用できないときは、残存施設を活用し、必要に応じて二部授業を実施する。

(3) 授業時数の確保に努めるとともに、状況により自宅学習等の応急教育を実施する。

(4) 児童生徒の健康保持

被災地域の児童生徒に対しては、被災状況により臨時の健康診断を行い、健康の保持に十分注意するとともに、感染症の予防について泉佐野保健所の指示により必要な措置を行う。

5. 学校給食の応急措置

市教育委員会は、学校給食の実施に支障がある場合は、速やかに学校給食用物資の確保、給食施設等の復旧などの措置を講ずる。

- (1) 学校給食センター施設が被災した場合は、パンと牛乳による補食給食を行う。
- (2) 施設の復旧が長期に及ぶ場合は、ほかのルートにより学校給食を確保する。
- (3) 被災地においては、感染症発生のおそれが多いので衛生については特に留意する。

6. 就学援助等

(1) 就学援助等に関する措置

市教育委員会は、府教育委員会と協力して、被災により就学が困難となり、また学資の支弁が困難となった児童・生徒に対し、援助する。

- ア. 市教育委員会は、市立学校の児童・生徒に対する就学援助費の支給について必要な措置を講ずる。

(2) 学用品の支給

市は、災害救助法に基づき、就学上支障のある小学校児童・中学校生徒に対して、教科書及び教材、文房具、通学用品を支給する。

(3) 児童・生徒の健康管理

市教育委員会は、府教育委員会、学校長、園長と協力し、被災児童・生徒の体と心の健康管理を図るため、保健所、子ども家庭センター等の専門機関との連携を図りながら、健康診断、教職員によるカウンセリング、電話相談等を実施する。

7. 保育所等の措置

保育所等の施設についても、こども部及び各保育所等において上記の計画に準じて保育幼児の保護及び保育に十分に配慮するものとする。

8. 文化財災害応急対策

災害により文化財が被害を受けた場合、所有者（管理者）は、被害状況を調査し、その結果を市教育委員会を経由して、府教育委員会に報告する。

市教育委員会は、被災文化財の被害拡大を防止するため、府教育委員会と協議のうえ、その所有者（管理者）に対し、応急措置をとるよう指導・助言を行う。（資料編：2-12）

第21節 廃棄物の処理

市は、府と協力して、し尿、ごみ及びがれきについて、被災地の衛生状態の保持及び復旧活動の円滑な促進のため、適正な処理を実施するものとする。

1. し尿処理

(1) 初期対応

- ア. 上水道・下水道、電気等ライフラインの被害状況と復旧見込みを勘案し、避難所をはじめ被災地域におけるし尿の収集処理見込み量及び仮設便所の必要数を把握する。
- イ. し尿処理施設の被害状況と復旧見込みを把握する。
- ウ. 被災者の生活に支障が生じることのないように、高齢者、障害者に配慮しつつ、速やかに仮設便所を設置する。

(2) 処理活動

- ア. 速やかに、し尿の収集処理体制を確保する。
- イ. 消毒剤、消臭剤等及び散布機器を確保し、仮設便所の衛生状態を保つ。
- ウ. 必要に応じて、府、近接市町村、関係団体に応援を要請する。

2. ごみ処理

(1) 初期対応

- ア. 避難所をはじめ被災地域におけるごみの収集処理見込み量を把握する。
- イ. ごみ処理施設の被害状況と復旧見込みを把握する。

(2) 処理活動

- ア. 被災地の生活に支障が生じないように、ごみの収集処理を適切に行う。
- イ. 必要に応じて、仮置場、一時保管場所を設置する。
- ウ. 防疫上、早期の収集が必要な生活ごみは、迅速に収集処理する。
- エ. 消毒剤、消臭剤等及び散布機器を確保し、仮置場、一時保管場所における衛生状態を保つ。
- オ. 必要に応じて、府、近接市町村、関係団体に応援を要請する。

3. がれき処理

(1) 初期対応

- ア. がれきの発生量を把握する。
- イ. がれきの選別・保管・焼却等のために長期間の仮置きが可能な場所を確保するとともにがれきの最終処分までの処理ルート確保を図る。

(2) 処理活動

- ア. がれき処理については、危険なもの、通行上支障のあるもの等を優先的に収集・運搬する。
- イ. がれきの適正な分別・処理・処分を行うとともに、可能な限り木材やコンクリート等のリサイクルに努める。

- ウ. アスベスト等有害な廃棄物による環境汚染の未然防止に努めるとともに、住民及び作業者の健康管理及び安全管理に十分配慮する。
- エ. 必要に応じて、府、近接市町村、関係団体に応援を要請する。

<資料>

- ・資料編：10 清掃関係

第22節 遺体の処理及び埋葬

市、泉佐野警察及び第五管区海上保安本部は、遺体の処理、埋葬について、必要な措置をとるものとする。

1. 遺体の検視

泉佐野警察及び第五管区海上保安本部（関西空港海上保安航空基地・岸和田海上保安署）は、次のとおり遺体の検視（見分）を行う。

- (1) 遺体の早期収容に努め、医師との連携に配慮し、迅速に検視（見分）を行い、遺族等に引き渡す。
- (2) 身元不明の遺体については、写真の撮影、指紋の採取、遺品保存等を行うとともに、関係機関に連絡し、速やかな身元確認に努める。

2. 遺体の処理

- (1) 市は、災害の際の死亡者について、その遺族等が混乱期のため遺体の埋葬を行うための洗浄、縫合、消毒の処置及び遺体の一時保存あるいは医師による検案を行うことができない場合に、これら遺体の処理を実施する。
- (2) 発見された遺体については、警察官及び海上保安官の検視（見分）を経て、死体見分調書を作成したのち処理を行う。
- (3) 遺体の検案は、遺体の処理として医療救護班の医師が行うが、遺体の数が多い場合は、医師会の応援を求めて実施する。

3. 遺体の収容

遺体の身元を識別するためには、相当の時間を必要とすることもあるため、身元の確認については警察や協力依頼団体等の協力を得て実施する。

遺体の身元が明らかで、かつ遺族等の引取人がある場合は、当該遺体及び遺品は警察から遺族等に引き渡されるが、遺族等に引渡しできない場合は、市が引渡を受け保管する。

また、多人数の場合は、短日時に埋葬することは困難であるため、特定の場所（寺院等）に集めて一時保存する。

4. 遺体の埋葬

(1) 遺体の埋葬

遺体の埋葬は、災害の際の死亡者に対して、その遺族が混乱期のため資力の有無に関わらず埋葬を行うことが困難な場合、又は死亡者の遺族がない場合（身元の判明しない等）遺体の応急的な埋葬を実施する。

なお、遺体が他の地域から漂着した場合で、身元の引き取りのない場合は本市で埋葬する。遺体は、遺体処理台帳及び遺品を保存のうえ、埋葬する。

(2) 埋葬の方法

- ア. 埋葬は市長が行い、原則として、火葬により実施する。
- イ. 身元不明遺体については、埋葬の後、遺骨及び遺品等を市又は寺院等に依頼して保存する。
- ウ. 火葬場の稼働状況、棺の確保状況等関連する情報を広域的かつ速やかに収集し、棺の調達、遺体搬送方法の確保等を実施する。
- エ. 遺体の火葬、遺族等に対する棺、骨つぼ等の支給など、必要な措置を講ずる。

5. 応援要請

市は、自ら遺体の処理、埋葬の実施が困難な場合、府が作成する大阪府広域火葬計画に基づき、府に対して必要な措置を要請する。

第23節 自発的支援の受入れ

市内外から寄せられる支援申し入れに対して、関係機関は連携を密にし、適切に対処するよう努める。

1. ボランティアの受入れ

(1) 活動環境の整備

ボランティアの受入れや活動方針の決定、人員の派遣等についてはボランティアで組織する調整機関（以下「ボランティア調整機関」という）の自主性を尊重するものとする。市は、市社会福祉協議会と協力して、ボランティア調整機関と連携を図るとともに、その活動に対し情報提供、調整支援を行う。

(2) 活動拠点の提供

市は、ボランティア活動に必要な場所、ボランティア関係団体への情報の提供に努める。

(3) 府の活動

ア. 情報の提供

災害の状況、市が収集した住民のニーズなどの情報を日本赤十字社大阪府支部、府社会福祉協議会、その他の広域的なボランティア活動推進機関に提供する。

イ. ボランティア保険への加入促進

府社会福祉協議会を通じてボランティアの保険加入を促進する。

(4) 日本赤十字社大阪府支部の活動

ア. 情報の提供

ボランティア支援の申し入れに対して、被災地の状況、ボランティアの活動内容、受入れ窓口など情報の提供に努める。

2. 義援金・義援物資の受付・配分

市又は府などに寄託された被災者あての義援金・義援物資の受付、配分は次により行う。

(1) 義援金の受入れ及び配分

ア. 受入れ

市長公室は、義援金の受入れ窓口を開設し、受入れ業務を行う。日本赤十字社からの義援金についての連絡調整は健康福祉部が行う。

イ. 配分

(ア) 義援金の配分については、義援金配分委員会を設置し、配分方法、伝達方法等を協議のうえ決定する。

なお、委員会の構成は次のとおりである。

構成員
副市長、市長公室長、市民協働担当理事、総務部長、健康福祉部長、会計管理者

(イ) 市は、定められた方針及び所定の手続を経て被災者に情報を提供し、配分する。

(2) 義援物資の受入れ及び配分

ア. 受入れ

- (ア) 市役所等に救援物資の受入れ窓口を開設し運営を行う。
- (イ) 仕分け作業がスムーズに行えるよう受入れ品目を限定し、荷物には物資の内容、数量等の必要事項を記入する。
- (ウ) 救援物資の申し出があった場合は次のことを要請する。
 - a. 救援物資は荷物を開閉することなく物資名及び数量がわかるように表示すること。
 - b. 複数の品目を梱包しないこと。
 - c. 腐敗する食料は避けること。

イ. 救援物資の配分

救援物資の配分については災害時要援護者を優先し実施する。

ウ. 救援物資の搬送

府及びその他の市町村等からの物資は、あらかじめ定めた一時集積所に受入れ、仕分けのうえ各避難所へ搬送する。

(3)郵便事業株式会社及び郵便局株式会社の援護対策等

郵便事業株式会社及び郵便局株式会社は、災害の態様、被災者・被災地の実情に応じ、被災者に対する郵便葉書等の無償交付、被災者が差し出す郵便物の料金免除、被災者の救助を行う地方公共団体、日本赤十字社、その他総務省令で定める法人又は団体にあてた救助用の現金書留郵便物等の料金免除等、郵便業務に係る災害特別事務取扱い及び援護対策を実施する。

3. 海外からの支援受入れ

市、府をはじめとする関係機関は、海外からの支援について、国が作成する受入れ計画に基づき、必要な措置を講ずる。府は、海外からの支援が予想される場合、市と連携して、あらかじめ国に、被災状況の概要、想定されるニーズを連絡し、また、国からの照会に迅速に対応する。

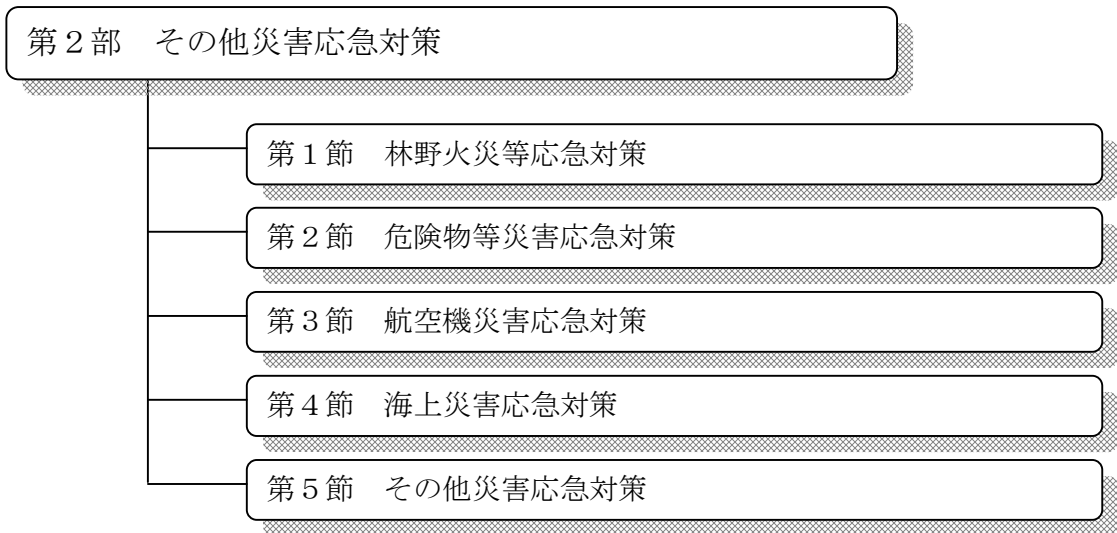
市及び府は、次のことを確認のうえ、受入れの準備をする。

- (1) 支援内容、到着予定日時、場所、活動日程等
- (2) 被災地のニーズと受入れ体制

海外からの支援の受入れにあたっては、極力自力で活動するよう要請するが、必要に応じて次のことを行う。

- ア. 案内者、通訳等の確保
- イ. 活動拠点、宿泊場所等の確保

第2部 その他災害応急対策



第1節 林野火災等応急対策

市及び関係機関は、大規模な火災が発生した場合には相互に連携を図り、迅速かつ的確に消火活動等を実施するものとする。

1. 林野火災

林野における大規模な火災が発生した場合には、関係機関は、迅速かつ組織的に対処し人家被害、森林資源の焼失等の軽減を図るものとする。

(1) 火災通報等

ア. 通報基準

市は、火災の規模等が府の定める通報基準に達したとき、又は特に必要と認めるときは、府に即報を行う。その後1時間ごとに状況を通報する。

- (ア) 焼損面積5ha以上と推定される場合
- (イ) 覚知後3時間を経過しても鎮火できない場合
- (ウ) 空中消火を要請する場合
- (エ) 住家等へ延焼するおそれがある等社会的に影響度が高い場合

イ. 伝達経路

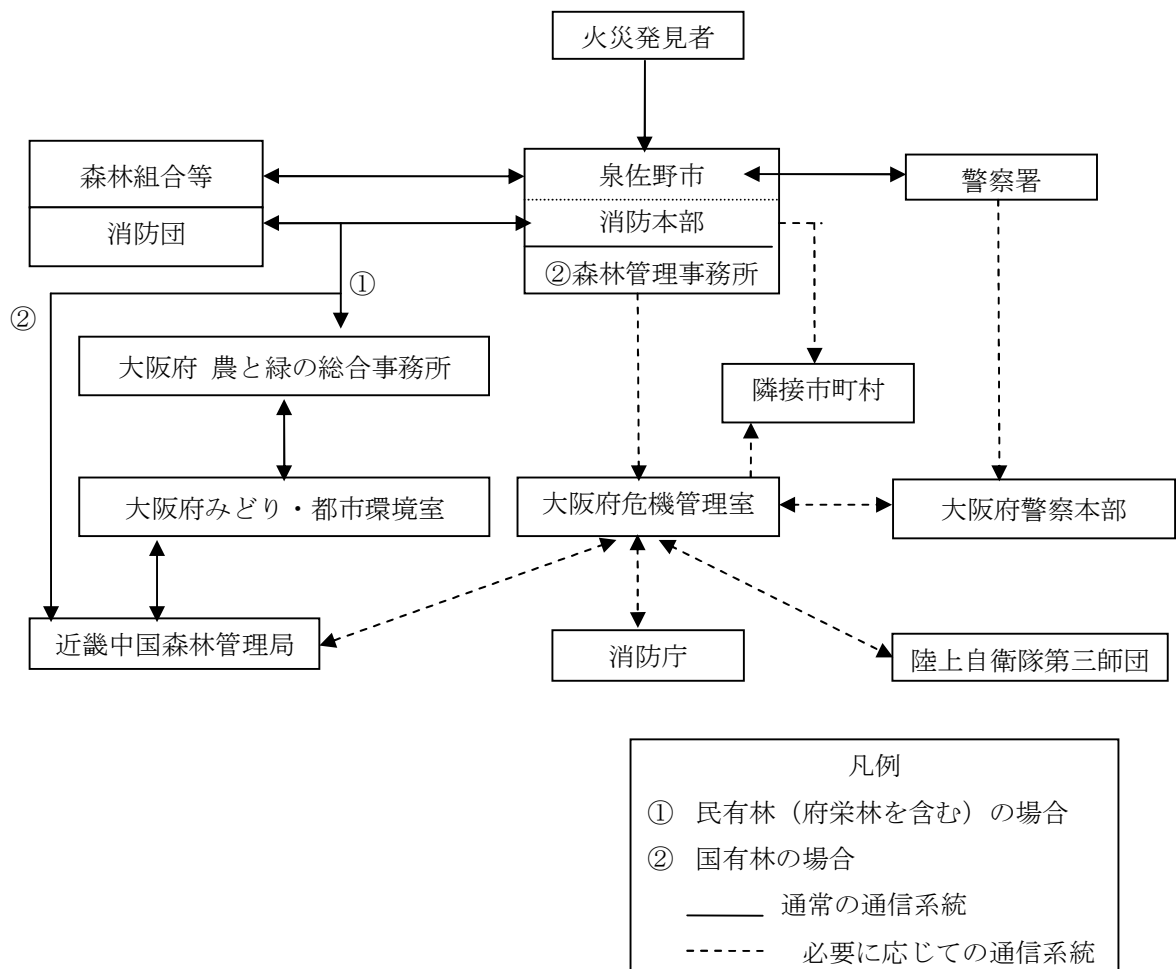


図 伝達経路

(2) 活動体制

ア. 活動体制

林野火災の規模に応じた本部体制をとり、火災防ぎょ活動を行う。

- (ア) 林野火災発生の通報があった場合、直ちに現地指揮本部を設置し、泉佐野警察等関係機関と連携協力して、火災防ぎょ活動を行う。
- (イ) 火災の規模等が通報基準に達したとき、府に即報を行う。
- (ウ) 火災が拡大し、市単独では十分に対処できないと判断するときは、応援協定等に基づく隣接市町村等への応援出動準備の要請を行う。

イ. 応援体制の整備

(ア) 航空消防応援協定

林野における火災は、全般的に地理的条件が悪く、消防活動は極めて困難である場合が多いため、必要がある場合は航空消防応援協定に基づき、ヘリコプターを情報の収集、作戦指揮、初期消火等の林野火災の立体的消火作戦に活用する。

(イ) 阪和林野火災消防相互応援協定

林野における火災は、非常に広域的で、市単独では十分に対処できないと判断するときは、阪和林野火災消防相互応援協定に基づき、関係市町村は相互に情報交換を行うとともに消防活動の連携を図る。

(ウ) 現地対策本部の設置

- ・ 隣接市町村等に応援要請を行った場合、発災地に現地対策本部を設置する。
- ・ 応援隊、飛火警戒隊、補給隊等を編成する。
- ・ 警戒区域、交通規制区域を指定する。
- ・ 消防庁に対する広域航空消防の応援要請、自衛隊に対する派遣要請について検討する。

2. 市街地火災

市街地における火災が延焼・拡大し、単独では十分に火災防ぎょ活動が実施できない場合には、近隣市町村、府、泉佐野警察などに応援を要請し、相互に緊密な連携を図りながら消火・救助・救急活動を実施する。

海水を利用した消火活動を実施する場合は、必要に応じ、第五管区海上保安本部に応援を要請する。

3. 高層建築物火災

高層建築物の火災に対処するため、それぞれの態様に応じた警防計画に基づき、次の各種対策を実施するものとする。なお、人命救助は、他の活動に優先して行う。

- (1) 救助活動体制の早期確立と出場小隊の任務分担
- (2) 活動時における情報収集、連絡
- (3) 排煙、進入時等における資機材の活用対策
- (4) 高層建築物等の消防用設備の活用
- (5) 高層建築物における屋上緊急離着陸場等の活用
- (6) 浸水、水損防止対策

第2節 危険物等災害応急対策

市及び関係機関は、火災その他の災害に起因する危険物等災害の被害を最小限にとどめ、周辺住民に対する危害防止を図る。

1. 危険物災害応急対策

- (1) 関係機関と密接な連絡をとるとともに、所管する危険物の安全管理、施設の使用停止等の緊急措置を講ずる。
- (2) 関係事業所の管理者、危険物保安監督者及び危険物取扱者等に対して、次に掲げる措置を当該危険物施設の実態に応じて講ずるよう指導する。
 - ア. 災害の拡大を防止するための施設、設備の整備及び緊急措置要領の確立
 - イ. 危険物による災害発生時の自衛消防組織と活動要領の確立
 - ウ. 災害状況の把握と状況に応じた従業員、周辺地域住民に対する人命安全措置及び防災機関との連携活動の確立
- (3) 施設の管理責任者と密接な連絡を図り、災害の拡大を防止するための消防活動、負傷者等の救出、警戒区域の設定、広報及び避難の指示等必要な応急対策を実施する。

2. 高圧ガス災害応急対策

市は、施設の管理責任者と密接な連絡を図り、災害の拡大を防止するための消防活動、負傷者等の救出、警戒区域の設定、広報及び避難の指示等必要な応急対策を実施する。

3. 火薬類災害応急対策

市は、施設の管理責任者と密接な連絡を図り、災害の拡大を防止するための消防活動、負傷者等の救出、警戒区域の設定、広報及び避難の指示等必要な応急対策を実施する。

4. 毒物劇物災害応急対策

市は、施設の管理責任者と密接な連絡を図り、災害の拡大を防止するための消防活動、汚染区域の拡大防止措置、負傷者等の救出、警戒区域の設定、広報及び避難の指示等必要な応急対策を実施する。

第3節 航空機災害応急対策

本計画は、航空機の墜落等により災害が発生した場合に、その拡大を防ぎ、被害の軽減を図るため迅速かつ的確な応急対策を実施するものとする。

1. 範囲

関西国際空港の周辺

(関西国際空港島内で災害が発生した場合には、大阪府石油コンビナート等防災計画による。)

2. 航空機事故総合対策本部等の設置

関西空港事務所長は必要に応じ、関西国際空港株式会社内に航空機事故総合対策本部を設置し、事故処理業務全般にわたる防災関係機関の総合連絡調整、情報の収集・管理、政府対策本部等に対する報告・調整等の業務を行い、迅速かつ的確な事故処理を実施する。

(1) 防災関係機関

関西空港事務所、関西空港海上保安航空基地、府、泉佐野警察、市（地元市町）、市消防本部、地元医療機関、日本赤十字社大阪府支部、関西国際空港株式会社、その他必要と認められる機関

(2) 航空機災害対策本部の設置

市長は、必要に応じ、航空機災害対策本部を設置し、情報収集・伝達を行う。

ア. 設置目的

航空機事故により災害が発生した場合は、市長は消防長に災害状況等を報告させ、必要により航空機災害対策本部を設置する。

イ. 設置場所

本部は、市役所に設置する。ただし、災害の規模に応じた応急対策措置を推進するため必要な場合は、適当な場所に移動し設置することがある。

ウ. 本部会議事項

- (ア) 応急対策に関すること
- (イ) 災害復旧に関すること
- (ウ) 配備体制の決定に関すること
- (エ) 自衛隊の派遣要請に関すること
- (オ) 災害救助法の適用に関すること
- (カ) その他被害に関する重要な事項

エ. 事務分掌

事務分掌は、「泉佐野市災害対策本部事務分掌」（資料編：1－2）を準用するものとする。ただし、消防本部の事務分掌については別に定めるものとする。

3. 動員計画

航空機災害応急対策の実施についての動員要領は、次のとおりである。

(1) 動員計画

航空機災害応急対策の実施についての職員の動員計画は消防職員を主体とし、一般行政職員については、「泉佐野市災害対策本部配備表」（資料編：1－3）を準用するものとする。ただし、消防本部の動員計画については別に定めるものとする。

(2) 動員方法

航空機災害対策本部が設置されたときは、各部長は配備体制を整え指揮にあたる。

(3) 非常参集

職員は、勤務時間外に航空機災害の発生を知ったときは、速やかに所定の場所に参集しなければならない。

4. 情報通信連絡及び広報

(1) 情報通信連絡系統

基本経路は別図のとおりとするが、必要に応じ、それぞれの関係機関に必要な事項について連絡する。また、発見者から通報を受けた機関は、速やかに他の関係機関に連絡する。

(2) 災害広報

航空機災害の広報については、たえず航空機事故総合対策本部と連絡のうえ、その指示により市民に正確な状況を発表するとともに報道機関にも発表し、又被災者収容所や避難場所等もあわせて広報し、市民が安心して行動できるよう広報活動を実施する。

ア. 広報事項

(ア) 広報車により災害の状況、市民の避難場所等、状況判断のうえ必要に応じて有効かつ適切な広報を速やかに行うものとする。

(イ) 災害の状況が把握され次第発表するとともに、引続き災害に関する各種情報を定期的又は必要に応じて発表し、記録保存する。

5. 応急活動

(1) 火災防ぎょ計画

航空機災害により火災が発生した場合、化学消防車等により消防活動を重点的に実施する。災害の規模等が大で、対処できない場合は、府下消防機関に消防相互応援協定に基づく応援を求める。

(2) 救出救護計画

航空機災害により、市民の生命、身体が危険な状態にある者、又は生死不明の状態にある者に対する救出救護については次のとおりとする。

ア. 救助方法

罹災者の救出は、消防職員等による救助隊を編成し、警察署と協力して行う。

救出者については、名簿等を作成し市災害対策本部に連絡を行うものとする。

イ. 関係機関等への要請

航空機災害が甚大であり、消防機関、警察署、対策本部のみで救助困難な時は、府、泉佐野警察、隣接消防機関、隣接市町、日本赤十字社大阪府支部等関係機関に協力依頼するとともに、必要に応じ自衛隊の派遣を要請する。

第2部 その他災害応急対策
第3節 航空機災害応急対策

ウ. 医療機関

災害時における医療活動は、必要に応じ避難場所等に救護所を設置し、被災者の救護にあたる。

りんくう総合医療センターは、関西国際空港株式会社と締結している「航空機事故にかかる医療救護活動に関する協定書」等に基づき、相互に協力し、負傷者に対する医療救護活動を迅速かつ適切に実施するものとする。

(3) 避難計画

航空機災害が発生した場合、危険区域内における住民の生命、身体を災害から保護するため、安全な地域に避難させるための計画は、「第3編第1部第1章第4節避難誘導」を準用するものとする。

(4) 遺体の搜索及び処理埋葬計画

「第3編第1部第2章第22節遺体の処理及び埋葬」を準用するものとする。

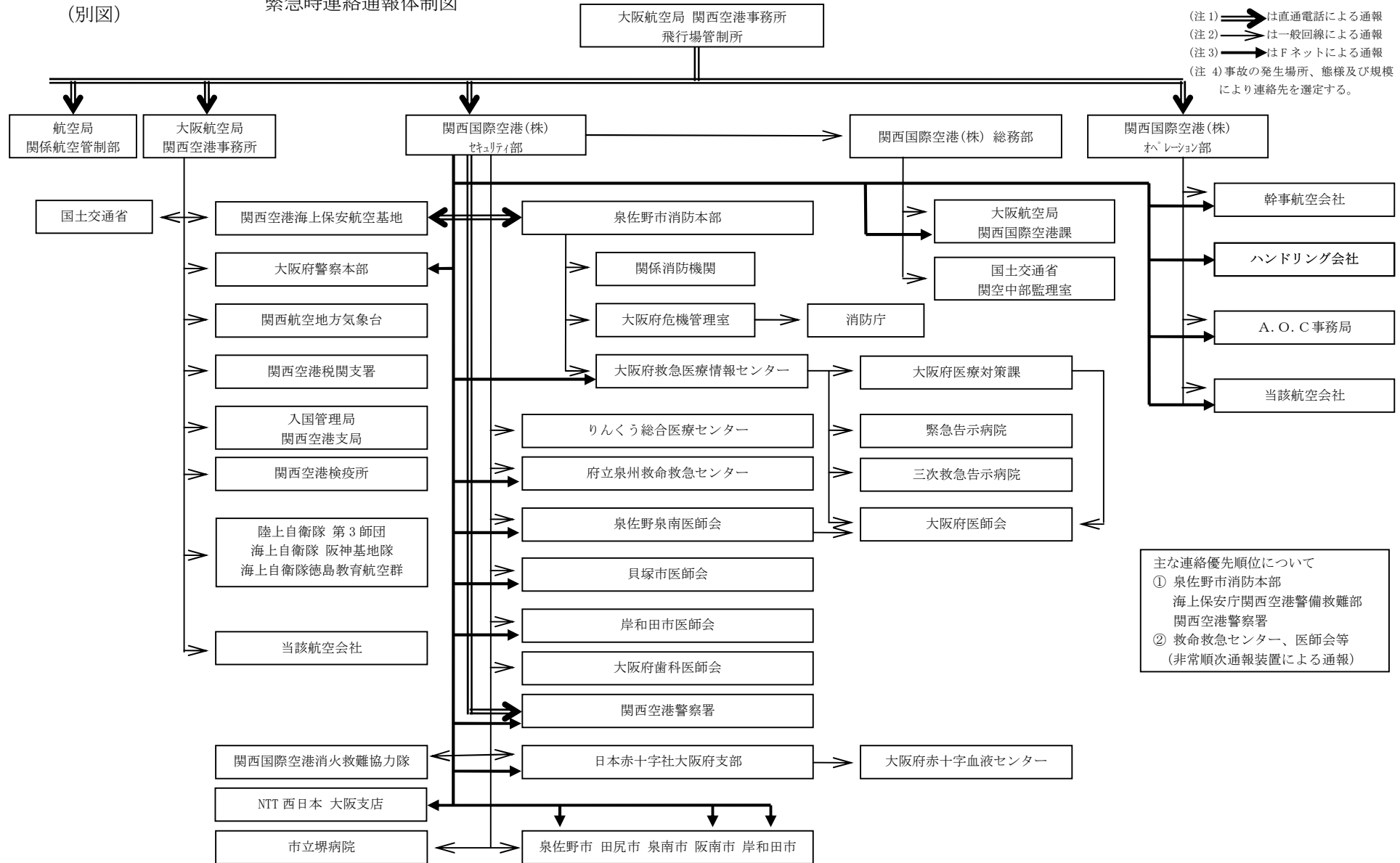
(5) 流出油対策計画

航空機災害により海域に大量の油が流出した場合、「第3編第2部第5節海上災害応急対策」に基づく流出油対策により、流出油の拡散防止等の措置を講ずる。

(6) その他

その他の応急対策計画については、第1部及び第2部の各計画に基づき実施する。

(別図) 緊急時連絡通報体制図



第4節 海上災害応急対策

関係機関は、大阪湾沿岸及びその地先海域において、タンカー及び貯油施設等の事故により大量の油の流失や火災が発生し、又は発生のおそれのある場合に、その拡大を防止し被害の軽減を図るため各種対策を実施するものとする。

1. 通報連絡体制

事故の発生及びそれに伴う災害の状況等の通報は、次により行う。

(1) 通報系統

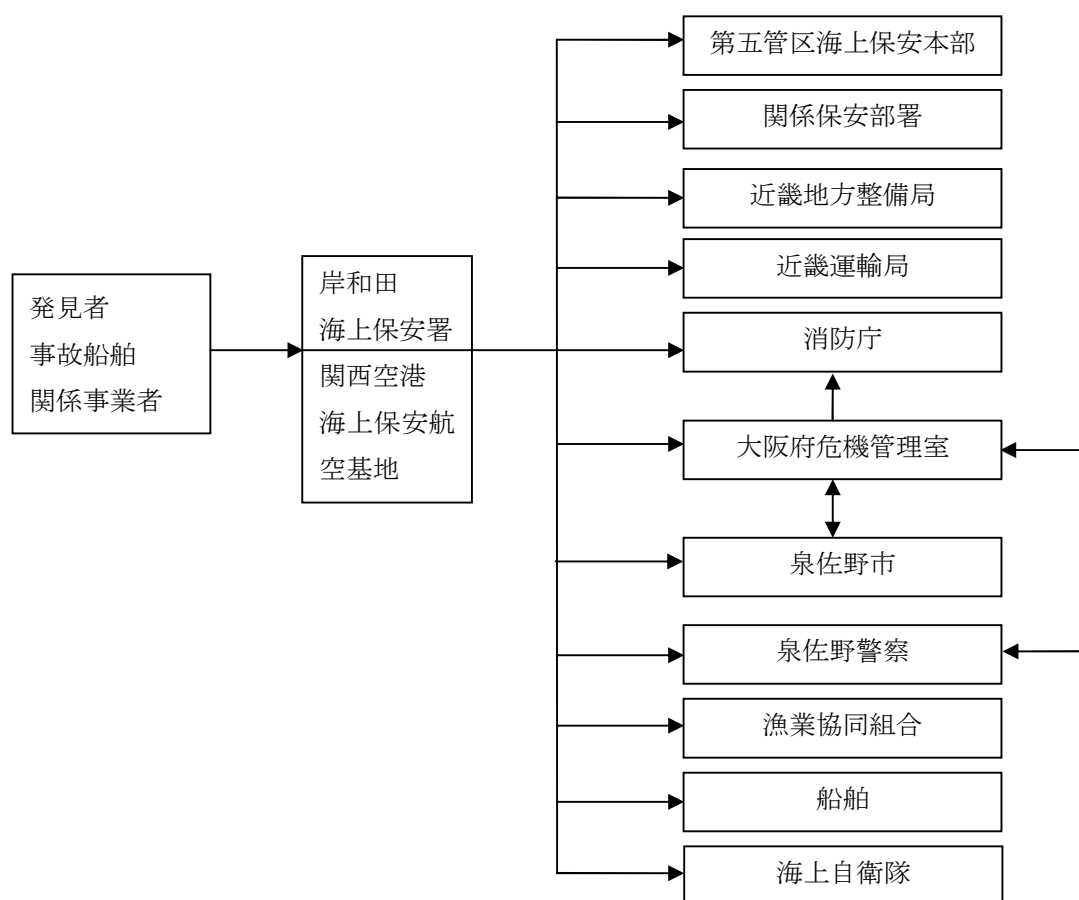


図 通報系統

(2) 通報事項

- ア. 船名、総トン数、乗組員数、流出油等の種類及び量、又は、施設名、流出油等の種類及び量
- イ. 事故発生日時及び場所
- ウ. 事故の概要
- エ. 気象、海象の状況
- オ. 流出油等の状況

- カ. 今後予想される災害
- キ. その他必要な事項

2. 災害広報

(1) 船舶への周知

第五管区海上保安本部及び港の管理者等は、流出油等による災害が発生し、又は災害の波及が予想される場合は、海上における船舶の安全を図るため、災害の状況及び安全措置等について、無線、ラジオ、拡声器等により、付近航行の船舶に対し周知に努める。

(2) 沿岸住民への周知

沿岸の関係市町等防災関係機関は、沿岸住民及び施設等に災害が波及し、又は災害の波及が予想される場合は、住民の安全を図るため、災害の状況及び安全措置等について、広報車等により、沿岸住民に対して周知する。

3. 事故対策連絡調整本部の設置

ふ頭又は岸壁に係留されたタンカーの事故の場合、市は、関係機関相互の連絡を緊密にし、さらに、円滑に応急対策を実施するため必要があるときは、知事と協議し、事故対策連絡調整本部を設置する。

(1) 構成及び設置場所

ア. 構成

市、大阪海上保安監部・関西空港海上保安航空基地、近畿地方整備局、近畿運輸局、府、泉佐野警察、港湾の管理者、自衛隊、事故発生責任機関及びその他関係機関

イ. 設置場所

大阪海上保安監部・関西空港海上保安航空基地又は事故現場に近い適当な場所若しくは船艇とする。

(2) 事故対策連絡調整本部への報告等

次の事項について事故対策連絡調整本部へ報告するとともに、関係職員を必要期間常駐させ必要な調整を図る。

ア. 被害状況、災害応急対策実施状況に関すること。

イ. その他各機関等が事故対策連絡調整本部へ報告することが適当と認める事項に関すること。

4. 海上火災

(1) 沿岸に停泊又は航行中の船舶火災対策

沿岸に停泊又は航行中の船舶火災については、岸和田海上保安署が消火活動にあたる。

(2) 係留中の船舶火災対策

係留中の船舶火災については、消防機関が、岸和田海上保安署、泉佐野警察署、大阪水上警察署佐野港派出所その他の協力の元に、次のとおり消火活動、安全対策を行う。

ア. 海上（消防艇）及び陸上（消防本部）からの消火活動

イ. 危険物取扱施設及び付近住家への延焼防止のため、必要により曳船等の措置

ウ. 消火活動に支障をきたさないための立入禁止区域の設定、付近住民の避難措置

なお、火災が大規模で十分に対処できないと判断するときは、消防相互応援協定に基づき関係消防本部の消防車、消防艇、ヘリコプター等の応援を求める。

5. 流出油等対策

(1) 大阪湾における流出油等対策

大量の油等が海上に流出したときは、応急措置義務者（原因者）が応急措置を行い付近にある者や船舶に対し注意喚起を行うほか、第五管区海上保安本部はその周辺海域の警戒を厳重にし、必要に応じて火災の発生防止、船舶の進入禁止措置、避難勧告等を行うものとする。

防除活動は、防除措置義務者（原因者）が主体となって行うほか、第五管区海上保管本部、府、市及び防災関係機関等が連携し次の防除作業を実施する。また大阪湾・播磨灘排出油等防除協議会へ情報伝達を行うものとする。

- ア. 避難誘導
- イ. 人命救助及び救護作業
- ウ. 消化作業
- エ. 流出油等の処理作業

なお、泉佐野市と不二製油株式会社との間に海上流出油防除協力協定（昭和50年4月1日）を締結しており、大阪湾に大量の油が流出した場合は、不二製油株式会社に対し流出油防除資機材の提供を要請する。

(2) 佐野漁港（住吉泊地）における流出油対策

佐野漁港（住吉泊地）において油が流出した場合、総合食品加工センター内の企業は、協同してオイルフェンスの展張による流出油の拡散防止、及び油処理剤、油吸着剤等による流出油の除去、並びに流出源の油抜き取り等の防除活動を行うとともに、漁港管理事務所、岸和田海上保安署、市消防本部、泉佐野警察署等関係機関に速報しなければならない。連絡を受けた市、市消防本部及び泉佐野警察は、警戒区域の設定、火気使用の制限、沿岸住民及び報道機関への広報を行うとともに必要な場合は避難命令を発するなど、陸上での二次災害の防止に努める。また、岸和田海上保安署は、航行の制限、漁業関係者及び船舶等への広報を行うなど海上の警備にあたる。油が大量に流出し、総合食品加工センター内の企業だけでは処理できない場合又は佐野漁港（住吉泊地）外へ油が流出したときは、関係機関へ速報して応援を求めなければならない。

第5節 その他災害応急対策

泉佐野市地域防災計画においては、地震、風水害に加え、林野等の火災、危険物等災害、放射線災害、航空機災害、海上災害などを想定し、その応急対策を迅速かつ的確に講ずることができるよう定めているが、その他にも大規模な事故が万一発生した場合に、住民の生命、財産に被害を及ぼすおそれがある。

こうした場合においても、関係機関は災害の態様に応じ、「地震災害応急対策・復旧対策」、「風水害等応急対策・復旧対策」を準用し、関係機関が相互に連携して、被害情報の収集・連絡、避難誘導、災害広報、消火・救助・救急・医療活動、被害の拡大防止対策、広域応援等の応急対策を講ずるものとする。

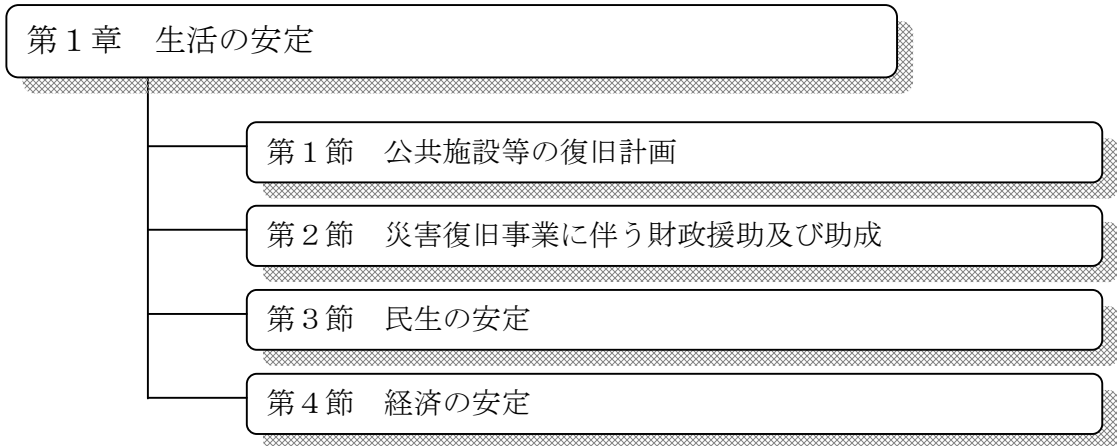
第3部 災害復旧・復興対策

第3部 災害復旧・復興対策

第1章 生活の安定

第2章 復興の基本方針

第1章 生活の安定



第1節 公共施設等の復旧計画

被災した公共施設の復旧は、単なる原形復旧にとどまらず、再度の被害の発生を防止するため、応急復旧終了後、被害の程度等を十分に検討して必要な施設の新設、又は改良を積極的に実施するとともに、関連事業との調整を図り、災害復旧の効果が充分発揮できるよう考慮するものとする。

1. 災害復旧事業計画

被災箇所は原形に復旧することが原則であるが、再度の被害発生を防止する必要上改良を要すると認められる箇所については検討のうえ、復旧計画を樹立する。災害復旧事業の種類は、以下のとおりである。

- (1) 公共土木施設災害復旧事業
 - ア. 河川公共土木施設災害復旧事業
 - イ. 道路公共土木施設災害復旧事業
 - ウ. 単独災害復旧事業
 - (ア) 河川災害復旧事業
 - (イ) 道路災害復旧事業
- (2) 都市災害復旧事業
 - ア. 街路災害復旧事業
 - イ. 都市排水施設災害復旧事業
 - ウ. 公園等施設災害復旧事業
 - エ. 堆積土砂排除事業
- (3) 農林水産施設災害復旧事業
- (4) 農業土木施設災害復旧事業
- (5) 上水道施設災害復旧事業
- (6) 下水道施設災害復旧事業
- (7) 住宅災害復旧事業
- (8) 学校教育施設災害復旧事業
- (9) 公立医療施設、病院等災害復旧事業
- (10) その他事業

2. 道路施設

道路管理者は、道路、橋梁及び道路付属物等が被害を受けた場合、被害状況を速やかに調査し、主要幹線から復旧を行い、その他応急措置に必要な路線を確保する。

特に、公共の安全確保上、緊急に復旧を行う必要のある対象は、次のとおりである。

- (1) 道路の陥没、又は欠損により交通が不可能又は著しく困難であるもの
- (2) 道路の陥没、又は欠損で、これを放置することにより二次的被害を生ずるおそれがあるもの

3. 河川

河川管理者は、河川が洪水等により被害を受けた場合は、被害状況を速やかに調査し、効果的な復旧を行うものとする。

特に公共の安全確保上、緊急に復旧を行う必要がある対象は、次のとおりである。

- (1) 堤防の破壊、護岸・河川の決壊で住民の日常生活に重大な影響を与えているもの
- (2) 堤防、護岸等の決壊で破堤のおそれのあるもの
- (3) 河川の流水の疎通を著しく阻害するもの
- (4) 護岸及び水門等の全壊又は決壊で、これを放置することにより著しい被害を生ずるおそれのあるもの

4. 教育施設

教育施設の復旧は、早期に正常な授業が行えるように関係業者を動員して応急復旧工事を行い、その後恒久的な建築の基本計画を検討のうえ、新改築工事を施工する。

5. 水道施設

水道施設の復旧は、関係業者を動員し、一刻も早く各家庭に対し給水できるように実施する。

6. 農林等

農地及び農林用施設が被害を受け、耕地の継続が不可能又は著しく困難となった場合、市長は、法令の定めるところにより災害復旧費の国庫補助及び府補助を知事に申請し、速やかに復旧事業を行うものとする。

7. その他公共施設等

医療施設、社会福祉施設等については、被害状況を速やかに調査した上で緊急度に応じ効果的に復旧を図るものとする。

第2節 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成

災害復旧事業費の決定は、知事・市長の報告、資料及び実施調査の結果等に基づいて決定されるものであるが、法律又は予算の範囲内において国が全部又は一部を負担し、又は補助して行われる災害復旧事業並びに激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律に基づき援助される主な事業は次のようなものである。

1. 法律による一部負担又は補助

- (1) 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法
- (2) 公立学校施設災害復旧費国庫負担法
- (3) 公営住宅法
- (4) 土地区画整理法
- (5) 海岸法
- (6) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
- (7) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- (8) 予防接種法
- (9) 都市災害復旧は、都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針に基づき予算の範囲内で事業費の1/2を国庫補助する。
- (10) 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律

2. 激甚災害に係わる財政援助措置

- (1) 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助
- (2) 農林水産業に関する特別の助成
- (3) 中小企業に関する特別の助成
- (4) その他の財政援助及び助成

第3節 民生の安定

市は、災害により被災した市民に対し、住環境の改善、雇用機会の確保及び義援金品の配分等に必要な措置を講じ、速やかに被災者の生活の安定を図るものとする。

1. 住環境の改善

(1) 住宅の確保

災害によって住宅に被害を受け、一時的に災害用応急仮設住宅に入居した者が、良質の住宅への転居確保のため、公営住宅等への入居が行えるよう協力していくものとする。

(2) 住宅の補修、建設の融資

災害によって住宅に被害を受けた場合、住宅金融支援機構から災害復興住宅の建設資金又は補修資金の融資を受けることができる。

2. 雇用機会の確保

災害時における離職者の就職については、府が公共職業安定所を通じてあっせんを図るので、市域における離職者の把握と職業あっせんの要請を行う。

第4節 経済の安定

市は、災害により被災した市民が再起更生するよう、法律、条例その他の定めるところにより金融措置を講ずるとともに、流通機関の回復を図り被災者の生活の安定を図るものとする。

1. 金融措置

(1) 市税の徴収猶予及び減免

市は、被災した納税義務者又は特別徴収義務者に対し、地方税法又は市税条例により市税の緩和措置として、事態に応じ納税期限の延長、徴収猶予及び減免措置をとる。

ア. 納期限の延長

災害により納税義務者が期限内に申告その他書類の提出、又は市税を納税できないと認められるときは、その申請により2ヶ月以内の期限（特別徴収義務者については30日以内）において市税の納期限を延長する。

イ. 徴収猶予

災害により財産に被害を受けた納税義務者が、市税を一時に納付、又は納付することができないと認められるときは、その者の申請に基づき、1年以内において徴収を猶予する。なお、やむを得ないと認められるときは、さらに1年以内の延長を行う。

ウ. 滞納処分の執行の停止等

災害により滞納者が無財産になる等の被害を受けた場合は、滞納処分の停止、換価の猶予及び滞納金の減免等の適切な措置をとる。

エ. 減免等

被災した納税義務者に対し、必要と認められる場合は、納期限前7日までにその者の申請に基づき、市民税、固定資産税、都市計画税、特別土地保有税の減免及び納入義務の免除を行う。

(2) 災害弔慰金等の支給と災害援護資金の貸付（泉佐野市災害弔慰金の支給等に関する条例） （資料編：参考6）参照

(3) 府の融資計画

ア. 生活福祉資金（災害援護資金）

災害により被害を受けた低所得世帯の速やかな自力更生のため、府社会福祉協議会は、生活福祉資金貸付制度により、市社会福祉協議会の協力を得て、貸付けを行う。

イ. 中小企業事業資金制度（災害等対策資金）

災害の発生に伴い、甚大な損害を受けた中小企業者に対して、その復旧のための資金の融資を行う。

(4) 政府系金融機関

ア. 株式会社日本政策金融公庫 中小企業事業

被災者に対し、災害の程度に応じて、そのつど融資条件を定める災害復旧貸付を行う。

イ. 株式会社日本政策金融公庫 国民生活事業

被災者に対して必要であると認めるときは、次の措置をとることがある。

- (ア) 債務者に対して償還期間を延長する。
- (イ) 新たに貸受けるときは、据置期間、償還期間を延長する。
- (ウ) 災害の状況により利率を引下げる。

ウ. 株式会社商工組合中央金庫

株式会社商工組合中央金庫は、激甚災害を受けた中小企業及び中小企業等協同組合などで、災害救助法が適用された地域内に事業所を有するものに対して、その再建資金を貸付ける。

エ. 農業関係融資

- (ア) 天災融資資金（農協等）
- (イ) 農業基盤整備資金（株式会社日本政策金融公庫）
- (ウ) 農林漁業施設資金（株式会社日本政策金融公庫）
- (エ) 自作農維持資金（株式会社日本政策金融公庫）
- (オ) 大阪府農林漁業経営安定資金（農協等）

(5) 被災者生活再建支援金

ア. 被災者生活再建支援金の支給

市は被害状況を取りまとめ府へ報告を行うとともに、「被災者生活再建支援法」に基づく適切な措置を行い、被災者に対して支援金を支給する。

イ. 被災者生活再建支援制度の概要

(ア) 被災者生活再建支援法の目的

自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者であつて、経済的理由等によって自立して生活を再建することが困難なものに対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して、被災者生活再建支援金を支給することにより、その自立した生活の開始を支援することを目的とする。

(イ) 対象となる自然災害

自然災害とは、暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象により生ずる被害であり、対象となる災害の程度は次のとおりである。

- a. 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号に該当する被害が発生した市町村
- b. 10世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村
- c. 100世帯以上の住宅全壊被害が発生した都道府県
- d. a又はbの市町村を含む都道府県で、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る）
- e. a～cの区域に隣接し、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る）
- f. a若しくはbの市町村を含む都道府県又はcの都道府県が2以上ある場合に5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る）、2世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口5万人未満に限る）

(ウ) 支給対象世帯

自然災害により、

第1章 生活の安定
第4節 経済の安定

- a. 住宅が「全壊」した世帯
- b. 住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯
- c. 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯
- d. 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯（大規模半壊世帯）

(イ) 支給金額

支給額は、以下の2つの支援金の合計額が支給される。

(ただし、世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額の3/4の額)

a. 住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）

住宅の被害程度	全壊 ((ウ) a に該当)	解体 ((ウ) b に該当)	長期避難 ((ウ) c に該当)	大規模半壊 ((ウ) d に該当)
支給額	100 万円	100 万円	100 万円	50 万円

b. 住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）

住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃借 (公営住宅以外)
支給額	200 万円	100 万円	50 万円

※一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入（又は補修）する場合は、合計で200（又は100）万円

(ロ) 支援金支給の仕組み

国の指定を受けた被災者生活再建支援法人（財団法人都道府県会館）が、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用し、支援金を支給する。（基金の拠出額：600億円）

なお、基金が支給する支援金の1/2に相当する額を国が補助する。

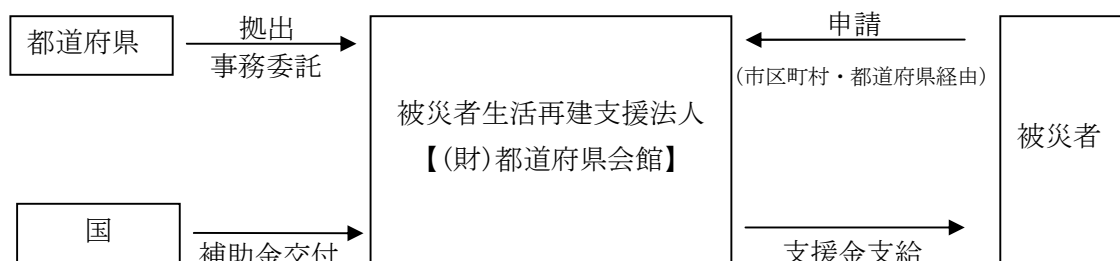


図 支援金支給の仕組み

2. 罹災証明書の交付

災害援護資金の貸付、その他応急金融措置等、各種被災者支援制度の適用にあたって必要とされる家屋等の被害認定のため、市は、申請のあった被災者に対して、罹災に関する証明書を交付

する。

なお、罹災に関する証明書は、次のとおりとし、「泉佐野市罹災証明書交付要綱」に従い交付する。

- ア. 災害発生日より14日以内 市職員が現地確認調査のうえ「罹災証明書」を発行
- イ. 災害発生日より15日以降 罹災の届出があったことを証明する「罹災届出証明」を発行

3. 流通機能の回復

流通機能の回復を図ることにより、被災者の経済的生活の安定の確保と経済の復興の促進を図る。

(1) 商品の確保

- ア. 市は、消費生活必需品をはじめ各種商品の在庫量と必要量を把握し、不足量については、国、府、企業等と協議し、速やかに必要量を市場に流通される。
- イ. 各鉄道、道路管理者は、速やかに施設の復旧を行い、物流の確保を図る。

(2) 消費者情報の提供

市は、生活関連物資等の在庫量適正価格、販売場所等の必要な消費者情報を提供し、消費者の利益を図るとともに、心理的パニックを防止する。

(3) 商店等の営業再開

市場、大型量販店及び小売店等が速やかに営業を再開するとともに、施設、整備の復旧を図るよう指導する。

第2章 復興の基本方針

災害からの復興は、被災者の生活再建を支援し、再度災害の防止に配慮した施設復旧を図り、より安全性に配慮した地域振興のための基礎的な条件づくりを目指すものとする。

1. 基本方針の決定

市及び府は、被災地の再建を行うため、被災の状況、地域の特性、被災住民及び公共施設管理者の意向等を勘案しながら、国等関係機関と協議を行い、原状復旧あるいは中期的課題の解決を図る計画的復興のいずれによるか検討を行う。

2. 原状復旧

原状復旧を基本とする場合は、再度災害を防止できるような可能な限り改良復旧を行う。

3. 復興計画の作成

復興は、被災者の明日への希望を与える重要な計画である。

被災後の市の復興については、生活、事業活動の安定、公共施設の復興、災害に強いまちづくりを目指し、市民相互が連帯感をもって復興に立ち上がる計画である。

(1) 復興基本方針

ア. 目標年度の決定

計画の復興目標年度は、災害の規模にもよるが、早期に決定する。

イ. 計画策定の趣旨

市総合計画や防災ビジョン等を踏まえつつ、防災の観点を確認にして復興の基本方向を明確にする。

- (ア) 地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じた災害においては、都市構造や産業基盤などの改変を要するような高度かつ複雑な大規模事業となるため、復興計画を作成し、関係機関の諸事業を調整しつつ計画的に復興を進める。
- (イ) 市は、復興計画の迅速かつ的確な作成と遂行のため、広域調整、国・府との連携などの体制整備を行う。
- (ウ) 市民の生活安全と環境保全に配慮した防災まちづくりを実施するため、市民に対して、新たなまちづくりの展望、計画決定までの手続き、スケジュール、市民側での多種選択肢、施策情報の提供などを行い、計画作成段階で復興後のあるべき姿を明確にして、市民の理解を求め、将来に悔いのないまちづくりを目指すよう努める。

ウ. 目標別復興計画

復興に際して、おおむね次のような項目について検討し、策定していく。

- ・災害危険箇所の改修
- ・良質な住宅の供給
- ・高齢者・障害者向け住宅の建設促進
- ・保健、医療、福祉施設の再建と防災拠点化

- ・ ボランティア、防災教育の推進
- ・ 防災通信システム、情報ネットワークの整備
- ・ 防災機能、代替機能を有した交通機能と道路網の整備
- ・ 自主防災組織の育成、家庭内での備蓄や防災対策の促進
- ・ ライフラインの耐災化
- ・ 植樹帯の形成と生活道路の改善
- ・ 既設施設の耐火及び補強、改築
- ・ その他

エ. 本市では、特に住宅環境の改善をともなう「災害に強いまちづくり」を目指し、次に示す事業等を推進する。

- ・ 市街地再開発事業
- ・ 地区再開発事業
- ・ 土地区画整理事業
- ・ 住宅街区整備事業
- ・ 住宅地区改良事業
- ・ 住宅市街地総合整備事業
- ・ 公園整備事業
- ・ 街路整備事業
- ・ 河川整備事業
- ・ 細街路整備事業
- ・ 地区計画制度・建築協定等

(2) 災害復興本部

災害復興本部は、災害対策本部と連携をとりながら、将来目標に向かっての復興計画を策定する事務局とする。復興本部は、都市整備部を主体とする。

(3) 復興計画策定委員会

市民が安心して暮らせる安全で災害に強いまちづくりを目指し、前記1にかかげた基本方針などを検討するため、必要に応じ、復興計画策定委員会を関係機関の代表者により設置する。

■ 第4編 原子力災害応急対策・復旧対策編 ■

第1部 原子力災害応急対策

第1部 原子力災害応急対策
第1節 基本方針
第2節 組織動員
第3節 災害情報の収集伝達
第4節 初動体制の確立
第5節 災害広報
第6節 原子力災害合同対策協議会の組織
第7節 広域応援等の要請・受入れ
第8節 自衛隊の災害派遣
第9節 防災業務関係者の安全確保
第10節 屋内退避・避難誘導
第11節 避難所の開設・運営
第12節 飲料水、飲食物の接種制限等
第13節 交通規制・緊急輸送活動
第14節 消火、救出・救助、救急活動
第15節 医療救護活動
第16節 社会秩序の維持
第17節 核燃料物資等の事業所外運搬中に事故に対する迅速かつ円滑な応急対策

第1節 基本方針

原子力災害の特殊性に鑑み、防災関係機関及び原子力事業者は、迅速かつ組織的に市民の安全確保対策を講ずるものとする。

また、原子力災害に該当しない事象（原災法で定める事象に該当しない事故）についても、事故に対する周辺市民の不安、動揺等の緩和を図るため、事故の状況に応じて、周辺市民への情報提供、注意喚起を行うなどの対策を講ずるものとする。

なお、原子力事業所以外の事業所等での核燃料物質や放射性同位元素等を原因とする事故（放射線災害）が発生した場合には、防災関係機関及び核燃料物質の使用施設の設置者並びに放射性同位元素取扱事業者（放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律第17条に規定する放射性同位元素の使用者、販売業者、賃貸業者及び廃棄事業者をいう。）等は本計画に準じて、必要な応急対策を講ずる。

第2節 組織動員

市は、原子力災害が発生し、又は災害となるおそれがある場合に、迅速かつ的確に、災害防ぎよ、被害の軽減など災害応急対策を実施するため、必要な組織動員体制をとるものとする。

1. 組織体制

(1) 原子力災害警戒体制の設置

次の各号に該当する場合には、原子力災害警戒体制をとる。

ア. 設置基準

- (ア) 原子力災害となるおそれがある大規模な事象発生の情報を受けたとき
- (イ) その他副市長が必要と認めたとき

イ. 廃止基準

- (ア) 原子力災害対策本部が設置されたとき
- (イ) 当該事故に対する対策等の措置が終了した場合
- (ウ) 災害が発生するおそれなくなったとき
- (エ) 総指揮監が認めたとき

ウ. 所掌事務

- (ア) 災害原因情報、被害情報及び災害対策情報等の収集・分析に関すること
- (イ) 関係機関との連絡調整に関すること
- (ウ) 職員の配備体制に関すること
- (エ) 原子力災害対策本部の設置の必要性の検討に関すること

エ. 本部の組織及び事務分担

本部の組織及び事務分担は災害対策本部に準じる。

(2) 原子力災害対策本部の設置

次の設置基準に該当する場合には、市役所内（4階庁議室）に原子力災害対策本部を設置する。

ただし、災害の規模とその他の状況により、応急対策の推進を図るため必要があるときは、他の適当な場所に移動し設置することができる。この場合、各関係機関に連絡する。

ア. 設置基準

- (ア) 原子力事業者から特定事象（原災法第10条第1項前段により通報を行うべき事象（以下「特定事象」という。））の発生を受信したとき
- (イ) 府モニタリング設備でのガンマ線の放射線量が1地点で10分以上 $5\mu\text{Sv/h}$ 以上又は2地点以上で同時に $5\mu\text{Sv/h}$ 以上となったとき（ただし、当該数値が落雷の時に検出された場合は除く。）
- (ウ) 内閣総理大臣が原災法第15条に基づき原子力緊急事態宣言（以下「原子力緊急事態宣言」という。）を発出したとき
- (エ) 府又は国から原子力災害対策本部を設置する旨の指示（指導又は助言）があったとき
- (オ) その他市長が必要と認めたとき

※ Sv（シーベルト）：放射線にあたった物質が吸収する放射線の量を表す単位。
(1Sv=1000mSv=1000000 μ Sv)

【原子力特定事象に該当する事象】

- a. 原子力事業者が事業所の敷地境界付近に設置した放射線測定設備において5 μ Sv/h以上の放射線量を検出したとき
- b. 火災・爆発などにより事業所内の管理区域外の場所で、50 μ Sv/h以上の放射線量を検出したとき
- c. 排気筒など通常の放出場所から放出され、拡散を考慮して、原子力事業所の敷地境界付近で5 μ Sv/h以上に相当する放射性物質の放出などを検出したとき
- d. 事業所外運搬中の事故により、輸送容器から1m離れた場所で100 μ Sv/h以上の放射線量を検出したとき

【原子力緊急事態に該当する事象】

- a. 原子力事業所の敷地境界付近に設置した放射線測定設備において500 μ Sv/h以上の放射線量を検出したとき
- b. 火災・爆発などにより原子力事業所内の管理区域外の場所で、5mSv/h以上の放射線量を検出したとき
- c. 排気筒など通常の放出場所から放出され、拡散を考慮して、原子力事業所の敷地境界付近で500 μ Sv/h以上に相当する放射性物質の放出などを検出したとき
- d. 臨界事故が発生したとき
- e. 非常停止すべきときに、原子炉を停止するすべての機能が失われかつ、冷却するすべての機能が喪失したとき
- f. 事業所外運搬中の事故により、輸送容器から1m離れた場所で10mSv/h以上の放射線量を検出したとき

イ. 廃止基準

- (ア) 内閣総理大臣から原災法第15条に基づく原子力緊急事態解除宣言（以下「原子力緊急事態解除宣言」という。）がなされたとき
- (イ) 災害応急対策がおおむね完了したとき
- (ウ) その他原子力災害対策本部長が認めたとき

ウ. 本部の所掌事務

- (ア) 情報の収集・伝達・分析に関すること
- (イ) 職員の配備に関すること
- (ウ) 関係機関に対する応援の要請に関すること
- (エ) 現地事故対策連絡会議への職員の派遣に関すること
- (オ) 原子力災害合同対策協議会への職員の派遣及び連携に関すること
- (カ) その他災害に関する重要な事項の決定に関すること

エ. 原子力災害対策本部等の設置又は廃止等の関係機関への通知

市長は、原子力災害対策本部等を設置し、若しくは廃止したときはその旨を、又は原子力災害対策本部会議の決定事項のうち必要と認める事項を直ちに知事及び関係機関に通知するとともに、庁内放送等により、速やかに周知徹底を図り、連絡責任者は各部班相互間

の連絡調整を迅速に処理するものとする。

オ. 指揮体制

災害時における活動指揮については、原子力災害対策本部で定める組織とし、本部長、副本部長、本部員、班長、班員の順で行う。また、市長に事故ある場合又は不在時における指揮順位は、副市長、教育長の順とする。

カ. 本部の組織及び事務分担

本部の組織及び事務分担は、地震災害応急対策に準ずるとともに次のとおりとする。この場合において、「災害対策本部」とあるのは、「原子力災害対策本部」と読み替えるものとする。

表 本部の組織及び事務分担

部名	班名	事務分担
生活産業部	総務班 (環境衛生課)	1. 緊急時環境放射線モニタリングに関すること
	農水班 (農林水産課) 商工班 (商工労働観光課)	1. 農林水産及び商工業者に対する採取、出荷制限等に関すること
健康福祉部	保健班 (保健センター)	1. 飲食物の摂取制限等に関すること 2. 市民の健康問診に関すること 3. スクリーニングに関すること
上下水道局	工務班 (水道工務課) 総務班 (上下水道総務課)	1. 原水の取水制限等に関すること

(3) 原子力災害現地対策本部の設置

原子力災害対策本部長は、次の設置基準に該当する場合には、原則として熊取オフサイトセンター内に泉佐野市原子力災害現地対策本部を設置する。

ア. 設置基準

- (ア) 国が原子力災害現地警戒本部を設置したとき
- (イ) 国及び府が原子力災害現地対策本部を設置したとき
- (ウ) その他市長が認めたとき

イ. 廃止基準

原子力災害対策本部長が認めたとき

ウ. 本部の所掌事務

- (ア) 本市が実施する緊急事態応急対策の現地調整と推進に関すること
- (イ) 現地における関係機関との連絡調整に関すること
- (ウ) その他必要な事項に関すること

2. 動員配備体制

災害が発生した場合、又は発生するおそれがある場合は、災害の規模に応じ、次の配備区分による動員配備体制をとる。

(1) 動員配備体制

ア. 警戒配備体制

(ア) 配備時期

- a. 市域及びその周辺において原子力災害となるおそれがある事象等発生の情報により、通信情報活動や広報活動の必要があるとき
- b. その他市長が必要と認めたとき

(イ) 配備体制

通信情報活動等を実施する体制（通信情報活動等を実施するのに必要な人数）

イ. 災害対策B号配備

(ア) 配備時期

- a. 原子力事業者から特定事象の発生を受信したとき
- b. 府モニタリング設備でのガンマ線の放射線量が1地点で10分以上 $5\mu\text{Sv/h}$ 以上又は2地点以上で同時に $5\mu\text{Sv/h}$ 以上となったとき（ただし、当該数値が落雷の時に検出された場合を除く。）
- c. その他市長が必要と認めたとき

(イ) 配備体制

原子力事故に対する応急対策を実施する体制（約3分の1）

ウ. 災害対策C号配備

(ア) 配備時期

- a. 内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出したとき
- b. その他市長が必要と認めたとき

(イ) 配備体制

市の全力をあげて原子力災害応急対策等を実施する体制（全員）

(2) 動員及び伝達系統

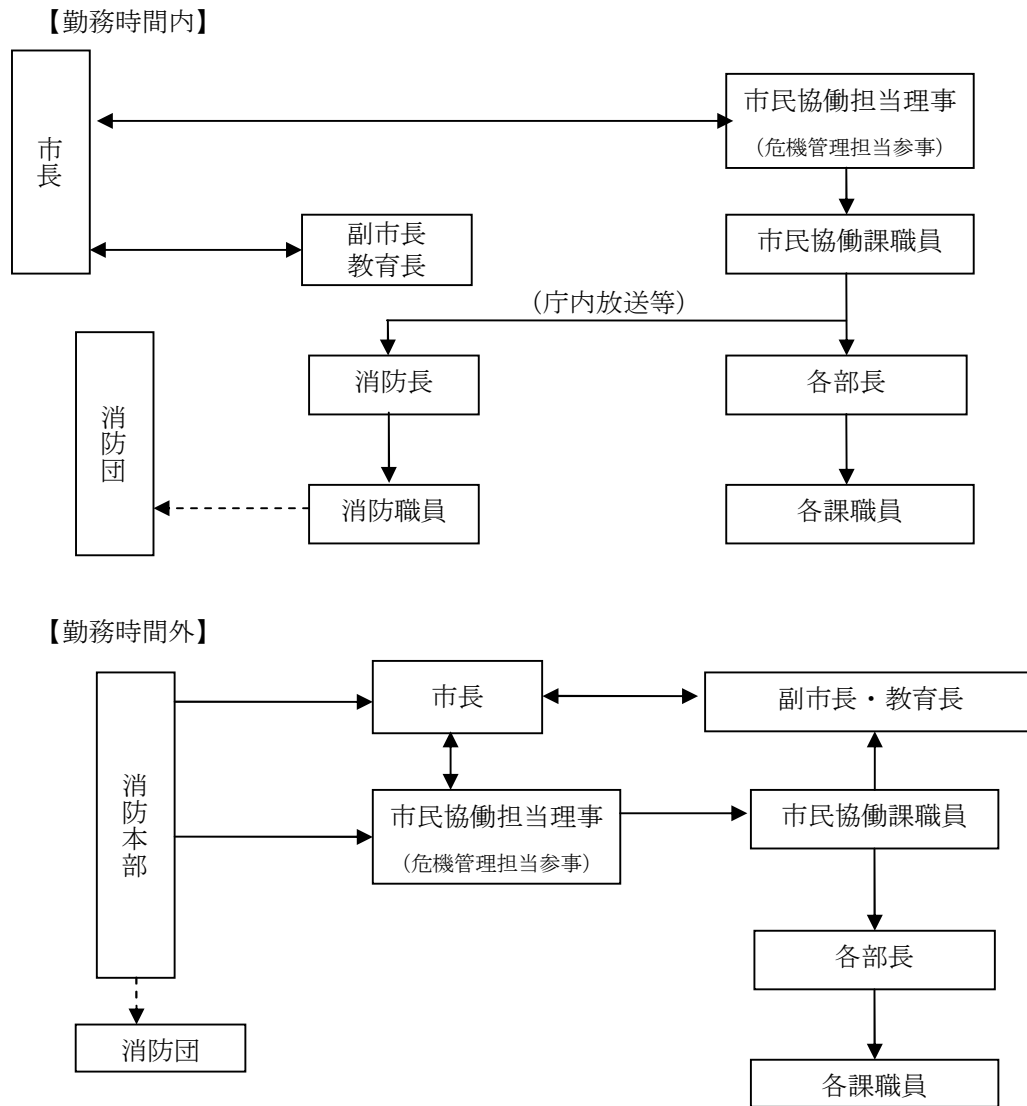


図 動員及び伝達系統

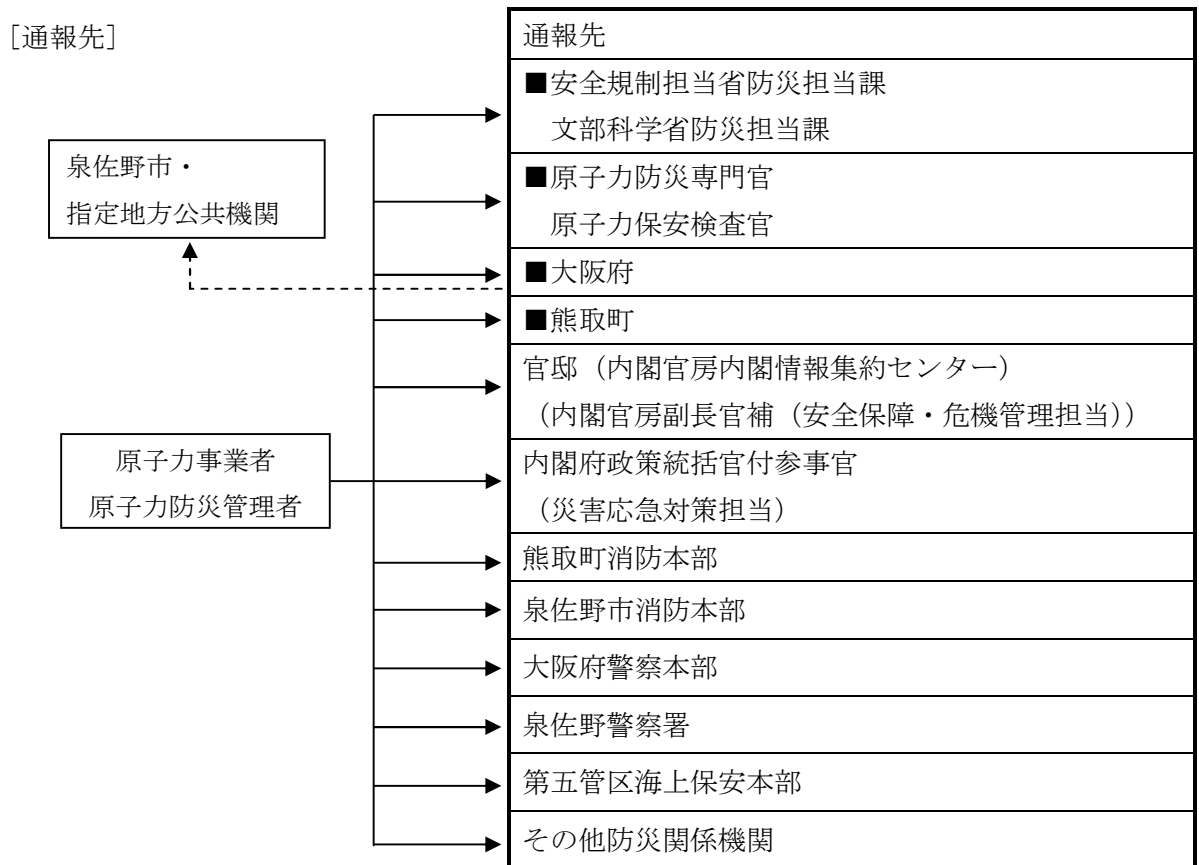
第3節 災害情報の収集伝達

市、府をはじめとする防災関係機関及び原子力事業者は、特定事象発生後、相互に連携協力し、直ちに状況の把握及び応急対策の実施のための情報収集及び伝達活動を行う。

1. 特定事象発生情報等の連絡

(1) 原子力事業者からの特定事象発生通報があったとき

ア. 原子力事業者の原子力防災管理者は、特定事象発見後又は発見の通報を受けた場合、15分以内を目途として、本市消防本部をはじめ原子力防災専門官、府、大阪府警察本部等に同時に文書をファクシミリで通報し、主要な機関等に対してはその着信を確認する。また、原災法に定める事象に該当しない放射線事故等についても上記に準じ関係機関に連絡する。



※■印 FAX の着信を確認する機関

図 特定事象発生通報の通報

イ. 原子力防災専門官は、収集した情報を整理し、本市、府等に連絡する。

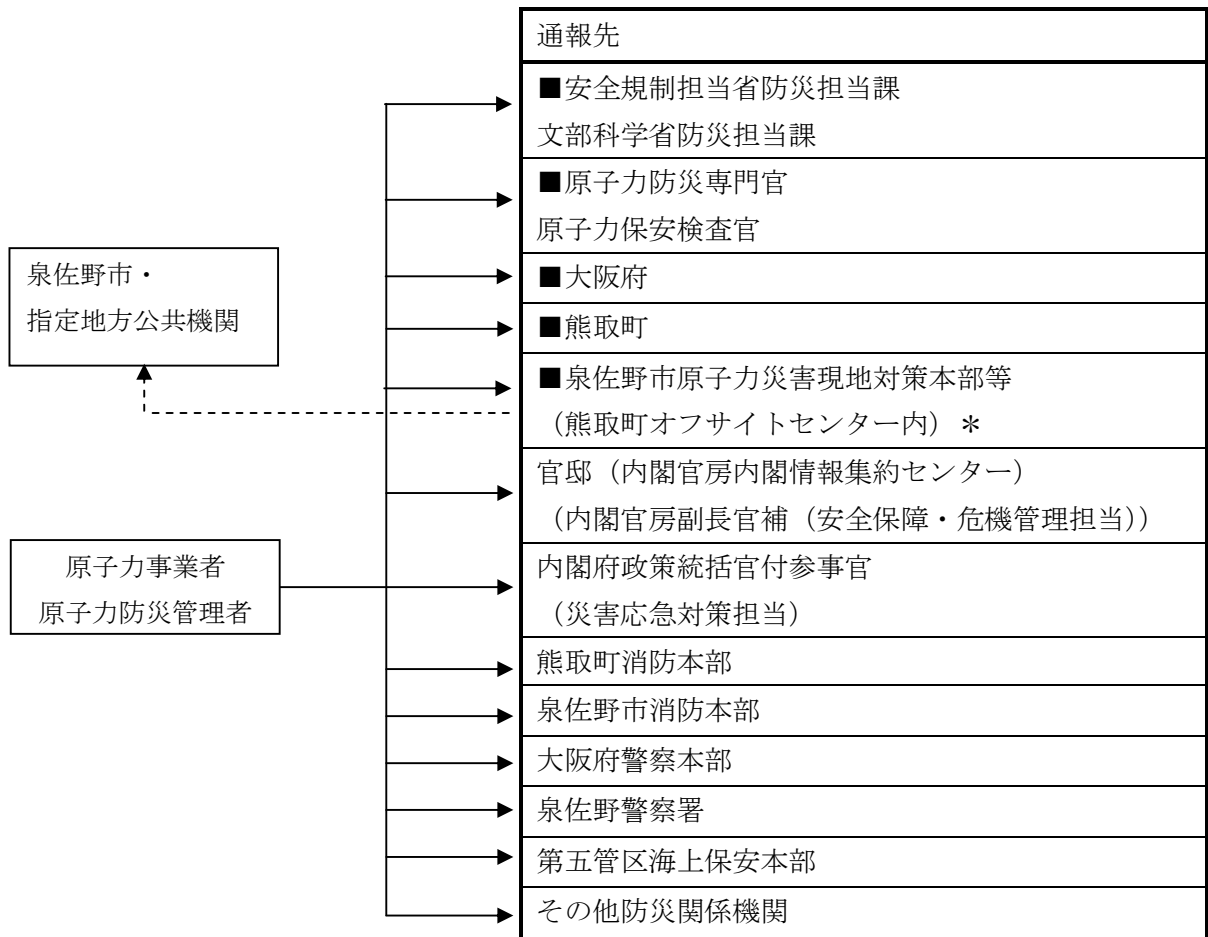
(2)府モニタリング設備で特定事象発生時の通報を行うべき数値を検出したとき

- ア. 府は、原子力事業者から通報がない場合において、府モニタリング設備により、特定事象発生時の通報を行うべき数値の検出を発見したときは、直ちに原子力防災専門官に連絡するとともに、必要に応じ原子力事業者を確認を行う。
- イ. 連絡を受けた原子力防災専門官は、直ちに原子力保安検査官と連携を図りつつ、原子力事業者等に施設の状況確認を行うよう指示するとともに、その結果を本市、府等に速やかに連絡する。

2. 応急対策活動の情報連絡

(1) 特定事象発生後の情報連絡

- ア. 原子力事業者は、施設の状況、応急対策活動の実施状況及び被害の状況等を次に定める機関に定期的に文書でもって連絡する。
- イ. 市は、安全規制担当省庁（原子力防災専門官を含む。）から情報を得るとともに、原子力事業者等から連絡を受けた事項、自ら行う応急対策活動状況等を府、指定公共機関、国の現地事故対策連絡会議等と随時連絡するなど、相互の連絡を密にする。



※■印 FAXの着信を確認する機関

※*印 設置されている場合

図 特定事象発生後の情報連絡

(2) 原子力緊急事態宣言発出後

市は、国の原子力災害現地対策本部、府、指定公共機関、指定地方公共機関及び原子力事業者その他関係機関と連携して、必要な情報を共有するとともに、本市が行う応急対策活動の実施状況及び被害の状況等を原子力災害現地対策本部等（熊取オフサイトセンター内）に随時連絡する。

(3) 放射性物質又は放射線の影響の早期把握のための活動

市は、府が実施する緊急時環境放射線モニタリングに関し、職員を派遣するなど協力を行うものとする。

また、府や熊取オフサイトセンターに派遣した職員を通じて屋内退避、避難、飲食物の摂取制限等各種防護対策に必要なモニタリング情報の迅速な把握に努める。

第4節 初動体制の確立

1. 現地事故対策連絡会議への職員の派遣

市は、特定事象発生等の通報を受けた場合は、原子力災害対策本部を設置するとともに、国が現地事故対策連絡会議を設置した場合には、市民協働課長及び消防本部警備課長を熊取オフサイトセンターに派遣する。

2. 専門家の派遣要請

市は、特定事象発生等の通報がなされた場合、必要に応じ、あらかじめ定められた手続きに従い、安全規制担当省庁に対して専門家の派遣を要請するものとする。

第5節 災害広報

市は、府をはじめとする他の防災関係機関及び原子力事業者と連携し、原子力災害の特殊性を勘案して、緊急時における住民等の心理的動揺あるいは混乱を招かないようにするため、住民等に対する的確な情報提供、広報を迅速かつ的確に行う。

1. 災害広報

市は、住民等への情報提供にあたっては、国及び原子力事業者と連携し情報の発信元を明確にするとともに、あらかじめわかりやすい例文を準備する。また、平常時の広報手段を活用するほか、避難所への広報紙の掲示等、利用可能な様々な情報伝達手段を活用し、繰り返し広報するよう努めるとともに、国、府をはじめとする他の防災関係機関と連携し、情報の一元化を図り、情報の空白時間がないよう、定期的な情報提供に努める。

また、役割に応じて周辺住民のニーズを十分把握し、原子力災害の状況、安否情報、医療機関などの情報、本市が講じている施策に関する情報、交通規制等周辺住民に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供する。

なお、その際、災害時要援護者に配慮した伝達を行う。

また、市は、府と現地事故対策連絡協議会や原子力災害合同対策協議会の場を通じて十分に内容を確認した上で、住民等に対する情報の公表、広報活動を行う。その際、その内容について国の原子力防災専門官並びに原子力災害現地対策本部、その他の防災関係機関及び原子力事業者と相互に連絡をとりあう。

(1) 広報の内容

ア. 特定事象に該当しない事故時の広報

- (ア) 事象の概要
- (イ) 事象発生事業所における対策の状況
- (ウ) 事象発生事業所周辺への放射性物質及び放射線による影響
- (エ) その他必要な事項

なお、この場合においては、国の広報内容と同じものを提供する。

イ. 特定事象発生時の広報

- (ア) 事故の概要
- (イ) 事故発生事業所における対策の状況
- (ウ) 住民のとるべき措置及び注意事項
- (エ) 災害時要援護者への支援の呼びかけ
- (オ) その他必要と認める事項

ウ. その後の広報

- (ア) 事故状況及び環境への影響とその予測
- (イ) 本市、府をはじめとする防災関係機関の対策状況
- (ウ) 住民のとるべき措置及び注意事項
- (エ) 医療機関などの生活関連情報

- (オ) 交通規制情報
- (カ) その他必要と認める事項

(2) 広報の方法

ア. 特定事象に該当しない事故時の方法

報道機関への情報提供

イ. 特定事象発生時以降の方法

- (ア) 広報紙の内容変更・臨時発行
- (イ) 広報車による現場広報
- (ウ) 防災行政無線（同報系）による地区広報
- (エ) 避難所への職員の派遣、広報紙・ちらしの掲示・配布
- (オ) 新聞、ラジオ、テレビによる広報
- (カ) パソコン通信（電子掲示板）、インターネットの活用
- (キ) ケーブルテレビ等への情報提供
- (ク) 点字やファクシミリ等多様な手段の活用により、視覚障害者、聴覚障害者等に配慮したきめ細かな広報

(3) 事故時の広報体制

事故時の広報責任者を選定し、情報の一元化を図るとともに、広報資料の作成や国、府をはじめとする他の防災関係機関との連絡調整を行う。

2. 報道機関との連携

市は、報道機関と連携して広報活動を実施する。

(1) 緊急放送の要請

市長は、災害に関し、緊急放送が必要であると認めたときは、災害対策基本法の規定に基づき、次の報道機関に対して放送を要請する。

- ア. 日本放送協会（大阪放送局）
- イ. 一般放送事業者
 - (ア) 朝日放送株式会社
 - (イ) 株式会社毎日放送
 - (ウ) 読売テレビ放送株式会社
 - (エ) 関西テレビ放送株式会社
 - (オ) テレビ大阪株式会社
 - (カ) 大阪放送株式会社
 - (キ) 株式会社エフエム大阪
 - (ク) 株式会社FM802
 - (ケ) 関西インターメディア株式会社
- ウ. 有線テレビジョン放送事業者
 - (ア) 株式会社ジェイコム関西

(2) 報道機関への情報提供

事故に関する情報及び被災者に対する生活情報、応急対策の実施状況等について、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関に対し、定期的な情報提供を行う。

(3) 災害時要援護者に配慮した広報

市は、府と協力し、災害時要援護者に配慮した広報を行うとともに、必要に応じ、府に対し外国語による緊急放送の要請を行うなど適切な対応を行う。

3. 広聴活動の実施

市は、府をはじめとする他の防災関係機関と連携し、市民の要望事項等を把握するとともに、市民からの各種問い合わせに速やかに対応できるよう、専用電話及び専用ファクシミリを備えた窓口を開設するなど、積極的に広聴活動を実施する。

第6節 原子力災害合同対策協議会の組織

原子力緊急事態宣言が発出されたときは、市長は、国の原子力災害現地対策本部長及び知事とともに、オフサイトセンター内に原子力災害合同対策協議会を組織する。

原子力災害合同対策協議会には、泉佐野市原子力災害現地対策本部員をはじめ、あらかじめ指定された防災関係機関の代表者が参画する。

【機能】

- ア. 市民避難、事故収束のための措置等の重要事項の調整
- イ. 緊急事態応急対策実施区域の拡張・縮小、緊急事態解除宣言等についての国の原子力災害対策本部への提言
- ウ. 熊取オフサイトセンター内の情報の共有
- エ. 各機関が実施する緊急事態応急対策の確認
- オ. 緊急事態応急対策に係る関係機関の業務の調整
- カ. 緊急事態対応方針の決定事項の各機関への連絡
- キ. 各班からの緊急事態対応方針の実施状況の報告、確認
- ク. プレス発表内容の確認

第7節 広域応援等の要請・受入れ

市は、市民の生命、身体又は財産を保護するため必要と認めた場合は、速やかに府、他の市町村及び指定地方行政機関等の長に対し、応援を要請するとともに、受入れ体制を整備し、各種応急対策に万全を期するものとする。

1. 広域応援等の要請

市長は、市単独では十分に応急措置が実施できない場合に、迅速に関係機関に応援を要請する。

(1) 行政機関への応援要請

災害時の応援については、応急対策を実施するために、応援部隊を要請する。

なお、応援に要した費用等については、本市が負担し、応援部隊は本市の指揮下に入る。

ア. 応援要請できる要件

- (ア) 応急対策を実施するために必要であると認めた場合
- (イ) 本市のもつ消防力等の現有活動勢力では、消防、救助等効果的な応急対策の実施が困難な場合
- (ウ) 緊急を要するとき地理的にみて近隣市町に応援を求めた方がより効果的な応急対策の実施ができると認めた場合

イ. 応援要請方法

応援要請するにあたっては、以下の事項を記載した文書により行う。

ただし、文書による要請するいとまがない場合は、大阪府防災情報システム、電話、ファクシミリにより要請し、事後速やかに提出する。

- (ア) 災害の状況及び応援を要請する理由
- (イ) 応援を必要とする物資、資機材等の品目及び数量
- (ウ) 応援を必要とする場所
- (エ) 応援を必要とする活動内容
- (オ) その他必要事項

ウ. 知事に対する応援要請

災害対策基本法第68条に基づき、知事に対して応援要請を行う。この場合、本市から大阪府政策企画部危機管理室を通じて行う。

エ. 他の市町村長に対する応援要請

災害対策基本法第67条に基づき、他の市町村長に対して応援要請を行う。

オ. 緊急消防援助隊の応援の要請

市の消防力及び府内の消防応援だけでは、迅速な消火、救出・救助等を行うために十分な対応が取れないと判断される場合は、「緊急消防援助隊受援計画」に基づき、府知事に緊急消防援助隊の応援要請を依頼する。(資料編：2-13)

(2) 職員の派遣要請等

市長は、緊急事態応急対策又は原子力災害事後対策のため必要と認めるときは、指定地方行政機関の長に対し、職員の派遣を要請し、また、内閣総理大臣又は知事に対し、指定行政機関又は指定地方行政機関の職員の派遣についてあつせんを求めるものとする。

また、放射線による人体の障害の予防、診断及び治療に関する助言その他の必要な援助についても指定行政機関又は指定地方行政機関の長に対し求めるものとする。

ア. 派遣要請方法

災害対策基本法第29条及び地方自治法第252条の17の規定に基づき、府、他の市町村、指定地方行政機関等の長に対して職員の派遣を要請する。

要請にあたっては、以下の事項を記載した文書により行う。

(ア) 派遣を要請する理由

(イ) 派遣を要請する職員の職種別人員数

(ウ) 派遣を必要とする期間

(エ) 派遣される職員の給与その他の勤務条件

(オ) その他職員の派遣について必要な事項

イ. 派遣あつせん要請

市長は、災害対策基本法第30条に基づき、災害応急対策又は災害復旧のため必要がある場合は、知事に対して職員の派遣についてあつせんを求める。

要請にあたっては、以下の事項を記載した文書により行う。

(ア) 派遣のあつせんを求める理由

(イ) 派遣のあつせんを求める職員の職種別人員数

(ウ) 派遣を必要とする期間

(エ) 派遣される職員の給与その他の勤務条件

(オ) その他職員の派遣のあつせんについて必要な事項

ウ. 経費の負担

派遣職員の待遇及び経費の負担については、災害対策基本法第32条、同法第92条、同法施行令第17条から第19条までの規定に基づき本市が負担する。

2. 広域応援等の受入れ

広域応援等を要請したときは、広域応援部隊の内容、到着予定日時、場所、活動日程等を確認し、適切な場所へ受入れる。特に、ヘリコプターを使用する活動を要請した場合は、災害時用臨時ヘリポート等の準備に万全を期する。

(1) 誘導

応援に伴い誘導の要求があった場合は、泉佐野警察署等と連携し、地域防災拠点、被災地等へ誘導する。必要に応じ、案内者を確保する。

(2) 連絡所等の設置

連絡調整のために連絡担当者を指名し、必要に応じ連絡所等を設置する。

(3) 資機材等の準備

広域応援部隊の作業に必要な資機材を準備するほか、必要な設備の使用等に配慮する。

第8節 自衛隊の災害派遣

市長は、自衛隊の応援を必要とすべき事態が発生した場合、知事に対し災害派遣要請の要求を行うものとする。

1. 災害派遣要請基準

市及び府並びに関係機関の機能をもってしてもなお、応急措置の万全を期し難い場合又は事態が急迫し緊急措置を要する場合で、災害に際し、人命又は財産を保護するため、自衛隊の出動が必要であると認められる場合に派遣要請するものとする。

2. 災害派遣要請手続

(1) 知事に対して自衛隊の災害派遣を要求しようとする場合は、災害派遣要請書に次の事項を記載して行うものとするが、緊急を要するため文書によるいとまがないときは、電話又は口頭をもって要求する。なお、その場合は、事後速やかに知事に文書を提出する。

- ア. 災害の情况及び派遣を要請する事由
- イ. 派遣を希望する期間
- ウ. 派遣を希望する区域及び活動内容
- エ. その他参考となるべき事項

(2) 市長は、通信の途絶等により、知事に対して要請の要求ができない場合は、直接自衛隊に災害の状況を通知する。なお、この通知をした場合は、その旨を速やかに知事に通知する。

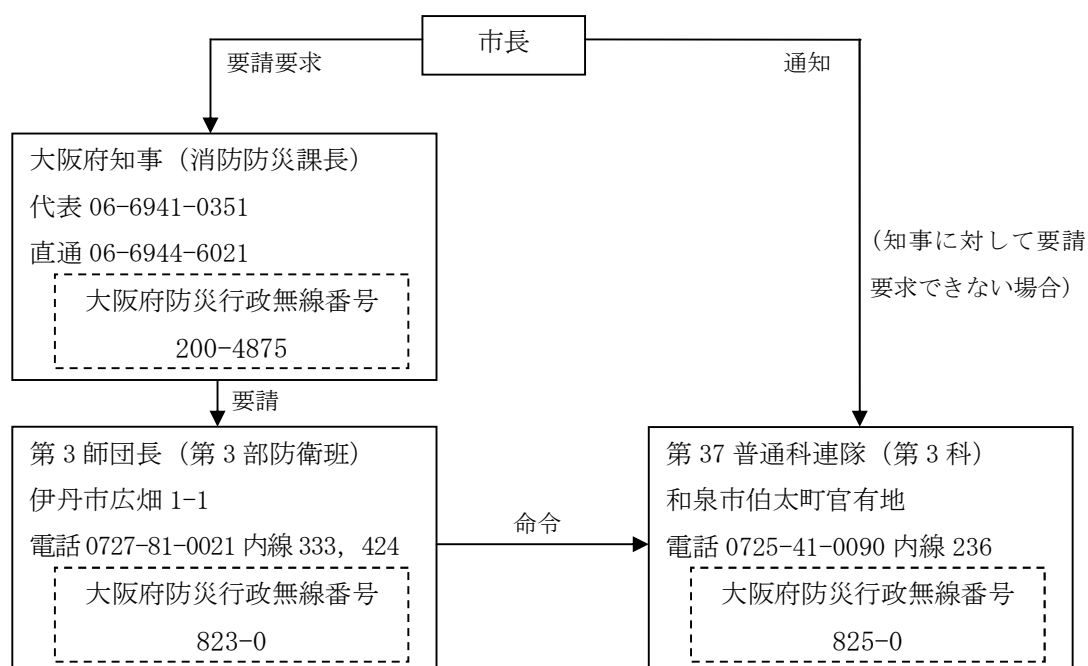


図 自衛隊派遣・撤収要請系統

3. 派遣部隊の受入れ

市は、自衛隊の派遣が決定した場合、次の点に留意して派遣部隊の活動が十分に行えるよう努めるものとする。

- (1) 自衛隊の宿泊施設又は野営地並びに車両・器材等の保管場所の準備をする。
- (2) 派遣部隊及び関係機関との連絡調整を図るため現場責任者を選定し、自衛隊現場指揮官と協議のうえ作業を推進する。
- (3) 派遣部隊の応急復旧に必要な資機材を準備するほか、必要な設備の使用に配慮する。
- (4) ヘリコプターを使用する活動を要請した場合は、災害時用臨時ヘリポート等の準備に万全を期する。

4. 派遣部隊の活動

派遣部隊は、防災関係機関と緊密な連絡を保ち、相互に協力して次の業務を実施する。

- (1) モニタリング支援
航空機等により、現地に動員されたモニタリング要員及び機材を搭載し、空からのモニタリングを支援する。
- (2) 被害状況の把握
車両、航空機等状況に適した手段によって、情報収集活動を行い、被害の状況を把握する。
- (3) 避難の援助
屋内退避・避難の命令等が発令され、安全面の確保等必要がある場合は、避難者の誘導、輸送を行い、避難を援助する。
- (4) 行方不明者の捜索救助
主に原子力事業所外において行方不明者、傷病者、被ばく者等が発生した場合は、通常他の援助活動に優先して捜索救助を行う。
- (5) 消防活動
火災に対しては、利用可能な消防車両その他の防火用具をもって、消防機関に協力して主に原子力事業所外で消火にあたるが、消火薬剤等は、通常関係機関の提供する物を使用する。
- (6) 応急医療及び救護
被災者又は被ばく者に対し応急医療及び救護を行うが、薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用する。
- (7) 人員及び物資の緊急輸送
救急患者、医師その他救急活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。
この場合において、航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。
- (8) 危険物の保安及び除去
被ばく者及び被ばくした施設等の除染等、自衛隊が実施可能なものについて、危険物の保安措置及び除去を実施する。

5. 撤収要請

市長は、作業の進捗状況を把握し、派遣要請の目的を達成したとき、又は必要がなくなったと判断したときは、派遣部隊その他の関係機関と協議のうえ、文書により速やかに知事に撤収要請の要求を行う。

ただし、文書による報告に日時を要するときは、口頭又は電話で連絡し、後日速やかに文書を提出するものとする。

第9節 防災業務関係者の安全確保

市は、防災業務関係者が被ばくする可能性のある環境下で活動する場合には、国、府、原子力事業者及び現場指揮者との連携を密にし、適切な被ばく管理を行う。

また、二次災害発生の防止に万全を期するため、被ばくする可能性のある環境下で作業する場合の防災業務従事者相互の安全チェック体制の整備など安全管理に配慮する。

1. 防護対策

市は、必要に応じ他の防災関係機関に対して、防護服、防護マスク、線量計等の防護資機材の装着及びヨウ素剤の配備等必要な配置を図るよう指示する。

2. 防災業務関係者の被ばく管理

- (1) 防災業務関係者の被ばく管理については、あらかじめ定められた放射線防護に関する指標に基づき行う。
- (2) 防災業務関係者の被ばく管理は、原則として各機関独自で行うものとし、本市の防災業務関係者の被ばく管理を担う班を原子力災害現地対策本部に置く。
- (3) 本市の被ばく管理を担う班は、熊取オフサイトセンター等において、必要に応じ府など関係機関に対し除染等の医療措置を要請する。
- (4) 市は、応急対策活動を行う本市の防災業務関係者の安全確保のための資機材を確保する。
- (5) 市は、応急対策を行う職員等の安全確保のため、熊取オフサイトセンター等において、国、府及び原子力事業者と相互に密接な情報交換を行うものとする。

3. 防災業務関係者の放射線防護に関する指標

防災業務関係者（ただし、他の法令等により線量当量限度が定められている場合を除く。）の放射線防護に係る指標は次のとおりとする。

なお、これらの防災業務関係者の放射線防護に係る指標は上限であり、防災活動に係る被ばく線量をできる限り少なくするよう努力する。

【指標】

実効線量で 50mSv を上限とする。

ただし、災害の拡大の防止及び人命救助等緊急かつやむを得ない作業を実施する場合の被ばく線量は、実効線量で 100mSv を上限とする。

また、作業内容に応じて、必要とあれば、次の被ばく線量をあわせて用いる。

眼の水晶体：等価線量で 300mSv を上限とする。

皮膚：等価線量で 1Sv を上限とする。

第10節 屋内退避・避難誘導

放射性物質及び放射線の放出に伴う放射線被ばくから市民を防護するため、防災関係機関は相互に連携し、屋内退避又は避難のための勧告、指示、誘導等必要な措置を講ずる。

1. 屋内退避及び避難に関する指標

市は、原則として緊急時環境放射線モニタリングの結果等により、予測線量が、次表の「屋内退避及び避難に関する指標」に掲げる線量区分に該当すると認められる場合、又は内閣総理大臣より原子力緊急事態宣言が発出された場合は、内閣総理大臣の指示に従い、原災法第15条第2項により公示される緊急事態応急対策実施区域及びその周辺の市民に対し、屋内退避又は避難の区分に応じた措置をとる。

表 退避及び避難に関する指標

予測線量（単位：mSv）		防護対策の内容
外部被ばくによる実効線量	・放射性ヨウ素による甲状腺の等価線量 ・ウランによる骨表面又は肺の等価線量 ・プルトニウムによる骨表面又は肺の等価線量	
10以上50未満	100以上500未満	市民は、自宅等の屋内へ退避すること。その際、窓等を閉め気密性に配慮すること。 ただし、施設から直接放出される中性子線又はガンマ線の放出に対しては、原子力災害対策本部の指示があれば、コンクリート建屋に退避するか又は避難すること。
50以上	500以上	市民は、指示に従いコンクリート建屋の屋内へ退避するか又は避難すること。

注1 予測線量は、原子力災害対策本部等において算定し、これに基づく周辺市民等の防護対策措置についての指示が行われる。

注2 予測線量は、放射性物質又は放射線の放出期間中、屋外に居続け、なんらかの措置を講じなければ受けると予想される線量である。

注3 外部被ばくによる実効線量、放射性ヨウ素による甲状腺の等価線量、ウランによる骨表面又は肺の等価線量、プルトニウムによる骨表面又は肺の等価線量が同一レベルにないときは、これらのうちいずれか高いレベルに応じた防護対策をとるものとする。

2. 屋内退避・避難の勧告・指示

放射性物質及び放射線の放出に伴う放射線被ばくから住民を防護し、被害の拡大を防止するため特に必要があると認める場合は、避難のため立退き又は屋内退避の勧告・指示を行う。

(1) 勧告・指示者等

ア. 市長は、原子力緊急事態宣言が発出された場合における内閣総理大臣の指示に従い、又は独自の判断で、放射性物質及び放射線の放出に伴う放射線被ばくから市民を防護し、被害の拡大を防止するため特に必要があると認める場合は、避難のための立退き又は屋内への退避を勧告・指示する。その際、本市においてあらかじめ作成する屋内退避・避難誘導計画に基づき実施する。

(原災法第15条及び第28条、災害対策基本法第60条)

イ. 知事は、本市が全部又は大部分の事務を行うことができなくなった時は、避難のための立退き又は屋内への避難の勧告及び指示に関する措置の全部又は一部を市長に代わって行う。

(原災法第28条、災害対策基本法第60条)

ウ. 警察官、海上保安官は、市長による避難のための立退き又は屋内への退避の指示ができないと認めるとき、又は、市長から要求があったときは、避難のための立退き又は屋内への退避を指示する。

(原災法第28条、災害対策基本法第61条)

エ. 原子力災害派遣を命じられた部隊等の自衛官は、災害の状況により特に急を要する場合で、警察官がその現場にいない場合に限り、避難等の措置を講ずる。

(自衛隊法第94条)

(2) 勧告・指示の住民への周知

市長は、勧告又は指示にあたっては、屋内退避又は避難の勧告・指示が出された地域名、避難先、避難理由等を明示し、防災行政無線（同報系）、広報車などにより周知徹底を図るとともに、屋内退避・避難誘導計画に定めた方法で避難状況を確認する。

なお、周知にあたっては、災害時要援護者に配慮する。

(3) 避難路の確保

市、府、泉佐野警察署及び道路管理者は、市民の安全のために避難路の確保に努める。

3. 避難者の誘導

(1) 泉佐野市

市民の避難誘導に際し、泉佐野警察署の協力を得るとともに、町会・自治会（自主防災組織を含む）等の市民組織等と連携して、できるだけ集団避難を行う。また、避難誘導、避難所での生活に関して、災害時要援護者に十分配慮する。

ア. 避難のための立ち退きの勧告又は指示等を行った場合は、戸別訪問、避難所における確認等あらかじめ定められた方法により市民等の避難状況を確認する。

イ. 誘導にあたっては、定められた避難所へ町会・自治会単位での集団避難を心がけ、妊産婦、傷病者、高齢者、乳幼児、児童、障害者及びこれらの人に必要な介助者を優先して行うものとする。また、要援護高齢者・障害者等の搬送にあたっては、要援護高齢者・障害者等搬送車を活用し、迅速、的確に行う。

ウ. 避難路については、安全を十分確認し、特に危険な箇所は誘導員の配置、誘導ロープの設置を行い、また、夜間においては、可能な限り投光器、照明器具を利用して避難中の事故防止に万全を期する。

(2) 学校、病院等の施設管理者

学校、病院、社会福祉施設等多数の者が利用する施設の管理者は、施設内の利用者等を安全に避難させるため、避難誘導を行う。

4. 警戒区域の設定

市民の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときには、警戒区域を設定し、当該区域への立ち入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。

(1) 設定者

ア. 市長は、原子力緊急事態宣言が発出されたときから原子力緊急事態解除宣言が発出されるまでの間において又は独自の判断で、放射性物質及び放射線の放出に伴う放射線被ばくから市民を防護し、被害の拡大を防止するため特に必要があると認める場合は、警戒区域を設定する。
(原災法第28条、災害対策基本法第63条)

イ. 知事は、泉佐野市が全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、市長が実施すべきこの応急対策の全部又は一部を代行する。
(原災法第28条、災害対策基本法第73条)

ウ. 警察官又は海上保安官は、市長（権限の委託を受けた本市職員を含む）が現場にいないとき、又は市長から要請があったときは警戒区域を設定する。
(原災法第28条、災害対策基本法第63条)

エ. 原子力災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、市長その他職権を行うことができる者がその場にはいない場合に限り、警戒区域を設定する。
(原災法第28条、災害対策基本法第63条)

(2) 規制の内容及び実施方法

市長等は、警戒区域を設定したときは、退去の確認又は立ち入り禁止の措置を講ずるとともに、泉佐野警察署の協力を得て、可能な限り防犯・防火のためのパトロールを実施する。

第11節 避難所の開設・運営

市は、原子力緊急事態宣言が発出された場合における内閣総理大臣の指示に従い又は独自の判断により、避難を必要とする市民を臨時に収容することのできる避難所を指定し、開設するものとする。

1. 避難所の開設

市長は、内閣総理大臣の指示又は独自の判断により避難収容が必要と判断した場合は、下記の第1次開設避難所から安全な避難所を指定し、周知するとともに、あらかじめ指名した本市職員を避難所を管理するための責任者として速やかに派遣し、避難所を開設する。

ただし、緊急を要する場合で、職員の派遣が困難な場合は、あらかじめ協議した町会・自治会（自主防災組織を含む）の役員を開設者とすることができる。

表 第1次開設避難所

施設名	所在地	面積（㎡）	収容人員（人）
日根野小学校	泉佐野市日根野 1684	4,948	2,999
日根野中学校	泉佐野市日根野 1699	4,212	2,553

注1 避難所の開設にあたっては、気象状況等を十分勘案し指定するものとする。

2. 避難所の管理・運営

避難所の運営管理体制について下記のとおり定める。

(1) 原子力災害対策本部との連絡体制

避難所責任者は、避難者、傷病者の数、生活必需物資の状況、その他避難所の状況等を定期的に、一般加入電話、携帯電話、あるいはファクシミリで報告する。

(2) 町会・自治会及び施設管理者との連携

避難所責任者は、町会・自治会（自主防災組織を含む）や施設管理者と協力し、災害対策関連情報の提供、物資の分配等に従事し、避難所の効率的な運営に努める。

(3) 避難所の運営、管理の留意点

避難者の自主的な運営を促すとともに、次の事項に留意して、避難所の運営、管理にあたる。

ア. 避難者の把握

イ. 混乱防止のための避難者心得の掲示

ウ. 緊急事態応急対策の実施状況・予定等の情報の掲示

エ. 生活環境への配慮

オ. 災害時要援護者への配慮

(4) 飲食物、生活必需品等の供給

市は、コンクリート屋内退避所、避難所等において必要となる飲食物、生活必需品等の調達等について状況等から判断して必要と認めた場合は、備蓄品の供給、給（貸）与、事業者等への物資の調達要請等を行うものとする。

その場合においても不足する場合には、府に協力を要請するものとする。

3. 避難所の閉鎖

- (1) 市長は、原子力緊急事態解除宣言が発出され、避難者が帰宅できる状態になった場合は、避難所の閉鎖を決定し、必要な指示を与える。
- (2) 避難所責任者は、市長の指示により避難者を帰宅させる等必要な指示を与える。

第12節 飲料水、飲食物の接種制限等

1. 飲料水、飲食物の摂取制限

市は、原子力安全委員会が定めた指針を踏まえた国の指導・助言、指示及び放射性物質による汚染状況調査に基づき、次表の「飲食物摂取制限に関する指標」を超え、又は超えるおそれがあると認められる場合は、汚染水源の使用禁止、汚染飲料水の飲用禁止の措置及び汚染飲食物の摂取制限等必要な措置をとる。

表 飲食物摂取制限に関する指標

対象	放射性ヨウ素 (混合核種の代表核種： ¹³¹ I)
飲料水	3×10 ² Bq/kg以上
牛乳・乳製品	
野菜類(根菜、芋類を除く)	2×10 ³ Bq/kg以上

対象	放射性セシウム
飲料水	2×10 ² Bq/kg以上
牛乳・乳製品	
野菜類	5×10 ² Bq/kg以上
穀類	
肉・卵・魚・その他	

対象	ウラン
飲料水	20 Bq/kg以上
牛乳・乳製品	
野菜類	1×10 ² Bq/kg以上
穀類	
肉・卵・魚・その他	

※Bq (ベクレル)：放射能(放射線を出す能力)の強さを表す単位

2. 農林水産物の採取及び出荷制限

市は、原子力安全委員会が定めた指針を踏まえた国の指導・助言及び指示に基づき、農林水産物の生産者、出荷機関及び市場の責任者等に汚染農林水産物の採取並びに出荷を制限し、又は禁止する等の必要な措置をとる。

3. 本市の取るべき措置

市は、市民の健康を守るため緊急に必要があると認めるとき、又は府から飲料水、飲食物等の摂取制限措置の指示があったときは、汚染飲料水及び飲食物の摂取を制限し、又は禁止する。

4. 飲料水及び飲食物の供給

市は、飲料水、飲食物の摂取制限等の措置を行った場合は、府をはじめとする他の防災関係機関と協力して関係市民への応急措置を講ずる。

第13節 交通規制・緊急輸送活動

市、府をはじめとする防災関係機関は、連携して救助・救急、医療並びに緊急物資の供給を迅速かつ的確に実施するための緊急輸送活動に努める。

1. 陸上輸送

(1) 地域緊急交通路の確保

大阪府警察及び本市の道路管理者は、交通規制に当たって、原子力災害合同対策協議会において相互に密接な連絡をとるものとする。

ア. 緊急事態応急対策のための緊急交通路の確保

泉佐野警察署及び道路管理者は、府が選定した緊急交通路について必要な措置を講じ、その結果を本市及び府に連絡する。

(ア) 道路の区間規制

道路管理者は、選定された緊急交通路の交通規制を実施し、その結果を府及び泉佐野警察署に連絡する。

(イ) 区域規制

道路管理者は、緊急事態応急対策実施区域の範囲等に応じて府、泉佐野警察署と協議し、区域規制を行う。

イ. 警察官、自衛官及び消防吏員による措置命令

警察官は、通行禁止区域等において、車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となることにより緊急事態応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認めるときは、車両その他の物件の所有者等に対して緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、同様の措置を講ずる。

ウ. 交通規制の標識等の設置

道路管理者は、車両の通行を禁止し、又は制限する措置を講じた場合は、緊急の場合を除き、規制の対象、期間等を表示した標識等を設置する。

(2) 地域緊急交通路の周知

市及び道路管理者は、報道機関等を通じて、消防機関、医療機関、自衛隊、交通関係事業者、ライフライン事業者など緊急輸送活動に係る関係機関等に対して、交通規制の状況を連絡させるため、住民への周知を行う。

(3) 輸送手段の確保

ア. 車両の確保

本市が所有している（専用公用車含む。）車両については、総務部総務班が一括管理し、車両の確保を行う。しかし、一時的に多数の車両を必要とした場合や、災害が広域にわたるなど、本市の車両のみでは避難者の輸送、救助物資輸送など困難な場合は、市内の運送業者等から車両を調達するなど、輸送車両の確保を図る。

なお、迅速な車両確保を行うため、運送業者との協定の締結に努める。

第1部 原子力災害応急対策
 第13節 交通規制・緊急輸送活動

イ. 調達依頼

市所有分では不足する場合で、運送業者からの借上げ又は、知事に調達依頼するときは、次の事項を明示する。

- (ア) 輸送区間及び借上げ期間
- (イ) 輸送人員又は輸送量
- (ウ) 車両等の種類及び台数
- (エ) 集合場所及び日時
- (オ) その他必要事項

ウ. 緊急通行車両の事前届出及び確認申請

(ア) 事前届出済の車両

災害対策基本法に基づく通行規制が実施された場合には、事前届出済証の交付を受けている車両については、大阪府公安委員会又は知事に対し、緊急通行車両の確認申請を行い、所定の証明書及び標識の交付を受ける。

(イ) 原子力災害発生後の届出

災害対策基本法に基づく交通規制が実施された場合には、事前届出済証を受けていない車両や運送業者から借上げ等によって調達した車両については、直ちに自動車検査済証等の必要書類を泉佐野警察署又は知事に持参し、緊急通行車両としての確認申請を行う。

2. 航空輸送

(1) 輸送基地の確保

ア. 本市の災害時用臨時ヘリポートについては、次の場所を選定する。

表 災害時用臨時ヘリポート

ヘリポート名	所在地	管理者	電話	幅×長さ
不二製油株式会社 阪南工場グラウンド	住吉町1	不二製油株式 会社保安係	463-1341	土表面 100×87m
末広公園	新安松 1-1-23	都市整備部 道路公園課	463-1212	土表面 175×70m
稲倉池グラウンド	日根野 5560-172	生活産業部 農林水産課	463-1212	土表面 81×70m

イ. 市は、災害時用臨時ヘリポートにおける障害物の有無等、利用可能状況を把握し、府に報告する。

ウ. 本市及び府は、大阪市消防局、泉佐野警察署、自衛隊と協議し、開設するヘリポートを指定する。

(2) 輸送手段の確保

市は、大阪市消防局、泉佐野警察署、自衛隊の協力を得て、輸送手段の確保を図る。

第14節 消火、救出・救助、救急活動

市は、泉佐野警察署はじめ他の関係機関と相互に連携を図りつつ、迅速かつ的確に消火、救出・救助、救急活動を実施するものとする。

1. 災害発生状況の把握

市は、緊急事態応急対策の実施状況の早期把握に努め、関係機関への情報伝達に努める。

2. 応急活動

泉佐野警察署及び関係機関との密接な連携のもと、消火、人命救助活動や行方不明者の捜索を実施するとともに、医療機関と連携した救急活動を実施する。

また、消火及び救出・救助、救急活動が円滑に行われるよう必要に応じ府又は原子力事業者等その他の民間からの協力により、消火及び救出・救助、救急活動のための資機材を確保するなどの措置を講ずる。

3. 応援要請

- (1) 災害の状況等から必要と認められるときは、消防庁、府、原子力事業者等に対し、応援を要請するものとする。この場合、必要とされる資機材は応援側が携行することを原則とする。
- (2) 本市単独では十分に消火及び救出・救助活動が実施できない場合、負傷者を搬送するためヘリコプター等が必要な場合、又は資機材が必要な場合は、大阪市消防局若しくは他市町村などに相互応援協定に基づく応援等を要請する。
また、市は、応援市町村等に対し、放射性物質及び放射線の影響範囲、地理などの情報を提供する。

第15節 医療救護活動

市は、府が実施する放射線被ばく又は放射性物質による汚染を受けた者のほか、緊急時の混乱等により生ずる一般傷病者等に対する医療救護活動について協力するものとする。

1. 医療救護班の編成・派遣

(1) 医療救護班の編成

市は、迅速な医療救護活動を実施するため、現地に救護所を設置・運営するとともに、りんくう総合医療センター、(社)泉佐野泉南医師会等へ医療救護班の派遣を要請し、医療救護活動を実施する。

なお、本市単独では十分対応できない場合は、府及び日本赤十字社大阪支部に医療救護班の派遣要請を行う。

(ア) 編成数、構成

機関名	構成	班数	医師数	看護師数	その他
りんくう総合医療センター		2	4	4	2

(イ) 参集場所

医療救護班の参集場所は、りんくう総合医療センターとする。

(2) 医療救護班の搬送

原則として、医療関係機関で所有する緊急車両等を活用し移動することとするが、医療関係機関が搬送手段を有しない場合は、本市が搬送手段を確保し、搬送を行う。

(3) 医療救護班の受入れ・調整

市への医療救護班の受入れ窓口は、りんくう総合医療センターに設置し、府の支援・協力のもと救護所への配置調整を行う。

2. 医療救護班の活動

医療救護班は、必要に応じて、国の緊急被ばく医療派遣チーム等の指導を受け、救護所において、一般傷病者に対する治療を行う。

一般傷病者については、必要に応じ、消防機関に医療機関等への搬送を要請する。

第16節 社会秩序の維持

市、府をはじめとする防災関係機関は、流言飛語の防止に努めるなど、被災地域における社会秩序の維持を図るとともに、被災者の生活再建に向けて、物価の安定、必要物資の適切な供給を図るための措置を講ずるものとする。

1. 市民への呼びかけ

市及び府は、各種の応急対策の推進、実情周知による人心の安定、さらには、復興意欲の高揚を図るため、被害の状況や応急・復旧対策に関する情報を積極的に住民に提供するとともに、秩序ある行動をとるよう呼びかけを行う。

2. 警備活動

泉佐野警察署は、応急対策実施区域及びその周辺における公共の安全と秩序を維持するため、関係機関と密接な連絡協力のもと、犯罪防止対策を重点とした警備活動を実施する。

第1部 原子力災害応急対策

第17節 核燃料物質等の事業所外運搬中の事故に対する 迅速かつ円滑な応急対策

第17節 核燃料物質等の事業所外運搬中の事故に対する

迅速かつ円滑な応急対策

本市域において、核燃料物質等の事業所外運搬中の事故により特定事象が発生した（事業所外運搬に使用する容器から1メートル離れた場所において、 $100\mu\text{Sv/h}$ 以上の放射線が検出された等）場合及び原子力緊急事態宣言が発出された場合は、本市をはじめとする防災関係機関及び原子力事業者は、本章に定める内容を準用して、迅速かつ円滑な応急対策を実施する。

第2部 原子力災害復旧対策

第2部 原子力災害復旧対策

第1節 原子力災害復旧対策の推進

第1節 原子力災害復旧対策の推進

市は、府をはじめとする他の防災関係機関及び原子力事業者と連携し、原災法第15条第4項の規定による原子力緊急事態解除宣言が発出された以後において、原子力災害からの速やかな復旧が図れるよう原子力復旧対策を推進する。

1. 放射性物質による汚染の除去等

市は、府をはじめとする他の防災関係機関及び原子力事業者と連携し、放射性物質に汚染された物質の除去及び除染作業を行うものとする。

2. 各種制限措置の解除

市は、府と連携し、緊急時環境放射線モニタリング等による地域の調査、国が派遣する専門家、原子力安全委員会緊急事態応急対策調査委員会の判断等を踏まえ、原子力災害応急対策として実施された、立ち入り制限、交通規制、飲料水・飲食物の摂取制限及び農林水産物の採取・出荷制限等各種制限措置の解除を行うとともに解除実施状況を確認する。

3. 災害地域市民に係る記録等の作成

(1) 災害地域市民の記録

市は、避難及び屋内退避の措置をとった市民等に対し、災害時に当該地域に所在した旨の証明、また、避難所等においてとった措置等を記録するとともに、その結果を府に報告する。

(2) 損害調査の実施

市は、市民等が受けた損害の調査を実施し、その結果を府に報告する。

(3) 緊急事態応急対策措置状況の記録

市は、府とともに災害地域の汚染状況、応急対策措置及び復旧対策措置を記録する。

4. 風評被害等の影響の軽減

市は、国及び府と連携し、原子力災害による風評被害等の未然防止及び影響を軽減するために、農林水産業、特産品等の適正な流通の促進のための広報活動を行う。

5. 被災中小企業等に対する支援

市は、国及び府と連携し、必要に応じ災害復旧高度化資金貸付、小規模企業設備資金貸付及び中小企業体質強化資金貸付等により、設備復旧資金、運転資金の貸付を行う。

また、被災中小企業等に対する援助、助成措置について広く被災者に広報するとともに、相談窓口を設置する。

6. 心身の健康相談体制の整備

市は、国及び府とともに、原子力事業所の周辺地域の市民等に対する心身の健康に関する相談に応じるための体制を整備する。

